



東京経済大学

# 自己点検・評価 報告書

2011年度



# 目次

## 序章 --- 6

- 1. 東京経済大学の概要 ..... 6
- 2. 本学の自己点検・評価の基本方針と経緯 ..... 6
- 3. 本学の自己点検・評価の体制 ..... 7
- 4. 前回の認証評価を受けての改善措置概要 ..... 8

## 本章 --- 10

### I 章. 理念・目的 ..... 10

- 1. 現状の説明 ..... 10
- 2. 点検・評価 ..... 19
- 3. 将来に向けた発展方策 ..... 21
- 4. 根拠資料 ..... 22

### II 章. 教育研究組織 ..... 23

- 1. 現状の説明 ..... 23
- 2. 点検・評価 ..... 24
- 3. 将来に向けた発展方策 ..... 25
- 4. 根拠資料 ..... 26

### III 章. 教員・教員組織 ..... 27

- 1. 現状の説明 ..... 27
- 2. 点検・評価 ..... 42
- 3. 将来に向けた発展方策 ..... 48
- 4. 根拠資料 ..... 50

### IV 章— 1. 教育目標 ..... 52

- 1. 現状の説明 ..... 52

2. 点検・評価 .....	65
3. 将来に向けた発展方策 .....	66
4. 根拠資料.....	66
<b>IV章— 2. 教育課程・教育内容 .....</b>	<b>68</b>
1. 現状の説明 .....	68
2. 点検・評価 .....	80
3. 将来に向けた発展方策 .....	84
4. 根拠資料.....	86
<b>IV章— 3. 教育方法 .....</b>	<b>87</b>
1. 現状の説明 .....	87
2. 点検・評価 .....	102
3. 将来に向けた発展方策 .....	107
4. 根拠資料.....	109
<b>IV章— 4. 教育成果 .....</b>	<b>111</b>
1. 現状の説明 .....	111
2. 点検・評価 .....	116
3. 将来に向けた発展方策 .....	117
4. 根拠資料.....	117
<b>V章. 学生の受け入れ .....</b>	<b>118</b>
1. 現状の説明 .....	118
2. 点検・評価 .....	127
3. 将来に向けた発展方策 .....	129
4. 根拠資料.....	130
<b>VI章. 学生支援 .....</b>	<b>132</b>
1. 現状の説明 .....	132
2. 点検・評価 .....	138
3. 将来に向けた発展方策 .....	143

4. 根拠資料.....	146
<b>Ⅶ章. 教育研究等環境.....</b>	<b>147</b>
1. 現状の説明.....	147
2. 点検・評価.....	153
3. 将来に向けた発展方策.....	155
4. 根拠資料.....	157
<b>Ⅷ章. 社会連携・社会貢献.....</b>	<b>159</b>
1. 現状の説明.....	159
2. 点検・評価.....	162
3. 将来に向けた発展方策.....	164
4. 根拠資料.....	166
<b>Ⅸ章—1. 管理運営.....</b>	<b>167</b>
1. 現状の説明.....	167
2. 点検・評価.....	170
3. 将来に向けた発展方策.....	172
4. 根拠資料.....	173
<b>Ⅸ章—2. 財務.....</b>	<b>174</b>
1. 現状の説明.....	174
2. 点検・評価.....	175
3. 将来に向けた発展方策.....	176
4. 根拠資料.....	176
<b>X章. 内部質保証.....</b>	<b>178</b>
1. 現状の説明.....	178
2. 点検・評価.....	183
3. 将来に向けた発展方策.....	184
4. 根拠資料.....	184

## 終章 186

---

1. 各評価基準ごとの現状 .....	186
2. 全体的な目標達成状況 .....	186
3. 優先的に取り組むべき課題 .....	201
4. 今後の展望 .....	214



# 序章

---

## 1. 東京経済大学の概要

東京経済大学は、1900年、明治期実業界の先導者の一人である大倉喜八郎によって創設された大倉商業学校を前身としている。その建学の理念は、世界共通の商業知識を身に付け、世界を相手として商業活動をすることのできる経済人（『世界に通用する商人』）を育成するところにあった。その後、1920年に大倉高等商業学校に昇格し、さらに、1949年に学制改革に伴って新制大学に昇格し、校名を東京経済大学に改めた。

本学は、このような旧大倉商業学校以来の歴史と伝統の上にたち、時代と社会の要請に応えるため教育研究の質的向上と教育施設の整備・拡充に努めてきた。その後、経済学部1学部の単科大学として発足し、1950年には短期大学部、1964年には経営学部を設置した。さらには1970年以降、大学院を開設し、その拡充を図った。具体的には、1970年に経済学研究科修士課程、1976年に同博士課程、1984年に経営学研究科修士課程、1986年に同博士課程を開設した。

1990年代に入り、教育の質的充実と社会の多様化する教育需要に応えるため、学生総定員を増やさずに学部学科の再編成が進められた。1995年にわが国最初のコミュニケーション学部を開設し、さらに1998年に経営学部に通商マーケティング学科、1999年にコミュニケーション学研究科修士課程、本学創設100周年にあたる2000年に21世紀の法化社会の人材育成を目指す現代法学部、2001年にコミュニケーション学研究科博士課程、2002年に経済学部国際経済学科、2004年に現代法学研究科修士課程を開設した。また同年、学部学科という枠組みを越えて学ぶことができる「21世紀教養プログラム」が設けられた。なお、本学は、現代法学部が開設された際に短期大学部について、2001年には経済学部第二部、経営学部第二部について、学生募集を停止し、その後廃止した。

このようにして、本学はほぼ10年の間、現代社会の諸要請に積極的に対応し、学部・学科・大学院の整備・拡充を図り、カリキュラムや教育方法にも創意工夫をこらしつつ改善を図り、複雑化した社会において多様な課題に対処できる能力を身に付けた人材の育成に尽力し、なお、不断の教育改革に取り組んでいる。

## 2. 本学の自己点検・評価の基本方針と経緯

本学は自己点検・評価の活動に積極的に取り組んできた。本学がこの活動に組織的に取り組み始めたのは1992年6月で、それは自己点検・評価の実行を大学に求められた大学設置基準が大綱化されてからちょうど1年後のことであった。本学はまず、自己点検・評価に関する準備委員会を設置して本学の自己点検・評価規程（東京経済大学自己点検・評価規程、1993年7月）を制定した上で、同規程に基づき自己点検・評価運営委員会および同基本事項検討委員会を設置し、事務責任者として自己点検・評価主幹を任命して、全学的な点検・評価活動に入った。

このようにして始めた本学の自己点検・評価活動の最初の成果が中間報告『1994年 東京経済大学の現状と課題』である。この中間報告に対する意見を全学から聞くとともに、1996年度からの実施が決まった大学基準協会の「相互評価」にいち早く認定申請をする方針を決定した。この方針に基づき、本学は必要な報告書を作成した上で、1996年8月に大学基準協会に対して相互評価の申請を行った。1997年3月には、相互評価申請のための報告を『東京経済大学の現状と展望－1996年 自己点検・評価報告書－』として公表した点検・評価の結果、1997年4月1日付で、大学基準協会から「相互評価の認定を行うことが適当である」旨の通知を受けた。

大学基準協会による相互評価の周期は当時10年であったが、本学の自己点検・評価報告書の作成周期が5年と定められていたので、大学基準協会による相互評価の周期の中間年にあたる2001年度に、本学における自己点検活動に資するため『東京経済大学自己点検評価資料』（学内資料）を作成した。その後、2004年度の学校教育法改正により、認証機関による大学評価が義務付けられたことに伴い、改正法に対応するため2004年4月に本学の自己点検・評価規程を改正した。その際、自己点検・評価報告書の作成周期を7年とした。

本学は、2004年4月に大学基準協会に対して相互評価申請を行うべく準備を進めていたが、2000年に開設した現代法学部が完成した後、新学部も評価の対象とされることが適切と判断し、2005年4月に大学基準協会に相互評価のための申請を行うことと決定し、鋭意、自己点検・評価活動を続け、『東京経済大学2004年度自己点検・評価報告書』を取りまとめた。

その結果、2005年度には大学基準協会による認証評価を申請し、2005年度末に「適合」の評価を得るとともに、24項目の助言と1項目の勧告を得た。評価結果をふまえ、自己点検・評価運営委員会は、点検・評価作業の効率化と教育研究改善をテーマとして従来の自己点検・評価の在り方についての再検討を開始し、自己点検・評価活動と大学執行部の会議との連携、自己点検・評価活動と全学・学部教務委員会や研究委員会との連携などを強化した。また、各教員の研究活動や教育活動については毎年刊行されている『東京経済大学一覽』に収録し自己点検・評価活動が有効に機能するようにしている。

2005年度の認証評価申請において刊行した『東京経済大学2004年度自己点検・評価報告書』の後、自己点検・評価運営委員会は、2009年に『東京経済大学2009年度自己点検・評価中間報告書』を刊行した。この報告書では、2005年度の認証評価の申請後に本学が新たに取り組んだTKUチャレンジシステムやキャリア育成プログラムなどを中心に点検・評価を行った。

また、同年には大学基準協会による助言・勧告を真摯に受け止め、改善に取り組んだ結果を「改善報告書」としてとりまとめ、同協会に提出した。同協会は2010年3月に「改善報告書検討結果」を本学に通知し、本学による改善の取り組みを確認し、多くの項目について成果が満足すべきものであるとしている。

### 3. 本学の自己点検・評価の体制

本学の自己点検・評価は、上記のように、自立組織として位置づけられた運営委員会によって行われてきたが、当初より、理事会主導型のトップダウンで行うのではなく、ボトムアップで行うことを共通認識としており、実際の活動は、次第に各学部・研究科、全学・学部教務委員会、研究委員会および秘書課が行う形に変化していった。他方、文部科学省中央教育審議会答申等においては大学の質保証に関する責任を示すものとして自己点検・評価活動が位置付けられ、また、大学基準協会は、2009年に認証評価の新たな方針を発表し、評価の基本的位置づけを各大学の点検・評価体制のあり方自体を評価するという形に変更した。

本学では、自己点検・評価運営委員会は、本学におけるこれまでの自己点検・評価の経緯や方針を整理し、点検・評価体制の強化を学長に提案し、2010年9月の大学運営会議に提案し了承された。その趣旨は、大学自らがその理念・目的に基づき、PDCAサイクルを機能させながら、大学の質の維持・向上を実現するため、自己点検・評価運営委員会に評価組織での評価委員の経験者を委員長・副委員長（新設）にあて、さらに、運営委員会のメンバーに学部長・研究科委員長、全学教務委員長、研究委員会委員長、事務部局の部長を構成員とする新たな体制に移行させ、点検・評価活動の効率化を図り、評価結果を改善計画につなげる仕組みとするというものである。

これを受けて、2011年3月に、各組織における諸活動を恒常的に点検・評価するため、全ての学部・研究科と事務部局の会議で、自己点検・評価の効率化と質保証の必要性を周知することとした。さらに、運営委員会の構成員に学内最高意思決定機関である大学運営会議メンバーの多くを加え検討課題を直ちに政策に反映できる体制を整えた。運営委員会の事務局は学長室の秘書課が担い、点検・評価のために的確に情報を提供し、結果を学長に報告し大学の政策に反映できる仕組みとなっている。運営委員会は年2回以上開催し、各点検・評価の報告や総括や目標の確認を毎年行ったうえで、7年ごとに自己点検・評価結果をまとめ、学長に提出する。そして学長の承認を受けた上で、ウェブサイト等にて公表する。改善すべき事項については、関係組織・部局による検討を経て適切な措置を講じている。

自己点検・評価の結果が大学の事業計画等が実効性を持つためには、全教職員が、大学の内部および外部の環境に関する認識を共有し、全学的な課題と目標を理解してそれぞれの分掌に基づく的確な施策を作成し、それらを統合した計画を確認することが必要である。そして、点検・評価によって、計画実施の成果を確認するとともに問題点や新たな課題を洗い出しつつ、計画を適切に実施あるいは立案もしくは修正していくことが大切である。ある学部・研究科や部局で効果があがっている実践例は、他の部局における改善の参考にし、大学全体の質的向上を実現する必要がある。本学は、新たな自己点検・評価体制のもとで、より一層自らの判断と責任において点検・評価を行い、大学の改革・改善につながる内部質保証体制を確立し、教育研究水準の向上を図っている。

## 4. 前回の認証評価を受けての改善措置概要

本学では2006年3月に認証評価機関（大学基準協会）より「適合」の認証を得たが、同時に24項目の助言と1項目の勧告を受けた。指摘された主な項目は多岐にわたるものであったが、本学は大学全体の戦略、方針に関わる課題として指摘項目を①学部定員管理、②教育内容・方法改善、③学生受け入れの改善（編入学生の確保）、④研究環境の改善、⑤教員組織の改善（年齢構成）のあり方の5つの課題にまとめ、改善の検討を開始した。

特に、経済学部の定員管理については、「過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は1.19～1.32であり、高い水準で推移してきた。直近の学部全体の収容定員に対する在籍学生数比率は1.32と高い（特に経済学科の収容定員に対する在籍学生数比率は1.36とさらに高い）ので是正されたい。」との勧告を受けた。その後、本学では、在籍者数を収容定員に近づけるべく努力を行い、特に、入学予定者数の歩留まりの予測をより正確に行うなどの改善を行った。その結果、経済学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、2009年度では1.17に改善した。これは、2005年度以降の経済学部の入学定員超過率を1.12（2005年度）、1.12（2006年度）、1.16（2007年度）、1.18（2008年度）、1.06（2009年度）と改善に努めたことによる。

教育内容・方法の改善については、全学教務委員会、各学部教務委員会、各研究科が中心になり定期的なカリキュラムの見直し、開講時限の見直しによる取り組みなどにより改

善が進められている。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）への取り組みを全学、各学部、研究科に拡大し教員間の情報の共有、教育効果の検証に関し授業アンケートの分析等を踏まえた教学改善に関する検討などが、頻繁に行われている。さらに、教育効果を向上すべく、履修者数の上限の設定や少人数授業（演習等）の充実に努めている。学生の国際交流についても海外研修プログラムの充実などによりその拡大に努力している。

研究環境の改善については、教員持ちコマ数の設定と厳格な運用、サバティカル制度の充実・弾力的運用、学外研究費補助金の申請支援など助言を受けた項目の改善に努めた。さらに、教員組織の内、専門科目担当教員の年齢構成について、61歳以上の教員数が多いとの助言を受けたが、その後の採用において若い年齢層の教員の採用に努力した結果、学部間で差があるものの改善している。

なお、認証評価で指摘を受けた事項については、2009年7月に、改善に取り組んだ結果を「改善報告書」としてとりまとめ、同協会に提出した。同協会は2010年3月に「改善報告書検討結果」を本学に通知し、本学による改善の取り組みを確認し、多くの項目について成果が満足すべきものであるとしている。

# 本章

---

## I 章. 理念・目的

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### <1>大学全体

###### ①理念・目的の明確化

2008年3月14日付で、本学は東京経済大学学部・学科等の教育研究上の目的に関する規程（以下、学部等目的規程と略す。）を制定した【根拠 1-3】。4学部教授会、全学共通教育センター会議、21世紀教養プログラム運営委員会等での議論を経て規程制定の形で本学の学部・学科の理念・目的を明確にしている。

学部等目的規程第2条（東京経済大学における「建学の精神」）は次のように定義している。

「東京経済大学は、1900年に創設された大倉商業学校以来の伝統を継承し、『進一層』の気概を持ち、『責任と信用』を重んじ、『実践的な知力』を修得してグローバル社会で活躍する人材の養成のための教育を行い、専門学術の真摯な研究を通じて社会に貢献し、以って時代と社会の要請に積極的に応じて絶えざる自己変革を推進し、地域と社会に開かれた大学であることを希求する。」

学部等目的規程ではこの「建学の精神」を受けて各学部および学部横断プログラムである21世紀教養プログラム等の「教育研究理念」の定義が記述され、更に「建学の精神」および「教育研究理念」を受けて各学部および学部横断プログラムである21世紀教養プログラム等の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」が定義されている。

また大学院では、2009年4月1日付で東京経済大学大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程（以下、大学院目的規程と略す。）を制定し【根拠 1-4】、学部と同様の条文構造によって大学院における理念・目的を従来より一層明確にしている。

###### ②実績や資源からみた理念・目的の適切性

「進一層・進取の気性」、「責任と信用」を重んずる精神は、いつの時代にあっても価値を失うものではなく、「実践的な知力」も各学部等で創立以来の校風を形作りつつ展開されてきており、グローバル時代にあって国際的視野の育成を重視した本学の教育研究上の姿勢も一層の重要性を増しているものと本学は認識している。

###### ③個性化への対応

本学の長い歴史の中で「建学の精神」は、教育研究の実践の中で再確認を繰り返してきており、本学の個性化、校風の継承において重要な核心部分を担ってきたと言える。

## ＜2＞経済学部

経済学部の理念・目的は、学則第1条第2項に基づき制定された学部等目的規程において、明確に定められている【根拠 1-3】。

経済学部の教育研究の理念は、「グローバル化の進展する経済社会における多様な諸問題を分析し、その解決に努め、以って国内外の様々な要請に応じて活躍できる、高度な専門的経済知識と倫理観を備えた良き市民、良き経済人を養成し、その基盤となる教育研究を推進する」ことである。

さらに、経済学部、および経済学科と国際経済学科の両学科における人材の養成に関する目的等も同規程において定められている。経済学科においては「絶えず変化する日本の経済社会、それを取り巻く世界経済、そして地球環境に関わる諸問題に常に関心を持ち、その本質を理解するとともに、国内外の様々な領域における現状の改善のために貢献しうる経済学を中心とする専門知識および情報収集力・分析力・情報発信力を備えた有為な人材を育成すること」を目的とする。国際経済学科においては「国際経済の素養、世界の諸地域の政治、経済、文化に関わる基礎知識および英語・中国語を中心とする外国語の能力を含むコミュニケーション能力を修得し、グローバル化の進む国際社会の中で、諸国民の相互理解と繁栄を追求する基本姿勢を身に付け、活躍できる人材を育成すること」を目的とする。

いずれの学科においても、建学の精神である「進一層」の気概や「責任と信用」の重視に基づき、専門的な知識を身に付けると同時に、国際化する経済社会の中で広い視野を持って、実践的、積極的に行動しうる人材を育成することを目指している。

## ＜3＞経営学部

経営学部の理念・目的は、学部等目的規程において、明確に定められている【根拠 1-3】。この目的を実現するために本学部の教育システム資源として、経営管理、経営戦略、経営情報、経営史、簿記・会計、商学、流通、マーケティング、広告や、数理科学などの専門分野の専任教員を擁しており、「現代経営」、「経営情報」、「現代会計」の3コースを持つ経営学科と流通マーケティング学科を配置して、さらに、会計専門職を目指す会計プロフェッショナルプログラムを開設し、それぞれのカリキュラムを通して専門分野を体系的かつ段階的に学習する環境を整えている。また、幅広い教養・見識、国際的な視野を養成するための全学共通教育センターの専任教員も備えている。このように、本学部の理念・目的は適切なものであると考える。

## ＜4＞コミュニケーション学部

コミュニケーション学部の理念・目的は、学部等目的規程において、明確に定められており【根拠 1-3】、広くコミュニケーション学としての総合的研究に取り組むことが定められている。

このような理念・目的がきわめて適切なものであったことは、学部開設から16年が経過した現在のインターネットの急速な発展や携帯電話の普及による、仕事や地域活動はもとより、生活全般に及ぶコミュニケーション状況の大変容を見れば明らかである。予測以上の早さで発展し、質的に変化するコミュニケーション状況に対応して、コミュニケーション学部ではその教育理念・目的にメディア・リテラシーの必要性を加え、メディアを介するコミュニケーションはもとよりコミュニケーション活動全般について、その本質を理解することを基軸にした機器操作能力、批判的読解力、情報発信力の統合を目指すこととしている。

## I 章. 理念・目的

### 1. 現状の説明

#### < 5 > 現代法学部

現代法学部の理念・目的は、学部等目的規程において、明確に定められている【根拠 1-3】。本学部は、本学創設 100 周年を迎えた 2000 年に開設された、本学において最も新しい学部である。1999 年に司法制度改革審議会が設置され、21 世紀の日本社会のより一層の法化を目指した司法制度改革が進行しつつあった時期であり、本学部は、本学の建学の精神・理念である「進一層」「責任と信用」を基礎に、21 世紀の法化社会に対応できる人材を育成することを目的として開設され、学部名に「現代」を冠したのも、その趣旨を明確にするためであった。これは 21 世紀を迎えるにあたって、本学の開学の精神・理念を新しい時代に合わせ発展させた時宜を得た開設であり、法化社会にふさわしい自律した個性を發揮できる人材の育成を目指している。

#### < 6 > 全学共通教育センター

本学は「教養の重視」「専門と専門外とを必ずしも厳格に区別しない」伝統をもっており、早くから教養教育を担当する組織である今日の全学共通教育センターを設置し、学部等目的規程【根拠 1-3】においても「地球的視座をもち、批判的思考力を身につけたよき市民のための教育」という本学独自の教養教育の理念が明示されている。この短いことばの中には、関心を自己の内面や身の回りの事象、日本国内に限らず、世界に目を向けること、複雑な歴史的・社会的事象を的確に把握して主体的に判断すること、国境や文化、性別、年齢を超えてさまざまな人々と積極的に相互理解を深め、自然環境・生態系に対する十分な配慮ができることなどが含意されている。

またこの目的にあるように、国境や文化、性別、年齢を超えた地球上での相互理解を深めるため、「多文化主義と共生」「NPO 論」「福祉論」「人権の歴史と理論」「人権とマイノリティ」「現代社会と宗教」などの科目を開講している（後述の「他者との共生を考える」科目群）。これらの科目は本学の教養教育の一つの特徴を形づくるだけでなく、関心や資質が多様化した学生の欲求にも応えるものである。

#### < 7 > 21 世紀教養プログラム

「21 世紀教養プログラム」は「共生」を統合的な理念に掲げて 2004 年度に出発し、その目的は学部等目的規程【根拠 1-3】において、明確に定められている。

その理念のなかに「人間」「世界」「地球」の学習ガイド領域を設けて、さらにその三つの領域に、「人権」「平和」「対話」「支援」「生命」「環境」の六つの学習ガイド・コンセプトが重なり合って、リベラル・アーツを総合的・体系的に学ぶマトリックスが構成されている。「21 世紀教養プログラム」のカリキュラムは、「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するために、「学生の関心や指向性を尊重し、学習の目的を自ら発見し実現する自己発見・自己実現型教育」「学部横断的カリキュラム」「少人数教育とチュートリアルによる個別指導」「読む・聴く・対話する基礎的能力育成を重視したカリキュラム」「現場性・体験性を重視したカリキュラム」の 5 点に要約される教育上の特色を有している。

## ＜ 8 ＞経済学研究科

経済学研究科の理念・目的は、大学院学則第1条の目的に基づき制定された、大学院目的規程において、明確に定められている【根拠1-4】。

本研究科は、日本国内外の経済における現代的諸問題の本質を広い視野から客観的に分析することにより、その解決や様々な要請に貢献しうる能力を帯し、かつ社会的倫理を具えた堅実な専門的職業人や、真摯な研究者を育成するために、その教育と研究を誠実に遂行することをもってその理念としている。

修士課程は、広い視野に立った精深な学識を培うことにより、日本および世界経済の歴史と現状、さらに地球の環境と資源問題等を客観的に認識し、その本質を首尾一貫して理論展開するために、経済学の専門知識と理論、情報の収集・分析・活用能力、論理展開能力を体得した堅実な専門的職業人や、真摯な研究者を指向する人材の育成を目的としている。

また、博士後期課程は、経済学の研究者としての自立した活動、又はその他の高度な専門的職業人としての活動に必要な、広い視野に立った研究能力を体得し、それによって経済学の精深にして創造的な学識を探究する真摯な人材の育成を目的としている。

これら目的に沿った教育を行うとともに、近年、在学者のほとんどを占めるにまで至っている留学生に対して、日本と諸外国の架け橋になりうる人材を育成するとともに、高齢化や働き方の多様化、社会変化に対応する再教育機会の必要性など、現在日本の社会的要請に応えるために、社会人学生やシニア学生の受入制度を充実させている。

## ＜ 9 ＞経営学研究科

経営学研究科の理念・目的は、大学院目的規程において明確に定められている【根拠1-4】。本研究科は企業社会が抱える諸問題の本質を捉えて分析し、その実践的な解決を探究する基盤となる研究・教育を推進し、以て企業社会の未来を切り拓く気概と専門知識・倫理観を具えた企業人、専門家、研究者を養成することを目的としている。

修士課程は、企業社会に関わる情報を収集、加工、活用する専門的能力を培い、企業経営の諸問題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる企業人、専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的としている。この実現のために、単に企業内部の経営上の諸現象を個別領域の範囲で深く研究するだけでなく、企業活動を社会的・文化的・政治的・経済的現象として多角的な視点から研究展開することも必要であり、在学期間中に専門知識を修得するとともに、それらの知識を活かした問題分析能力の向上と手法の習熟を目指している。

また、博士後期課程は、企業社会に関わる研究活動に自立して持続的に取り組むために必須な専門的能力を育成し、経営学の発展に寄与する創造的研究を通して、企業社会に貢献できる研究者・専門家を養成することを目的としている。本課程へ進学する学生も近年増加しており、経営学の学術研究に寄与し得る人材の育成を目指すべく、きめ細かなマンツーマンの指導を行っている。

## ＜ 10 ＞コミュニケーション学研究科

コミュニケーション学研究科の理念・目的は、大学院目的規程において明確に定められている【根拠1-4】。

本研究科は、社会を成立・維持させる上で必須のコミュニケーション活動の重要性に鑑み、コミュニケーション学部を基礎として、それらの教育内容を発展させた、我が国初の

## I 章. 理念・目的

### 1. 現状の説明

当該学問の高等教育機関として設立された。本研究科は、コミュニケーションに関する高度な理論、知識に基づいて、多様な領域で活動する専門家、研究者を養成することを目的としている。

修士課程では、メディア社会領域、ネットワークコミュニケーション領域、企業コミュニケーション領域、文化研究領域、ジャーナリズム研究領域の 5 つの領域を設定し、コミュニケーション活動に関わる分野で活躍できる優れた人材、優れた研究者の養成を目的としている。

また、博士後期課程では、コミュニケーション分野について、研究者として自立した研究活動を行い、又は高度に専門的な業務に従事するに必要な、研究能力およびその基礎となる精深かつ豊かな学識を培い、大学や研究機関および官公庁、企業等での研究的業務を担える研究者を養成することを目的としている。

### < 1 1 > 現代法学研究科

現代法学研究科の理念・目的は、大学院目的規程において明確に定められている【根拠 1-4】。

本研究科が開設した 2004 年には、日本では新たに法科大学院が発足した。法科大学院の目的は法曹養成にあるが、現代法化社会で求められている人材は、法曹という職業人もさることながら、各職場で、あるいは市民として、法律の知識を持ちつつ、課題を分析・法的な観点を含めて総合的な視点から解決策を見いだすことのできる能力を有する者である。修士課程では、このような社会の要請に応えることの出来る人材を輩出することを目的としており、実際にそれを実施している数少ない大学院研究科である。

この目的は、現代法学研究科の入学志望者の動向および修士号取得者の動向から見て、妥当であると評価できる。入学志願者の多くが税理士志望者であるが、福祉関係、消費者関係、環境関係、地方自治関係、スポーツ法関係など、現代社会の多様な分野にわたる課題を分析し、解決するための能力を身につけることを希望している。さらに税理士志望者についてはすでに 7 割以上が税理士の資格を取って活躍し、さらに、公認会計士、福祉コンサルタント会社、福祉関係施設、国民生活センター、研究者などに就職し活躍している。

また、シニア大学院生においては、これまでの社会での経験をまとめ、さらに今後のボランティア活動に生かすために、本研究科で学び、修士論文を完成させているものも複数あることから、その理念・目的は適切であるといえる。

### (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

#### < 1 > 大学全体

##### ① 構成員に対する周知方法と有効性

学部、大学院のための 2 つの「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」に関する規程を制定する過程で、教員は学部教授会、全学共通教育センター会議、代議員会、研究科委員会、大学院委員会等での議論・決定に実際に参加しており、理念・目的については十分に熟知する機会を経ている。また、制定後に本学教員に就任した新任教員には、新任教員 FD で本学の歴史、「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」、特色について周知する機会を設けている。また、各学部での教育改革の議論、FD 活動等を通じて、大学・学部・研究科等の理念・目的を振り返る機会を設けている。職員の場合は、教学部門に関わる職員のみならず全職員が新人教育、在職中の各種研修等で、本学の歴史と理念・目的、

特色を学ぶ中で、規程化された内容の周知が行われている。またウェブサイトでも公表されており、十分な情報を得る環境にある。

学生に対しては毎年発行する『学生手帳』に「東京経済大学の理念・目標および教育目標」が最初のページに掲載されている【根拠 1-8】。特に新生には入学時のガイダンスにおいて、大学・学部・研究科等の「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」が周知される機会を十分に用意している。また、教養教育科目の一つとして「近代日本史における東京経済大学」（2006～2008 年度開講）や「語り継ぐ東京経済大学の 110 年」（2010 年度開講）といった特別講義を開講し多くの受講者を得ており、2012 年度にも「東京経済大学の 111 年の歩み」を開講する。こうして正課教育の中でも、本学の歴史と「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」を教育するよう努力を重ねている。また、就職活動と関連して 3、4 年生にはキャリアセンターの各種ガイダンスにおいて、本学の歴史と理念・目的、特色についてアイデンティティの確認という観点から力を入れて指導している。

#### ②社会への公表方法

ウェブサイトでは大学・学部・研究科等の理念・目的に関する詳細な情報を提供しており、学部と大学院の理念・目的を規定した 2 つの目的規程も誰もが閲覧できるようになっている【根拠 1-9】【根拠 1-10】。更に「TOKYO KEIZAI UNIVERSITY MUSEUM」【根拠 1-11】を設けて、ウェブサイト上にアーカイブスを開設し、その中で本学の理念・目的を見ることができる。また、主に受験生層を対象にして毎年発行される大学案内『東京経済大学 Space 2011』【根拠 1-6】や『学校法人案内』【根拠 1-5】においても大学・学部・研究科等の理念・目的に関する情報を提供している。

その他、毎年度、シンポジウム開催のための予算措置がなされており、特に 2010 年度は東京経済大学創立 110 周年を記念して日中国際シンポジウム「次の 10 年を考えるシンポジウム」が 3 度にわたって開催されたことは新聞紙上でも大きく取り上げられ、大学の理念・目的を社会へ公表する好機となった。

### < 2 > 経済学部

本学部の理念・目的については、受験生や企業を含む社会全般に対しては本学ウェブサイト【根拠 1-9】によって、積極的に発信が進められている。また、本学学生の父母に対しても、広報誌『父母の会ニュース』や情報誌『父母のための東京経済大学ガイドブック』【根拠 1-12】において理念・目的・教育目標を紹介している。また、それらは教職員にも配布されている。教員に対しては、FD、学部教授会、その他の場における教学上の諸問題の検討に関連して、教職員が相互に確認を行っている。また新生に対するガイダンスにおいても周知している。

### < 3 > 経営学部

本学部の理念・目的については、社会全般に対しては本学ウェブサイト【根拠 1-9】によって、積極的に発信が進められている。また、本学学生の父母に対しても、情報誌『父母のための東京経済大学ガイドブック』【根拠 1-12】において理念・目的・教育目標を紹介している。また、それらは教職員にも配布されている。2008 年度に学部等目的規程を制定する際に、教授会で議論しており、教員には広く周知されている。新生に対するガイダンスでは、これらの目的も含めガイダンスを行っている。

## I 章. 理念・目的

### 1. 現状の説明

#### <4>コミュニケーション学部

本学部の理念・目的については、受験生や企業を含む社会全般に対しては本学ウェブサイト【根拠 1-9】によって、積極的に発信が進められている。また、本学学生の父母に対しても、広報誌『父母の会ニュース』や情報誌『父母のための東京経済大学ガイドブック』【根拠 1-12】において理念・目的・教育目標を紹介している。また、それらは教職員にも配布されている。

#### <5>現代法学部

現代法学部の理念・目的は、学部等目的規程第3条に規定され、在学生および教職員に周知されているのはもちろん、本学ウェブサイト【根拠 1-9】に明示され、一般に公表されている。また、学生や教職員は、他大学の法学部には見られない、「リーガルリテラシー入門」、コア科目群（「消費者問題と法」「環境問題と法」「福祉問題と法」）、それに裁判傍聴演習といった必修科目の編成と受講によって、現代法学部の理念・目的を常に意識することになっている。

その他に、在学生には、入学時に配布し、4年間利用する『現代法学部学習ガイドブック』【根拠 1-6】にその趣旨を分かりやすく記載し、オリエンテーションでも確認しているが、それ以前に、主として受験生やその関係者に配布するために毎年新版が発行されている広報誌『東京経済大学 Space2011』にも、他の様々な情報と合わせて収録し、受験にあたって現代法学部の理念・目的を理解し受験できるように配慮している。また、本学学生の保護者を対象として発行している情報誌『父母のための東京経済大学ガイドブック』【根拠 1-12】にも、詳細に説明されている。

#### <6>全学共通教育センター

全学共通教育センターの「教育研究理念」および「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を含む、2008年4月施行の学部等目的規程は本学ウェブサイト上で公開されている。学生や社会への公表は本学ウェブサイトや、父母向けの詳細な大学案内『父母のための東京経済大学ガイドブック』【根拠 1-12】、受験生・高校生向けの広報誌『東京経済大学 Space2011』といった媒体により周知している。

#### <7>21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムの理念・目的は、本学ウェブサイトで大学構成員と社会に公表されている。それだけではなく、本プログラム独自の広報小冊子『アウト・オブ・バウンズ』（2008年1月1日発行、約6,000部発行）【根拠 1-13】、『アウト・オブ・バウンズ 2』（2010年2月26日発行、約3,000部発行）を制作し、学内だけでなく、受験生とその保護者、高等学校の入試担当者などにも配布している。

#### <8>経済学研究科

経済学研究科の理念・目的は、本学ウェブサイトで大学構成員と社会に公表されているほか、入学希望者に対する大学院説明会や入学生オリエンテーションや早期卒業制度についての説明会等、機会を得るたびに教育理念や教育目的の浸透を図っている。

### ＜9＞経営学研究科

経営学研究科の理念・目的は、本学ウェブサイトにて社会に公表されているほか、これの制定については、大学院運営委員会および研究科委員会にて審議・承認されている。このため、構成員全員の意見を反映しており、構成員全員が了解したものと有効である。

また、本学が入学希望者などに配布している大学院紹介資料『2011 大学院案内』【根拠 1-7】にも明記されている。

### ＜10＞コミュニケーション学研究科

コミュニケーション学研究科の理念・目的は、本学ウェブサイトを通じて、教職員や学生、および社会に公表されているほか、特に大学院生に対しては、『大学院要覧』に大学院学則を記載することで大学院設置の理念・目的について周知を図っている。

### ＜11＞現代法学研究科

本研究科の理念・目的は、本学ウェブサイトに掲載されることで、社会に周知している。それ以外には、入試要項等のパンフレットに掲載するとともに、それを活用した大学院説明会（年 2 回本学で開催）において、周知を図っている。

本研究科構成員に関しては、大学院目的規程の策定過程で共有され、同時に研究科委員会の審議の中で共有化が図られている。

## （3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

### ＜1＞大学全体

本学は 1993 年に自己点検・評価規程を制定し、この中で自己点検・評価項目を掲げており、大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性についても検証するものと規定されている。本学は自己点検・評価活動が大学設置基準で義務化される以前から活動を行っており、「建学の精神」等の検証を行ってきた。

本学の「建学の精神」そのものは、本学創設以来長い時の風雪に耐えて堅持されてきたものである。したがって、これがために現在の本学があると言ってもよく、適切性についての検証を何度も経てはいるが、修正を要するという合意形成は学内にはない。

しかし、この「建学の精神」のもとに制定された学部等目的規程および大学院目的規程は、大学・学部・研究科等の現状に沿っているものであり、定期的な適切性の検証は今後とも必要と考えている。これは学部等および大学院の 2 つの「目的規程」は、「建学の精神」や学部・学科・研究科等の教育研究理念などほとんど不動と見做される部分と、教学改革等が進めば該当する文言の修正の検証が行なわれる必要のある部分とで構成されているものと認識できるからである。本学は教学改革に常に取り組みできており、従って、不断に「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」の適切性は検証してきていると言える。

実際に理念・目的規程は全学の叡智を集めて制定した規程であるために、制定後、カリキュラム変更に伴っての条文中の語句を若干修正するだけにとどまっており、理念・目的について本質的な修正を行っているわけではない。かかる本学の経験からすれば、理念・目的に照らしてカリキュラム改革等が進められる関係にあると位置づけるのが普通であると考える。

## I 章. 理念・目的

### 1. 現状の説明

定期的検証という点では、本学の場合は自己点検・評価規程に定められているように 7 年毎の自己点検・評価活動のまとめの機会がそれに当たる。【根拠 1-14】また、創立の年数による 5 年あるいは 10 年といった区切りによる周年事業の際に必然的に行われる本学の歴史と現状と将来が深く考究される過程において、「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」は検証されることになる。

#### < 2 > 経済学部

学部の理念・目的の適切性についての「定期的」におこなわれる検証に関しては、すでに学部の理念・目的が反映されたアドミッションポリシー、ディプロマポリシー、そしてカリキュラムポリシーが設定され、本学ウェブサイトにも公表されているので、毎年度の学部入試や、教育課程の編成・実施にかかわるプロセス全体が、学部の理念・目的の適切性の検証の場であり、有効に機能している。

#### < 3 > 経営学部

現在、学部の理念・目的・教育目標の適切性についての検証は、カリキュラム等改革の際に意識され、これらの教育課程の編成・実施にかかわるプロセス全体が、学部の理念・目的の適切性の検証の場であるが、理念・目的・教育目標の変更までは至っていない。

#### < 4 > コミュニケーション学部

コミュニケーション学が新しく、学際的な研究分野であることは、コミュニケーション学部の開設時における教員スタッフはもちろん、現在所属している教員の主たる専攻分野を見渡してもはっきりしており、各自の専門分野を超えて共通に認識すべきコミュニケーション学部の教育目標や目的については、その確認を定期的に行うことは必要なことと考えられてきた。授業編成や実施にかかわるプロセス全体が、学部の理念・目的の適切性の一番の検証の場であり、2004 年度に作成した『自己点検・評価報告書』【根拠 1-14】においても点検が行われている。

#### < 5 > 現代法学部

本学部は、2000 年に開設されたばかりであり、その理念・目的は、21 世紀の日本社会において期待される法の機能を意識した時宜を得たものであるという観点を常に意識している。特に 2010 年度は現代法学部設立 10 周年であり、学部教育改革を実施する上で、本学部の理念・目的について検証を行っている。

#### < 6 > 全学共通教育センター

カリキュラム改革等の教育上の問題点を検討する上で、点検・改善の取り組みが常になされており、それは「理念・目的」を踏まえた上で、具体的なカリキュラムの一部変更として行われている。現時点では、理念・目的を変更はしていないが、そのような個々の地道な変更・改善が長い期間に積み重なり、時代の新たな要請が感じられたとき、おのずから理念・目的の一部変更へと発展すると考えている。

### ＜7＞21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムの理念・目的の適切性については、定例の運営委員会のほか、下記のように、随時開かれる関連教員懇談会や小委員会などによって議論し検証を重ねている。

2006年度および2008年度には非公式の懇談会ではあったが、運営委員長、教務委員などをメンバーとして本プログラムの現状を点検し改善策を検討した。2009年度には、21世紀教養プログラム中期構想検討小委員会を設け、入試改革案とあわせて本プログラムの理念・目的についても詳細に検討した。また、2010年度には21世紀教養プログラムカリキュラム改革検討小委員会を設けて、さらなる点検と改革案の検討を行った。

### ＜8＞経済学研究科

留学生教育についての議論が進む中で、理念、目的については、2010年度に本研究科運営委員会、本研究科委員会で議論が行われている。こればかりでなく毎年度の入試や、教育課程の編成・実施にかかわるプロセス全体が、理念・目的の適切性の検証の場であり、有効に機能している。

### ＜9＞経営学研究科

研究科の理念・目的の適切性についての定期的な検討を意識しては実施していないが、教育課程の編成・実施にかかわるプロセス全体が、理念・目的の適切性の検証の場と考えている。

### ＜10＞コミュニケーション学研究科

2004年度に『自己点検・評価報告書』を作成【根拠 1-14】、大学基準協会の相互評価を受け、その理念・目的の適切性について検証している。

### ＜11＞現代法学研究科

2006年度に本研究科修士課程を完成した若い研究科であるが、2009年度より現代法学研究科改革検討委員会において大学院の見直しを始めた。構成員相互の情報共有と対話を促進するため、中間報告書をベースに議論を重ねながら、最終報告書の作成中であり、この過程において検証が実施されている。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### ＜1＞大学全体

これまで「建学の精神」はことあるごとに学内外で語られ、これに対応して学部・学科・研究科等の「教育研究理念・人材育成目的」も各種広報物、ウェブサイト上で明らかにしてきた。しかし、纏まった体系的記述は十分に行われてきたわけではなく、既述のように

## I 章. 理念・目的

### 2. 点検・評価

前回の自己点検・評価活動を土台にして学部等目的規程【根拠 1-3】および大学院目的規程【根拠 1-4】を制定することで、改めて、「建学の精神」のもとに学部・学科・研究科等の「教育研究理念・人材育成目的」を明確化し再確認したことは、その制定の過程での議論を含めて、大学構成員の寄って立つ存立基盤に対する認識を深め、卒業生、在学生、受験志望者、ひろく一般社会の各方面にも本学を端的に理解してもらえる核心的な柱をたてた点で意義は大きかった。

学生のために開講した既述の「近代日本史における東京経済大学」や「語り継ぐ東京経済大学の110年」は創立100周年や110周年といった周年事業の取り組みの成果から生まれた授業であり、受講学生には大きなインパクトを与えている。

また本学のウェブサイトは大学ランキングでも高い評価を得ており、その中で発信している大学・学部・研究科等の「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」に関する詳細な情報提供は一定の浸透を実現している。

自己点検・評価活動、創立周年事業、教学改革の推進などの過程で「進一層・進取の気性」、「責任と信用」を重んずる精神、「グローバリズムの進む時代に活躍する人材育成」、「実学重視」といった本学の「建学の精神」および理念・目的を検証しその意義について確信を深めてきた。それは、困難な現代社会に出ていく学生達を励まし成長させていく教職員はもとより、教育を受ける学生みずからが、本学の歴史と「建学の精神」に接することによって、多くの者が誇りと自信を持つ機会となっている。以上のことが、絶えざる現状分析と大学改革への強い意志へと繋がっている。

## (2) 改善すべき事項

### <1>大学全体

本学は1900年の創立以来、社会の要請と学内関係者の努力によって自己変革・改革に取り組んできた。そうした歴史の中で「建学の精神」および「教育研究理念」は検証されてきたのであり、いわば不動の精神であり理念とっていいものである。しかしながら、今後とも本学が改革の姿勢を堅持していく限り、学部等目的規程および大学院目的規程も改革に照らして相応しい内容であるのかの検討を行う機会が待ち受けているものと考えている。

教員、職員においては、学部、大学院の2つの目的規程を制定した後に、組織的に「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」に関する認識を深めそれを共有する機会が既述のように設けられているが、時の経過とともに十二分に確保されているとは言い難いのも事実である。そもそもその必要性についての切実な共通認識が存在しない状況も想定できる。100年を越える歴史を歩んできた大学には自ずと理念・目的は確立されるものと考えられる。しかしその認識を深めることとなると不断の努力がなければ根付いたとは言えず、理念・目的の再確認を行うことを意識的に組み込んだFD活動、SD活動等が必要である。

本学はあらゆる活動実績を纏めるために毎年度『東京経済大学一覧』を発行している。また、学校法人は事業計画を策定しその総括を行っており、これらも公表されている。こうした単年度ごとの活動実績の纏めや計画策定と総括を行う機会に、本学の「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」を検証し、その意義を確認する作業を行い、現状との乖離がないか検証する作業を一層進める必要がある。

また学生に対しては、各課程の理念・目的を『学生手帳』や各課程『履修要項』、『学習ガイドブック』『履修要項』等に、より平易な形で明記してさらに周知する方向で進めている。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

##### <1>大学全体

本学は 2007 年度に「ベーシックプログラム」「学部教育」「アドバンスプログラム」の 3 層から成る「TKU チャレンジシステム」を導入してから 5 年がたち、この充実、改革推進に力を入れている。更に昨年の創立 110 周年に際して「TOKYO TOP30」構想を学内外に公表しその実質化に邁進している。また、大学院の改革検討の必要性も認識されており、こうした改革の動きや機運に一定の方向を示しているのが「建学の精神」および「教育研究の理念・人材育成の目的」である。そして改革の実を結ぶ内容によっては理念・目的を規定化している条文のより適切な表現に向けての修正も生じると考える。こうして理念・目的が改革・発展の方向を示し、かつ、その結果を又理念・目的の検証の営為に反映するといった望ましい往復運動が期待できる。その際は、理念・目的性の点検と改善方案の検討の議論に、より多くの関係教員が参加し、創意ある意見を活発に述べることのできるような仕組みを構築することはもちろんである。

大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性を定期的に検証する機会として、本学は 7 年毎の自己点検・評価活動や、創立周年事業を活用しており、一定の効果を上げてきたと考えている。こうした営為と目的規程などの内容を、より平易にわかりやすい表現に置き換えて、教職員や学生でその共有を一層有効に図るとともに、対社会にもアピールしていくことは、広報誌やウェブサイトの改善等で効果を上げており、今後も継続していく。

#### (2) 改善すべき事項に対する発展方策

##### <1>大学全体

大学は時代や社会の変転にも動じない不易な部分とそれらに応じて変化していく部分とから成り立っていると見做せる。したがって、教育方法や大学の教育の在り方を含めて議論の対象とする FD 会議や職員研修の場で、学部・学科・研究科等の理念・目的について制定されている規程の内容を、深く研修し共通理解を深めていくことが必要と考えられる。

本学の歴史や理念・目的、特色を扱った授業は特別講義であり、安定的開講・授業内容の充実をふまえて常設科目へと移行させていくことが期待できる。どの年度の学生であれ、本学の理念・目的に通暁する卒業生を一定の割合で社会に送り出すことはステークホルダーの連帯強化をもたらすものであり、本学にとってプラスとなるものと考えられる。

また、本学ウェブサイト上でスタートしたばかりのウェブ博物館「TOKYO KEIZAI UNIVERSITY MUSEUM」【根拠 1-11】の一層の充実をめざした改善により、本学の「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」の学内および社会に向けてのより効果的な周知・浸透が図れるものと考えられる。

在学生に対しては、より平易な形で理念・目的をわかりやすく伝えるとともに、21 世紀教養プログラムで作成している『アウト・オブ・バウンズ』【根拠 1-13】のような各学部の特徴を反映した独自の広報媒体も試行していく。

現状でも行ってきた努力に、更に一層の工夫・改善の余地があると言える。また 7 年毎の自己点検・評価活動や、創立周年事業でも本学の「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」の検証をより実り豊かな営為とするために、毎年度の定期的な検証を地道に行い、その積み上げを図っていくこと、それを推進する事務体制も整えることが考えられ、今後着手する予定である。

## 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	学則	1-1
	大学院学則	1-2
	学部・学科等の教育研究上の目的に関する規程	1-3
	大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程	1-4
大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2011 学校法人案内	1-5
	Space2011	1-6
	2011 年度大学院案内	1-7
その他の根拠資料	2011 年度学生手帳	1-8
	本学ウェブサイト 学部・学科トップ <a href="http://www.tku.ac.jp/department/">http://www.tku.ac.jp/department/</a>	1-9
	本学ウェブサイト 大学院・研究トップ <a href="http://www.tku.ac.jp/graduate_school/">http://www.tku.ac.jp/graduate_school/</a>	1-10
	TOKYO KEIZAI UNIVERSITY MUSEUM <a href="http://www.tku.ac.jp/museum/">http://www.tku.ac.jp/museum/</a>	1-11
	2011 父母のための東京経済大学ガイドブック	1-12
	アウト・オブ・バウンズ	1-13
	2004 年度自己点検・評価報告書	1-14

## Ⅱ章. 教育研究組織

### 1. 現状の説明

**(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。**

#### ＜1＞大学全体

##### ①教育研究組織の編制原理

本学の教育研究組織の歴史的経緯から見れば、現状の本学の教育研究組織の編制原理の1つ目は、「建学の精神」、理念・目的を羅針盤として、「建学の精神」の柱の1つを構成する「進一層」の精神に則り、時代と社会、学術の要請に応え、時には未来を先取りする形で教育研究組織を編制することである。2つ目は、教学改革の蓄積を土台にして、諸法令に則り学制改革に呼応する形で教育研究組織を編制することである。

本学は1900年に、大倉喜八郎によって創立された大倉商業学校を起源とする。幕末に交わされた内地不平等条約は明治半ばにようやく条約改正の実現となるが、それは外国商人の内地雑居を意味するものであり、この第2の開国ともいべき状況の中で、「進一層の精神」「国際感覚を身につけた商人の育成」「責任と信用」「実学」などの「建学の精神」、理念・目的のもとに商業学校として発足した。その後、優れた卒業生を世に送り出すことで名声を高め発展を遂げた。こうした実績の蓄積の上に、1920年には、学制改革に際して大倉高等商業学校に昇格を果たし、1944年には大倉経済専門学校と改称し終戦を迎えた。

戦後の学制改革による新制大学制度発足の1949年、本学は東京経済大学としてスタートした。戦前の旧制度下の大学、高等学校、専門学校などのさまざまな格差をもった高等教育機関が、開かれた新制大学へと様変わりしていく時に、本学は戦前の高等商業学校、経済専門学校の伝統と実績の蓄積を引き継ぎつつ、新憲法の理念を受けた教育基本法、学校教育法の精神を体言すべく経済学部（経済学科、商業学科）の単科大学としての新制大学へと昇格を果たした。

学則第1条（目的）には「本学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し知的、道徳的および応用的能力を展開させ、併せて文化の発展に寄与することを目的とする」と記述されている。これは教育基本法と学校教育法の精神を反映し、同時に本学の大倉時代に培った商業、経済の教育の伝統を大学に継承したことを端的に示すものである。本学が新制大学へと昇格した際には、上述の2つの編制原理が働いていたものと言える。

##### ②理念・目的との適合性

本学は、経済、経営両学部における教育研究の充実・成熟と、様々な学問分野を包括した一般教育の発展を土台に、そして本学の「建学の精神」としての「進一層」の精神を発揮する将来計画として、創立100周年前後を展望しつつ社会科学系総合大学の像を押し出し、その実現を次々に実践していった。1995年には、日本で初めての社会学分野に軸足を置くコミュニケーション学部を設置し、創立100周年の2000年には法化社会に対応できる人材の養成を掲げて現代法学部を設置した。更に「進一層」の精神は新学科設置にも生かされ、1998年には経営学部流通マーケティング学科を設置し、2002年には経済学部国際経済学科を設置している。2004年には自分で選んだテーマに沿って、総合教育、4学部の学問分野を横断的に学んで卒業する21世紀教養プログラムを設置した。こうして

## II章. 教育研究組織

### 2. 点検・評価

本学は4学部6学科1プログラムの社会科学系総合大学へと変貌するチャレンジを遂行した【根拠 2-2】。

また本学は学則の「深く専門の学術を教授研究」する機能を発展させるために各学部を基礎にしてより高度な教育研究を展開する4つの研究科をもつに至った。

研究面では、本学の教育研究の蓄積の上に学術研究の進展と社会の要請に応え、併せて本学の教育研究の活性化に資するためにプロジェクト研究所制度を発足させて、学内外の研究者による共同研究の展開が行われており、現在は、災害復興研究所、アカウンティング・リサーチセンター、国際歴史和解研究所および学長の下に置かれている国分寺地域産業研究所の4つが設置されている【根拠 2-1】。これは大学の使命の一つである学術研究活動の社会への還元、地域連携、社会貢献の実践であり、本学学則でいう「文化の発展に寄与する」(学則第1条) ことの実践でもある。

#### ③学術の進展や社会の要請との適合性

本学は、1900年に創設された大倉商業学校以来の伝統を継承し、「進一層」の気概を持ち、「責任と信用」を重んじ、「実践的な知力」を修得してグローバル社会で活躍する人材の養成のための教育を行い、専門学術の真摯な研究を通じて社会に貢献し、以って時代と社会の要請に積極的に応じて絶えざる自己変革を推進してきた。

1990年代半ばから進められている法制度の大規模な再編により、法がいっそう重視される「法化社会」の到来に対応するため、2000年に現代法学部を設置し、法的素養・法的知識を持つ人材を育成している。また2002年には経済学部国際経済学科を設置し、グローバル化の進展する経済社会における多様な諸問題を分析し、その解決に努め、諸国民の相互理解と繁栄を追求する基本姿勢を身に付け、活躍できる人材を育成している。

## (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

### <1>大学全体

本学は自己点検・評価規程に基づき、1994年度に『東京経済大学の現状と課題』、1996年度に『東京経済大学の現状と展望』を公表し、自己点検・評価活動をまとめており、その中で教育研究組織の適切性について検証を行ってきた。その後学校教育法の改正により「自己点検・評価および認証評価」が義務化されるに伴い、7年毎に自己点検・評価活動を行うこととする自己点検・評価規程の改正を行い、2004年度に『自己点検・評価報告書』の中で教育研究組織の適切性について検証を行っている。2011年度現在、自己点検・評価活動の最中にあり教育研究組織の適切性について検証を行っているところであり、7年毎に定期的に検証を行うとする自己点検・評価規程の規定を履行している【根拠 2-3】。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### <1>大学全体

建学の精神は、経済学部、経営学部におけるの特色づくりや教学改革において、強固な羅針盤の機能を発揮している。経済学部における国際化に重点をおいた国際経済学科の設置、経営学部における流通とマーケティングを実践的な学問としてとらえて教育研究を行

う流通マーケティング学科の設置等により両学部の教育研究の拡充と深化を導くことになった。

また、本学が充実させてきた総合教育科目の展開とそれを可能とする教師陣という学内資源の蓄積、他方、学術上の専門の深化と総合化の両立といった課題に応えるべく、創立100周年をにらんで本学は社会科学系総合大学を目指す方向をとり、「進一層」の精神により極めて個性的な学部を創らんとして将来計画を立てた。その最初の成果が全国初のコミュニケーション学部の設置であった。情報の収集と分析・加工する力、そして有効適切で多様な発信能力を統合したメディアリテラシーの向上を教育研究の中心に据えた当学部は、これまでの社会科学系の先行した学部とも異なり、後続する「コミュニケーション」を冠した全国の大学の学部・学科の多くが言語系の教学組織である点で、今なお本学の当学部は独自性の際立つ学部である。一定の受験界の評価と志願者を集めてきた理由がそこにある。

更に2つ目の結実が、消費者問題、環境問題、福祉問題を主要な教育研究の3本柱とした現代法学部の設置である。既存の法学部との違いは言うまでもなく後続においても本学の現代法学部に類似のものは見出しがたく、しかも、コミュニケーション学部と同様に、受験界からの一定の評価を得ながら受験者を集めてきた。

また、プロジェクト研究所では、学外者を加えた定期的な成果検討が行われているが、全学的にも学外者を加えて定期的な自己点検評価の検討を2012年度から実施すべく準備を進めている。

## (2) 改善すべき事項

### <1>大学全体

本学の存続、発展を長年にわたって担ってきたのはいうまでもなく、経済、経営の両学部である。そこに本学の特色である一般教育の長年にわたる充実と法学教育の重視政策を基礎に、本学の「建学の精神」、学術の進展と社会の要請に呼応して、創立100周年前後に新しい2つの学部を設置してきたが、それは経済系単科大学から社会科学系総合大学へと教学組織のあり方を大きく変えたことを意味する。この状況に相応しい大学の相互協力体制、総合化の力を発揮できる仕組みと運用の経験がまだ浅いと言わねばならず、様々な改革・改善が将来必要となると考えている。しかし、これは日々の努力を有効適切に積み重ねていくことによって、次々と解決していくものと考えている。全学教授会と各学部教授会・全学共通教育センター会議、全学教務委員会と各学部教務委員会・全学共通教育センター教務委員会、大学院委員会と各研究科委員会の運用において経験を積み重ねてきており、現状では大過なく運用されてきているが、具体的な改善点を1つ挙げるとすれば、改革推進本部会議などの機関と、上述の常設機関との連携関係が円滑に運用されることである。

## 3. 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

#### <1>大学全体

本学はこれまでもその都度必要に応じてアドホックな委員会を設置し、「進一層」の精神による大学創りに努力し、現状の教学組織が出来上がっているが、社会の要請、学術の進

## II章. 教育研究組織

展に応じた、統廃合、再編成、新組織の創出等々、教学組織の改革検討は今後とも継続し、本学の充実・発展を押し進めることとなる。

現在取り組み中の 2011 年度自己点検・評価活動、それ以後実施される新たな自己点検活動および 2020 年度に迎える本学創立 120 周年に向けての活動を通して、本学の新たな将来構想の策定の過程で、教育研究組織の検証が徹底的に行われることとなる。

### (2) 改善すべき事項に対する発展方策

#### <1>大学全体

これまで記述してきたように、本学は経済系単科大学から脱皮して 16 年となり、現状の 4 学部・6 学科体制となつてから 9 年、学士課程、修士・博士後期課程の体制になって 7 年であり、日が浅く、教学組織全体を適切に機能させ迅速な決定を行っていく機動性、全学を纏めていく一体感の環境作りなどが改善すべき事項である。

毎年度の地道な積み重ねの上に自己点検・評価活動を推進するためにはそれを支える事務体制が必要であり、こうした事務組織の支えの上に、教育研究組織の検証が定期的に行われることが必要である。

## 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
附属研究所や附属病院等の紹介パンフレット	プロジェクト研究所	2-1
その他の根拠資料	組織図	2-2
	自己点検・評価規程	2-3

## Ⅲ章. 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか

##### <1>大学全体

###### ①教員に求める能力・資質等の明確化

本学が教員に求める能力・資質については、学校教育法第 92 条、大学設置基準第 10 条、第 12 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 15 条および第 16 条の内容を前提にして、教員資格規程、教員資格規程内規、教員任用規程の諸規程【根拠 3-19,20,21】に定めている。また、募集時には各学部、全学共通教育センター会議において担当予定科目に相応しい能力・資質を更に詳しく定めた募集条件を公表している。

本学は、4つの学部それぞれを基礎とする4つの研究科を設置しており、大学院の講義、学位論文等を担当する教員については、各学部の専任教員の中から、規程に基づいて担当教員を各研究科委員会で決定している。その各研究科規程である、大学院経済学研究科担当教員の任用等に関する規程、大学院経営学研究科教員資格審査等に関する規程、大学院コミュニケーション学研究科教員資格審査等に関する規程、大学院現代法学研究科授業科目担当教員決定に関する規程【根拠 3-22,23,24,25】により、教員のあり方を定めている。学校法人としては、就業規則（本則）において、教職員に対して「この規則並びにその他の諸規程および例規等を遵守し、本学設置の趣旨に則り、協力して本学の使命達成のため努力しなければならない」旨定めている。さらに、就業規則教員特則において教員の職務等が規定されている【根拠 3-26,27】。

###### ②教員構成の明確化

大学設置基準第 7 条、第 10 条を前提に、第 13 条および別表第一、別表第二により専任教員を確保し、原則として主要授業科目に教授、准教授をあてるようにしている。各学科毎に必要とする別表第一の教員および大学全体で必要とする別表第二の教員数は必要最定数を余裕をもって上回るよう毎年度の教員採用で努力し、別表第二の教員の各学部・学科への配置はバランスを保つように心がけている。毎年度の授業計画や将来構想により毎年度の教員採用方針を各学部、全学共通教育センター会議での議論を経て、学長・副学長・学部長・全学共通教育センター長で構成される学部長・センター長会議で策定し、その配置先も明確にした上で、全学教授会で決定し、これに基づいて教員採用人事が、各学部教授会および全学共通教育センター会議にて進められている。なお年度途中で採用計画に変更を要する場合は、代議員会で変更を決定している。

年齢構成、男女比は方針を明文化しているわけではないが、近年の傾向として、各学部、全学共通教育センターでは人事採用を進めるにあたって、年齢のバランスを考慮し、女性教員比率の向上を心がけ、学部長・センター長会議においてもその方向を了承している。

###### ③教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

まず教員は、学校教育法第 85 条でいう学部にも所属している。教養講義科目、語学、スポーツ、ベーシック科目等、全学に共通の教育を提供する総合教育科目を担当する教員は、全学共通教育センター会議に所属し、かつ、バランスよく4つの学部にも所属している。

学長は、全専任教員が構成員である全学教授会を年 4,5 回のペースで主催し、大学の重要事項の審議を進めている。また学長は、各役職者と各学部から選出された代議員で構成される代議員会を月 1 回のペースで主催し、定められた事項の審議を進めている。更に学

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 1. 現状の説明

長は、2名以内の副学長を指名しその承認を全学教授会で得、副学長は教学、学生支援等を担当して学長を補佐している。学長は、副学長と共に学部長・センター長会議を主催し、全学教授会および代議員会の運営について意見調整を行うと同時に、教育研究に関する課題、問題点について大学執行部としての意見の調整を行っている。

また、4つの学部に学部長を、全学共通教育センター会議にセンター長を置き、これら役職者は各組織の責任者となり、学部長は学部教授会を、センター長は全学共通教育センター会議を主催し、定められた事項の審議を進めている。各学部、全学共通教育センター会議には、それぞれ教務主任を置き、学部長、センター長の会議運営を助けるとともに、各学部、全学共通教育センターの教務委員会を主催している【根拠 3-3,4,5,6,7,8,9,10】。

この教務主任と、全学教授会で選出される全学教務委員長と副委員長が全学教務委員会を構成し、当委員会を全学教務委員長が主催して定められた事項を審議し、各学部、全学共通教育センターの教務課題、全学の教務課題の審議を進めている【根拠 3-11】。全学教務委員会の正副委員長と各学部、全学共通教育センターから選出された委員によって全学FD委員会が構成され、慣例で全学教務副委員長が全学FD委員会委員長となり、全学のFD活動を運営している【根拠 3-13】。全学教授会で選出された教員資格審査委員長は、各学部から選出された委員によって構成される教員資格審査委員会を主催し、学長から諮問される教員人事に関わる事項の審議を進めその結果を学長に答申している【根拠 3-12】。

全学教授会で選出された研究委員長兼学術研究センター長【根拠 3-14,15】は、各学部、全学共通教育センターから選出された委員によって構成される研究委員会および学術研究センター運営委員会を主催し、本学の学術研究にかかわる事項の審議を進めている。各種委員会は審議の結果について、適宜、諸規程に則って学部教授会、全学共通教育センター会議、代議員会、全学教授会等での議題に挙げている。予算に絡む事項については、大学運営会議の議題とし場合によっては理事会の議題とする場合もある。こうして、本学は、大学設置基準第7条第2項でいう「大学は教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に関わる責任の所在が明確になるように教員組織を編成するものとする」旨を実行している。

大学院においても学部と同様に、学長を最高責任者として、学部の全学教授会および代議員会に相当する大学院委員会、学部教授会に相当する各研究科委員会、学部の教務委員会に相当する各研究科運営委員会が編成され、それぞれの役割・責任を明確にして運営している【根拠 3-18】。

#### < 2 > 経済学部

学部として求める教員像に関しては、まず、学部専任教員の採用に際して、研究業績を主としつつ、併せて学歴、研究歴、教歴、職歴、人物等を審査の対象としている。また、東京経済大学教員資格規程や同内規【根拠 3-19,20】に、資格に関して明確に規定している。ただし、規程の具体的な適用に関しては担当科目により事情の異なる点もあるため、個別人事案件の候補者選定を行う人事小委員会が、学部教授会の議論に基づき募集要項等に反映させている。なお人事小委員会は、学部教授会における人事方針の承認を受けて、学部長がその委員を指名している。

近年の一般的な傾向として、伝統的な研究業績重視に加えて、教育やコミュニケーションの能力がより考慮されるようになってきている。文書として教育に関する計画や抱負の提出を要求したり、模擬講義やオープンセミナーの実施を要求するケースも多い。

教員構成に関しては、学部の教育課程に十分対応しうる教員の採用が心掛けられており、担当する科目や専門分野については年度毎の学部の専任教員人事基本方針の中で、学部教授会が審議し、決定している。

経済学部教員の組織的な連携体制に関しては、関連する専門分野、あるいは担当科目ごとに教員のグループが組織されており（グループによっては毎年「世話人」が互選される）、年度毎の授業計画作成や授業の改善等に関して、学部教務委員会と緊密に連携しながら学部運営の円滑化に貢献している。

経済学部の教育研究に係る責任は学部長にあるが、教学上の重要な諸決定は基本的に学部教授会において審議・決定される。また、年度毎の授業に関連する具体的な諸計画の原案作成の多くが学部教務委員会によって行われている。

### ＜3＞経営学部

教員に求める能力・資質等については、本学専任教員に適用される、就業規則教員特則【根拠 3-27】によって、教員は教育の向上と研究に努めるよう明記され、また、その各項に、授業外での学生の教育指導や大学運営の職務の遂行も義務付けられている。教員資格規程および教員資格規程内規【根拠 3-19,20】においても、本学専任教員の資格基準について、教員の能力・資質等について明確に規定している。したがって、本学部においてもこれらに準じているので、学部固有の教員像については特に明確化されていない。

毎年、学長、副学長、各学部長、全学共通教育センター長からなる学部長・センター長会議において、学部に必要な教員数、構成を検討している。欠員や新設科目の設置があった場合、後任または新規の人事についての必要性や人事計画について各学部・センターとの意見を調整し決定している。それに基づいて、人事計画が全学教授会で承認されている。新規や後任人事については学部教授会にて決定されている。

本学部の専任教員からなる経営学部教授会において、教育課程、授業計画、学生の入学・卒業・学籍および教員人事に関する審議などに関する事項について協議・意思決定を行っている。教養教育を主とした全学共通教育の教育課程、授業計画などについては全学共通教育センターが担い、本学部教授会に提案または報告され、了承を得ている。また、学部教育の円滑な運営を図り、また本学部教授会の議案に関する事項を審議・調整するための組織として、学部長と学部教授会が選出する教務主任・教務委員によって構成される学部教務委員会がある。さらに全学的に共通する教学に関する事項を審議・実施・調整するための組織として全学教務委員会には教務主任が委員として参加している。また、年に数回、学部FD会議を開催している。さらに、本学部では学科毎の教員組織はないものの、教育課程編成の目的を具体化するための専門科目群毎の授業計画会議があり、編成の連絡・調整や教育課程の検討なども行われ、学部教務委員会に反映されている。

研究に関しては、経営学部独自で評価する制度や慣行はないが、そのかわりに、全学的な組織である研究委員会が毎年全専任教員の前年度の研究活動実績を集約して、全学に公表している。また、研究委員会が個人やグループの申請に基づいて研究費の配分・助成を行う際にそれぞれの研究を評価している。

教育研究に係る責任に関しては、教員人事、教育課程、学科目編成、授業計画に関する事項について審議し、意思決定を行っているのは学部教授会である。

### ＜4＞コミュニケーション学部

コミュニケーション学部の運営については、本学部の専任教員からなるコミュニケーション学部教授会があたっており、専任教員人事に関する審議や、教育課程、授業計画、学生の入学・卒業・学籍などの事項についての意思決定を行っている。教養教育を主とした全学共通教育の教育課程、授業計画などについては、全学共通教育センターが担い、本学部教授会に提案ないしは報告されている。また本学部の教学に関する事項を審議・調整するための組織として、コミュニケーション学部教務委員会があり、学部長と、学部教授会が選

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 1. 現状の説明

出する教務主任並びに教務委員によって構成され、学部教育の円滑な運営を図っている。さらに全学的に共通する教学に関する事項を審議・実施・調整するための組織として全学教務委員会があり、全学教授会選出の正副委員長と、各学部・全学共通教育センターの教務主任で構成されている。

大学の専任教員には、研究と教育、そして大学運営の3つの役目がある。研究については、その専門分野に関係する学会に所属して研究成果を公表する他に、学部内においても、紀要『コミュニケーション科学』に積極的に投稿することが求められている。25名の小所帯であるが、年2回の発行には、毎回多くの論文等が掲載され、2010年度までに33号発行されている。

#### <5>現代法学部

教員に求める能力については、本学の教員資格規程および教員資格規程内規【根拠 3-19,20】によって明確化されている。一般的に要求している基準は、研究業績を主として、その他に学歴、研究歴、教歴、職歴、人物等を審査対象としている。

教員構成にあたっての各専門領域は、設置基準において求められている法学部に配置すべき実定法科目を中心にカリキュラム編成に対応した構成になっている。現状は、使用可能なポストが全て当初の計画に従い充足されており、定年あるいは異動などにより、欠員が生じた際に、基本的には前任者と同専門領域で補充を行っている。その人事に際して、年齢構成、男女構成等については、教授会で決定している。

学部における教学についての連携体制は、概ね月に回開催される教授会で協議・決定されることになっているほか、2、3カ月に一度は、FDを行い、教学に関する認識を共有化する体制を整えている。また、専門領域を同じくする教員が複数いる場合には、個別に適宜協議を行い、全学部的には、教育上の問題には、教務委員会・教務主任が、第一次的には対応し、研究上の問題には、研究委員が対応し、最終的には、学部教授会、学部長が責任を負っている。

#### <6>全学共通教育センター

全学共通教育センターは、本学の全学共通教育に関する事項を審議し、実施するために設置され、総合教育科目（教養科目）を主として担当するものとして採用された専任教員によって構成される。

全学共通教育科目担当教員の人事に関しては、専任教員については、同センターで具体的な候補者が選ばれ、同センター会議で採決決定され、それを受けて、所属学部教授会において審議、採決決定する。非常勤講師の採用に関しては全学共通教育センターで審議、採決決定し、学部教授会に報告する。また、教員に求める能力については、教員資格審査規程および教員資格規程内規【根拠 3-19,20】によって明確化されている。

新規の専任教員の採用にあたっては、研究業績の厳格な評価に加えて、教育への熱意、学内行政への関与といった条件を公募要項において明確に強調して募集を行ない、それらの資質を備えると考えられる候補者を選定している。応募者の中に、適切な候補がない場合は、採用を見送ることもある。非常勤講師の採用にあっても、同様の公募による採用が近年増えてきている。

### ＜7＞21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムの運営を行う組織として、21世紀教養プログラム運営委員会があり、ここで学科目編成、授業計画について協議・意思決定を行っている【根拠 3-10】。運営委員会は全学共通教育センター長、同教務主任、同センター所属教員9名に加え各学部所属教員各1名で構成され、同プログラムの人材養成に関する目的である「学部横断型リベラル・アーツ教育を通して、既存の学部・学科の枠組みを超えた幅広い視野、現代社会の諸問題に対する強い関心、問題解決に必要な人間的資質・能力を有する人材の養成」を進めるにふさわしい委員構成となっている。また、同プログラムに所属の学生は同時に4学部いずれかの学部にも所属しており、運営委員会の承認の後、学科目編成、授業計画は最終的に各学部教授会の審議・承認を経ている。これにより同プログラムの教育上の責任は学部教授会にあることが明確にされている。

### ＜8＞経済学研究科

経済学研究科の意思決定機関として、経済学部にも所属する教員のうち専門科目を担当している教員によって構成される経済学研究科委員会が設けられており、その担当教員については大学院経済学研究科担当教員の任用等に関する規程【根拠 3-22】により明確に定められている。

この教員組織の分野別構成、各教員の専門領域、近年の業績と研究テーマ、担当科目、シラバスなど、必要な情報はすべて『大学院要覧』、『大学院案内』、また本学ウェブサイトに公開され、明確化されている。

各教員がどのような授業科目を提供し、全体としてどのような組織的連携を保っていくかについては、経済学研究科委員会によってすべて審議に付され、実施されている。また、毎年度、各業務について教員の組織的連携体制が審議・決定され、それに応じて各業務の分担と責任の所在が明確化されている。

### ＜9＞経営学研究科

経営学研究科の意思決定機関として、本学経営学部にも所属する教員のうち専門科目を担当している教員によって構成される経営学研究科委員会が設けられている。

経営学研究科の教員としては、経営学部の専門科目を担当できる能力のある教員で、かつ指導上の資質があるものに限定されており、大学院経営学研究科教員資格審査等に関する規程【根拠 3-23】により明確化されている。専門科目の担当は、経営学部教授会での承認を必要とする。また、経営学研究科委員会の審議によって、資質上問題があると判断された場合には、科目開講を制限される場合がある。

担当教員は経営学研究科委員会の議事に参加することで、組織的な意思決定や情報交換に関与し、相互に連携する体制になっている。また各教員の長期国外研究や定年退職のような事情により、必要な授業科目が開講できない場合は、関連分野の他教員と連携して、代講制度等により対応している。

### ＜10＞コミュニケーション学研究科

コミュニケーション学研究科の教員組織は、コミュニケーション学部にも所属する教員を中心に構成し、カリキュラム上の必要に応じて非常勤講師を構成員としている。大学院の科目を担当する教員は教員資格審査規程および大学院コミュニケーション学研究科教員資

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 1. 現状の説明

格審査等に関する規程【根拠 3-24】に基づき、その能力・資質の適格性について厳正に判定している。

また、本研究科の教員組織は、大学院コミュニケーション学研究科教員資格審査等に関する規程によって、収容定員、設置基準、その他法令上の基準並びにカリキュラム上の必要性を勘案して決定・構成されている。担当教員はコミュニケーション学研究科委員会により組織的な意思決定や情報交換に関与し、相互に連携する体制になっている。各担当教員は大学院の教育研究に責任を負っているが、個別事情により教育上の責任を果たせない場合には、関連分野の他教員と連携して、研究科全体として責任を果たせるようにしている。

#### < 1 1 > 現代法学研究科

現代法学研究科の意思決定機関として、現代法学部に所属教員で、大学院科目の担当資格のある教員によって構成される現代法学研究科委員会が設けられおり、その担当教員については、大学院現代法学研究科授業科目担当教員決定に関する規程【根拠 3-25】により明確に定められている。

この教員組織の分野別構成、各教員の専門領域、近年の業績と研究テーマ、担当科目、シラバスなど、必要な情報はすべて『大学院要覧』、『大学院案内』、また本学ウェブサイト上に公開され、明確化されている。

各教員がどのような授業科目を提供し、全体としてどのような組織的連携を保っていくかについては、現代法学研究科委員会によってすべて審議に付され、実施されている。また、毎年度、各業務について教員の組織的連携体制が審議・決定され、それに応じて各業務の分担と責任の所在が明確化されている。

#### (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

##### < 1 > 大学全体

本学の専任教員数は143名であり、大学設置基準上必要な専任教員数133名を満たしている。また各学部、各研究科についても大学設置基準上必要な専任教員数を満たしている。教員組織の編制方針は、全学教授会で決定され、その教員人事計画に基づき、各学部、全学共通教育センターで採用を進めている。授業科目と担当教員の適合性については、各学部等において慎重に審議した上で、教員資格規程、教員資格規程内規【根拠 3-19,20】に基づき審査される。既に授業担当している科目と異なる科目を新たに担当する場合も、同規程に基づく資格審査を行い、教授会で審議の上担当科目追加を承認している。

##### < 2 > 経済学部

本学部における専任教員数は、46名である。学科別配置は、経済学科に34名（教授19名、准教授9名、講師6名）、国際経済学科に12名（教授10名、准教授1名、講師1名）である。

毎年度の授業計画の策定は学部教授会において審議承認された年度の授業編成方針に基づき、学部教務委員会と科目群毎の教員グループが密接な連携をとりつつ、教務委員会において原案を作成した後、最終的には学部教授会における審議を経て決定している。教員組織は年度の授業計画に対応しうるものであり、また近年の数度のカリキュラム改訂にも十分対応してきている。

授業科目と担当教員の適合性に関しては、学部長が資格の確定を学長に申請し、全学的組織である教員資格審査委員会が教員資格規程および教員資格規程内規【根拠 3-19,20】に基づき資格の確定審査を行い、その結果を学部教授会において審議・承認している。また、専任教員が現に担当する科目に他の科目を追加して担当する場合も同様に、全学的組織である教員資格審査委員会の議を経て、学部教授会において承認している。

### ＜3＞経営学部

本学部における専任教員数は、45名である。学科別配置は、経営学科に32名（教授21名、准教授6名、講師5名）、流通マーケティング学科に13名（教授8名、准教授3名、講師2名）である。

毎年、授業編成の基準を設定し、それに基づいて、開講授業科目を検討し、非常勤講師を含め教員の配置、コマ数などについて、前年度の履修実績を考慮して原案を教務委員会で作成し、学部教授会にて審議決定される。担当教員の配置については、専門科目群の授業計画会議により調整される。また、教育課程の再編成の検討についても教務委員会が中心となって、専門科目群の授業計画会議の議論を集約して原案を策定している。

授業科目の内容はシラバスを作成し公表され、担当教員の責任において授業内容が講義される。その適合性については、学部教授会における審議と教員資格審査委員会による審査が規程に則り厳格に行われている。また、学生による授業アンケート等も判断材料となりえる。授業アンケートは学部教務委員会にて詳細に検討され、問題があれば、学部長または教務主任が当該教員に助言等の対応可能な体制を整えている。非常勤講師を依頼する場合には1年契約で専任教員に準ずる資格審査を経て採用している。

### ＜4＞コミュニケーション学部

コミュニケーション学部の専任教員数は、25名（教授17名、准教授6名、講師2名）である。

毎年度の授業計画の策定は学部教授会において審議承認された授業編成方針に基づき、学部教務委員会において原案を作成した後、学部教授会で審議し決定している。

授業科目と担当教員の適合性については、学部教授会で研究業績等を検討して審議・採決し、さらに、全学の資格審査委員会において、各学部選出の資格審査委員の審議を経て承認という二重のチェックを行っている。

### ＜5＞現代法学部

現代法学部の専任教員数は、27名（教授20名、准教授7名）である。専門領域では、公法系6名、民事系7名、刑事系2名、その他12名となっている。

授業科目と担当教員の適合性については、教授会において慎重に判断しているが、本学においては、全学的な組織として教員資格審査委員会が設置されており、各学部での決定前に、全学の教員資格審査委員会による適合性についての資格審査が行われている。

### ＜6＞全学共通教育センター

全学共通教育センター内部の教員組織は、37名であり、その内訳は、教養講義科目系（18名）、英語（8名）、英語以外の外国語（4名）、日本語（1名）、スポーツ（3名）、教職（3名）に分けられる。このうち、外国語、スポーツ、教職の教員のなかには教養講義科目を

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 1. 現状の説明

担当している者もいる。また、一部の教養講義科目は、学部の専門科目の教員により担当されている（「日本国憲法」「法学」等）。このほか、全学共通教育センターの構成員ではないが、教育のみを担当する任期付きの特任講師が、英語 7 人、日本語 2 人、スポーツ 1 人がいる。この特任講師は FD 活動や授業内容の策定に積極的に参加している。このように、カリキュラムに沿って、バランスのとれた教員組織の維持を図っている。

それぞれの教員は、採用時に研究業績に基づいて資格審査され、担当が認められた科目を担当している。かなり近接した分野の科目であっても、採用時に資格審査で認められた以外の科目を追加担当する場合は、その科目の担当に適切な研究論文等の業績が十分かどうかについて、資格審査委員会や全学共通教育センター会議、当該教員の所属学部教授会での審議を経なければならないこととしている。

なお、新規に募集する専任教員の科目決定は、全学共通教育センター会議において人事方針の検討が行われている。一番近いところでは、2009 年度に全学共通教育センター人事計画小委員会が設置され、中期的な方針も含めて検討がなされており、以降はその答申を参考にした人事がすすめられている。

#### <7> 21 世紀教養プログラム

21 世紀教養プログラムの運営は、教養科目を担当する全学共通教育センター所属の教員および各学部教員から構成され、全学的な組織として機能している。またこれとは別に科目担当者間での適宜ミーティングが実施され連絡を図っている。

#### <8> 経済学研究科

経済学研究科の担当教員は、基礎となる学部の専任教員を主体として構成されている。現職専任教員および非常勤講師については、研究科委員会において当該教員の専門領域・学歴・経歴・業績・実績等を勘案し、授業科目と担当教員の適合性を判断・確認する仕組みが整備されている。

大学院担当教員については、規程に基づき、必要な学位・業績等の提出を求め、それも含めて科目担当能力の審査が行われる仕組みになっている。研究科委員会はこうした選考経過を踏まえ、改めて大学院経済学研究科担当教員の任用等に関する規程【根拠 3-22】に基づいて資格審査を行い、授業科目と担当教員の適合性を判断している。

#### <9> 経営学研究科

経営学研究科の担当教員は、基礎となる学部の専任教員を主体として構成されている。現職専任教員および非常勤講師については、研究科委員会において当該教員の専門領域・学歴・経歴・業績・実績等を勘案し、授業科目と担当教員の適合性を判断・確認する仕組みが整備されている。

経営学研究科には、大学院経営学研究科教員資格審査等に関する規程【根拠 3-23】がある。これにより、授業科目を担当する専任教員、兼任教員、非常勤講師および客員教授の資格審査並びに任用について定めている。そしてこれを基準にした教員の任用・配置を実施している。

### ＜10＞コミュニケーション学研究科

コミュニケーション学研究科の担当教員は、基礎となる学部の専任教員を主体として構成されている。現職専任教員および非常勤講師については、研究科委員会において当該教員の専門領域・学歴・経歴・業績・実績等を勘案し、授業科目と担当教員の適合性を判断・確認する仕組みが整備されている。

教員の新規採用人事に関しては、基本的に学部教授会の判断が尊重されている。特に必要な場合は採用条件に「大学院の科目が担当できること」と明記し、必要な学位・業績等の提出を求め、それも含めて科目担当能力の審査が行われる仕組みになっている。研究科委員会はこうした選考経過を踏まえ、あらためて教員資格審査規程に基づいて資格審査を行い、授業科目と担当教員の適合性を判断している。

また、研究科で非常勤講師を新規に採用する場合、当該人事について、研究科委員会で資格審査を行い、科目担当能力の有無を判断・決定する仕組みになっている。

### ＜11＞現代法学研究科

現代法学研究科の担当教員は、基礎となる学部の専任教員を主体として構成されている。現職専任教員および非常勤講師については、研究科委員会において当該教員の専門領域、学歴、経歴、業績等を勘案し、授業科目と担当教員の適合性を判断・審査する仕組みが整備されている。

教員の新規採用人事に関しては、基本的に学部教授会の判断が尊重されているが、大学院担当教員については、必要な学位、経歴、業績等について提出を求め、大学院研究科委員会が審査し、判断する。同手続きは、大学院現代法学研究科授業科目担当教員決定に関する規程【根拠 3-25】に基づいて行われるが、兼任教員についても同様の審査・決定に関する手続きをとる。

## （3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

### ＜1＞大学全体

専任教員の募集の手続きを定めた規程はない。各学部等の教授会等が募集の都度、その方法を決定している。しかし、余人をもって代えがたい場合などを除いて募集に当たっては公募を採用することが多くなっている。また、専任教員の採用は、教員任用規程【根拠 3-21】に従って行われている。選考に際しては教員資格規程を基準としている。

専任教員の昇格は、教員昇任規程【根拠 3-28】によりその手続きが明確化されている。さらに、教員人事は、毎年度の授業計画や将来構想により教員採用方針を各学部、全学共通教育センター会議での議論を経て、学長・副学長・学部長・全学共通教育センター長で構成される学部長・センター長会議で策定し、その配置先も明確にした上で、全学教授会で決定し、これに基づいた教員採用人事が、各学部教授会および全学共通教育センター会議で進められている。

### ＜2＞経済学部

学部専任教員の採用に関しては、新年度開始に先立ち全学教授会で審議決定される「全学人事基本方針」に基づき、学部教授会として学部の人事基本方針を審議決定している。学部教授会における基本方針の決定をうけて、学部長は人事案件ごとの募集と候補者の選定にたずさわる人事小委員会のメンバーを指名して、教授会に報告する。小委員会は募集

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 1. 現状の説明

の方法や内容に関して随時教授会に報告しつつ、候補者を選定する。学部長は候補者の資格の確定審査を学長に申請し、学長は資格の確定を教員資格審査委員会に諮問する。教員資格審査委員会は教員資格規程および同内規【根拠 3-19,20】に基づき資格の確定審査を行い、資格の確定した候補者は、学部教授会において採用の可否を審議し、投票により決定する。

学部専任教員の昇任における審査は、教員昇任規程【根拠 3-28】に基づき行われる。2010年度の経済学部においては教授会における昇任申請に関する学部長報告および文書での学部教員への通知に加え、教員資格規程の定める各職位の条件を満たす昇任申請の有資格者全員に対して、学部長から個別に承認申請に関する通知を行った。教員から昇任の申請が行われると、専任教員昇任審査に関する内規【根拠 3-29】に従い、研究業績審査を行い、学部教授会で資格審査委員会に諮ることを決定した後に、資格審査を学長に依頼する。以下、採用人事と同様な資格審査の過程を経て、学部教授会において昇任の可否が審議・決定される。

#### < 3 > 経営学部

学部専任教員の採用に関しては、新年度開始に先立ち全学教授会で審議決定される「全学人事基本方針」に基づき、学部教授会として学部の人事基本方針を審議決定している。学部教授会における基本方針の決定をうけて、学部長は人事案件ごとの募集と候補者の選定にたずさわる人事小委員会のメンバーを指名して、教授会に報告する。小委員会は募集の方法や内容に関して随時教授会に報告しつつ、候補者を選定する。学部長は候補者の資格の確定審査を学長に申請し、学長は資格の確定を教員資格審査委員会に諮問する。教員資格審査委員会は教員資格規程および同内規に基づき資格の確定審査を行い、資格の確定した候補者は、学部教授会において採用の可否を審議し、投票により決定する。

学部専任教員の昇任における審査は、教員昇任規程【根拠 3-28】に基づき行われる。教員から昇任の申請が行われると、経営学部専任教員昇任審査に関する内規【根拠 3-30】に従い、研究業績審査を行い、学部教授会で資格審査委員会に諮ることを決定した後に、資格審査を学長に依頼する。以下、採用人事と同様な資格審査の過程を経て、学部教授会において昇任の可否が審議・決定される。

#### < 4 > コミュニケーション学部

学部専任教員の採用に関しては、学部長は人事案件ごとの募集と候補者の選定にたずさわる人事選考委員会のメンバーを指名して、教授会に報告する。募集に関しては一部の例外を除き公募で行われてきている。候補者の選考は第一次の書類選考ののち、候補者を数名に絞っての第二次面接で行われる。2007年度の選考からは、面接の折に研究業績だけではなく、教務についての能力を判断するため、シラバスと模擬授業による審査を行うようにした。学部長は候補者の資格の確定審査を学長に申請し、学長は資格の確定を教員資格審査委員会に諮問する。教員資格審査委員会は教員資格規程および同内規に基づき資格の確定審査を行い、資格の確定した候補者は、学部教授会において採用の可否を審議し、投票により決定する。

学部専任教員の昇任における審査は、教員昇任規程に基づき行われる。教員から昇任の申請が行われると、コミュニケーション学部専任教員昇任審査に関する内規【根拠 3-31】に従い、研究業績審査を行い、学部教授会で資格審査委員会に諮ることを決定した後に、資格審査を学長に依頼する。以下、採用人事と同様な資格審査の過程を経て、学部教授会において昇任の可否が審議・決定される。

### ＜5＞現代法学部

現代法学部所属専任教員の募集・採用についての全学的な手続きは、教員任用規程に明確に規定されている。代議員会においてあらかじめ現代法学部での採用を承認された採用計画に基づき、かつ、告知された科目について、教授会が候補者の選考を行う。選考にあたっては、学部長が指名する3人の人事小委員によって推薦された候補者を教授会に提案する。学部長は、教授会によって選考された確定候補者について、資格の確定審査を学長に申請する。学長は、教員資格審査委員会に、当該候補者の資格の有無を諮問し、その答申により資格が確定した候補者を、任用の可否を決定するため教授会に提案する。なお、資格審査に当たっての要件や手続きは、教員資格規程および同内規によって明確に規定されている。

また、昇格についての要件や手続きも、教員資格規程および同内規に明確に規定されている。申請または推薦のあった教員について学部教授会で審査を経て、学長に資格の確定審査を申請する。学長は、任用にあたってと同様、教員資格審査委員会の答申に基づき、学部教授会に昇任を提案し、その可否を決定する。教授会の審査にあたって、学部長は内規【根拠 3-32】に従い、昇任の適否を審査するために審査会を設け、2名の委員を指名し審査させ、教授会は、その審査報告書に基づいて審査を行っている。

### ＜6＞全学共通教育センター

全学共通教育センターにおける教員募集は、基本的に公募で行われる。その結果として、多くの応募者の中から、候補者を選定できるケースが多い。候補者の選考を行う人事委員会は、全学共通教育センターに属する隣接分野の教員と採用後に所属予定の学部の教員から構成される。人事委員会が作成する公募要項は全学共通教育センター会議に報告して、細部にわたり検討され、了承を得た上で公募がはじまる。選考にあたっては、まず、研究遂行能力を見るため学問的研究業績に加え、教育への熱意や授業に対する適性を慎重に見極めている。そのため、応募書類の一部として教育の抱負やシラバス案などを詳しく記述したものを求め、また採用面接時にその記述にもとづいて質疑を行っている。さらに教育技術が重要な科目などでは、模擬授業を行わせるなどの手段で確認することも多い。委員会が1人に絞った候補者は、授業科目との整合性について、候補者の履歴、研究教育業績に基づいて資格審査委員会で精査される。さらに、全学共通教育センター会議、次いで学部教授会で、投票によって承認されなければならない。それも慎重を期して、人事提案を行なったあと、次回の各会議で投票を行っている。この手続きは十分に確立され、教員に周知徹底している。

昇格については、当該教員が属する所属学部長が発議し、各学部教授会構成員で審査委員会が構成され、その業績等の審査結果を踏まえて学部教授会で採決される。

### ＜7＞21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムは学部横断組織であり、独自の教員を持たないため、教員募集や採用・昇格はない。

### ＜8＞経済学研究科委員会

本研究科のみを担当する教員採用は行っておらず、募集・採用・昇格は、経済学部教授会において実施されている。

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 1. 現状の説明

#### ＜9＞経営学研究科委員会

本研究科のみを担当する教員採用は行っておらず、募集・採用・昇格は、経営学部教授会において実施されている。

#### ＜10＞コミュニケーション学研究科委員会

本研究科のみを担当する教員採用は行っておらず、募集・採用・昇格は、コミュニケーション学部教授会において実施されている。

#### ＜11＞現代法学研究科委員会

本研究科のみを担当する教員採用は行っておらず、募集・採用・昇格は、現代法学部教授会において実施されている。

### （4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

#### ＜1＞大学全体

教員の資質の向上を図るため、年に数回、全学 FD 会議を全学教授会の前後に教員の関心の高いテーマで開催し効果を上げている。また、各学部でも学部 FD 会議を頻繁に開催し、その活動成果を『全学FD報告書（ニュース）』【根拠 3-33】として定期的に発行している。さらに、各学部では学科ごとの教員組織はないものの、教育課程編成の目的を具体化するための専門科目群ごとの授業計画会議があり、編成の連絡・調整や教育課程の検討なども行われ、学部教務委員会に反映されている。

また、教員の教育活動については、全学教務委員会が Semester ごとに授業アンケートを実施しており、各教員は最低 1 科目についてアンケートを実施することが求められている。アンケートは科目ごとに集計され、当該教員に集計結果が返却される。集計結果には質問項目ごとに当該科目の平均値と全科目の平均値が併記されており、当該教員は容易に自らの担当科目の状況を把握できるようになっている。各教員はそれに基づいて改善策等を検討し、任意ではあるが学務課にそれを書面にて報告するようになっている。授業アンケートは教員自らが授業を改善していく際に活用されているのみならず、他教員や学生から要望があれば当該科目についての集計結果や教員が提出できる「コメント（改善策）」などを学務課にて開示することになっている。

さらに、Semester ごとに、在学生の保護者、高大連携協定校および推薦入試指定校の生徒・教員・保護者を対象とした授業公開を実施しており、多くの教員が毎回担当科目を公開している。授業公開時に回収されたアンケートの集計結果に基づき、後日の学部教授会や教務委員会等において意見交換を行っている。

研究に関しては、全学的な組織である研究委員会が毎年全専任教員の前年度の研究活動実績を集約して『東京経済大学一覧』【根拠 3-35】を毎年刊行し全学に公表している。また、研究委員会が個人やグループの申請に基づいて研究費の配分・助成を行う際にもそれぞれの申請者の研究実績を評価している。

大学院全体での組織的活動については大学院 FD 会議を編成し、その活動成果を『大学院 FD 会議 NEWS』【根拠 3-34】としてニューズレターを定期的に発表している。これにより、大学院の FD 方針や体制を周知させている。

## ＜2＞経済学部

経済学部として独自に取り組んでいる教員の資質を向上するための方策としては、随時開催される経済学部 FD 会議が挙げられる。教員が集まりやすい学部教授会の前後に、事前に発表されたテーマに関して数名の報告者が個人的な実践例等を中心に報告し、その後、自由な質疑が行われるという形式が多い。開催回数は近年、多くはないが、2011 年度は「入門科目」をテーマにして 7 月に行い、また夏休み明けの 10 月にも 1 年次必修科目「フレッシュマン・セミナー a」をテーマに開催することが予告されている。

FD 活動の効果に関しては、明確なデータによってその有効性を明らかにすることは困難ではあるが、FD 会議における報告や議論から、新たな実践や仕組みが誕生したケースを挙げることはできる。例えば、2011 年 7 月の学部 FD 会議で議論となった入門科目の再履修者のクラスに関して、「社会経済学入門」の従来の再履修者専用のクラスを廃止し、再履修者が通常のクラスを自由に選択する方式を次年度の授業計画から採用することになった。

教員の教育研究活動等の評価に関しては、毎年公刊される『東京経済大学一覧』【根拠 3-35】に掲載される「研究活動報告」の提出が全学の研究委員会によって要求され、また随時教育活動の報告が要求されるが、学部として定期的、あるいは制度的に教員の教育研究活動等の報告を要求し、評価することは行っていない。

## ＜3＞経営学部

教員の研究活動に関しては、本学は毎年度全教員を調査対象とした『東京経済大学一覧』を発行しており、各教員の当該年度の研究活動状況を容易に把握できるようになっている。

一方、教員の教育活動については、全学教務委員会がセメスターごとに授業アンケートを実施しており、各教員は最低 1 科目についてアンケートを実施することが求められている。アンケートは科目ごとに集計され、当該教員に集計結果が返却される。集計結果には質問項目ごとに当該科目の平均値と全科目の平均値が併記されており、当該教員は容易に自らの担当科目の状況を把握できるようになっている。授業アンケートは教員自らが授業を改善していく際に活用されている。

また、セメスターごとに、在学生の保護者、高大連携協定校および推薦入試指定校の生徒・教員・保護者を対象とした授業公開を実施しており、経営学部も全教員が毎回担当科目 1 科目を公開している。授業公開時に回収されたアンケートの集計結果に基づき、後日の学部教授会において意見交換を行っている。

教員間で教育方法改善策などについて意見交換を行う場として、経営学部教務主任が議長となる経営学部 FD 会議を定期的に開催している。経営学部 FD 会議はできる限り経営学部教授会後に続けて実施するようにすることにより参加率が上がるようにしている。経営学部 FD 会議におけるテーマは全ての学部所属教員に関わりがある、基礎セミナー（1 年次第 1 学期の少人数導入科目）、ゼミ、発達障害など多岐にわたっており、毎回活発な議論が展開されている。

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 1. 現状の説明

#### <4>コミュニケーション学部

コミュニケーション学部として独自に取り組んでいる教員の資質を向上するための方策としては、随時開催されるコミュニケーション学部 FD 会議が挙げられる。教員が集まりやすい学部教授会の前後や水曜日に開催している。2011 年度は 6 月 22 日に 1 年次教育、キャップ制およびカリキュラム改革をテーマとして、10 月 19 日にはキャリア教育をテーマとして開催している。

教員の教育研究については、その資質の向上について、学部独自で行っている方策はないが、毎年度全教員を調査対象とした『東京経済大学一覧』【根拠 3-35】を発行しており、各教員の当該年度の教育研究活動を容易に把握できるようになっている。

授業の内容については、学期ごとに学生による授業アンケートを実施し授業の改善に役立てている。

#### <5>現代法学部

教員の教育研究については、『東京経済大学一覧』【根拠 3-35】により各年度ごとに全学で確認・評価されている。授業の内容については、学期ごとに学生による授業評価が行われている。また、多くの授業は、全学の行事である授業公開の一環として、在学生の保護者、高校生などに公開されており、その聴講者による評価も行われている。さらに、定期的に FD 会議を行い、授業の実施状況と課題、カリキュラムの改革等の議論を行っている。

特にこの間、新生の導入教育のあり方について、各担当者の経験を踏まえ継続的に議論を行い、1 年生 1 期に全学生を対象に原則として全教員が担当する少人数の「文献購読 1」を「大学入門」と言えるような授業に転換し、受講生に対して効果測定のためのアンケートを実施した。さらにそのアンケート結果を基に、実施状況について、利用テキスト、授業の進め方、受講生の反応などを担当者全員から報告してもらい、それぞれの授業の参考になるように議論を行った。

#### <6>全学共通教育センター

教員の研究活動については、『東京経済大学一覧』【根拠 3-35】の研究業績報告により毎年全学で相互に緩やかな評価を行っている。

全学共通教育センター所属教員の教育活動の中で講義科目については、かつては非常に多数の履修生をもち、成績評価が全般に高くなりがちな授業が少なくなかった。しかし、専任教員、非常勤講師の採用の厳格化に伴って、事態は著しく好転している。

英語については、ほとんどの学生にとって必修科目であり、担当の専任教員、特任講師、非常勤講師の数が非常に多いため、教育内容の擦り合わせはきわめて重要である。したがって、別カリキュラムを採用しているコミュニケーション学部を除く、3 つの学部の英語担当教員全体での会議が頻繁に行われ、授業計画、授業内容の策定だけでなく、FD 活動が熱心に行われている。英語教育の内容の一新に伴って、本学学生の英語力の向上は著しい。同様に、日本語教育についても、専任教員と特任講師を中心に非常勤講師を交えて会議を行い、FD 活動に取り組んでいる。

本学として全学的に、年に 2 回、在校生の保護者や推薦入学指定校（高大連携校を含む）の高校生、高校教員、保護者に対して、授業公開を実施しており、多くの父母が実際に、講義科目を中心として見学に参加している。授業公開の参加者の多くは自由記述を含むアンケートを提出しており、外部の目から見た各授業の率直な感想を得る機会がある。

また、毎年行う、全学共通教育センター会議での全授業の成績評価分布の公開では、成績評価が他教員より著しく異なる教員が白日のもとに晒され、評価方法の改善への大きなプレッシャーとなっている。

全学共通教育センターとして FD 会議およびコロキウムを年に数度のペースで開催している。直近の 2010 年度の例でいうと、計 3 回開催し、FD 会議のテーマとしては、「よい授業とはどんなものか（受講生とともにつくっていく授業の実践についての紹介）」「授業中の私語への効果的な対処方法」が取り上げられ、活発な質疑応答があった。またコロキウムとしては、生物研究の方法論のエッセンスを専門外の人にわかりやすく解説するものであった。すなわち、他の教員の教育方法を学び議論する FD と、他分野の教員の研究について知ることができ、全学共通教育センター全体の研究教育活動の向上を目指すコロキウムを併せて行なうように努めている。

### ＜7＞21 世紀教養プログラム

21 世紀教養プログラム担当教員の間でカリキュラムの効果的な実施に関する FD 会議に相当する打合会が頻繁に行われており、各学部や全学共通教育センターの FD 会議の内容も参考に検討が進められている。

### ＜8＞経済学研究科

経済学研究科における個別研究指導は論文執筆のために行われる一対一の個別指導である。したがって学生アンケートや教授法の研修といった講義形式を念頭に置いた教育評価にはなじまない。この教育活動の評価はむしろ論文執筆というアウトプットとそこに至る過程で間接的に行われる。具体的には以下の機会に、学生の研究成果とともに、指導教員の指導力評価が行われている。また、各年度 1～2 回行われる「修士論文中間発表会」では、学生は論文の概要と進捗状況を発表し、指導教員がコメントをつけ、それについて出席の教員および学生全員でディスカッションが行われる。これによって指導学生の論文の進捗状況とともに、指導教員による指導状況が参加している研究科委員長および他の教員の前で示される。

研究活動については、大学院の授業担当者は、あらかじめ当該科目に関連する研究業績を提出し、授業担当資格審査を受け、合格しなければならない。そのほか、毎年、教員の申告に基づき、前年度の研究業績一覧が『東京経済大学一覧』【根拠 3-35】として公表されている。

### ＜9＞経営学研究科

教員の教育研究活動等は、毎年構成員全員について報告を求めている。この結果を集計して毎年発行する『東京経済大学一覧』【根拠 3-35】に掲載する。これにより教員は業績や教育研究活動を相互評価することで、教員全員の自己管理・自己啓発を求めている。

教員全員に研究の機会と個人研究費を助成することで、FD を実現する機会を与えている。また、各教員はこれに基づいて FD を実施し、研究・教育能力を継続的に改善している。

経営学研究科では前記のように、学位論文すなわち修士学位論文および博士学位論文を執筆する大学院生に、3 回の報告を義務付けている。作成構想発表会と中間発表会では、修士課程であれば 2 年次生だけでなく、1 年次生にも簡単な発表をさせている。これらの

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 2. 点検・評価

発表会には、発表者だけでなく指導教員、その他の経営学研究科教員が参加する。そして完成報告会では、上記に加えて、完成した論文を発表しない大学院生も参加する。

上記への教員の参加は、参加教員の FD の点では、次のような利点がある。第一に、論文審査の段階で審査員に加わる可能性のある教員が、審査対象となる研究内容について事前に知識を得る機会となる。審査論文を渡されてから内容を知るのではなく、十分に早い段階で内容を知ることができる。このため、該当教員は、審査に必要な事前の知識・情報の収集や考察を、十分に時間をかけてできるようになる。第二に指導教員も、異なる分野の専門家の見方や意見を早い段階で知り、より広い視野でその後の指導に役立てることができる。第三に、論文審査に関わらない教員にとっても、異なる分野の研究について最新の情報・知識を得ることができるので、他の講義などの教育機会に講義内容を膨らませる知識を得る機会になる。

#### <10>コミュニケーション学研究科

コミュニケーション学研究科では、学部同様、年度当初に教員の研究業績と教育活動の報告を義務付けているほか、FD 活動の一環として学生との懇談会・懇親会と学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート調査の結果は各教員に通知されるが、これらを活用した直接の教員評価は行われていない。専任教員に対する教育研究活動等の評価が行われるのは、今のところ昇任審査時だけである。

本研究科における FD 活動は、大学院全体の FD 研修会と研究科委員会における情報・意見交換、および国内外研究制度等の活用によって、教員の資質向上を図っている。

#### <11>現代法学研究科

本研究科独自の教育研究に関する資質向上のための方策は特に講じられていない。ただし、科目担当者は、問題を抱えた場合には、解決のために関係者による検討を行っている。研究については、学部準じて、毎年構成員全員について報告を求めている。この結果を集計して毎年発行する『東京経済大学一覽』【根拠 3-35】に掲載する。これにより教員は業績や教育研究活動を相互評価することで、教員全員の自己管理・自己啓発を求めている。また、シニア大学院生、留学生、修士論文の作成については、全研究科共通の課題が多く、大学院委員会として FD を毎年 1 回行っている。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### <1>大学全体

大学設置基準が定める必要教員数を余裕をもって上回ることは当然として、授業計画等の教育研究上必要とする教員数を検討した上での採用計画を全学教授会で合意し、その計画の下により良き人材を確保する努力が行なわれている。各学部、全学共通教育センターでの議論を吸い上げて全学で方針を合意し、各学部、全学共通教育センターでの採用の努力を尊重しあうことを原則とする現状のシステムそのものは評価できる。

計画達成の努力を学長、副学長、学部長、全学共通教育センター長の会議でも常に注視しているために、133 名の必要教員数を 10 名上回る水準にきている点は教員人事の進め方によって効果が上がっていると評価できる。

大学院担当教員に関して慣例で行っていた内容を規程の制定によって整備され、可視化されたことは評価できる【根拠 3-22,23,24,25】。

## ＜2＞経済学部

経済学部として教員に求める能力・資質等は、あらかじめ承認された年度ごとの採用計画に基づき、教授会における議論を経て、採用時の公募要項等に明確に示されている。

教員の組織的な連携体制に関しては、学部教務委員会が中心となり、関連する専門分野、あるいは担当科目ごとに編成される教員のグループと連携して学部の教学の円滑な運営を行っている。経済学部においては、学部の教育課程に相応しい教員組織が整備されており、年度の授業計画やカリキュラム改訂に十分対応してきている。また、授業科目と担当教員の適合性の判断も適切に行われている。

経済学部における教員の募集・採用に関する規程や手続きは明確であり、全学および学部の基本方針に基づき適正に行われている。また、昇任に関する規程および手続きも同様に明確であり、適正に行われている。

経済学部の FD 活動は限られた回数の実施に留まってはいるが、FD 活動から教学上の新たな試みが始められるなど、一定の成果を上げているとすることができる。

教育研究活動に関しては全学の制度としての報告義務があり、その内容も公表されているが、大学としての何らかの評価が行われているとは言い難い。また学部として学部教員の教育研究活動に関する直接的評価は実施していない。

## ＜3＞経営学部

特に問題となる事案は生じていない。各教員は学部 FD 会議への参加義務を負っている訳ではないが、参加意欲は高く、直前に開催する学部教授会に出席しているほぼ全ての教員が出席し、活発な意見交換が行われている。

## ＜4＞コミュニケーション学部

学部所属の教員に限らず、センター所属でコミュニケーション学部配置されている教員も「演習」「卒業制作・卒業論文」を担当することを原則にしているが、これは、少人数での演習の運営にとって不可欠なものとなっている。

コミュニケーション学部では「演習」「卒業制作・卒業論文」を全教員が担当しているため、学生にとっては、その選択範囲が多様で幅広いものになっている。学際的な学部であって、多様な興味・関心、そして目標を持つ学生が、自分にあった演習を選択し、教員と出会い、卒業制作や卒業論文を完成させて卒業していくことができる体制が整っていると見える。

新学部として開設されたことにより、教育・研究経験が豊富な教員が集まったことで、研究活動はもとより、教務についても順調に運営されてきたと言える。ただし開設から 15 年を経て、年齢構成の偏りが生じている。

## ＜5＞現代法学部

教員に求める資質・能力は、明確にされており、教員構成も専門領域に関わって明確にされており、適切である。教授会、FD には、ほとんどの教員が参加し、討論に参加し、

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 2. 点検・評価

審議・決定に関わっているのはもちろん、各種委員として運営に関わっており、構成員全体で学部長を中心とする責任体制を支えている。

教員組織の編制方針に沿った整備は、順調に行われてきており、年齢構成や男女比においても適切に整備されている。授業科目と担当教員の適合性についても、第三者による審査体制が整備されており、適切な審査が行われている。

教員の募集・採用・昇任の要件や手続きは、明確に規定されており、対象者の資格については、全学的な厳格な審査も行われており、これまでの現代法学部の人事において問題が生じたことはない。

研究業績についての定期的な報告を求めるとともに、教育についても学生による評価のみならず、定期的な FD の実施によって、教員相互の経験交流によって、カリキュラム改革、授業改善に効果を上げている。

#### <6>全学共通教育センター

全学共通教育センターが責任を持って適切な教員配置を行なっているため、所属教員の中で学問的な分野の偏りが少なく、教養教育がおおむね全学部で共通に行なわれている。

また自律性が高まった結果、全学共通教育センターに所属する教員間の連携も密に、かつ組織的になり、21世紀教養プログラムのように、教員が個人的な人間関係を個々の学生と結び、教員間の連絡を密にして行う教育を可能にしている。

公募を主体とした教員採用の厳格化によって、数値や文献資料で示すことは難しいが、研究能力（業績）と教育への熱意をともに兼ね備えた教員が増えている。また、どのような科目の専任教員を募集するかについて、「小委員会」等での議論を行なうことにより、公正さを保っている。この採用方式によって、教育に大変熱心な教員が増えている。特に専任教員数・特任講師数が多い英語の場合、英語の運用能力が非常に高く、かつ教育に熱意をもつ教員が集まっている。

先に述べた FD 会議およびコロキウムは近年教員参加率が向上してきており、質疑応答も積極的に行なわれ、毎回盛会である。参加者が増えるよう開催日時も工夫している。コロキウムは専門外の教員にわかりやすく紹介、説明するという意味では、学生に対するわかりやすい講義と同様な部分を持ち、教育実践にも資するところがある。

#### <7>21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムは、教養教育を運営する全学共通教育センターを母体とするが、各学部から選出された教員と合わせて効果的に運営されている。

#### <8>経済学研究科

教員に求められる能力・資質等が規程上明文化されているか、という点では必ずしも明確化されているとは言えない。ただし、研究者としての資格審査と研究業績の継続的公表、希望する指導教員との面接機会、学生相談窓口の常設の3点については、大学が教員に対して「研究者としての専門的知見」「教育者としての意思疎通能力」「社会人としての人格的成熟」を求めていることを間接的に知らしめていると考える。

大学院教育に当たる教員の構成、教育上の編成は、要覧、ウェブサイト、大学院案内等で明確化されている。

教員の組織的な連携体制と研究教育に係る責任の所在は大学院担当教員は研究科委員会という独自の運営組織をもっており、そこでの審議ルール、教員の分野別編成、組織とし

て果たすべき業務の整理・審議・決定・実施体制、各業務の教員分担と責任の所在については明確である。

入学者数に比して教員組織はよく整備されており、運営組織としての研究科委員会が教育課程編成方針に沿って教育資源の有効活用を適切に判断している。

さらに、担当教員の業績をもとに、資格審査が全員について行われており、かつ継続的に研究成果については公表されているため、教員の資格は明確化されている。専門業績と開講授業の適合については毎年度、科目担当者と時間割編成が研究科委員会で検討されている。

一対一、あるいはせいぜいで数名の学生を対象に行われる研究指導については統計的評価にはなじみにくいが、「修士論文中間発表会」など、学生と指導教員を交えたディスカッションの場が設けられている。

また研究活動の評価については資格審査や毎年度の業績の公表を行っている。

### ＜9＞経営学研究科

経営学研究科委員会内部での教員連携は効果的に行われている。委員会には殆ど全員が出席し、審議事項・決定事項に関与する。教員間の協調・連携も効果的に行われており、複数の科目や教員にまたがる作業や調整も支障なく遂行できている。この結果、学生の勉学に支障となるような事態が発生したことはない。

学位論文報告会は、学位論文を発表する大学院生だけでなく、指導教員にもその他教員にも有効なFDの機会になっている。

### ＜10＞コミュニケーション学研究科

コミュニケーション学研究科委員会内部での教員連携は効果的に行われている。教員は委員会において積極的に審議事項・決定事項に関与している。

### ＜11＞現代法学研究科

現在まで、教員編成については、科目担当の点からすれば、非常勤教員を含めて体制が整っている。

大学院委員会のFDは、情報を交換し、共有するために役立っている。たとえば、修士論文の作成援助として、経済学研究科では1年の段階から中間報告をさせていて効果的であるとの報告があり、早速2010年度から本研究科でも取り入れた。院生へのインタビューでも、好評である。

また、税法については、実務家教員、研究者教員が相互に補完、協力することで、教育の質を上げ、法学部以外の出身の院生について、修士論文を適切に完成させている。修士論文中間報告会では、研究科所属教員、報告者および指導教員が質疑を行うことで、間接的FDの場となっている。

## （2）改善すべき事項

### ＜1＞大学全体

長年にわたって、経済学部、経営学部の専門科目を担当する教員は、経済学研究科、経営学研究科の科目も担当できる能力・資質を持っていることを前提に教員採用を行っている。一方、コミュニケーション学部、現代法学部では、新任教員の中から、それぞれの研究科委員会において、大学院担当者を決定している。このように4つの研究科委員会にお

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 2. 点検・評価

いて大学院担当の決定には相違があるが、統一した資格基準の整備が是非について話題に上っている。

総合教育科目を担う全学共通教育センター会議に所属する教員は4つの学部配属されており、学部固有科目の担当にも関わっているが、その関わり方には学部によって違いがある。全学共通教育センター会議所属の教員が、総合教育科目の負担と配属された学部で学部固有科目の負担のあり方に関して統一基準を設ける是非について検討の方向である。

#### < 2 > 経済学部

教員に求める能力・資質や教員構成に関する方針は、原則的な面に関しては関連する諸規程に規定されているが、実際の運用に関しては個別の人事案件ごとに教授会や人事小委員会において議論され、決定される部分が多い。したがって、中長期的な方針を具体的に示すような決定が、学部として行われているとは必ずしも言えない。

#### < 3 > 経営学部

授業計画会議の一層の充実と、学部としての意見を集約し教育改善につなげる体制の整備の方向を検討する。

授業科目と担当教員の適合性を判断するための仕組みは、今後も議論の余地がある。現在の授業科目を担当している教員に対する適合性を判断するため、例えば、カリキュラム改訂時などに明確な仕組みを検討することも考えられる。

さらに、専任教員の昇任時における授業科目と担当教員の適合性を判断する明確な仕組みの必要性について検討が求められている。

また、アンケート集計結果について時系列的な追跡が十分に実施されていない。また、各教員が検討した授業改善策がその後どのように実施され、いかなる効果があったのかについて把握できていない。

#### < 4 > コミュニケーション学部

少人数での演習は、教員の担当コマ数の増加をもたらす。この点は、大学院を担当する教員にとってはかなりの負担になっている。また全学共通教育センター所属の教員にも、学部のほかに全学の学生向けの、いわゆる教養科目の担当という負担がある。なお、担当コマ数については学部では5コマだが、大学院を担当する場合には学部担当コマ数を4コマとする軽減措置がある。しかし実際には、適用されないケースが多い。担当コマ数の増加は教育の質にも関係してくるため、その対応策を早急に施す必要がある。

もともと、大学院担当者の負担はその開設時から博士後期課程が完成年度に至る時期に比べて、学生数の減少によって軽減されてきている。しかし、学生数の減少自体は望ましいことではないから、このことをもって負担の軽減措置が不要になるわけではない。

学部の開設時、そして大学院の修士・博士後期課程の新設時に中堅以上の職歴や研究業績のある教員を揃える必要があった。そのことは、学部の教育課程にとって好ましいものだったが、開設から16年を経て、教員の高齢化が進んでいる。少人数の演習を原則にし、また大学院も担当している教員がほとんどであるから、博士後期課程の開設以降、持ちコマ数の負担増という問題に直面するようになった。この現状を改善するために、2011年度の新任教員から若手重視という方針で採用をはじめているが、その方針は2011年度以降の採用でも継続させる必要がある。

### ＜5＞現代法学部

現代法学部内における募集・採用の手続きは、一部慣行によって行われている。そのことで、特に問題が生じているわけではないが、現状の手続きを規定化することも考えられる。

教育については、その実践例を素材にし、授業参観や授業録画などの方法も取り入れることによって、相互に評価・批判する対象授業を増やすことで教員の資質のさらなる向上を図る。

### ＜6＞全学共通教育センター

教員に求められる能力はすでに明確であり、教員にも十分に周知されてはいるが、規定化や文章化にはなじみにくいことがらであることもあるが、今後も議論の余地はある。

専任教員の定数の問題から、一部科目については担当の専任教員がおらず、非常勤講師に頼らざるを得ない状況がある。非常勤講師担当のすべての科目について専任教員を採用することはきわめて困難であるが、分野別で数が手薄な理系分野などで、専任教員を増員することを検討していく。

### ＜7＞21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムは、学部横断型プログラムであり、学生の興味に応じた様々な分野の教員が関わっているが、近年は本プログラムに関わっている教員が固定化されてきており、一部の教員に負担が偏っている。

### ＜8＞経済学研究科

経済学研究科として求める教員像、および教育組織の編成方針は、いわば暗黙の共通理解として、各種の制度や運営上のルールに表現されている。今後は組織としてこれを明文化することが必要とされている。

現在、もっとも改善すべき事項は、少数の教員のもとに「個別研究指導」希望学生が集中していることである。これについては早急に改善措置を講じる必要がある。

教員の研究能力の向上については、現行の資格審査と業績発表の形式を継続していくことが必要である。

FDの実施状況はやや少なく、かつその有効性についての検証も不足している。少人数の指導体制という制約があるため、その方法については工夫を要するが、内容、方法を含めて、充実させていく必要がある。

### ＜9＞経営学研究科

学位論文の中間報告会や学位論文報告会は教育指導の充実や教員の資質向上に効果があるが、現状では、その他の学内諸会議や学外での研究活動と時間帯が重なり、参加する教員数が限られていることが問題である。また、学位論文報告会は、留学生などが一時帰国する時期と重なることがあり、発表する立場にありながらも発表できない大学院生が出ることもある。この実施日程調整に努力しているが、なかなか調整がうまくできないことが現状での問題である。

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 3. 将来に向けた発展方策

##### <10>コミュニケーション学研究科

大学院 FD 研修会への参加が少ないので、参加の呼びかけをこれまでより一層強化する。また学生回答の授業評価アンケートの回収数が少ない。指導教員を通じて回答を働きかける。

##### <11>現代法学研究科

大学院の活性化と充実のためには、学部とは別の大学院独自の組織編制方針および基準を定めることが必要であるが、現在は学部教員採用のための方針が優先されている。

教育への責任を果たす教員組織として、現在の教員組織のあり方は不十分であると認識されている。学部教育への負担が重くなる一方で、大学院教育に関して特定の教員に過度の負担がかかっている。学部の負担軽減がない限り、大学院の負担を軽減することを望む傾向が顕著になる。一方で、大学院指導教員等を引き受ける教員は負担加重になり大学院教育の充実という観点からも、教員間の公平負担の原則の観点からも、現在の教員編成のあり方の改善が必要である。

また、現在の採用を含めた教員編成のあり方では、学部のプラスアルファの教育として片手間にならざるをえない。これは、本研究科の課題と言うよりも、全研究科の課題であるが、教員の編成のあり方を抜本的に変更しない限り、大学院教育の充実は図れない。

現在、研究科の見直しを行っているので、それに沿った形での編成方針が策定される必要がある。現在、編成方針に関連して、大学院の充実のためには、学部と大学院との兼担のあり方とそれに伴う教員組織の編成のあり方が検討課題となっている。

現在の体制では、大学院担当教員が偏っていて、FD を研究科全体で行うことは有益とは必ずしもいえないが、少なくとも担当教員間での場を多く作っていくようにする必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

##### <1>大学全体

学長、副学長および学部長、センター長から構成される学部長・センター長会議において、本学の教学上の諸問題点の整理・意見調整などが行われており、大学教学組織の円滑な運営において効果を上げている。この会議において戦略的人事構想の必要性が議論されており、今後もこの体制での検討を続けていく。

##### <2>経営学部

学部 FD 会議において、ゼミや講義科目等における工夫などについても意見交換を行っていく。

### ＜3＞コミュニケーション学部

教員の高齢化という問題に対処するために、2011年度に30代前半の教員を2名採用することができた。それによって教務はもちろん、大学全体や学部の運営にとって大きな戦力が補充できた。2012年度にはさらに2名の人事を進行させている。

### ＜4＞全学共通教育センター

今後も公募を中心とした公正な人事採用を行なうことで、適正な教員組織の維持を図りたい。

### ＜5＞経済学研究科

研究成果の公表(研究者としての教員像)、学生からの教育評価(教育者としての教員像)、複数の経路による相談窓口の充実(人格的指導者としての教員像)については、今後とも求める教員像を明確化するために継続していく。

研究科運営委員会、研究科委員会において、引き続き、授業科目と担当教員の適合性や適正配置を検討していく。

一対一の個別研究指導体制と「修士論文中間発表会」は現在の状態を継続していく。FDについては大学院教育に相応しい内容と形式に十分考慮したうえで、一層の充実をめざす。教員の研究能力の向上については、現行の資格審査と業績発表の形式を継続していく。

### ＜6＞コミュニケーション学研究科

コミュニケーション学部は大学院を開設することで、学部からの進学者はもとより、他大学からの入学者、韓国、中国、台湾、そしてミャンマー等からの留学者、そして企業に勤めながらの勉学を志す社会人といった多様な学生を受け入れ、コミュニケーション学について学部以上の高度な教育を実践してきた。その博士後期課程が2011年度で10周年を迎え、多くの博士号取得者を送り出している。そのことはまた、学部教育を充実させる上で大きな役割を果たしている。ちなみに、当大学院出身の専任教員はまだ生まれていないが、非常勤講師としては、現在4名を採用している。

2011年度より、院生との懇談会に外部の非常勤講師を招待する。2011年度に教員に担当分野の学問論や研究活動をテーマにした冊子を刊行する。

## (2) 改善すべき事項に対する発展方策

### ＜1＞大学全体

前項でふれたように大学の教学組織の運営上重要な役割を担っている学部長・センター長会議が慣例で運用されており、これを制度上の明確な機能・権限をもった会議とすることの是非についての議論が必要である。本学の教員人事は、学部・学科・研究科・専攻の新設がない限りは、定年退職者の補充と自己都合による退職者の補充による人事が主であり、本学の将来を見据えての戦略的人事のあり方を確立する必要がある。

### Ⅲ章. 教員・教員組織

#### 4. 根拠資料

##### <2>コミュニケーション学部

コミュニケーション学部では、2011年度をもって定年退職する教員が1名いる。さらに、2013年度には6名の教員が定年退職する。その補充に当たっては、研究者としての質を保ちつつ、若手や中堅の人材を補充して、年齢構成の均等化をはかる。

##### <3>全学共通教育センター

より分野別の偏りの少ない形で教員をバランスよく配置するには、教員の若干の増員が必要と考えられる。特に全学共通教育センターが発足した1995年時に比べ、減員が著しい自然科学系と英語の分野における増員が必要である。また世界史を除いた歴史・社会(政治経済)分野も教員が元々少ないが、経済学部や経営学部、現代法学部の専門科目担当の教員によって十分に補われている。

##### <4>経済学研究科

今や学生の大部分を占める中国人留学生を考慮に入れて、これまでの教員組織の編成方針を見直す必要がある。アジア経済の担当部門を独立させる、大学院担当教員を専任として配置する、国際交流課と研究課の協力体制を強化するなど、さまざまな組織的対応を今後検討していく。

少数の指導教員への学生の集中については、以下のような改善策が必要とされる。

(a)担当ノルマに大学院担当授業、特に論文指導を組み入れ、負担の公平化を図ること。

(b)将来的には大学院担当専任教員のポストを創設できないか制度的検討を行うこと。

(c)個人指導については研究費などの面で財政的支援を与えること。

(d)研究科ごとの壁を低くして教育資源の有効利用のための組織の柔軟化を検討すること。

中間発表会を継続するほか、年に1回程度の合宿を企画し、「個別指導研究」が陥りやすい指導の密室化を防ぐとともに、教員の教育力の向上を目指す。

##### <5>現代法学研究科

現在、大学院全体の活性化ばかりでなく、教員編成を含めた課程全体の見直しを改革委員会を設け、検討中である。

## 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
専任教員の教育・研究業績	2011年度教育研究活動報告書(草案)	3-1
学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	全学教授会規程	3-2
	学部教授会規程	3-3
	全学共通教育センター会議規程	3-4
	経済学部教務委員会規程	3-5
	経営学教務委員会規程	3-6

	コミュニケーション学部教務委員会規程	3-7
	現代法学部教務委員会規程	3-8
	全学共通教育センター教務委員会規程	3-9
	21世紀教養プログラム運営委員会規程	3-10
	全学教務委員会規程	3-11
	教員資格審査委員会規程	3-12
	全学FD会議設置要綱	3-13
	研究委員会規程	3-14
	学術研究センター規程	3-15
	代議員会	3-16
	大学運営会議	3-17
	大学院運営組織規程	3-18
教員人事関係規程等	教員資格規程	3-19
	教員資格規程内規	3-20
	教員任用規程	3-21
	大学院経済学研究科担当教員の任用等に関する規程	3-22
	大学院経営学研究科教員資格審査等に関する規程	3-23
	大学院コミュニケーション学研究科教員資格審査等に関する規程	3-24
	大学院現代法学研究科授業科目担当教員決定に関する規程	3-25
	就業規則	3-26
	就業規則教員特則	3-27
	教員昇任規程	3-28
	経済学部専任教員昇任審査に関する内規	3-29
	経営学部専任教員昇任審査に関する内規	3-30
	コミュニケーション学部専任教員昇任審査に関する内規	3-31
	現代法学部専任教員昇任審査に関する内規	3-32
その他の根拠資料	全学FD報告書(ニュース)	3-33
	大学院FD会議NEWS	3-34
	東京経済大学一覧(目次のみ)	3-35

## IV章－1．教育目標

### 1．現状の説明

#### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

##### <1>大学全体

本学における学位授与の基本方針は、学位規則において明確に明記している。また本学の建学の精神を基礎とする学部等目的規程が、制定されたことを機に、学士課程において学位授与方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を2010年度に規定化した【根拠 4-18,19,20,21,22】。

この学位授与方針（ディプロマポリシー）において、4学部で習得すべき学習成果を明示している。また、現在大学院改革が進行中であり、大学院でも学位授与方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定中の段階である。

##### <2>経済学部

本学部は学内諸規程等に基づいて学位授与の方針を明確に定めている【根拠 4-18】。

本学部の学部授与方針は以下のようなものであり、習得すべき学習成果を明示し、本学ウェブサイト公開している。

(1)1年次配置の経済学の「入門科目」および「フレッシュマン・セミナー」により、経済学部での4年間にわたる専門的学修への導入教育を行い、基礎力養成を徹底する。

(2)2年次以降に段階的に配置された展開科目によって、経済学の多様な分野の基本的理解と応用能力を拡充する。

(3)関連分野の1年次以降卒業年次にいたる段階的かつ系統的に配置された専門科目群と他学部履修によって、経済学の学修を深める必要に応じて経営学、法学等の専門知識の涵養を行う。

(4)演習科目群によって、経済学部での学修の深化とまとめを行う。

(5)キャリア形成科目の1年次以降配置科目によって、キャリア形成の視野および対応能力を育成し、良き市民の養成を図る。

(6)入門科目、基本科目、展開科目、演習科目、キャリア形成科目および関連科目等の1年次から卒業年次にいたるまでの段階的かつ系統的に配置された専門科目群の学修によって、経済学の専門知識と基本理論とを修得し、内外経済事情、国民生活における地域社会、地球環境問題、世界諸地域の多様性、法と社会通念等を探求し、理論的思考と応用力、データ分析能力と予測する力、共生のための行動力とコミュニケーション能力を身につけ、職業倫理を尊重する良き市民、良き経済人へと養成する。

(7)総合教育科目によって、語学・情報処理の能力を伸ばし、地球的・歴史的な視座に基づく思考力および関心の広さを涵養し、的確な認識と主体的判断ができ、かつ、自己の認識・判断を客観化できる能力を育成し、国境や文化・性・年齢等の違いを超えて様々な人々と積極的に相互理解を深め、自然環境・生態系等に対する十分な配慮ができるなど本学全体が共通に目指す能力の養成を行う。

(8)1年次から卒業年次まで、 Semesterごとに制度に則り、定期試験、臨時試験等を厳正に行い、成績評価基準によって成績評価および単位付与を厳格に行う。

(9)学部教授会において厳正な卒業判定を行い、合格した者に学位を授与する。

### ＜3＞経営学部

本学部は教育目標として、1) 導入教育の重視 2) 基礎学力の充実 3) 専門的応用能力の育成 4) 高度な専門知識・専門技術の習得 5) 国際的視野の養成 6) 企業や地域社会と連携した実践的授業や問題発見・解決型授業の実施を掲げ、本学ウェブサイトにも明示している【根拠 4-19】。この教育目標に基づき学位授与方針の(1)は教育目標の 1)・2)を、学位授与方針の(2)は教育目標の 3)・4)を、学位授与方針の(3)は教育目標の 3)・4)を、学位授与方針の(4)は教育目標の 6)を、学位授与方針の(5)は教育目標の 3)・5)・6)を、学位授与方針の(6)は教育目標の 5)を反映させている。学位授与方針の(7)と(8)は厳正に単位を付与し学位を授与することを明示している。

このように習得すべき学習成果について明示しているが、特に経営学科の会計プロフェッショナルプログラムコースにおいては、会計専門職を目指すという開設趣旨に基づいて、現役での公認会計士試験と税理士試験合格を目標として示している。

### ＜4＞コミュニケーション学部

本学部の教育目標は、本学の建学の精神を基礎として、多様な領域で専門的实践を展開する良き市民、良き専門家を養成するとした学部の理念に基づいている。社会におけるコミュニケーション活動全般について、その本質を理解することを基軸とし、情報の総合的な処理能力、情報に対する批判的読解能力および情報発信能力を統合したメディアリテラシーの向上を目指した実践的教育を行い、社会における多様なコミュニケーション活動に関わる分野で活躍できる人材の養成を目指している。

この目標に沿って、コミュニケーション学部教授会は、学部の学位授与方針を次の(1)から(7)の以下7項目を定めており、これらは、すべて本学ウェブサイトにて公開している【根拠 4-20】。

(1) 1年次配置の基幹科目により、コミュニケーション学部での4年間にわたる専攻の学修への導教育を行い、基礎学力の養成を徹底する。

(2) 2年次以降卒業年次まで専攻科目とワークショップ科目に大別した応用科目を置き、メディアコミュニケーション、企業コミュニケーション、現代文化、コミュニケーション表現の4コースを設置して理論と技術を育成し、調査、表現、言語の3つのワークショップを設置して表現と創造力を育成する。

(3) 4年次必修の基幹科目である卒業制作・卒業論文において、4年間で学んだ理論、技術、表現、創造の各能力の深化と統合を行う。

(4) 基幹科目と応用科目の2年次以降卒業年次にいたる段階的かつ系統的学修を可能とするように配置された専門科目群の学修によって、社会におけるコミュニケーション活動全般について、その本質を理解することを基軸とし、情報の総合的な処理能力、情報に対する批判的読解能力および情報発信能力を統合したメディアリテラシーの向上を目指した実践的教育を行い、社会における多様なコミュニケーション活動に関わる分野で活躍できる人材等の養成を行う。

(5) 総合教育科目によって、語学・情報処理の能力を伸ばし、地球的・歴史的な視座に基づく思考および関心の広さを涵養し、的確な認識と主体的判断ができ、かつ、自己の認識・判断を客観化できる能力を育成し、国境や文化・性・年齢等の違いを超えて様々な人々と積極的に相互理解を深め、自然環境・生態系等に対する十分な配慮ができるなど本学全体が共通に目指す能力の養成を行う。

(6) 1年次から卒業年次まで、各セメスターごとに制度に則り、定期試験、臨時試験等を厳正に行い、成績評価基準によって成績評価および単位付与を厳格に行う。

## IV章－1．教育目標

### 1．現状の説明

(7) 学部教授会において厳正な卒業判定を行い、合格した者に学位を授与する。

### <5>現代法学部

現代法学部現代法学科の教育目標と学位授与方針は、本学ウェブサイト、「現代法学部の学位授与の方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」で公表している。そこでは、教育目標を、「2.現代法学部の教育研究の理念」および「3.現代法学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」で示している【根拠 4-21】。

現代法学部の教育目標は、現代的諸問題に関する的確な認識能力と物事を国際的な視野で考察する力を培い、現代社会で生活していく場合に誰もが直面する、消費者、環境、福祉に関する問題の探求をとおして諸問題に対処する能力を身に付け、様々な分野で活躍できるようにすること、である。

この目標に到達すべく、基礎科目の学修による法学の基礎知識獲得を徹底し、段階的学修による法的思考法の修得を確実にし、そして3つのコア（消費者問題と法、環境問題と法、福祉問題と法）の学修を進める。そのうえで各人の目標・進路に応じ、必要な能力や専門的知識の習得のための法プロフェッショナルプログラム、ビジネス法プログラム、国際学プログラム等を通して、様々な領域で活躍できる人材を養成することを、示している。なお3つのコアについては、それぞれ学びの対象である問題と科目名を挙げ、説明をしている。

以上のような目標と学修枠組みを踏まえて、学位授与方針については、各学年と Semester での学びの内容と科目群について6項目挙げて説明している。そして、その学修に対して、成績評価と学部教授会での卒業判定によって、学位を取得することを示している。

この学位授与方針に続いて、学びの具体的な内容であるカリキュラムを、「現代法学部の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」として紹介し、履修すべき科目群が、上記教育目標とどのような関係にあるのかを、理解しやすいように配置している。

### <6>21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムでは次のような学位授与方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を定め、本学ウェブサイトに明示している【根拠 4-22】。

21世紀教養プログラムのカリキュラムは、全学共通教育センターに開講されている総合教育科目、経済学部・経営学部・コミュニケーション学部・現代法学部の専門科目（「テーマ関連科目」）、プログラム独自科目の三つから構成される。全学共通教育センターに開講されている総合教育科目の各分野を学ぶと同時に、語学科目、コンピュータ科目を履修する。学部の専門科目では、4学部がそれぞれ独自に設置する経済学、経営学、法律学、コミュニケーション学等の専門科目から各自の学習テーマに沿って学習する。

本プログラムの中心的な理念を教育するため、「共に生きるとは」、「現代社会の諸問題を考える」を1年次必修科目として設置している。1年次から3年次まで学年別に段階的に配置された「チュートリアル」のほか、「プログラム・ゼミ」、「読む・書く」「Seminar in English」、「卒業研究」といったプログラム独自の必修科目が設置されている。

### ＜7＞経済学研究科

本学の理念・目的の達成のために、経済学研究科では自由な研究環境と、懇切な研究指導体制を提供することによって、入学者に所定の学位を取得させることを目標としている。これに基づき、学位規則および大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程が定められている。

その内容については『大学院要覧』【根拠 4-6】を通じて入学者全員に口頭説明を付して周知を図っている。学位授与方針の梗概は以下のとおりである。

学生には教育目標に相応しい高度な授業科目と一対一の「個別研究指導」を提供したうえで、主査1名、副査2名による厳格な論文審査と口述試験、研究科委員会でのその結果の報告、および全教員による論文の閲覧、十分に時間をかけた議論を経て研究科委員会での可否を決定している。

### ＜8＞経営学研究科

教育目標は、大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程に規定されている。また大学院学則に基づいた学位規則【根拠 4-17】において、学位授与基準が規定されている。具体的には、履修期間（修士課程においては2年間、博士後期課程においては3年間）以上在学して、広義の経営学に関する専門知識を修得することを求めている。更にそれらの知識を活かした問題分析能力の向上と手法の習熟という教育目標を実現するために、学位論文の作成提出を求め、これによって学習成果を証明させている。

本学のウェブサイトにおいて、修士課程・博士後期課程の教育目標を公表している。

また修士課程および博士後期課程で習得すべき学習成果については、毎年発行する『大学院要覧』【根拠 4-6】において「履修に関すること」として明示されている。本研究科では、修士課程においては2年以上在学し、所定の科目について30単位以上（うち演習8単位以上）を取得し、必要な研究指導を受けたうえで、学位論文の審査および最終試験に合格することを求めている。また、博士後期課程においては、3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえで学位論文の審査および最終試験に合格することを求めている。

### ＜9＞コミュニケーション学研究科

コミュニケーション学研究科修士課程の教育目標は大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程、『大学院要覧』【根拠 4-6】に明示されている。

本研究科の学位授与方針は、大学院学則に修士課程の修了要件は、「大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について36単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする」と規定されている。博士後期課程の修了要件は、「大学に5年（修士課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の授業科目について34単位（博士後期課程における特別講義4単位を含む）以上を修得し、かつ必要な研究指導をうけた上で、学位論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、大学院に3年（修士課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする」としている。

## IV章－1. 教育目標

### 1. 現状の説明

#### <10>現代法学研究科

本研究科の理念・目的として定められた教育目標である「現代法化社会における課題の分析と解決手法の習得および法学知識の修得」については、大学院目的規程に規定されており、修了要件科目の充足と修士論文の認定という方針により、整合性がとれている。

繰り返しになるが、教育目標は、理念・目的に定められたところを達成することであり、理念・目標が定められていることで教育目標は明示されているといえることができる。習得すべき学習成果は、個別の科目の認定単位、科目数が修了要件に達しているかどうかを基準となる。その点では、要件表が『大学院要覧』【根拠 4-6】に明示されている。

数値化、項目化できないところでは、修士論文あるいはそれに代わる三つの論文が基準に達していることが要件となる。

#### (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

##### <1>大学全体

学士課程における教育課程の編成・実施方針は、建学の精神に基づいた学部等目的規程を受けて規定化した、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）において明確に明記している【根拠 4-18,19,20,21,22】。これはすべて本学ウェブサイト上に公表しており、教職員を含め広く社会に公表している。

また学士課程の教養科目を中心とした全学共通科目群である「総合教育科目」は各学部・21世紀教養プログラムそれぞれの学位授与方針の中での総合教育科目の内容を受けて、その教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を定め、本学ウェブサイト、入試広報誌等で広く社会に向けて発信し、入学から卒業に至るまでの様々な段階において在校生に周知徹底をはかっている。

各課程におけるカリキュラムは、入学時に配付される『学習ガイドブック（履修要項）』【根拠 4-1,2,3,4,5】および毎年度配付される『履修の手引き』【根拠 4-7,8,9,10,11】に掲載されており、そこで科目区分や必修・選択の別および単位数等を明示している。

修士・博士後期課程でも、大学院学則に教育課程の編成・実施の方針を明示しており、『大学院要覧』【根拠 4-6】にて、大学院生全員に示している。現在、各研究科委員会において、これらの要件をまとめた「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」を検討中である。

##### <2>経済学部

経済学部は学位授与の方針を受けて、教育課程の編成・実施の方針を定めており【根拠 4-18】、経済学部の教育課程の編成・実施の方針は以下のようなものである。

(1)1年次配置の「現代経済学入門」「社会経済学入門」「フレッシュマン・セミナー」において、経済学部生にとって基礎となる諸概念を教授する。

(2)経済学の基本全般について、理論や歴史、思想を学ぶために、基本科目を1年次以降に配置する。

(3)現代経済のさまざまな問題を取り上げ、経済学への理解が深まるよう、展開科目を2年次以降に配置する。

(4)学生の関心のテーマを深めるために、専任教員、客員教授が中心になって少人数による指導を行う演習、外国語経済セミナー(英語、中国語、その他の言語)、研究論文、卒業演習を2年次以降に配置する。

(5) 業界や職業を知り、将来のめざしたいキャリアを考えるために、数的処理、作文、職業選択、雇用とジェンダーなどの諸問題を学び、インターンシップによる体験学習などが可能となるキャリア形成科目群を1年次から配置する。

(6) 経営学、法学等の専門知識の涵養を行うため、関連科目を1年次以降卒業年次にいたるまで段階的かつ系統的に配置し、更に、関連分野の学修を深める場合のために他学部履修制度を設ける。

(7) 専門科目配置については学部が決定し、総合教育科目配置については全学共通教育センターが学部との連携のもとに決定する。

(8) 各科目について、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、学生に周知する。

(9) セメスターごとに、単位取得・成績評価状況に対応して教職一体となった木目細やかな学習支援を行う。

(10) 以上の科目配置とその履修指導においてはとりわけ、経済の動きから社会を考える力を養い、財やサービスが生産、消費される流れを学び、日本と世界のつながりや国際社会の現状を学ぶことができることを留意して行うものとする。

また、カリキュラムにおける科目区分、必修・選択の別、単位数等の詳細な説明は、入学時に全学生に配布される『学習ガイドブック』【根拠 4-1】や『経済学部 一履修の手引き』【根拠 4-7】に明示されており、ガイダンスや様々な履修相談・学習相談の機会にも、それらの資料に基づき説明が行われている。

### ＜3＞経営学部

本学ウェブサイト「経営学部の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」にて明示しており【根拠 4-19】、内容は次の通りである。

(1) 1年次配置の基礎科目群の配置とその履修によって経営、情報、会計、流通、市場についての充実した基礎をかため、2年次以降、実践力を養成するカリキュラムを構築する。

(2) 学科、コースを構成する展開科目は以下のように配置する。

1. 経営学科現代経営コース 企業などのしくみと機能をさまざまな視点から学びながら、経営の現場で活用できるマネジメント能力の育成を行う。

2. 経営学科経営情報コース 企業や組織で働く人々が意思決定を行うために必要な情報を活用する知識・技術から情報システムの開発までの能力の育成を行う。

3. 経営学科現代会計コース 簿記の基礎から、国際会計基準、管理会計、税務会計といった会計の新しいジャンルまで、実践力の育成を行う。

4. 経営学科会計プロフェッショナルコース 公認会計士や税理士の資格取得のための高度専門職業人に相応しい能力の育成を行う。

5. 流通マーケティング学科 流通マーケティングに関する幅広い領域から、興味あるテーマに応じて基礎科目での学びを応用・発展させると同時に、マーケティング事業の実例を学修するケース・メソッドや流通マーケティングの現場を体験する「オフ・キャンパス・プログラム」の配置等によって、実践力と実務能力を育成する。

(3) 学生の関心のテーマを深め、経営、流通マーケティングへの理解を促進し、プレゼンテーション能力やディスカッション能力を鍛えるために、専任教員、客員教授が中心となって少人数による指導を行う演習、研究論文を配置する。

(4) 業界や職業を知り、将来のめざしたいキャリアを考えるために、キャリア支援プログラムを基礎科目として1年次2期以降に配置する。

(5) 経営学、法学等の専門知識の涵養を行うため、関連科目を2年次以降卒業年次にいたるまで段階的かつ系統的に配置し、更に、関連分野の学修を深める場合のために連繋科目群を3年次以降に配置する。

## IV章－1．教育目標

### 1．現状の説明

(6)専門科目配置については学部が決定し、総合教育科目配置については全学共通教育センターが学部との連携のもとに決定する。

(7)各科目について、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、学生に周知する。

(8)各セメスターごとに、単位取得・成績評価状況に対応して教職一体となった木目細やかな学習支援を行う。

(9)以上の科目配置とその履修指導においてはとりわけ、ヒト、モノ、カネ、情報を動かし組織を運営する力を養い、世の中に足りないモノを探し出し、新しい市場を創る発想力を養い、ヒトが持つニーズを読み解き、社会で実現する行動力を養うことができることを留意して行うものとする。

学則において、授業科目は、必修科目、選択科目、自由科目の3種に分け、それぞれの授業科目の区分、種類および単位数を明示しており、学生に配付する『履修要項』【根拠4-2】および『経営学部 履修の手引きー』【根拠4-7】にも明記している。

### <4>コミュニケーション学部

コミュニケーション学部は、学位授与の方針【根拠4-20】を基に、以下の(1)から(9)に示すような教育課程の編成・実施の方針を定め、本学ウェブサイトで広く社会に向けて情報を公開するとともに、入学から卒業に至るまでの様々な段階において、在校生に対する周知徹底をはかっている。

(1)1年次配置の基幹科目群を履修必修とし、各種入門講義、フレッシュマン・ゼミを配置することによって、コミュニケーション学についての充実した基礎をかため、2年次以降、幅広い理論と実践力を養成するカリキュラムを構築する。

(2)理論・技術を学ぶ専攻科目と表現力・創造力を深めるワークショップ科目を連動させて、応用科目(専攻科目およびワークショップ科目)は以下のように配置する。

#### 1)専攻

1.メディアコミュニケーション専攻 新聞・出版・放送などのマスコミと、新しいインターネット・携帯電話を総合的に学ぶ。

2.企業コミュニケーション専攻 企業のコミュニケーションについて考察し、広報・広告担当者に求められる知識・能力を学ぶ。

3.現代文化専攻 メディアやコンテンツが形づくる多様な文化を集団と社会の枠組みの中で幅広く学ぶ。

4.コミュニケーション表現専攻 人と人のコミュニケーションの基礎となる身体、声、文章、映像の表現技法を学ぶ。

#### 2)ワークショップ

1.調査ワークショップ インタビューやアンケートなどで現場からの情報を収集・分析するテクニックを学ぶ。

2.表現ワークショップ 映像作品やウェブサイトなどの制作、身体表現などを通して、人の心を動かす表現力を鍛える。

3.言語ワークショップ コミュニケーションの主要な手段である「言語」に焦点を当て、とくに英語・日本語の表現力アップを図る。

(3) 学生の関心のテーマを深め、コミュニケーション学への理解を深めるとともに、プレゼンテーション能力やディスカッション能力を鍛えるために、専任教員、客員教授が中心となって少人数による指導を行う演習、卒業制作・卒業論文を配置する。

(4) 業界や職業を知り、将来のめざしたいキャリアを考え、体験学習を深めるために、インターンシップを2年次以降に配置する。

(5) 経済学、経営学、法学等の専門知識の涵養を行うため、自由認定枠制度を設ける。

(6) 専門科目配置については学部が決定し、総合教育科目配置については全学共通教育センターが学部との連携のもとに決定する。

(7) 各科目について、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、学生に周知する。

(8) 各セメスターごとに、単位取得・成績評価状況に対応して教職一体となった木目細やかな学習支援を行う。

(9) 以上の科目配置とその履修指導においてはとりわけ、1.あふれる情報の中から必要な情報を選び出す力を養い、2.情報を正しく伝えるためのさまざまな表現方法を養い、3.新しいコミュニケーションのスタイルを提案する力を養うことができることを留意して行うものとする。

こうした教育課程の編成・実施の方針により、学部教務委員会を中心に毎年度の授業計画が立てられ、学部教授会により承認される。この結果は、科目区分、必修・選択の別、単位数等を明示した『履修要項』【根拠 4-3】や『コミュニケーション学部 履修の手引き』【根拠 4-8】に掲載されている卒業要件表に反映され、学生に配布している。

## ＜5＞現代法学部

教育課程の編成実施方針は、大学のウェブサイト、「現代法学部の学位授与の方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」の中の「5. 現代法学部の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」で公表している【根拠 4-21】。内容は以下の通り。

(1)法の基礎の学修。法学基礎科目として位置づける基本科目 A 群のリーガルリテラシー入門、憲法基礎を1年次前期配置で必修、履修必修とし、民事法基礎、刑事法基礎を1年次後期配置で履修必修とするほか、2年次前期配置で裁判傍聴演習も履修必修とし、更に演習科目の文献講読1を1年次前期配置で履修必修とする。

(2)現代的諸課題への法的アプローチを1年次後半で行い、2年次以降の学修へ誘うために、消費者問題と政策、環境問題と政策、福祉問題と政策のいずれかを必修とする。

(3)法学および関連学問の学修の拡充・深化を図るために、法学基幹科目として基本科目 B 群、法学関連科目として基本科目 C 群を1年次以降段階的・系統的に配置。

(4)ビジネスと法、行政と法について体系的な学修の充実を図るため、2年次以降にビジネスと法群、行政と法群を展開科目として配置。

(5)現代の諸問題を通じて、法の役割を理解し、法的知識・法的思考法を用いて問題を考察し、解決する法的能力を養うため、消費者問題、環境問題、福祉問題の3つのコアを構成する。

(6)少人数教育により、学生が関心を抱くテーマを深め、法学への理解を促進し、プレゼンテーション能力やディスカッション能力を鍛え、問題開発能力を育成するために、少人数による指導を行う演習、プロブレムスタディ、文献講読、オフキャンパス・ワークショップ、卒業研究を配置。

(7)業界や職業を知り、職業意識形成、将来のめざしたいキャリアに関する様々な知識を習得し、対応能力の開発を図るため、キャリアデザイン科目を配置。

(8)上記科目の学習を通じて、大学外での学習も促進する観点から、本学部が定める資格試験に合格した場合に単位認定をおこなう科目として、法律資格、会計資格を配置。

(9)将来の進路を見据えて、さらに深い学習を行うため、法律専門職を目指す法プロフェッショナルプログラム、法化社会においてビジネスパーソンに求められつつある法的素養・法的知識を身に付けるためのビジネス法プログラム、国際機関等での活躍を目指すための国際学プログラムを配置。

(10)各科目について、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、学生に周知。

## IV章－1．教育目標

### 1．現状の説明

(11)各セメスターごとに、単位取得・成績評価状況に対応して教職一体となったきめ細やかな学習支援を行う。

こうした教育課程の編成・実施の方針により、学部教務委員会を中心に毎年度の授業計画が立てられ、学部教授会により承認される。この結果は、科目区分、必修・選択の別、単位数等を明示した『学習ガイドブック』【根拠 4-4】や『現代法学部 履修の手引きー』【根拠 4-10】の卒業要件表に反映され、学生に配布している。

### <6> 21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムは学部横断プログラムであるが、各学部とは独立した形の教育課程の編成・実施の方針を定めており、この方針は以下のようなものである【根拠 4-22】。

(1)1年次において当プログラム基本理念「共生」と現代社会の諸問題を学ぶために、プログラム導入科目として、「共に生きるとは」、「現代社会の諸問題を考える」を必修科目として配置する。

(2)学生みずからがテーマを設定し、その系統的学修の継続的発展に対して徹底した個人指導と支援を行うため、1年次から3年次までの6セメスターに、チュートリアル1～6を必修科目として配置する。

(3)学生のテーマに沿って様々な学問分野を横断的に学修するために、4学部の専門科目から適切に選択して履修できるように、テーマ関連科目制度を4学部の協力のもとに運営する。

(4)コミュニケーション力を高めるために、多彩な演習科目を配置する。1年次には、「読む・書く」1、2を必修科目として配置する。英語コミュニケーション力を高めるために、1年次と2年次にかけて「Seminar in English I～III」を必修科目として配置する。心理学、文化研究、歴史、ジェンダー論、自然科学、環境、創作など、専門性のあるテーマをゼミ形式で学びながら、情報収集力や発表能力など学修の基本的能力を育成するため、当プログラム担当の専任教員が指導を行う「プログラム・ゼミ」1～4を1年次から4年次にかけて配置する。

(5)海外や国内各地を訪問し、当地の学生および市民との交流や歴史・文化・社会の研究を行い、キャンパスを出た世界において「共生」と現代社会の諸問題の現場を体験し、視野を広げるためにオフ・キャンパス・プログラムを配置する。

(6)4年間の学びのまとめとして基本理念「共生」の視点から、研究成果を表した論文や作品を制作するため卒業研究を4年次必修として配置する。

(7)21世紀教養プログラム科目については21世紀教養プログラム運営委員会が決定し、総合教育科目配置については全学共通教育センターが21世紀教養プログラム運営委員会との連携のもとに決定する。

(8)各科目について、シラバスによってその内容と位置づけを明確にし、学生に周知する。

(9)各セメスターごとに、単位取得・成績評価状況に対応して教職一体となった木目細やかな学習支援を行う。

(10)以上の科目配置とその履修指導においてはとりわけ、1.学びのため基礎を身につけると同時に本当に学びたいテーマを学生が探し出し、2.国内外のさまざまな活動に参加し、現場の体験を積み重ね、3.最終的にテーマを絞り込んで自分の研究をまとめることができることを留意して行うものとする。

これらの内容をまとめ、科目区分、必修・選択の別、単位数等を明示した『学習ガイドブック』【根拠 4-11】を学生に配布している。

また21世紀教養プログラムでは、毎年度21世紀教養プログラム運営委員会において授業編成方針を決定し、各学部教授会の承認を得ることによって全教員に明示している。

**<7>経済学研究科**

本研究科では、大学院学則において、教育課程の編成・実施の方針を明示しており、『大学院要覧』【根拠 4-6】にて、大学院生全員に示している。本研究科では論文執筆を最大限に優先させるための教育課程が編成、実施されており、これは『大学院要覧』および入学時のガイダンス、個別相談を通じて、全学生に明示し、周知を図っている。

いわゆるカリキュラムは『大学院要覧』に詳しく明示されており、院生は、科目区分、必修・選択の別、単数等を容易に知ることができる。

また現在、本研究科委員会において、これらの要件をまとめた「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」を検討中である。

**<8>経営学研究科**

教育目標は、大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程にて規定しており、これは本学ウェブサイトにも掲載して、公表している。学位授与方針は大学院学則で規定している。これらと整合性のある教育課程の編成・実施方針は大学院学則で規定している。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、『大学院要覧』【根拠 4-6】において「履修に関すること」として明示している。教育課程に含まれる各科目の内容についても、『大学院要覧』において「講義概要」として明示している。

**<9>コミュニケーション学研究科**

本研究科の教育課程の編成・実施方針は、教育目標は、大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程にて規定している。学位授与方針は、大学院学則で規定している。これらと整合性のある教育課程の編成・実施方針は、大学院学則で規定している。

また、『大学院要覧』【根拠 4-6】には、教育課程表および履修の方針に関する記載があり、科目区分、必修・選択の別、単位数、開設年次等が明記されている。

**<10>現代法学研究科**

本研究科の教育課程の編成方針は、本研究科に関する学則により定められている。実施方針については、また、『大学院要覧』【根拠 4-6】に、教育課程表および履修の方針に関する記載があり、科目区分、必修・選択の別、単位数、開設年次等が明記され、大学院生に対して周知を図っている。現在、本研究科委員会において、これらについてより総合的な「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」を検討中である。

毎年度の編成方針については、開講科目と教員の担当科目を決定するにあたって、同時に決定している。

**(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。****<1>大学全体**

本学における学位授与方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施方針は、本学ウェブサイト上に公開され【根拠 4-23】、教職員はもとより広く社会にも公開している。

## IV章－1. 教育目標

### 1. 現状の説明

#### < 2 > 経済学部

経済学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、本学ウェブサイトで大学構成員ばかりではなく、広く社会に向けて発信されている。特に学生に対しては、入学から卒業に至るまでの様々な段階においてガイダンスや各種相談の機会をとおして周知徹底がはかられている。

これらの学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に関する資料や情報は学生のみならず教職員も容易に入手でき、学生からの履修や学習の相談がある場合には常に利用可能である。

#### < 3 > 経営学部

本学ウェブサイト「経営学部の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」として周知・公表している。また教授会において議論する中で、構成員の理解を深めることができた。

#### < 4 > コミュニケーション学部

コミュニケーション学部の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、すべて本学のウェブサイトで公開している。さらに、学生に対しては、新入生オリエンテーションや、1年次2期に開講される「キャリアデザイン」でも、教育目標と教育課程の編成・実施の方針を説明している。さらに、インターネットを利用した本学のポータルサイト「TKUポータル」では、履修登録行動に即したかたちで、科目区分、必修・選択の別、単位数等の情報を学生に提供している。

また、学生に配布する『コミュニケーション学部履修要項』には、科目区分、必修科目・選択科目の別、単位数等の情報に加え、学則とコミュニケーション学部コミュニケーション学課履修規程を掲載している。

#### < 5 > 現代法学部

本学ウェブサイト「現代法学部の学位授与の方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」を掲載しており、教職員、学生およびパソコンを使って本学ウェブサイトへアクセスできるすべての人に公表している。

パソコンでのウェブサイトへのアクセスができない場合には、本学への問い合わせてもらい、印刷した資料を配布することで対応している。

#### < 6 > 21世紀教養プログラム

本学ウェブサイト、『履修要項』などで公表・周知している。

#### < 7 > 経済学研究科

教育目標、「学位授与方針（ディプロマポリシー）」および「教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）」は『大学院要覧』を通じて教員および学生に周知されている。

特に学生にとっては修了要件に直接かかわる事柄であり、入学時のガイダンス、各学期末の成績表交付、論文執筆の過程での個別研究指導や中間発表を通じて、再三確認することが求められている。

また社会に対しては、特にこれから大学院入学を目指している人々に対しては大学のウェブサイト上で必要な事柄を公表している。ただし、科目区分や単位数など、細かな事柄については大学院説明会を開催し、受験希望者には一般的説明のほか、個別相談を行って対面での説明を提供している。

### ＜8＞経営学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程、『大学院案内（概要、担当教員）』、『大学院要覧』および大学院各研究科入学者受入方針に記載されている。これらは全て、本学ウェブサイトに掲載されており、有効に周知されている。

### ＜9＞コミュニケーション学研究科

本研究科の教育目標および教育課程の編成・実施方針は、『大学院要覧』に記載がある。学位授与の方針は、大学院学位規程に明示されており、これも『大学院要覧』に掲載されている。教職員ならびに大学院生には以上のような方法で周知されている。また、社会に対しては、『大学院募集要覧』や『大学院要覧』、ウェブサイト等を通じて周知・公表している。

### ＜10＞現代法学研究科

本研究科に所属する教員には、毎年度、秋の大学院研究科委員会で提案・審議されており、周知されている。

また院生に向けては、『大学院要覧』で明示されていて、また理解に欠ける場合には、担当事務である研究科が個別に対応している。

## （4）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

### ＜1＞大学全体

本学は、建学の精神である「進一層」に基づき、常に社会の要請に応じた教育課程の編成を実施しており、絶えざる改革を行っている。その過程において、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を実施している。

定期的検証という点では本学の場合は、自己点検・評価規程に定められているように7年毎の自己点検・評価活動においてこれらの点検の機会を設けている。

### ＜2＞経済学部

経済学部では、2004年、2006年、2009年、2011年に比較的小規模なカリキュラム改革を実施している。そのようなカリキュラムの改革に際しては、当然、教育目標、学位授与方針、そして教育課程の厳正・実施方針の適切性にかかわる諸問題が、学部教授会、学

## IV章－1．教育目標

### 1．現状の説明

部教務委員会、そして関係する教員間（例えば幾つかのプログラムの運営委員会等）で活発に議論された。

カリキュラムの変更・改訂が行われた場合には、年度ごとの『経済学部学習ガイドブック』や『授業時間表 一履修の手引き』等の資料を通じて学生や教職員に変更・改定の内容が周知されている。また、本学ウェブサイトや広報誌等をとおして社会にも公表されている。

### ＜3＞経営学部

教育課程の改革において、カリキュラム変更等が検討された場合に、教育課程の編成・実施方針について触れられている。

### ＜4＞コミュニケーション学部

コミュニケーション学部は、その時代に合わせた知識と技術を駆使した専門的実践カリキュラムを目指すための継続的見直しを行っており、その過程において教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について学部教授会で議論されている。

### ＜5＞現代法学部

2010年の学部創設10年を期して、カリキュラム改革の必要性について検討作業を行うこととし、現在、作業を進めているところである。企画運営会議を設置して議論を行い、それを学部のFD会議において審議し、その結果を再度、企画運営会議で議論するという作業を行っている。会議内容については、教授会で報告し、教員が進行状況を理解できるようにしている。

本学部は2010年の創設10年を経過したこともあり、10年間の成果と課題を確認し、教育目標、学位授与方針および教育課程編成・実施方針等全般について総括作業を進め、カリキュラム改革の必要性について検討作業を進めている。企画運営会議を設置して議論を行い、その検討結果を学部の教授会、FD会議において検討審議し、さらに企画運営会議で議論するという作業を継続している。

### ＜6＞21世紀教養プログラム

定期的ではないが、運営委員会、教員懇談会、小委員会などで適宜検証している。小委員会の答申は運営委員会に提示され関係教員に公表・周知されている。

### ＜7＞経済学研究科

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について定期的に検証を行うための特別な規約や制度は目下のところ存在しない。ただし現在、入学者の大部分が留学生によって占められる状態が固定化しつつあり、この点については研究科委員会で継続的に審議が行われており、この過程において、教育課程の実施や編成方針について議論を行っている。

### ＜8＞経営学研究科

教育課程の改革において、カリキュラム変更等が検討された場合に、教育課程の編成・実施方針について触れられている。

### ＜9＞コミュニケーション学研究科

全体のカリキュラム構成について、その構成が妥当なものであるかどうか、分量について妥当であるかどうか等については、社会的要請、関係法令の改正等に基づいて随時検討を行っている。

### ＜10＞現代法学研究科

本研究科は 2005 年度に完成を迎え、現在教育内容について見直しの過程にある。この検討の中で教育課程の編成・実施方針について、議論を行っている。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### ＜1＞大学全体

学士課程の学位授与方針は、学部の教育目標と整合的で、学士課程の教育目標が明示され、修得すべき学習成果も示されているため、学位授与の適切な方針であると言える。

学生に対しては教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示しており、カリキュラム上の科目区分、必修・選択の別、単位数等も紙媒体やウェブサイトだけでなく、学生の学習・学生生活をサポートするコミュニケーションツールである「TKU ポータル」にて学生個々のカリキュラムに応じた情報を提供しており、より正確に学生へ伝わるようになった。

また修士・博士後期課程においては、各研究科の教育目標に基づいた学生個々の目標に合わせて指導体制（一对一の個別研究指導、中間発表、学生の履修要望に応じた授業の開設）が整備されており、評価できる。

### (2) 改善すべき事項

#### ＜1＞大学全体

現状においても広く教職員に告知しているが、さらに教職員全員が理解を深める必要がある。

学生に対しては、期を見て周知徹底しているが、一部学生の理解が不十分な点もある。

またカリキュラムの改訂等、教育改革の折には、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についてより一層吟味することが必要である。

#### IV章－1. 教育目標

##### 3. 将来に向けた発展方策

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

##### <1>大学全体

本学において学位授与方針（ディプロマポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）が制定されたのは 2010 年度であり、これらへの取組は踏み出したばかりであり、カリキュラムマップの作成等、より平易な形で教職員や学生などの構成員はもとより、広く社会に今後とも公表していく。

#### (2) 改善すべき事項に対する発展方策

##### <1>大学全体

より平易な形で本学の教育目標を伝えるべく、学位授与の方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を『学生手帳』や『学習ガイドブック』『履修要項』などに明記していく。

また経営学部では、教育目標の「国際的視野の養成」が必ずしも明確に学位授与方針に反映されていない。教育目標に応じた修得すべき学習成果を明示することを検討する。

### 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	経済学部学習ガイドブック	4-1
	経営学部履修要項	4-2
	コミュニケーション学部履修要項	4-3
	現代法学部学習ガイドブック	4-4
	21世紀教養プログラム履修要項	4-5
	大学院要覧 2011	4-6
	経済学部 ー履修の手引きー	4-7
	経営学部 ー履修の手引きー	4-8
	コミュニケーション学部 ー履修の手引きー	4-9
	現代法学部 ー履修の手引きー	4-10
	21世紀教養プログラム ー履修の手引きー	4-11
学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	2011(平成 23)年度教員授業担当一覧	4-12
	大学院研究科 授業時間表	4-16
学位論文審査基準を明らかにした資料	学位規則	4-17
その他の根拠資料	経済学部の学位授与の方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラ	4-18

ムポリシー)	
経営学部の学位授与の方針（ディプロマポリシー） および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）	4-19
コミュニケーション学部学部の学位授与の方針（ディプロマポリシー） および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）	4-20
現代法学部の学位授与の方針（ディプロマポリシー） および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）	4-21
21世紀教養プログラムの学位授与の方針（ディプロマポリシー） および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）	4-22
本学ウェブサイト 情報公開 <a href="http://www.tku.ac.jp/tku/disclosure/">http://www.tku.ac.jp/tku/disclosure/</a>	4-23

## IV章－2. 教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

**(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

#### <1>大学全体

学士課程では、全学教務委員会において毎年度「全学授業編成方針」および「全学授業時間表編成方針」【根拠 4-24】が策定され、これに基づき、各学部および21世紀教養プログラムが、授業科目を開設・開講している。教養課程は、各学部とは別に全学共通教育センターが授業編成を行っている。

#### <2>経済学部

本学部では、毎年度はじめに「経済学部授業編成方針」「経済学部授業時間表編成方針」を定め、教育課程に定められた授業科目を適正に開講し担当している【根拠 4-25】。

本学部開設される授業科目は「総合教育科目」、「入門科目」、「基本科目」、「演習科目」、「キャリア形成科目」、「関連科目」の8つの科目群に分類される。また、グローバルキャリアプログラム所属生は、これに「グローバルキャリアプログラム科目」が加わる。

「総合教育科目」は総合的な教養・知性を養うための科目群であり、外国語やコミュニケーション能力を強化するための科目、そしてコンピューター・IT関連の科目なども含まれる。

「入門科目」は「現代経済学入門」と「社会経済学入門」の2科目からなり、高校での政治経済や地理歴史などの学習状況に配慮しつつ、経済の理論、歴史、現状についての基礎的な知識を学び、あわせて経済学的思考への手引きをおこなう。

「基本科目」は入門科目の次のステップに位置づけられ、経済学の理論、経済史、政治経済学の基本を学ぶ。

「展開科目」は、「入門科目」および「基本科目」で学んだ知識をツールとして、現実の経済社会の諸問題やそれに対する政策を扱う科目が中心となる。

「演習科目」は少人数で双方向的な教育を通じて総合的な能力の開発を目指す科目群であり、経済学の専門的な研究の深化をめざす「演習」以外にも、新入生を対象とした「フレッシュマン・セミナー」や英語を使った経済学の授業である「英語経済セミナー」などが含まれる。

「キャリア形成科目」は就職など、卒業後の進路選択意識形成や職業意識形成を目的とした科目群であり、職業観・自己形成を目的とした科目と、実務的スキルの習得を目的とした科目の双方が含まれる。

「関連科目」は、経済学を学ぶ上で密接な関係を持つ、簿記等の経営系科目群や、法律系科目群を含んでいる。

なお、2年次から学科所属が決まる経済学科と国際経済学科では、主として「展開科目」における科目の構成が異なっている。

経済学部における8つの科目群のうち、「入門科目」、「基本科目」、そして「展開科目」は順次的で体系的な履修の前提となる分類群であり、また「基本科目」と「展開科目」の中でも年次指定により順次性を持った履修が要求されている。

単なる職業教育や技能教育とは異なる大学教育において、専門教育を補完する教養教育は必須の部分構成する。経済学部では、専門知識を生かして行動力や創造力を発揮するための豊かな土壌として、幅広い分野にまたがる「教養」の学修を要求している。総合教育科目の卒業必要単位数は 36 単位であり、卒業要件単位数（128 単位）に対する割合は約 28%である。

### ＜3＞経営学部

本学部では、毎年度はじめに経営学部教務委員会が「経営学部授業編成方針」「経営学部授業時間表編成方針」を定め、教育課程に定められた授業科目を適正に開講し担当している【根拠 4-26】。

経営学部には経営学科と流通マーケティング学科の 2 学科があり、このうち経営学科には現代経営、経営情報、現代会計の 3 コースと公認会計士および税理士の養成を目的とした会計プロフェッショナルコースが設置されている。流通マーケティング学科および経営学科の各コースについては、当該科目を担当する教員が定期的に会合を持って意見交換を行うようにしており、カリキュラムの見直しに際しては必要な授業科目が過不足無く配当されているかチェックを行っている。そして卒業要件表上に掲載されている科目については、例外はあるものの、できる限り複数年度休講が連続しないようにすることを学部教務委員会における原則としてきた。

大学教育における土台としての教養教育の重要性に鑑み、特に 1 年次には多くの教養科目を自由に選択できるようなカリキュラムとなっている。さらに経営学部では 2 年次以降も、教養教育の要である総合教育演習（ゼミ）を専門教育系のゼミと同一年次に同時に履修できるようなカリキュラムとなっている。

専門教育に関しては、「1 年次に配当される基礎科目 → 2 年次から履修可能な展開科目 → 3 年次から履修可能な展開科目」といった形で、当該学問分野を基礎的なものから応用的もしくは難易度の高い内容まで段階的に履修できるようなカリキュラムの体系となっている。2011 年度からは経営学部に入学者が流通マーケティング学科および経営学科の各コースで主に学習できる内容をよく理解した上で学科やコースへの所属希望を提出できるよう、2 学科一括入試を実施の上、各基礎科目を履修後の 2 年次に進級前に学科やコースへの所属希望を提出してもらうことになった。特定の基礎科目の単位を修得できなかった場合には、2 年次以降でその分野を主に学習する学科やコースに所属できなくすることによって、段階的な学習が確実に進められるようにしている。流通マーケティング学科においては 3 年次に専門教育の少人数応用科目である「ケース・メソッド」が必修科目として配当されている。「ケース・メソッド」は通常は大学院ビジネススクールにおいて実施されるものであり、必修科目としての配当は学部レベルではかなり特色のあるものとなっている。

情報教育に関しては、全学的に「コンピュータ・リテラシー入門」が必修となっているのに加えて、経営学部では 1 年次の基礎科目として「情報リテラシー入門」が配当されており、全ての経営学部生が履修することになっている。また、経営学と情報の関係についてより深く学習していきたいという学習のために、経営学部では経営学科に 2 年次からの経営情報コースを用意している。

キャリア教育に関しては、1 年次には全員が履修する基礎セミナーにおいてキャリア形成に関する授業を必ず 1 回は含めるようにしている。2 年次にはキャリア形成に関する学生の視野を広げるための専門科目としてキャリア支援プログラムが開設されている（2010 年度までは 1 年次第 2 学期に配当）。また 2 年次からは全学部の学生を対象とする地域インターンシップを履修することが可能である。経営学部独自のインターンシップ科目としては 3 年次以降に配当されている「オフ・キャンパス・プログラム」（2011 年度カリキュ

## IV章－2．教育課程・教育内容

### 1．現状の説明

ラムからは「企業研修プログラム」がある。この科目は単なる就職活動のためのインターンシップ科目ではなく、経営学部の専門教育における仕上げ科目と位置付けられている。このため履修者が各授業において学んだ経営学や流通・マーケティングなどが企業においてどのように実践されているのかを確認して知識の体系化を図れるような内容となるよう授業内容の改善が図られ続けている。

なお、経営学科の会計プロフェッショナルコースにおいても、専門学校にのみ依存するのではなく、会計プロセミナーなど大学としても適切な少人数授業科目を配当するよう努めている。

### <4>コミュニケーション学部

コミュニケーション学部は、コミュニケーション学科の1学科がある。授業は、いわゆる教養科目である「総合教育科目」と学部固有の科目からなる。さらに、学部固有の科目には基幹科目と応用科目とに分かれており、「コミュニケーション学部授業編成方針」「コミュニケーション学部授業時間表編成方針」に基づいて編成している【根拠 4-27】。

基幹科目には、1年次に履修を指定する基礎的科目と、2年次以降に学部教育の中心をなす「演習」、そして4年次必修の「卒業制作・卒業論文」がある。また、留学生においては、これに「話し方表現基礎」と「書き方表現基礎」の日本語科目が加わる。応用科目は、2年次以降に履修する学部固有の科目で、主に専攻科目に属する講義科目と、実習を行う調査、表現、言語のワークショップ科目、それに、学外組織での実習を含む「インターンシップ」で構成している。

1年次に基礎的科目を履修した学生は、2年次より4つの専攻のいずれかに所属することになる。「メディアコミュニケーション専攻」は、主に、マスメディアと、インターネット・携帯電話などのネットワーク・通信メディアを対象とする。「企業コミュニケーション専攻」は、企業が発信する情報である広報・広告の理論を学び、一部で社会調査実習の科目も置く。「現代文化専攻」は、音楽、映画、テレビなど、メディアが形づくる多様な文化に加え、ジェンダーや地域といった集団と社会の枠組みが対象となる。「コミュニケーション表現専攻」は、身体、声、文章、映像といった表現を対象に、幅広い実習科目を含んでいる。

専攻は、研究・学習テーマを、明確にするための「仕掛け」であり、学科のように、厳密なコース分けを行っているわけではない。内容によっては、複数の専攻に配置される授業科目も存在し、卒業要件も、所属する各専攻で14単位の取得を条件とするにとどめている。この専攻の選択と決定は、1年次2期に履修が指定される科目である「キャリアデザイン」において行われる。「キャリアデザイン」では、学部での学び方から、将来の生き方までを一貫して考え、各専攻における学修分野の概要を学び、実際の専攻登録を行うとともに、仕事への動機付けと職業選択について考える場を提供している。

また、1年次では、広く教養を身につけるための総合教育科目を、重点的に履修するよう推奨している。とくに、学部の教育課程に関わりの深い科目（「カルチュラル・スタディーズ a/b」「文化人類学 a/b」「情報社会論 a/b」「心理学 a/b」「メディア表現 a/b」「コミュニケーション論 a/b」「異文化コミュニケーション論 a/b」）については、コミュニケーション学部履修推奨科目として学生に提示している。学部推奨科目以外にも、そもそも、総合教育科目は、学生の持つ学習・研究テーマによっては、学部固有の科目（基幹科目、応用科目）と密接に関連する科目が少なくないため、卒業要件としては、学部固有科目と総合教育科目との間の単位区分を無くしている。

また、1年次1期には、全学的な必修科目となっている情報教育科目「コンピュータ・リテラシー入門」を、総合教育科目として提供している。続いて、1年次2期には、基幹科目として、実習を含む「マルチメディア入門」が新入生に履修指定されており、新入生

は、1年間を通して、学部教育において求められる情報分野の知識とスキルを学ぶことになる。

### ＜5＞現代法学部

学部創設時に配当した科目は、教育目標に照らして編成したものであり、学部開設以来大幅な変更はなく、「現代法学部授業編成方針」「現代法学部授業時間表編成方針」に基づいて編成している【根拠 4-28】。

入学時より法の基礎を徹底的に学ばせるために、法学基礎科目として位置づける基本科目 A 群の「リーガルリテラシー入門」「憲法基礎」「民法基礎」「刑法基礎」を配置している。

ついで現代的諸課題への法的アプローチを1年次後半で行い、2年次以降の学修へ誘うために、「消費者問題と政策」「環境問題と政策」「福祉問題と政策」のいずれかを必修とし、これらの分野をコア科目としている。法学および関連学問の学修の拡充・深化を図るために、法学基幹科目として基本科目 B 群、法学関連科目として基本科目 C 群を1年次以降段階的・系統的に配置している。

ビジネスと法、行政と法について体系的な学修の充実を図るため、2年次以降に展開科目を配置し、ビジネスと法群、行政と法群を構成している。またキャリア科目として、業界や職業を知り、職業意識形成、将来のめざしたいキャリアに関する様々な知識を習得し、対応能力の開発を図るため、キャリアデザイン科目を配置する。

また将来の進路を見据えて、さらに深い学習を行うため、次の3つの特別プログラムを準備している。

- ・法プロフェッショナルプログラムの設置（2007年度授業から実施。）
- ・国際学プログラム設置（2010年度授業から実施。）
- ・ビジネス法プログラムの設置（2011年度授業から実施）

配当科目に大幅に変更がないのは、学士課程教育として、一定の成果をあげていると考えているからである。なお、実施してきたカリキュラム修正には、2つのポイントがある。

第1に、キャリア教育を充実する方向への修正がある。上記のように、「キャリアデザイン科目群」を専門教育の中に配置し、さらに全員履修の「キャリアデザイン基礎」を2年次後期に配置した。1年次の導入教育である文献講読1では、ゲスト講師によるキャリア教育入門を開始し、3年生までに、キャリアへの関心と認識を深めることにしている。

第2に、学修の発展ステージを、学習意欲の高い学生に提供するために、上記のように学修プログラムを増やした。国際化の大進展という流れと、そして多くの学生が民間企業へ就職する現状から、2つのプログラムを用意し、学生の学修ステージを高めることにした。

### ＜6＞全学共通教育センター

全学共通教育センターは全学授業編成方針および全学授業時間表編成方針の枠内で、スポーツ科目や語学科目等をも含めて、毎年、「全学共通教育センター授業編成方針」と「全学共通教育センター授業時間表編成方針」を全学共通教育センター会議に諮り、承認された案は各学部教授会に報告されている【根拠 4-29】。授業はすべてこの編成方針に従って、種々の学問の分野を網羅する形で開講されている。

教員の国内・国外研究員資格取得などの事情により、ある科目がある年度において休講となることもあるが、代替の非常勤講師を採用するなどして、休講が極力発生しないように努力しており、2011年度についてみても、学則上規定されている科目について、休講は

## IV章－2. 教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

まったくない。また、講義科目では、かつては履修者数が極端に多い科目が存在したが、現在では400名上限の制度が設けられ、履修者数の平準化が進んでいる。

情報教育や数的処理、語学、日本語教育については、順次性のある科目配置を行なっている。情報教育では、必修の「コンピュータ・リテラシー入門」に対して、より高度な内容の「コンピュータ・リテラシー応用Ⅰ・Ⅱ」を選択科目として設置している。同様に、数的処理については、1年次より履修可能な「文系のために基礎数学Ⅰ」に対して2年次生以上を対象に「文系のために基礎数学Ⅱ」、日本語教育では、ほぼ共通内容の「文章表現基礎」の上に、各教員の特色を活かした「日本語表現」が想定されている。英語については、1年次生必修の「英語eラーニングⅠ」「英語コミュニケーションⅠ」「英語プレゼンテーションⅠ」に対し、2年次生以上の選択科目として「英語eラーニングⅡ」「英語コミュニケーションⅡ」「英語プレゼンテーションⅡ」などを設置している。さらに高度な学びを求める学生には英語アドバンスト・コースの各科目が提供される。英語以外の語学、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、朝鮮・韓国語、イタリア語、手話については、初級クラスに加え、初級取得済みの学生が履修できる中級クラスを開講している。留学生対応の日本語に関しても、1、2年次の順次性をもった段階的カリキュラムに加え、「特別語学」の枠内で、「日本語講読」、「日本語会話」などでより進んだ学習を行なう機会を設けている。

専門外のいわゆる「教養」を重視し、また専門と専門外とを必ずしも厳格には区分しない理念の趣旨に沿って、総合教育科目のほとんどは、1年～4年次のどのタイミングでも履修が可能である。また、一般的には「専門外」と見なされる総合教育科目の演習を、「専門」の演習と同様に2年時から履修できる制度を伝統的にとっている。さらにこれを進めるため、2009年度カリキュラムより学部の専門のゼミと全学共通教育センターのゼミとを同時に履修できるように改めている。この同時履修者の実数は必ずしも多いとはいえないが（2011年度は35名）、積極性のある学生が多く、教育効果は大きいといえる。

キャリア教育は現在のところ、各学部で専門性を活かした独自の教育を実施している。したがって、全学共通教育センターにキャリア科目を銘打った授業科目はない。しかし、日本語教育や数的処理、コンピュータ科目などは2009年度カリキュラムより「ベーシック科目」として括られ、就職時あるいはその後の職業生活に必須の能力を涵養するものであるから、全学共通教育センターにおけるキャリア教育の役割を果たしている。「ベーシック科目」には属さないが、「現代社会の基礎知識」も日本と世界の政治・経済・現代史について、同様な基礎認識を提供している。

### <7> 21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムでは、リベラル・アーツを学ぼうとする学生の多様な指向性に応えるべく、特色ある科目を開講している。

具体的には、問題意識の養成を目指して設置された「共に生きるとは」「現代社会の諸問題を考える」、年次を追って少人数教育の実を挙げるべく学年別に設置された「チュートリアル」、多様な関心に基づく課題設定を可能にする「プログラム・ゼミ」、言語使用能力・対話能力の涵養を目指す「読む・書く」「Seminar in English」、現場性・体験性重視の観点から設置された「オフ・キャンパス・プログラム」、さらにこうした学習の成果を総括する「卒業研究」などである。

これらの科目は毎年度定められる、21世紀教養プログラム授業編成方針および21世紀教養プログラム授業時間表編成方針に沿って開講されている【根拠4-30】。

### ＜ 8 ＞経済学研究科

大学院経済学研究科履修規程に定められている、教育課程の編成・実施方針に基づいて開設すべき授業科目は以下のとおりである【根拠 4-31】。

#### ①一般研究指導基礎科目

以下の４科目は、入学者全員が経済学の基礎を習得するための科目であるため、１期と２期に担当している。

１期開講科目 ミクロ経済学 a、マクロ経済学 a、計量経済学 a、社会経済学 a

２期開講科目 ミクロ経済学 b、マクロ経済学 b、計量経済学 b、社会経済学 b

#### ②留学生を対象とする特別研究指導（集中講義）

#### ③その他の一般研究指導科目

#### ④個別研究指導科目

新入学生が専修科目として希望した科目について開設。

このように、本研究科では、基礎学力を固めるために必修化している①②の基礎系科目以外は、履修者のオーダーメイドに近い科目開設を行っている。これは基礎学力を固めつつ、主体的に問題を設定して自由に研究を深めるという教育課程の編成・実施の方針に基づくものである。

各学生の自由にだけ任せると、経済学の基礎学力部分が弱体化する危険があるため本研究科では基礎学力部分は少数の必修科目によって保証し、残りはできるかぎり自由度を高めるというメリハリを利かせたものになっている。その意味では、いわゆる体系的という表現には当たらないかもしれないが、適切に構造化された教育課程となっている。

### ＜ 9 ＞経営学研究科

授業科目・単位数・履修方法は大学院経営学研究科履修規程【根拠 4-32】に明記されている。この中から学生の受講希望がある科目については、授業科目を適切に開設し、運営している。

これらの科目は半期２単位制科目のため、履修者の既存知識の程度に応じて、科目内容・水準が適切になるように、各教員が配慮している。

またコースワークとしては、卒業のために必要な単位数として明示し、履修・単位取得を義務づけている。リサーチワークとしては、高い学術水準の修士論文・博士後期課程論文を執筆させている。修士ではコースワークが 30 単位以上となるように要求することで、関連分野における基礎知識の習得を担保している。博士後期課程ではリサーチワーク中心であり、研究指導の受講および博士論文執筆を要求している。

### ＜ 10 ＞コミュニケーション学研究科

本研究科の授業科目は、授業科目・単位数・履修方法は大学院コミュニケーション学研究科履修規程に明記されており【根拠 4-33】、各領域ごとの講義科目、調査・研究方法科目、インターンシップ科目、個別研究指導科目から構成され、カリキュラムに則って適切開設されている。個別研究指導科目は、個別研究指導 2 単位と修士論文 6 単位からなる。

本研究科の修士論文は 4 万字以上（日本語論文）が求められており、本研究科におけるコースワークとリサーチワークのバランスは適切である。

## IV章－2. 教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

#### < 1 1 > 現代法学研究科

授業科目・単位数・履修方法は大学院現代法学研究科履修規程に明記されており【根拠4-34】、この中の授業科目を適切に開設し、運営している。

学則に定める科目のほとんどを開講しているが、福祉関係の志望者が多いにもかかわらず、コア科目に福祉関係の科目が設置されていなかったために、2007年に見直しを行い、コア科目に授業科目を設けた。

これまで、税理士志望者に関して、税理士対応科目の増設および修了要件における税理士試験対応の科目へのシフトの希望が出されてきたが、本研究科は税理士に特化していないこと、税理士コースを置いていないことから、経営学部との協働を模索してきたが、現時点では希望を満たせる状況ではない。

研究を1期に、演習を2期に編成することで、順次性を確保している。また、基礎科目とコア科目を設けることで、院生に、順次性を認識させている。

1年目からの「個別研究指導」で、コースワークとリサーチワークの接点とし、修士論文を単位化して2年目の履修科目に置くことで、コースワークを最初に履修し、その知識の上でリサーチワークを行わせている。リサーチワークとしては、その基礎的な知識、技術として位置づけられる社会調査法が1年から履修できる科目として用意されている。さらに、オフキャンパスワークショップ科目は、現場を体験することで、リサーチワークを補完している。

以上のような編成により、他大学法学研究科と比べて、ユニークなコースワークとリサーチワークの編成になっている。

#### (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

##### < 1 > 大学全体

本学の理念・目標・方針にしたがい、学士課程教育にふさわしい教育内容を提供するために、地球的視座をもち、批判的思考力を身につけたよき市民のための教育を行う「総合教育科目」と各学部において専門課程を教授する「専門科目」から構成されており、学士課程において体系的・順次的な教育を行っている。

また本学では、円滑に課程教育に入学学生を誘導するために推薦入試合格者を中心に入学前教育を実施している。

##### < 2 > 経済学部

経済学部の各学科の理念・目標・方針にしたがい、学士課程教育にふさわしい教育内容を提供するために、「入門科目」、「基本科目」、「展開科目」、そして「演習科目」から構成される経済学の体系的・順次的な教育と同時に、総合教育科目によって地球的・歴史的な広い視座に基づく自己認識と客観的判断のできる能力を育成している。

また、コンピューター科目およびキャリア形成科目からの単位取得が卒業のために義務付けられており、現代経済社会において職業倫理を尊重する良き市民、良き経済人の養成が目指されている。

さらに、TKU チャレンジシステムのアドバンスト・プログラムの一環として実施している「金融キャリアプログラム」と「グローバルキャリアプログラム」の2つのアドバンスト・プログラムにおいては、特にモチベーションの高い学生を選抜して、高度な専門的・学術的知識と実践的な技能・職業意識を持った人材の育成が行われている。

経済学部における初年次教育の中心は、必修科目として1年次に配置される「現代経済学入門」「社会経済学入門」「フレッシュマン・セミナー」である。両入門科目は経済学部生にとって基礎となる諸概念を、主として講義形式により教授する。また、「フレッシュマン・セミナー」においては、大学生としての基本的な行動様式や素養などを含め、単なる講義形式の座学では十分に伝えきれない側面を、演習形式により学ぶことが目指されている。

指定校推薦などの推薦入試で入学する学生に対しては、入学前教育が実施されている。

### ＜3＞経営学部

経営学部では学士課程教育に相応しい教育内容を提供するために、幅広い教養とそれを土台として生かした専門分野の知識の修得に資するカリキュラムを編成するよう努めてきた。そのため1年次においては教養を身につけるための総合教育科目と専門教育の基礎をなす基礎科目を中心に履修ようになっている。基礎科目については2年次以降の専門科目郡（展開科目）を学ぶ基礎となるため、その実施方法について各科目担当者間で定期的に意見交換を行っている。専門科目に関する知識が全く無い1年次生にも理解できるような内容とする必要があることから各科目とも1クラスの人数を概ね100名以下となるようにしている。必然的に多くのコマ数が開講されることとなるため、授業の内容や成績評価に関しても担当者間で大きなばらつきが無いよう調整を行っている。また理解が不十分で単位を落とした学生については1年次のうちにさらに少人数の再履修クラスを履修できるようにしている。

基礎科目郡の中でも専門教育科目以外のものとして、1年次生全員が第1学期に履修する「基礎セミナー」がある。「基礎セミナー」は高校を卒業したばかりであることが多い1年次生が大学生としての学習に適応できるようにするための授業科目である。その中では、授業の受け方、ノートのとり方、レポートのまとめ方、プレゼンテーションのやり方などについて学習するが、1クラス15名程度であり、自らの考えをまとめて皆の前で発表を行うなど、学生は能動的にクラスに関与することが求められる。また、同授業の中では、図書館オリエンテーション、4年間の学生生活やその後のキャリア形成を念頭に置いたキャリアガイダンス、人権教育なども実施されており、大学生活を送る上で最低限必要な事項について知識を得ることができるようになっている。こうした少人数の双方向的な授業に関心を持った1年次生は、第2学期に応用編の「基礎セミナー2」を履修することができる。

2年次以降の展開科目も2年次から履修可能な比較的基礎的な内容のものと3年次から履修可能な応用的なものに分けられており、学生が段階的に履修できるようになっている。3年次にはオフ・キャンパス・プログラム（2011年度カリキュラムからは企業研修プログラム）や流通マーケティング学科の必修少人数授業であるケース・メソッドなど実践性が高い科目も配当されている。また学生は2年次から「演習（ゼミ）」を履修可能であり、多くの学生は2年次・3年次と2年間「演習」を履修している。ゼミを4年次まで3年間できる制度も試験的に実施中であり、そうした制度を常設化するかどうかについて現在、全学教務委員会において検討が進められている。

また、経営学科に設けられている会計プロフェッショナルコースでは、TKUチャレンジシステムのアドバンスト・プログラムの一環として実施されている会計プロフェッショナルプログラムを履修し現役での職業会計人資格（公認会計士、税理士）の取得を目指している。

## IV章－2．教育課程・教育内容

### 1．現状の説明

#### <4>コミュニケーション学部

コミュニケーション学部の初年次教育では、まず、「コミュニケーション論」「メディアリテラシー入門」「社会調査入門」が、入門科目として、新入生全員に履修を指定している。これらの科目は、1クラスが100名程度となるよう、それぞれ2名の専任教員が相互に内容の調整を行いながら担当する。

こうした講義科目に加え、「フレッシュマン・ゼミ」を1年次第1学期に履修指定している。学部の専任教員が分担して担当することで、各20名程度のクラスを維持しながら、文献検索などの基礎技能の指導を行うとともに、大学生として自律的な学習姿勢を確立させることを目標としている。このゼミは、共通のシラバスを用いるが、各担当教員が独自に、ある程度のアレンジを加えながら実施することを前提としている。

また、コミュニケーション学科に設けられているPRプロフェッショナルコースでは、トップマネジメントと直結し、情報の発信と収集・調査を行う。PR関連の企業や部署はもちろん、企業の社会的責任（CSR）が求められる現代社会のさまざまな職場で必要とされている情報能力を、独自のカリキュラムで養成しており、情報スペシャリストであることを証明するPRプランナー補と社会調査士の資格取得を目指す。

#### <5>現代法学部

入学した学生が、法を学ぶこと、そして大学教育に適応できるように、初年度導入教育の授業運営と教育内容について、以下のような取り組みを行っている。

現代法学部では、初年度教育として、「文献講読1」と「リーガルリテラシー入門」の2つの科目を、1年生全員に対して実施している。2つの科目は、大学で学ぶということ、そして法というものを学ぶということ、大学に入学した学生に伝えるためのものである。

「リーガルリテラシー入門」は、1年生全員が参加するものであり、300名近い学生が一堂に会するなかで、教員の講義から、どのように学ぶのかを経験することが、まず重要な目的である。また、講義の終了後、毎回の試験あるいは課題作文を書くことで、法を学ぶ際に、授業で教員から求められていることを、学生が自覚できるようにすることも、重要な目的である。

以上の目的から、この授業の具体的な内容としては、法と社会の関わりを学生に伝えるために社会と直結した教育があることを知ってもらい、また社会の中で機能している現実の法の姿を理解してもらうために、社会で現実に法と関わる仕事をしている弁護士、司法書士などの専門家も、ゲスト講師として招聘している。法と社会の現実を講義してもらい、それを理解したうえで、自分が受け止めたものを表現することが、大学を卒業するまでの一連の教育の目的と内容であることを、この入門講義で伝えている。

一方、「文献講読1」は、少人数（20名以下）のゼミナールで、質疑を行い、議論をすることを体験してもらい、大学教育に対応できる基礎的な能力を確認、涵養するための授業である。

この2つ授業では、大学での学習に必要な図書館利用、大学の生活の中で人権を考えて行動するための人権教育、そして大学終了後の進路を考えていくためのキャリア教育の入門について、それぞれの領域の専門のゲスト講師に出講してもらい、講義、質疑、そしてディスカッションも行っている。

以上の、大学入学後の導入教育を踏まえ、学年進行により、一定の専門領域と、社会問題領域に対応した学修を進めるように、科目配置をしている。これに加えて、一定の領域の学習意欲と能力の高い学生に対する3種類のプログラムを配置している。さらに、TKUチャレンジシステムのアドバンスト・プログラムの一環として実施されている法プロフェ

セッションプログラムでは、「法科大学院進学」「司法書士」「行政書士」「裁判所事務官」「企業法務担当者」と進路に合わせた5コースを設定して指導を行っている。

### ＜6＞全学共通教育センター

総合教育科目の中で、初年次生の必修科目は、英語の「英語 e ラーニング I」「英語プレゼンテーション I」「英語コミュニケーション I」とコンピュータ科目の「コンピュータ・リテラシー入門 I」である（留学生の場合は「日本語」を必修語学とすることもできる）。

教養講義科目には高校教育にはなかった科目が多いため、高校教育との連続性を必ずしも意識せず、大学教育独自の、学問としての面白さを喚起する教育を行っている。予備知識を前提としないなど、授業はわかりやすさを重視する半面、各教員の研究を通じた研鑽を反映し、学問的レベルでは妥協しないよう、努力している教員が多い。

また、英語以外の語学科目としては、現在のカリキュラムではドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、朝鮮・韓国語、イタリア語、手話を常設科目として取り扱っている。さらにそれに加え、「特別語学」と称して、より多様な語学を2～3年で入れ替えながら開講している。近年では、ロシア語、ポルトガル語、ベトナム語、アラビア語、タイ語、カンボジア語などを開講した。これらは、大学教育にふさわしい多様性をもつべく企画されている。

一方、高校の授業との連続性を担保するため、基礎的な内容から始め丁寧な添削指導を行なう「文章表現基礎」、数学を苦手とする学生にも対応する「文系のための基礎数学 I」や、高校での学習が不十分で、しかも大学での学習を進める上で必須である現代史、政治・経済を扱った「現代社会の基礎知識」が開講されている。必修の英語科目については、入学時に全新生が受けるプレイスメントテストによって、習熟度別のクラス編成を行い、高校までの英語学習の到達度に配慮した授業展開を行なっている。高大連携科目は、無理なく履修できる科目を、高校生の履修可能な時限に開講されているものから毎年選別して、提供している。

### ＜7＞21世紀教養プログラム

前項で述べたように21世紀教養プログラムでは、リベラル・アーツを学ぼうとする学生の多様な指向性に応えつつ、学士課程教育に相応しい教育内容を提供している。

特に、1年次必修科目である「共に生きるとは」「現代社会の諸問題を考える」、さらに1年次「チュートリアル」では初年次教育・高大連携に配慮した教育内容と授業運営を実践している。「チュートリアル」ではさらに、2年次には学生の問題関心の幅を広げること、3年次では研究課題を徐々に絞り込んで4年次の卒業研究に繋げることを意識し、学生の自発性を引き出しつつ、年次ごとの順次的・体系的教育をこころがけている。「プログラム・ゼミ」では学生の多様な関心に応えるべく社会・人文・自然科学各分野の教員が本プログラムの理念に基づく少人数教育にあたっている。

### ＜8＞経済学研究科

経済社会環境のグローバル化が進展する中、堅実な職業的専門人や研究者を輩出するため、年度により変化はあるが、次のような「一般研究指導（基礎系科目は除く）」「個別研究指導」が開講されている。

①政治経済学（アメリカ合衆国経済研究／経済学原理研究／戦後の日本資本主義の循環と発展／景気循環と恐慌）

## IV章－2. 教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

②理論経済学（寡占理論／経済理論研究／一般均衡理論／ゲーム理論）

③経済学史・社会思想史（西洋民主主義の理念史／原題民主主義の理論／近代化論の再検討／EU 拡大とヨーロッパの思想・文化）

④経済史（ヨーロッパ経済史／戦後日本経済の歴史の変遷と雇用制度／現代アジア経済史の諸問題／アジア経済史研究／ヨーロッパ統合の社会経済史／現代ヨーロッパ社会経済史）

⑤経済政策・経済事情（近年の経済政策の展開／規制改革分析／米国農業の政治経済学／産業組織論の理論と実証／産業組織の構造推定）

⑥国際経済（アメリカ IT 産業と日本・アジア／アメリカ経済史／世界経済パラダイムシフトと中国の「世界の工場」化／両大戦間期の東南アジアの外国投資動向／移行期における中国工業化の比較研究／中国経済研究／グローバル化下の経済政策）

⑦財政・金融（為替の原理的機構／金融の理論・歴史・現状／貨幣マクロ経済学／国際マクロ経済学／証券市場の計量的・歴史的分析）

⑧社会政策（ベーシック・インカムとワークフェア／21 世紀における福祉国家の再編と日本の選択／ソーシャルキャピタルの意義／地域通貨の可能性／環境破壊と再生の社会政策／環境問題の社会政策学）

このように現代の経済社会の根本的問題が広い分野にわたって取り上げられており、グローバル時代の地球規模での問題、専門分野の高度化に対応する教育内容が提供されている。

### < 9 > 経営学研究科

世界の急激な変化の中で登場しつつある新たな経営環境において、我々が直面するさまざまな経営上の諸問題を、専門的に研究し、それによって得られた知見を駆使して適切に解決できる能力と意欲をもち、グローバルに活躍できる人材を育成するために、高度な知識・見識をもつ次のようなテーマで研究指導を開講している。

日本の工業化と企業者活動、プロセス型経営戦略論、経営管理の行動論研究、イノベーションのマネジメント、組織運営における人的資源の役割、制度と組織、生産情報システムの解析と設計、社会的意思決定理論へのアプローチ、情報システム研究、サプライチェーン・マネジメントの研究、企業経営における知的財産の利用、財務会計理論の研究、会計学各論、業績管理会計に関する分析的研究、現代企業の会計政策決定プロセス、業績管理会計論の研究、財務報告制度と監査、流通構造変化と小売経営と卸売経営への影響要因分析、マーケティング・サイエンス、英文学術論文の講読、非営利（医療、福祉、行政、環境など）におけるマーケティング研究、マーケティングや消費者行動に関する理論的・実証的研究、グローバルマーケティングにおける理論研究、広告効果の理論と測定、日本の金融システムについて、交通政策の理論研究、日米の企業年金システムの比較研究

### < 10 > コミュニケーション学研究科

1999 年に発足した本研究科は、学生の研究意識の強化を目的として、2009 年度にカリキュラムの大改定を実施した。以下のように 5 つの研究領域を設定しそれぞれ専門科目を配当し、高い専門性を要する職業で活躍しうる能力や、将来のコミュニケーション学研究の先端を担いうる卓越した研究者を養成する課程を編成している。

修士課程では、次のような領域を設けている。

(1) メディア社会領域

コミュニケーション・メディア史

- メディアの社会理論
- マス・コミュニケーションの理論
- コミュニケーションと社会制度
- メディア社会の事例分析
- (2)ネットワークコミュニケーション領域
  - 社会情報学研究
  - 社会心理学
  - ネットワーク社会研究
- (3)企業コミュニケーション領域
  - 広告コミュニケーション論
  - 広報コミュニケーション論
- (4)文化研究領域
  - カルチュラル・スタディーズ
  - 文化社会学
  - 生活文化論
- (5)ジャーナリズム研究領域
  - 現代ジャーナリズム研究
  - 報道と職業倫理
  - 新聞報道研究
  - 経済ジャーナリズム研究
  - 国際ジャーナリズム研究
  - 雑誌ジャーナリズム研究
  - 映像ジャーナリズム研究
  - ルポルタージュ研究
  - 出版企画研究

博士後期課程では、メディア環境の変化がもたらす社会システムや人間の生活上の様々な変化について、この研究領域で重要と思われる次の問題に関連した個別研究指導を行っている。

### < 1 1 > 現代法学研究科

本研究科では、学部教育で修得した知識の上に、社会の実態に対する認識能力、問題発見能力を修得させ、法的思考能力や法的知識を深めることで、社会で活躍できる法の運用能力を身につけさせることを目的とする。これらの目的を達成するために、高度の専門的知識を身につける前提としての基礎科目群と法的処理能力を駆使して社会で活躍できることを目的としたコア科目群の二つに分けている。コア科目群をさらに3分野に区分し、以下のように配置している。また、税理士を目指す院生への対応も行っている。

①基礎科目群：社会問題の実体に関する正確な認識能力、問題発見能力を修得させることを目的とする科目として、消費者問題、環境問題、福祉問題に関する科目や社会調査法や会計学

②コア科目群：「法システム科目」：民事訴訟法研究、行政争訟法研究、登記手続法など、我が国の紛争解決システム法／「ビジネス法務プログラム」：民事法研究・民事法演習、企業法研究・企業法演習、経済法研究・経済法演習、消費者法など。

「公共法務プログラム」：行政法研究・演習、地方自治法研究・演習、環境法研究、福祉法研究、非営利団体法研究

③「個別研究指導科目」：修士論文、個別研究指導

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### <1>大学全体

学士課程ではいわゆる教養科目群である総合教育科目として、①教養講義科目②スポーツ科目③語学科目④ベーシック科目⑤教養演習科目と5つに分かれている。特に本学では専門分野を学ぶ学部のゼミとは別に、⑤教養演習科目として総合教育（教養科目）のゼミが多くの上向き心ある学生を集め、大きな成果を上げている。またリメディアル教育である④ベーシック科目群が単なる授業におおらず、学習センターにおける補習活動と連携して運営することで大きな成果を上げている。

特に、学習センターでは、正課授業以外に TKU チャレンジシステムの「ベーシックプログラム」として、東京経済大学の4年間を通して、学部・学科を問わず、すべての学生に、『TKU ベーシック力 10 のチカラ』を身につけてもらうため冊子等を発行し【根拠4-35】、教学・学生支援の連携を行っている。

TKU チャレンジシステムのプルトップ教育を担うアドバンスプログラムの「法プロフェッショナルプログラム」関連では、司法書士試験で現役合格者を出し、法科大学院でも合格者を複数出し、2007年度卒業生から司法試験合格者を出している。また、「会計プロフェッショナルプログラム」関連では、公認会計士試験に現役4名、卒業生4名の合格者を出す等の成果をあげている。コミュニケーション学部で今年度から開設した「PR プロフェッショナルプログラム」は2年生13名でスタートし、11月と3月に実施した1年生対象の募集・選考の結果、11名を2011年度のプログラム生にすることを決定している。

#### <2>経済学部

経済学部においては教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目が適切に開設されており、また教育課程は体系的・順次的に編成されている。専門教育と教養教育との関係も適切であり、キャリア教育、情報教育も教育課程の中に体系的に組み込まれている。

経済学部は、教育課程の編成・実施方針に基づき、学士課程に相応しい教育内容を提供している。また、初年次教育や高大連携に対して十分な配慮を行っている。

#### <3>経営学部

基礎科目のうち流通マーケティング学科および経営学科の各コースに所属した場合の展開科目（2年次以降の専門教育科目）履修要件となる科目については、1年次の第2学期に再履修クラスを設けることにより、全ての学生が2年次進級後に展開科目を理解できるだけの知識を身につけられるようにしている。

「オフ・キャンパス・プログラム」（2011年度カリキュラムからは「企業研修プログラム」）は、参加学生・企業双方の意見を真剣に聴くことにより毎年プログラムの改善を図っている。

また、経営学科に設けられている会計プロフェッショナルコースでは、TKU チャレンジシステムのアドバンス・プログラムの一環として実施されている会計プロフェッショナルプログラムを履修して、公認会計士試験や税理士試験（科目別）に学部3年次、4年次の現役で合格する学生が毎年出ている。

#### ＜4＞コミュニケーション学部

本学部においては教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目が適切に開設されており、また教育課程は体系的・順次的に編成されている。専門教育と教養教育との関係も適切であり、キャリア教育、情報教育も教育課程の中に体系的に組み込まれており、大きな成果をあげている。特に本学部では入学時に必修である「フレッシュマン・ゼミ」を学部の全専任教員が担当することになっており、これを媒介にして教員間の交流やFD活動を実施している。

#### ＜5＞現代法学部

法プロフェッショナルプログラム(2007年度授業から実施)を受けた学生が、在学中に、司法書士試験に合格した。また、法科大学院へ進学した学生がいるので、今後、司法試験への合格につながる可能性がある。

初年度教育である、「リーガルリテラシー入門」と「文献講読1」の授業の効果については、履修学生に対するアンケートを実施した。その結果によれば、「リーガルリテラシー入門」には、約74%の学生が意欲的に受講していることが窺え、「文献講読1」についても、大学の授業への対応力を培うためには有効に機能していることが窺えた。半数前後の学生が、高校での授業との違いを認識し、読解能力、発表能力を培うのに有効であったとの感想を持ち、約72%の学生が、満足したと回答している。

#### ＜6＞全学共通教育センター

2009年改訂のカリキュラムより、日本語に関する科目、数的思考に関する科目、コンピュータ科目を「ベーシック科目」として一括し、カリキュラム表においても履修の順次性が理解されやすい記述に改められた。それらの内容についても、担当者間での調整が進められて改善が図られている。

2006年カリキュラムより、英語のカリキュラムが一新され、現在のような、系統的な履修方法に改められた。2009年度カリキュラムより、英語以外のカリキュラムが整理され、手話、イタリア語が常設語学として開講されるなど豊富化が図られた。

#### ＜7＞21世紀教養プログラム

本プログラムは「マイカリキュラム」として、学生個人の興味に応じた授業科目を履修できることを特徴としてきた。これまでは関係教員相互の連携体制が整備されるにしたがって、年次別に順次性のある教育を体系的に行うことが可能になりつつある。

#### ＜8＞経済学研究科

本研究科では、経済学の基礎部分(マクロ経済学、ミクロ経済学、計量経済学、社会経済学)と留学生のための導入教育(特別研究指導)以外は、自分の選んだ専修科目を中心に自由に勉強計画を立てることができる。修士課程の2年目は論文執筆に大部分の時間が費やされるため、最初の1年間で基礎部分と応用部分のある程度並行して学んでいかざるを得ない。その意味では順次性のある授業科目を体系的に配置するという時間割上の余裕は必ずしも与えられていない。ただし、基礎系科目については最初の1年間に取得できるように配置されている。これについては、ある程度評価できる。

## IV章－2．教育課程・教育内容

### 2．点検・評価

また社会の諸相を反映した世界中で解決が模索されている重要な諸問題（福祉国家論、環境論、金融論、EU 論など）がバランスよく配置されており、これについては、かなり評価できる。

#### < 9 > 経営学研究科

本研究科においては、大学院学則に基づき授業科目が適切に開設されており、また教育課程は体系的・順次的に編成されている。

#### < 10 > コミュニケーション学研究科

本研究科においては、大学院学則に基づき授業科目が適切に開設されており、また教育課程は体系的・順次的に編成されている。毎年、学生との懇談会を開催しているが、学生の好意的な評価が多く現状の授業編成で満足している状況が伺える。

#### < 11 > 現代法学研究科

社会調査法やオフキャンパスワークショップを取り入れることで、法学以外の分析や解決の手法を学ぶことができ、本研究科の特色となっている。実際に、毎年度受講者がいて、有効に機能している。

「個別研究指導」は、個人指導であるために指導教員の負担は大きいですが、高度の知識を身につけ、かつ応用させるために有効な方法であり、成果を上げている。

### (2) 改善すべき事項

#### < 1 > 大学全体

学士課程において、少人数で双方向的な指導が可能な演習（ゼミ）の履修は、「卒業制作・卒業論文」が必修であるコミュニケーション学部を除き、必修ではないため履修しない学生も多い。今後は、その履修率を高め、「研究論文（卒業論文）」の履修率なども高めていくことが必要である。

#### < 2 > 経営学部

履修必修ではない基礎科目である「経営数理入門」の履修率が低いなど学生が数学の基礎知識を学ぶ機会が少ない。数学アレルギーを残したまま卒業してしまう学生もいるため、課題の一つとして話題に上っている。

4年次に「研究論文（卒業論文）」を履修可能であるが、履修率が低迷している【根拠4-59】。また、希望する演習に選考で合格しないとそれ以外の演習のことを考えずに演習の履修自体を諦めてしまう学生が少なからずいる。

さらに、3年次までに卒業に必要なほぼ全ての単位を修得した学生が4年次に学習意欲を落とすことが多い。4年次での積極的な単位履修を促すことが重要である。

### ＜3＞コミュニケーション学部

「キャリアデザイン」は、1年次2期に履修を指定する科目で、各専攻における学修分野の概要を学び、実際の専攻登録を行うとともに、仕事への動機付けと職業選択について考える場を提供している。しかし、全1年生200名超のクラスで、かつ、半期の授業期間であるため、詰め込みの状態である。

近年、新入生に対し、大学生としての学習・研究活動に必要な基礎的知識や、資料収集・文献検索・ノート・テイキングといった基礎的な学習技能を補う必要性が高まっているという認識から、「フレッシュマン・ゼミ」の改訂に向けたFD会議を数回開いている。しかし、未だに、明確な方針を提示できない状態である。

### ＜4＞現代法学部

法プロフェッショナルプログラムへの参加学生数が、予定数を満たしていない。その一因が、成績等から当初参加を期待していた学生層が参加していないことにあることが明らかになってきており、参加者を増やす方が求められている。

「文献講読1」については、学生に、担当教員を第3希望まで志望選択をさせてきた。それでも、少人数クラスの授業であり、定員数との関係で、学生すべてが志望通りの教員選択ができない。その結果、志望外の教員の授業を履修する学生のなかに、学習意欲が低下する傾向が見られ、その回避の方策を検討してきた。

### ＜5＞全学共通教育センター

「ベーシック科目」については、「コンピュータ・リテラシー入門」を除くと、選択科目である。しかし、「文章表現基礎」「日本語表現」といった一部の科目については、履修希望者に開講コマ数が追いついておらず、時間割配当を含め、改善の余地がある。

教養講義科目については、その内容の細部は各教員の裁量に任されており、教育内容に立ち入ったチェックは行われにくい状況にある。また、難度は科目の性格によって異なるため、一般的な評価方法が確立困難なことも事実であるが、改善が必要である。

### ＜6＞21世紀教養プログラム

教員相互の連携による少人数教育体制をさらに整備していく。また、学生の多様な関心とニーズに応えるため、社会科学、人文科学、自然科学など広くリベラル・アーツの各分野にわたって均衡ある教員の関与が必要である。

### ＜7＞経済学研究科

現在、入学生の大半を占める中国からの留学生は、その多くが日本語、日本学の学部出身者で、経済学の基礎知識は全体に弱い。それゆえ、基礎系科目の内容、形式、レベルなどの検討と、基礎系科目と個別研究指導との関連付けについて検討が今後必要となる。

現在、入学者の圧倒的多数を中国からの留学生が占めており、その留学生たちの関心領域はアジア経済、国際経済、金融論、社会政策論などに集中しているため、経済学研究科としてのバランスは良いものの、受講者の需要との関係ではアンバランスが生じている。ただし、教育内容全体を留学生向きに再編成するのは本来の理念や目的に照らして正しい選択肢とは言えない。したがって今後は、アジア経済関係の授業を提供する教員のコマ数

## IV章－2．教育課程・教育内容

### 3．将来に向けた発展方策

をノルマに参入する形で増やすと同時に、留学生たちの関心領域を広げていく教育指導を行う必要がある。

#### <8>コミュニケーション学研究科

修士論文の量や質の明確な規定を『大学院要覧』などに明記することが必要とされている。

#### <9>現代法学研究科

院生の動向をみると、シニア大学院生を除き、修士論文と2年目の個別研究指導を除いて、全ての履修要件科目を1年目に履修し、2年目にはこれらコースの科目は履修しないという傾向がある。順次性からすれば、問題点の一つと考えられる。

高度化よりも、基礎的素養に関する授業編成の課題が大きく、個別研究指導では、基礎的素養から高度の知識まで教えなければならず、教員の負担が大である。

## 3．将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

#### <1>大学全体

入試選抜方式の多様化により、入学学生の資質の多様化も進んでいる。現在、推薦入試合格者に実施している入学前教育や学習センターで実施している正課授業以外の4年間を通じた指導の充実を図っていく必要がある。

#### <2>経営学部

本学部では、専門課程のゼミは2回までの単位取得が可能であるが、現在4年次生の(2年次・3年次に続く)3回目の演習履修を試験的に認めているゼミがある。このようなゼミが増加傾向にあるので、この制度の恒常化の検討が課題の一つである。

#### <3>現代法学部

「リーガルリテラシー入門」と「文献講読1」の授業については、アンケート結果を参考に、部分改善を行うとともに、長期的な改善課題について、明らかにしていく。

#### <4>全学共通教育センター

履修学生数の年ごとの変動があり予測は困難であるが、「ベーシック科目」の「日本語に関する科目」などでは、学生の履修希望に沿った開講数の確保を目指す。また、必修語学「英語eラーニング」においても、学習意欲の低い学生に対する指導をよりきめ細かく行う必要がある。この実現のために担当教員と学習アドバイザーとで役割を分担し、日常的に学生の学習態度を確認できる方法を模索している。

## ＜5＞経済学研究科

基礎系科目、一般研究指導、個別研究指導の組み合わせによる教育課程編成は今後も維持すべきであるが、それらの相互関係をより緊密にしていくための工夫が必要である。

現在、提供している多様な現代的テーマを今後も維持しながら、留学生がより親しみやすい形で教育内容に反映していく（たとえば中国との比較の視点を入れ込むなど）工夫が求められる。

## （2）改善すべき事項に対する発展方策

### ＜1＞経営学部

4年次生の学習については現在進行中である全学的な履修制限単位数の引き下げ（キヤップ制）の議論の中に反映をさせていく。

### ＜2＞コミュニケーション学部

キャリア教育については、FD会議において意見交換を行った。「キャリアデザイン」のクラスを2つに分ける案や、さらに、キャリア教育分野の講座を、学部として主催するといった提案がなされた。これらは、2011年度中に、学部長と学部教務委員会を中心に検討することが確認されている。

### ＜3＞現代法学部

法プロフェッショナルプログラムへの参加学生数が減少している件については、このプログラムの位置づけや学生の意識についての検討を行い、1年の前期の時点で、卒業後の進路に関わる選択を要求することに無理があるとも考えられることから、2年次からも参加を可能にする方策を講じることにした。

また、「文献講読1」の担当教員志望については、アンケート結果から第3希望にも添えなかった場合の問題が大きいと考えられ、第1志望だけを確認することで様子を見ることにしている。

### ＜4＞全学共通教育センター

「文章表現基礎」、「文系のための基礎数学Ⅰ」、「現代社会の基礎知識」など初年次教育としての意味合いを持つ科目の多くは2009年度カリキュラムから正式の履修要件表に取り入れられた、いわば「若い」科目であり、学生の履修動向を注視して、開講コマ数や講義内容を随時検討してゆく必要がある。

### ＜5＞21世紀教養プログラム

教員相互の連携による少人数教育の体制をさらに整備するため、また各分野の教員の幅広い関与を可能にするためにも、関係教員の増員などによって、各教員の研究・教育業務の負担との均衡を図る必要がある。すなわち、関係教員の過大な負担を軽減する方策を検討する必要があるといえる。

## IV章－2. 教育課程・教育内容

### 4. 根拠資料

#### <6>経済学研究科

留学生の増加を踏まえ、アジア経済関係の教員の負担減をはかるための何らかの支援措置を今後、検討する必要がある。また4つの研究科の教育課程の相互乗り入れを可能にするような制度的措置が今後望まれる。

特にアジア経済関係の教員に個別研究指導が集中しがちなので、この方面での教育内容を充実させていくための制度的措置が求められている。

#### <7>現代法学研究科

基礎的素養に関する授業編成の課題が大きく、個別研究指導では、基礎的素養から高度の知識まで教えなければならず、教員の負担が大であり、現在改革委員会で検討中である。

## 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
その他の根拠資料	2011年度全学授業編成方針、全学授業時間表編成方針	4-24
	2011年度経済学部授業編成方針、経済学部授業時間表編成方針	4-25
	2011年度経営学部授業編成方針、経営学部授業時間表編成方針	4-26
	2011年度コミュニケーション学部授業編成方針、 コミュニケーション学部授業時間表編成方針	4-27
	2011年度現代法学部授業編成方針、現代法学部授業時間表編成 方針	4-28
	2011年度全学共通教育センター授業編成方針、 全学共通教育センター授業時間表編成方針	4-29
	2011年度21世紀教養プログラム授業編成方針、 21世紀教養プログラム授業時間表編成方針	4-30
	大学院経済学研究科履修規程	4-31
	大学院経営学研究科履修規程	4-32
	大学院コミュニケーション学研究科履修規程	4-33
	大学院現代法学研究科履修規程	4-34
	TKU ベーシックカブックⅠ 10のチカラ	4-35
	TKU ベーシックカブックⅡ スタディーマップ	
	TKU ベーシックカブックⅢ スタディースキルズ	

## IV章－3．教育方法

### 1．現状の説明

## IV章－3．教育方法

### 1．現状の説明

#### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

##### <1>大学全体

学士課程では、課程それぞれがもつ教育目標の達成に向けた授業形態を適切に採用している。すべての課程において年間履修制限単位数は 48 単位と制限されており、学生が無理なく学修できる制度を整えている。また全学的にオフィスアワーを実施しており、全教員が学生と相談できる体制を整備している。

##### <2>経済学部

①経済学部における授業形態としては通常の講義、演習、そしてインターンシップなどがある（この他にグローバルキャリアプログラムにおける海外大学における授業や海外インターンシップもあるが、この点は別の項目で触れている）。

基本的には一般的な知識の習得を講義科目で行い、演習科目においてより深い学習や自主的・主体的な学習の深化を目指しているが、通常の講義形式においても講義の過大化を避けて充実した授業を実現するために、400名の履修者数上限を設けて、これを超える場合はコンピュータによる抽選で履修者を決定している。

演習形式の経済学部授業としては「フレッシュマン・セミナー」、「演習」、「英語経済セミナー」などがあり、個別的な指導や自主的研究の支援などの必要に応じている。

インターンシップを授業に取り入れている経済学部の授業としては、キャリア形成科目の「地域インターンシップ」や「インターンシップ」がある。いずれの科目も企業、自治体、NPO等における一定期間の実習を義務付けている。

②経済学部においては、無計画な履修を避け、実質的な単位付与を実現するために、1年間に履修できる単位数に 48 単位の上限を設けている。この制限は、同時に、各学期の履修単位の上限を 28 単位に設定している。ただし、必修科目の再履修授業に関しては、この上限単位数に算入しないことになっている。

経済学部における学習指導の一つは、各学期のはじめ（毎年 4 月と 9 月）に、履修登録の日程とあわせて実施される教務委員会が行う学習相談である。前学期の成績不振者に対しては呼び出しが行われるが、それ以外の学生の相談にも応じている。近年では在学者数の 1 割強が呼び出しの対象者となっているが、呼び出しに応じて相談に来る学生は 4 分の 1 ほどである。またこの他に、例年 6 月に実施される、「フレッシュマン・セミナー」における出席状況の悪い学生に対する呼び掛けと、学習指導がある

③学生の主体的参加を促す授業方法に関しては、個々の授業における多様な取り組み、全学的な「学習センター」における学習支援、そしてオフィスアワー制度に基づく個別教員の対応等をあげることができる。

##### <3>経営学部

①教育目標の達成のためには講義科目と演習系科目の組み合わせが重要であるが、本学ではかつて演習系の科目がやや手薄であったとの認識から、近年は少人数の双方向型の授業を増やしてきている。演習系科目の代表は「演習（ゼミ）」であるが、従来は 2 年次以降、

## IV章－3．教育方法

### 1．現状の説明

異なる年次に合計2回8単位までしか履修することができなかった。しかし現在では専門科目系の「演習」と教養科目系の「総合教育演習」をそれぞれ2年次以降、異なる年次に合計2回履修することが可能となった。即ち、学生は同一年次に「演習」と「総合教育演習」をそれぞれ1つずつ履修することが可能である。

また、試験的なものではあるが、2008年度からは、2年次、3年次と2年間、「演習」や「総合教育演習」を連続して履修した学生が4年次に3回目の履修を行うことを可能とする「特別演習」という制度が試されている。このため学生は最大で「演習」3回、「特別演習」3回の合計6回24単位分を履修できる可能性があることになっている。

②履修登録の上限単位は現在48単位に設定されている。学部教務委員会が年2回、学習相談会を開催し、単位修得が進んでいない学生に対しては参加を個別に呼びかけることにより、教務委員が個別相談に応じている。

③経営学部ではゼミ研究の成果発表およびゼミ間の交流を目的とした学部教務委員会主催のゼミ研究報告会を毎年開催している。参加ゼミ数も毎年度増加しており、2010年度には15ゼミが45の報告を行った。参加者は当該ゼミの学生と指導教員、およびこれからゼミを履修することになる1年次生を含む在学生在が中心ではあるが、通常の授業公開と同じ範囲の学外者（在学生の保護者、高大連携協定校および推薦入学指定校の生徒・教員・保護者）にも公開されており、『父母の会ニュース』や本学ウェブサイトを通じた開催案内など、アナウンスも積極的に実施している。ゼミ研究報告会の開催は、研究内容面はもちろんのこと、プレゼンテーションの練習など、学生のゼミ活動への主体的な参加を強く促す効果を有している。

「演習」とは別に1年次生全員が第1学期に履修する「基礎セミナー」も開設されており、1クラス15名程度の双方向授業が実施されている。意欲のある学生は1年次第2学期に「基礎セミナー」の応用編である基礎セミナー2を履修することもできる。また基本的なコンピュータ操作を確実に習得できるよう、1年次の必修科目である「コンピュータ・リテラシー入門」も少人数で実施されている。

3年次に配当されている「オフ・キャンパス・プログラム」（2011年度カリキュラムからは「企業研修プログラム」）は単なるキャリア形成支援のためのインターンシップ科目ではなく、経営学部専門教育の仕上げ科目という意味合いを持っている。十分な問題意識を持って企業での実習に臨めるよう、そして大学でのそれまでの学習と企業での実習体験を十分に関連付けられるよう、履修者には実習前に自主的に業界・企業研究を進めてもらい、その進め方や研究の内容について教員がアドバイスをを行うスタイルをとっている。流通マーケティング学科の3年次必修科目「ケース・メソッド」は、企業が直面している現実の課題を題材とし、問題発見・問題解決能力の養成を目的とする1クラス15名程度の双方向型の授業である。履修者は2週ずつ6名の担当教員の授業を順次受けることになっており、2週間に1回のレポート課題や出席状況に加えて、授業中の発言回数やその内容が成績評価に反映されるようになっている。

### <4>コミュニケーション学部

①2、3年次においては、多くの学生が、4年次必修の基幹科目である「卒業制作・卒業論文」を意識して「演習」を履修する。「演習」は選択科目であるが、例えば2011年度では、2、3年次で98パーセントの学生が演習を履修しており、高い履修率は、本学の中では際立っている。「演習」はもちろん、学部教育の中心的科目であり、学生が関心のあるテーマを深め、プレゼンテーション能力やディスカッション能力を鍛えるために、専任教員が中心となって少人数による指導を行っている。そのため、希望者の多い「演習」では、状況により、クラスを学年ごとに分けるなどの対応を行っている。

これとは別に、実習科目として、理論・技術を学ぶ講義中心の専攻科目に対応し、表現力・創造力を深めるワークショップ科目を応用科目に置いている。ワークショップ科目には、インタビューやアンケートなどで、現場からの情報を収集・分析するテクニックを学ぶ「調査ワークショップ」、映像作品やウェブサイトなどの制作、身体表現などを通して、人の心を動かす表現力を鍛える「表現ワークショップ」、コミュニケーションの主要な手段である言語に焦点を当て、とくに英語・日本語の表現力アップを図る「言語ワークショップ」の3分野がある。ワークショップ科目では、各分野のスペシャリストを、非常勤講師やゲスト講師として招き、直接、その指導を仰ぐ場を作るなど、学生の興味を引き出す工夫を行っている。

②履修登録単位数の年間上限を48単位に設定し、適切に運用している。

③講義で得た知識を、ワークショップの実習によって更に深め、表現力を高めながら、その成果を「演習」に反映させ、最終的に、理論、技術、表現、創造の各能力の深化と統合を、4年次必修科目の「卒業制作・卒業論文」で行うことになる。「演習」と同じく、「卒業制作・卒業論文」は、少人数のクラスを維持するよう、原則として、学部の専任教員すべてが担当している。

なお、「卒業制作・卒業論文」につながる、学生の学習・研究テーマの設定に関しては、1年次2期に履修を指定する「キャリアデザイン」の中で行われる専攻や「演習」の紹介を通して、各自が意識を向け始めることに期待している。また、個別の学習相談では、学部として、毎年4月に、教務委員会メンバーによる学習相談日を設けているほか、教務主任が担当する新生オリエンテーションや「キャリアデザイン」において、学生が個別に教員と相談することを勧めている。この点では、全学的に実施しているオフィスアワーの制度が設けられている。さらに、全体としてバランスの取れた履修行動へ学生を導くために、やはり、全学共通で1年間に履修できる授業科目の単位数を、48単位以内（半期では28単位以内）に制限している。

ただし、学部教育の中心に位置する「演習」と「卒業制作・卒業論文」は、それぞれ、少人数で実施する必要から、履修者を選抜することになる。新生に対しては、「キャリアデザイン」の中で、専攻の選抜と同時に「演習」の履修について選考を実施しているが、2年次以降では、一般に4月に実施される履修登録期間とは別に、担当教員の選考を受けなければならない仕組みになっている。このため、学生は、一定の緊張感を持って、これらの科目を履修することになる。

こうした学部の基本的なカリキュラムとは別に、PRプランナー補と社会調査士の資格取得を目指した「PRプロフェッショナルプログラム」をアドバンスプログラムとして設けている。所属には、1年次1期の成績など、一定の条件があるが、プログラム生を対象にした独自科目を用意し、また、資格取得に関わる費用を大学が負担するなどの優遇措置があり、学生の意欲を高めている。

## < 5 > 現代法学部

①現代社会が抱える様々な問題を法に基づいて解決することが要求される「法化社会」で、問題に適切に対処する能力を身につけるべく、第1 Semesterから第3 Semesterを導入基礎教育、第4 Semesterから第6 Semesterを学部基本教育、そして第7・第8 Semesterを仕上げ教育として、各科目群を配置している。これらの中で、学生が主体的に行動できるように、重要な授業形態として以下の2科目を配置・実施している。

②履修科目登録の上限を、各学年で48単位までとし、過剰な履修登録による各科目の学習時間不足を防ぐようにしている。これは、前回の自己点検・評価活動の時点では、2年次、3年次の上限単位数が56単位であったのを、全学年同一の上限値とし、各科目の学習時間を学生が確保できるように、変更したものである。

## IV章－3．教育方法

### 1．現状の説明

卒業に必要な総単位数は128単位である。現在の社会情勢では、3年次終了時に、卒業必要要件の必修科目の単位修得と、総単位数にできるだけ近い単位数の修得を終えておくことが必要である。そのため、履修不振の学生への対応として、一期の履修登録の前と、そして二期の履修登録修正の前に、2日間の学習相談の時間を置き、学生への学習指導と履修アドバイスをを行っている。また学務課での履修の手続面などに関してアドバイスをを行っている。

日常的に学習相談に対応する体制としては、全学で設置している学習センターがある。同センターへ、学部からも相談担当の教員を配置して、学習指導などを行っている。ここでは、学習意欲の高い学生から履修不振の学生まで、学生が抱える多様な問題の解決のために、学習から学生生活まで、幅広いアドバイスをを行っている。

法が最も端的にその姿を現すのは裁判である。そこで、一定の法学の基礎教育（憲法基礎、民法基礎、刑事法基礎）を終了した2年次の第3セメスターに「裁判傍聴演習」を配置し、学生が裁判所での裁判（公判）を傍聴し、法が現実化している「裁判」を理解し、実感できる授業を実施している。また傍聴する公判は、学生に自分で選択させており、レポート作成に適した公判傍聴を自分で選ぶようにアドバイスし、主体的行動の必要性を実感させている。

③法に基づく解決の基本は、多様な主張をぶつけ合う「議論」にあると考え、演習を第2年次と第3年次に配当し、履修定員を15名（諸事情で必要な場合は27名）として、多様な議論が可能のように、少人数教育を確保している。また演習科目の選択・選考を、履修年度の前年の12月に実施し、履修までの3か月の間に、担当教員とのコミュニケーションが確保できるようにしている。

### <6>全学共通教育センター

全学共通教育センター所属の全専任教員が「総合教育演習」を担当している。「総合教育演習」は15人定員とされ（教員の方針によっては上限30名まで履修できるものもある）、少人数教育の要であり、各指導教員の指導方針、教育内容により、講読形式のみならず、実験・実習を含むものも有り、授業形態は多様である。教養講義科目は、一般に履修人数が多いため、パワーポイント等のPCによる教材提示を用いた講義形式の者が多く、それを補うプリントを配布する講義も多い。また、配布された詳細な内容のプリントに基づいた講義を展開する者もある。理想的には、教員が授業にあわせる形で自ら執筆したやや詳細な内容の教科書または参考書を使用することにより、授業時間外での履修生の自習を促進することが、単位の実質化にとって望ましいが、現状では、教科書を指定している講義はそれほど多くない。

過去には履修登録者が過大な講義があったが、現在では教養講義科目については、全学の方針に沿って履修者が400名に制限されており、それを越えた履修希望者が集まった場合は、抽選等の手段で履修者が選ばれる。また多くの教員にあっては、授業時間中に、教員が一方向的に話すだけでなく、履修生に多く質問することによって、コミュニケーションをとるとともに主体的参加を促したり、小テスト等の方法で履修生の理解度を確認したりしながら授業を進める試みがなされている。

必修英語については、「英語eラーニングI」では30名、おもに発信型の「英語プレゼンテーションI」と「英語コミュニケーションI」では15名の少人数クラスに編成して、それぞれ週2回の授業を展開している。入学時にプレイメントテストを課すことによって、習熟度別に上、中、初級のクラスに分けられているが、同じレベルのクラスでもクラス間の習熟度の違いがあり、それに対応した内容の授業になっている。「英語eラーニング」では、本学英語教員が英語教育開発会社と協力して作成した教科書を使っている場合もあり、その場合でも、クラスの習熟度によって、教科書の異なる部分を学習している。さら

にコンピュータ使用であるから、同じクラスでも、教員の指示によって、受講生個人ごとに、習熟度によって学習する部分を変えることができる。「英語 e ラーニング」では、週 2 回授業のうち、1 回はコンピュータを使った主体的な自習になっているが、学生は教室に在る学習アドバイザー（教育開発会社が派遣）にいつでも質問しながら、学習を進める。また、授業時間外でも、英語教員にはコンピュータを通じて質問できるし、常に大学内の所定場所に控えている学習アドバイザーにコンピュータを通じてではなく、対人的に質問できるようになっている。

また「文章表現基礎」「英語コミュニケーションⅡ」は定員 30 名、「日本語表現」、英語の「TOEICⅠ」「TOEICⅡ」「Topics in English」「キャリア英語」、英語以外の選択外国語（「手話」のみ 50 人）は定員 20 名となっている。スポーツ科目についても種目に応じて適切な定員を設けている。

### ＜7＞21 世紀教養プログラム

- ①授業形態も講義形式の科目のほか、少人数授業、演習、個別指導、学外実習など多様な形式を備えている。
- ②21 世紀教養プログラムでは履修登録単位数の上限を年間 48 単位と定めている。
- ③本プログラムでは個別指導科目「チュートリアル」により、21 世紀教養プログラムの基本理念「共生」と現代社会の諸問題について学び、当プログラムにおける 4 年間にわたる主体的な教養的学修が行うよう指導している。

### ＜8＞経済学研究科

- ①十分な教員資源の下で徹底した少人数（4～5 名）で教育が行われている。
- ②特に個別研究指導は、学生自身の研究計画に沿った形で、一対一での論文作成指導が行われている。

### ＜9＞経営学研究科

- ①授業形態の選択・判断は各担当教員の責任である。各担当教員は高度研究者としての経験や専門知識に基づいて、学生の希望や特性を配慮した上で授業形態を選択している。
- ②履修科目登録に上限は設定されていない。しかし履修科目は論文指導教員と相談して決めるように指導しているので、その指導の中で、過度の科目登録を制限するように配慮している。
- ③大学院の授業は少人数教育である。しばしば教員は学生を一対一で指導する。このため、学生は主体的に参加せざるを得ない。

### ＜10＞コミュニケーション学研究科

本研究科の授業科目は、各領域ごとの適切な講義科目、個別研究指導科目のほか調査・研究方法科目とインターンシップ科目を配置している。

修士論文の質の向上を目的として、毎年、『修士論文作成ガイド』【根拠 4-36】を発行し、これをもとに修士課程の学生全員を対象とする論文作成指導の機会を提供している。

また、修士論文・博士論文の計画発表会を実施している。ここでの発表は論文提出の条件となっている。一方、論文合格者については論文完成発表会のプレゼンテーションを義務としている。

## IV章－3．教育方法

### 1．現状の説明

2002年度以来、茨城大学大学院人文科学研究科コミュニケーション学専攻との単位互換の制度がある。しかし、地理的關係からか2007年度以降、本研究科からも茨城大学大学院人文科学研究科からも履修登録者、受講者はいない。

2004年度『自己点検・評価報告書』において「茨城大学大学院人文学研究科との単位互換制度は新しい試みであるが、地理的な理由のために、十分活用されていない」との指摘を受けた。双方の交通の便を考え、2006年度には東京都千代田区大手町に教室を開設した。しかし、相手側からの履修登録者はなかった。

また、学生の研究活動を奨励・援助するために、以下のように学会発表の助成、学生海外研究調査助成、短期海外研修がある。

学会発表の助成は院生が日本学術会議に登録されている学会で発表を行うときは、委員長の審査の上、年1回印刷費補助および奨励補助金を支給している。2005年度0件、2006年度8件、2007年度8件、2008年度0件、2009年度2件の支給があった。

学生海外研究調査助成は、日本国外での研究調査、資料・情報収集、学会・研究会出席、語学研修等を行った本学大学院学生の研究調査費用に対する助成である。2006年度4件、2007年度3件、2008年度2件、2009年度1件、2010年度2件の助成があった。

短期海外研修は、授業休止期間を利用して、指導教員の引率指導のもと、学生を対象として行うものである。これには大学より若干の補助がある。2006年度には5名の学生の参加により、韓国へ、また2007年度には、5名の学生の参加によりシンガポールへ海外研修を実施した。

### < 1 1 > 現代法学研究科

- ①各授業は、研究、演習ともに、学生の主体的参加を求める授業となっている。
- ②本研究科は、定員を充足しても10名であり、これまでも10名を超える授業はなかった。現在では、1名、または2名の履修者による授業がほとんどであり、個別指導に近い状況である。学生のレポートを中心とする授業が多いために、学生の負担は少なくないが、きめの細かい授業を行うことができている。
- ③研究指導計画は、特に提出を要求していない。個別教員が院生と相談して作成しているのが現状である。概ねは適切に機能しているが、修士論文作成から逆算して指導計画が策定される場合、指導される院生の十分な納得を得られない場合が出ていることも否定できない。
- ④論文作成については、その要領を作成し、配布している。また、修士論文の中間発表の機会を2年間に3回設けることにより、指導教員ばかりでなく、他の教員の指導、助言を可能にしている。さらに、副査を4月中に決定し、当該院生に通知することで、実質的な複数指導教員制としている。
- ⑤留学生に対しては、全研究科対応で、日本語の論文指導科目が設けられ、さらに修士論文作成に当たって、日本語の援助を受けられる体制をとっている。

### (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

#### < 1 > 大学全体

本学では教員全員が一律の基準でシラバスが作成できるよう全学共通の組織である全学教務委員会が、『シラバス原稿記入要領』【根拠 4-37】を作成し、全教員に通知している。

## ＜2＞経済学部

経済学部のすべての授業に関してシラバスの作成が義務付けられている。記入項目は、授業表題、授業内容、到達目標、準備学習、授業計画、評価方法、教科書、参考文献、特記事項の9項目であり、全学教務委員会における検討に基づき、全学的に共通している。シラバスの閲覧は本学ウェブサイト上で可能であり、大学構成員に限らず、社会的にも公開されている。

経済学部のすべての授業はシラバスに基づき行われる。毎学期行われる「授業アンケート」には、授業内容とシラバスの一致を問う項目があり、学生は、5段階評価において4.4の評価（全学平均、2010年度第二学期）でシラバスとの一致を回答している【根拠 4-45】。教員は授業アンケートを次期の授業内容の改善に活用することになっており、学生の授業評価に応じて次年度のシラバスを改訂や、授業内容・方法とシラバスの整合性をより高める努力が行われている。

## ＜3＞経営学部

全ての授業についてシラバスが作成されており、大学のウェブサイトや各学生が利用するTKUポータル上で閲覧できるようになっている。各授業について、授業表題、学習内容、到達目標、準備学習、授業計画、評価方法、教科書、参考文献、特記事項といった項目が設けられている。項目については毎年全学教務委員会において確認がなされており、上記項目のうち到達目標と準備学習は2011年度から追加された項目である。紙媒体のシラバスの利用を希望する学生には学務課にて貸し出しを行っている。また、シラバスの内容については、各授業に関するガイダンスが行われる初回授業時に、教員が学生に対して確認を行うことになっている。

必修もしくは履修必修の基礎科目については複数クラスにまたがる共通シラバスを公表しており、それによってクラス間で授業内容や評価方法に根本的な相違が発生しないようにしている。もちろん担当教員によって授業方法に多少の相違はあるため、初回授業時に教員ごとのより詳しいシラバスも配布することになっている。

シラバスの内容と授業内容が合致しているかどうかについての確認は学部として実施はしていない。しかしながら、セメスターごとの授業アンケートの結果によると、「授業の内容はほぼシラバスと一致していた」という項目の回答平均値は大学平均で4.4点と（5段階尺度）と、他項目と比べても高い評価となっている【根拠 4-45】。

## ＜4＞コミュニケーション学部

授業ごとに、担当教員がシラバスを作成する。シラバスには、授業表題、学習内容、到達目標、準備学習、授業計画、評価方法、教科書、参考文献、特記事項の各項目を設けている。専任教員に関しては、TKUポータルのサイトを介し、オンラインでシラバスの原稿を入稿できるシステムがある。学生側も、TKUポータル上でシラバスを確認できるほか、一般には、本学のウェブサイト上で全てのシラバスが閲覧できるようになっている。

TKUポータルでは、学生が履修登録を行う際に、容易にシラバスを確認できる仕組みになっているほか、初回授業時にも、各教員がシラバスの内容について説明を行っている。万が一、シラバスからの変更点がある場合にも、授業開始時点で説明を行うことになっている。

このため、授業内容・方法とシラバスとの整合性を検証することは従来なかったが、例えば、2010年度2期に実施した授業アンケートにおいても、「授業の内容はシラバスと一

## IV章－3．教育方法

### 1．現状の説明

致していた」という質問項目では、評価平均値が 4.3 となっており、この点を問題視するような状況にはないと思われる【根拠 4-45】。

#### <5>現代法学部

現代法学部のすべての授業に関してシラバスの作成が義務付けられている。記入項目は、授業表題、授業内容、到達目標、準備学習、授業計画、評価方法、教科書、参考文献、特記事項の 9 項目であり、全学教務委員会における検討に基づき、全学的に共通している。シラバスの閲覧は本学ウェブサイトや TKU ポータルにて可能であり、大学構成員に限らず、社会的にも公開されている。

学生への「授業アンケート」の結果では、授業内容がシラバスと一致していたとする回答が多数を占めている【根拠 4-45】。

#### <6>全学共通教育センター

全教員が全授業についてシラバスを公表している。近年では、本学ウェブサイトや学生が日常的に利用しているポータルを通じて、いつでもどこでもインターネット接続環境さえあれば容易に見ることができる。また、電子化されたシラバスのメリットである検索機能も徐々に向上し、紙媒体より使い勝手が良くなってきている。シラバスの記述内容については、毎年、全学教務委員会で議論されマニュアル化されており、それを全学共通教育センター会議でも提示紹介し、周知の努力が払われている。

シラバスは一般的には学習内容の概要、授業計画、教科書・参考書の提示、成績評価方法等が示されている。近年は、さらに到達目標と準備学習の項目も設けられ、内容の豊富化、単位の実質化にも取り組んでいる。

シラバスと授業の内容が厳密な意味で一致しているのかという点については、組織的に調査はしていない。もちろん、授業の性質によっては、教育効果をあげるために、時事的な内容を取り上げたりして、シラバスの内容から若干離れた授業展開を行なうこともある（もちろん授業全体の整合性を保つことを前提として）。しかしながら、年 2 回実施されている履修生の授業アンケートにおいて、「授業内容はほぼシラバスと一致しているか」という設問が設けられており、おおよその傾向は把握できる。例えば昨年度の後期のアンケートでは、大学全体での平均は 4.4 点（5 段階評価）であり、多くの教員がシラバスに沿った授業展開を行なっていることがわかる。それは、学生からの、シラバスとの乖離にもとづいた苦情が僅少であることから推定される【根拠 4-45】。

#### <7>21世紀教養プログラム

21 世紀教養プログラムの授業はすべて『シラバス原稿記入要領』【根拠 4-37】に基づいたシラバスを作成しており、そのシラバスに基づき適切に行われている。

#### <8>経済学研究科

各教員が次年度の授業について 15 回分のシラバスを提出し、公表するという習慣は完全に定着しており、『大学院要覧』【根拠 4-6】には全教員の授業について詳しく情報が公開されている。その内容はきわめて充実している。これについてはゼミ形式での授業であるゆえ、目下のところ検証されていない。また、受講者の数がごく少数に限られているた

め、参加者の日本語能力、関心、知識のレベルなどに応じて、柔軟にシラバスの内容に変化をつけている。

### ＜9＞経営学研究科

各担当教員には事前にシラバスの作成を求めている。シラバスでは、講義概要、教科書、参考文献、関連授業科目、評価方法、授業計画を明記させ、『大学院要覧』【根拠 4-6】に掲載して周知しており、教員にはこれに沿った指導を求めている。

### ＜10＞コミュニケーション学研究科

シラバスは、開講形態、授業科目の概要、授業計画、評価方法と基準、履修上の留意点、教科書、参考書等、指定の書式に従い、専任・非常勤を問わず、すべての科目担当者がすべての科目について記載する。シラバスは『大学院要覧』【根拠 4-6】に収録されており、研究科の授業はこのシラバスに基づいて行われている。と同時に、履修する学生の研究上の関心にも十分配慮して、授業内容の充実に努めている。

本研究科は、学生による授業評価を実施しており、その調査結果からすると、授業内容とシラバスの整合性は十分とれていると判断することができる。

### ＜11＞現代法学研究科

全ての教員に、講義概要、教科書、参考文献、評価方法、授業計画等を内容とするシラバスの作成を求め、『大学院要覧』【根拠 4-6】に掲載されている。基本的には、シラバスに従って行われている。前述のとおり、多くの授業はごく少人数であるために、各人の実力に応じて、柔軟な対応がとられている。

## （3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

### ＜1＞大学全体

本学では単位制の趣旨を踏まえ、試験及び成績評価規程【根拠 4-46】を制定しており、これに基づいた厳格な成績評価が行われている。またその成績評価の適切性を担保するために、授業アンケートの実施や、成績評価に関する問い合わせ取扱要領【根拠 4-47】を定め、学生の側からも成績評価の妥当性について評価する仕組みを整えている。

留学に関する単位認定については、学生留学に関する規程、学生留学に関する履修および単位認定取扱細則、短期学生海外語学研修に関する履修および単位認定取扱細則の3つの規程を制定し対応している【根拠 4-48,49,50】。

その他、資格による単位認定や国内他大学での単位認定も規程により定められている。

### ＜2＞経済学部

①経済学部における成績評価は、その方法・基準等がすべてシラバスに明記されている。また、毎学期行われる「授業アンケート」には、成績評価の説明に関する質問項目があり、学生は、5段階評価において4.3の評価（全学平均、2010年度第二学期）で十分な説明があったと回答している【根拠 4-45】。

## IV章－3．教育方法

### 1．現状の説明

授業評価結果に関して疑義がある学生は、成績発表後の一定期間（一般に2日間）に学務課を通して成績評価に関する問い合わせをすることができる。問い合わせに対して担当教員は文書あるいは口頭で回答をおこなう。この成績評価に関する問い合わせ制度によって、成績評価の厳格性に関する学生の認識が高まると同時に、教員の側においても自らの成績評価基準の厳格な適用や説明責任に関する自覚が高まっている。

また、学生および保護者への成績通知には、同時に当該学期・年度および在学期間通算のGPAが記載され、学生の学業成績を総合的・客観的に評価するための指標として活用されている【根拠 4-51】。

②講義科目の単位は45時間の学習を目安に1単位を授与すると言う趣旨にのっとり、セメスタ1コマを2単位としている。

また、単位制度の趣旨に基づき、単位の実質化をはかるために年度および学期における履修単位数の上限を設けると同時に、シラバスにおいて到達目標や準備学習を示したり、「学習センター」やオフィスアワーを利用した種々の学習支援が行われている。

③経済学部における既修得単位認定に関しては、編入学生の既修得単位の認定、留学先大学で修得した単位の認定、一定の資格取得と講習会の受講を条件とした「コンピュータ・リテラシー入門」の単位認定、その他の「資格・検定に関する科目」の単位認定（TOEICスコア、中国語検定による）等が各種取扱規程、細則、および要領に基づき、学部教務委員会・教授会において行われている【根拠 4-52,53,54,55】。

### < 3 > 経営学部

①成績評価に関してはシラバスにおいて評価方法を明記することになっており、各授業に関するガイダンスが行われる初回授業時に、成績評価方法に関しては教員が学生に対して特に注意を払って確認を行うことになっている。授業アンケートにおける「成績評価方法について、教員から十分な説明があった」という項目の回答平均値は、全学平均値ではあるが、4.3点（5段階尺度）であり、説明については学生に概ね伝わっているようである。

各学生にセメスターごとの成績評価が伝えられた後、学生が成績評価に疑問を持った場合には、一定期間内に成績評価の問い合わせを行うことができる。担当教員は当該成績評価について説明責任を負っており、学務課を通じて回答することになっている。成績評価は学生の関心事であり、毎セメスター問い合わせが発生しているが、転記ミスなど少数の場合を除き、成績評価が変更されることはなく、概ね成績評価は間違えなく行われているものと判断される【根拠 4-45】。

成績評価の分布に関する取り決めは行っていないため、授業ごとに成績評価の分布は異なる。これは教員の裁量を尊重したものであるが、成績評価が著しく偏っている場合や、学生から苦情があった場合などについては、学部教務委員会が調査を行い、科目グループ責任者等が当該教員に注意を促すこともある。クラス指定の複数コマ開講授業においてはクラス間で成績評価方法や成績評価の分布に大きなばらつきがあるのは望ましくないとの判断から、クラス間で調整を行うよう学部教授会において担当教員に依頼している。基本的に学部の全教員が担当することになっている「基礎セミナー」に関しては、学部FD会議において成績評価方法や成績評価の分布について意見交換を行い、その結果としての合意事項を「基礎セミナー」についての教員用マニュアルに掲載している。各教員は合意事項にしたがって自らの判断で成績評価を行うことになるが、学部全体として適切な成績評価がなされたのかどうかについては翌年度の学部教授会において確認することになっている。

②講義科目の単位は45時間の学習を目安に1単位を授与すると言う趣旨にのっとり、セメスタ1コマを2単位としている。

また、単位制度の趣旨に基づき、単位の実質化をはかるために年度および学期における履修単位数の上限を設けると同時に、シラバスにおいて到達目標や準備学習を示したり、「学習センター」やオフィスアワーを利用した種々の学習支援が行われている。

③経営学部における既修得単位認定に関しては、編入学生の既修得単位の認定、留学先大学で修得した単位の認定、一定の資格取得と講習会の受講を条件とした「コンピュータ・リテラシー入門」の単位認定、その他の「資格・検定に関する科目」の単位認定（TOEICスコア、中国語検定による）等が各種取扱規程、細則、および要領に基づき、学部教務委員会・教授会において行われている【根拠 4-52,53,56】。

#### <4>コミュニケーション学部

①成績評価についてはシラバスに明記する。また、初回授業時には、授業内容と同様に、成績評価に関する説明を行っている。授業によっては、シラバス執筆時点とは異なる評価方法を用いる場合もあるが、その際にも、やはり、初回授業時での説明を慎重に行って、学生への周知を図っている。

また、1年次に履修を指定している基幹科目などで、共通のシラバスを使用し、複数のクラスを開講する科目がある。こうした場合、担当教員が統一した評価方法について話し合いを持つほか（「コミュニケーション論入門」「メディアリテラシー入門」「社会調査入門」）、複数の非常勤講師が担当する授業の場合は（「マルチメディア入門」）、教務主任が調整と連絡を行って、授業間で、評価方法と基準に大きな開き生まれまいよう、バランスを取っている。同様に、必修の英語科目の場合は、他学部と異なる独自のカリキュラムを実施しているため、この科目を担当する複数の専任教員が調整役となり、非常勤講師への連絡・調整を行っている。複数クラスを開講する科目の評価基準の調整について、明記された制度はないが、概ね、バランスの取れた調整が行われている。

なお、成績評価は半期ごとに学生へ通知される。その際、評価に疑問がある学生は、一定の期間（各2日間）とルールに従って、問い合わせが可能である。これまでも、ほぼ、成績発表ごとに問い合わせが発生している状態だが、評価に変更がある場合のほとんどが、単純な記入ミスである。この問い合わせの制度自体は、印刷物として配布している『コミュニケーション学部履修要項』にも明記され、学生にも周知されている。

②講義科目の単位は45時間の学習を目安に1単位を授与すると言う趣旨にのっとり、セメスタ1コマを2単位としている。

また、単位制度の趣旨に基づき、単位の実質化をはかるために年度および学期における履修単位数の上限を設けると同時に、シラバスにおいて到達目標や準備学習を示したり、「学習センター」やオフィスアワーを利用した種々の学習支援が行われている。

③経営学部における既修得単位認定に関しては、編入学生の既修得単位の認定、留学先大学で修得した単位の認定、一定の資格取得と講習会の受講を条件とした「コンピュータ・リテラシー入門」の単位認定、その他の「資格・検定に関する科目」の単位認定（TOEICスコア、中国語検定による）等が各種取扱規程、細則、および要領に基づき、学部教務委員会・教授会において行われている【根拠 4-52,53】。

#### <5>現代法学部

①現代法学部における成績評価は、その方法・基準等がすべてシラバスに明記されている。また授業評価結果に関して疑義がある学生は、成績発表後の一定期間に学務課を通して成績評価に関する問い合わせをすることができる。問い合わせに対して担当教員は文書あるいは口頭で回答をおこなう。この成績評価に関する問い合わせ制度【根拠 4-47】。によっ

## IV章－3．教育方法

### 1．現状の説明

て、成績評価の厳格性に関する学生の認識が高まると同時に、教員の側においても自らの成績評価基準の厳格な適用や説明責任に関する自覚が高まっている。

また、各教員が、それぞれの単位評価を相対的に判断できるように、学部開講授業全体の成績評価分布を、学部教授会で紹介している。

②講義科目の単位は 45 時間の学習を目安に 1 単位を授与すると言う趣旨にのっとり、セメスタ 1 コマを 2 単位としている。

また、単位制度の趣旨に基づき、単位の実質化をはかるために年度および学期における履修単位数の上限を設けると同時に、シラバスにおいて到達目標や準備学習を示したり、「学習センター」やオフィスアワーを利用した種々の学習支援が行われている。

③現代法学部における既修得単位認定に関しては、編入学生の既修得単位の認定、留学先大学で修得した単位の認定、一定の資格取得と講習会の受講を条件とした「コンピュータ・リテラシー入門」の単位認定、その他の「資格・検定に関する科目」の単位認定（法学検定、TOEIC スコアによる）等が各種取扱規程、細則、および要領に基づき、学部教務委員会・教授会において行われている【根拠 4-52,53,57】。

### <6>全学共通教育センター

成績評価基準については、成績がとくに優秀であることを意味する S 評価は演習など少人数クラスを除いて、教養講義科目で、10%程度までとするという、目安が提示され、守られている。2004 年度に履修・成績評価等検討委員会答申が出され、そのころから全学共通教育センター会議で、全教員の授業クラス別の『講義別成績集計』【根拠 4-58】が公表されるようになったことは、成績評価基準を厳密に運用するひとつのきっかけになっている。

学生への評価方法の提示は、各科目のシラバスに明示されている。たとえば、学期末試験、授業中の臨時試験、点数化した出席回数、レポートなど、成績評価が何に基づくかを明記することが求められている。評価手段が複数の場合、点数の割合を明示している教員が多い。さらに授業開始時に、成績評価について説明を行うことが推奨されている。年 2 回行われる授業アンケートの「成績評価の方法について、教員から十分な説明があったか」という設問について、たとえば昨年度の後期のアンケートでは、大学全体での平均は 4.3 点（5 段階評価）であり、学生の多くは、おおむね、公正に成績評価がなされていると見ている【根拠 4-45】。なお成績評価に疑問がある履修生は教員に対し、疑問点を説明した文書を提出して、問い合わせできる期間を成績発表後に設けている。多くの場合、成績評価が覆ることはないが、採点や成績転記等のケアレスミスが発見され修正されることもある。

### <7>21 世紀教養プログラム

「学生の顔も性格も見える」個別指導を主体とした少人数教育であるため、学生のそのときの興味や時事的な事項に触れることも多いが、適切に行われている。

### <8>経済学研究科

修士論文の審査と口述試験は主査 1 名、副査 2 名によって厳格に行われており、水準に達していない論文については取り下げ願いを出させる場合も少なくない。

ほとんどの授業が数人以内の参加者によるゼミであり、単位認定は出席、ゼミでの発表、議論、課題提出などによって判定されている。ただし修士論文の評価は主査 1 名、副査 2

名による審査と口述試験、研究科委員会による論文審査を経て、きわめて厳格に認定されている。

### ＜9＞経営学研究科

成績評価および単位認定はシラバスに基づき、担当指導教員が行っている。成績評価について疑問や質問がある場合、学生は研究課に申し出ることができる。

論文の評価は、指導教員である主査および2人の副査によって論文審査が行われ、その後、口頭による最終試験が行われ、その結果は研究科委員会に報告される。

### ＜10＞コミュニケーション学研究科

論文の評価は、指導教員である主査および2人の副査によって論文審査が行われ、その後、口頭による最終試験が行われる。その結果は4段階で評価され、研究科委員会に報告される。その他の講義、演習等は、シラバスに評価方法や評価基準が明示されており、課題に対するレポート提出あるいは口頭発表などによって達成度が判断される。

### ＜11＞現代法学研究科

講義、演習等は、シラバスに評価方法や評価基準が明示されており、課題に対するレポート提出あるいは口頭発表などによって達成度が判断される。

論文の評価は、指導教員である主査および2人の副査によって論文審査が行われ、その後、口頭による最終試験が行われる。その結果は4段階で評価され、研究科委員会に報告される。

## （4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

### ＜1＞大学全体

学士課程横断組織である全学教務委員会において、毎年度『講義別成績分布』【根拠 4-58】や『教学資料』【根拠 4-59】を取りまとめ、全教員に配付している。この資料は授業改善のための基礎となる情報源であり、教員個々の授業の手直しやFD活動等に利用されている。この資料は学部教務委員会において検討され、また教授会においても報告されている。

また全学的に授業アンケートを実施し、その結果を教員個々にフィードバックしているほか、各教務委員会、教授会でも報告している。

また全学FD会議を実施し、定期的にFD活動を行っている。

### ＜2＞経済学部

教育成果の検証のための重要な手掛かりの一つは厳格な成績評価の結果としての成績に現れると考えられる。したがって、授業計画に基づく授業の実施・成績評価と次期授業計画の改善・作成のサイクルは、それ自体PDCAのプロセスであるといえる。

また、全学教務委員会において毎年度取りまとめられる『教学資料』【根拠 4-59】や「講義別成績分布」【根拠 4-58】等の資料やデータは授業改善のための基礎となる情報源であ

## IV章－3．教育方法

### 1．現状の説明

るが、それら資料や情報は学部教務委員会において検討され、また教授会においても報告されている。

これに加えて、毎学期実施される「授業アンケート」は、授業の内容および方法の改善を図るための重要な情報を提供している。

教育内容・方法の改善をはかるための組織的研修等に関しては、全学的な FD 会議の諸活動（『FD ニュース』の発行、講演会の開催、新任教員の先生との意見交換会など）に加え、経済学部独自の FD 会議を教授会の前後の時間を利用して開催している（2011 年度は 2 回開催）。経済学部の FD 会議においては、授業一般の改善というよりも、むしろ経済学部カリキュラムに特有の、「入門科目」や「フレッシュマン・セミナー」の改善にかかわる諸問題が議論されている。

### < 3 > 経営学部

セメスターごとに授業アンケートを実施しており、個々の科目の集計結果については自由記述欄も含めて担当教員に返却している。担当教員は集計結果に基づいて授業の改善策を検討し、その内容を学務課に提出することになっている。改善提案の提出は任意であるため一部教員に止まっているが、学生や他の教員は希望すれば学務課にてその内容を確認することができる。授業アンケートの全体的な集計結果は、全学教務委員会、学部教務委員会、そして学部教授会において報告され、それらの会議や学部の FD 会議において、定期的に全体としての改善策についての意見交換が行われている。ちなみに、学生の授業に対する総合的な満足度を表していると思われる「この授業は全体として満足できるものであった/履修して良かった」という質問項目についての 5 段階評価全学平均値は 4.1 点である【根拠 4-45】。

また、経営学部では、経営学、会計学、経営情報、流通・マーケティングといった分野ごとに非公式な会合が頻繁に行われており、学科レベル、あるいはコースレベルでの教育効果について、数値に表れない要素も含めて常に改善策が検討・実施されている。原則的に経営学部の全教員が担当することになっている基礎セミナーに関しては、教育内容・方法の改善策が学部 FD 会議において集中的に検討されている。

基礎科目の単位修得率に関しては学部教務委員会において毎年度詳しい検討がなされており、必要に応じて各科目の担当者に問題点の改善要請を行っている。基礎科目についてはクラス指定で複数コマが開講されている場合も多いので、学部教務委員会として授業内容や成績評価のある程度の標準化を担当教員に要請している。

### < 4 > コミュニケーション学部

本学では、半期ごとに授業アンケートを実施している【根拠 4-45】。各授業の集計結果は、担当教員に伝えられるほか、アンケートの全体的なデータは、全学教務委員会や全学 FD 会議において報告されている。このデータは、必要に応じて学部の教授会と教務委員会にも提示されることになる。こうした仕組みの上で、シラバスの内容について検討し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を検討するのは、主に、全学教務委員会で行われ、大学全体の方針が示されて来た。

しかし、コミュニケーション学部では、専攻、ワークショップ、必修英語、基幹科目、それに「フレッシュマン・ゼミ」、「演習」、「卒業制作・卒業論文」といった、さまざまな分野や科目グループをテーマに、教育内容・方法の改善についての話し合いが頻繁に持たれており、それが、学部教授会や学部での FD 会議のテーマとなる場合もある。

### ＜5＞現代法学部

教育成果の検証のための重要な手掛かりの一つは厳格な成績評価の結果としての成績に現れると考えられる。したがって、授業計画に基づく授業の実施・成績評価と次期授業計画の改善・作成のサイクルは、それ自体 PDCA のプロセスであるといえる。特に教育成果についての定期的検証は、各学期末に学生の「授業アンケート」によって行っている【根拠 4-45】。この結果は、アンケート実施科目の全体評価と、各教員の授業への評価とを、各教員に伝え、教員が授業実施のための参考とするようにしている。

また本学部では「卒業時アンケート」も実施しており、全体としての「満足度」、「良かった科目、興味があった科目」、「改善して欲しい点(カリキュラムほか)」等の項目についての集計結果とコメントを教授会に報告している。

### ＜6＞全学共通教育センター

教育成果の検証については、もっとも明確に表れるのが、英語、日本語科目などについて課している資格検定試験である。「文章表現基礎」では「日本語検定」の受検を必須としている。これは、資格検定受検を通じて、受講生のモチベーション向上を目指す趣旨ではあるが、教育成果の検証にもつながっている。

必修科目としての英語は、別カリキュラムのコミュニケーション学部を除いて、1年次に TOEIC 受験を義務づけている。TOEIC の受検結果については、毎年度末に全学共通教育センター会議で報告が行われ、必修英語教育の成果検証が行なわれている。それによると、年により変動があるが平均点は上昇する傾向にあり、400 点以上の得点者の割合も上昇傾向にあることが確認できる。2年次以上は、受検義務はないが、自身の選択で TOEIC を受検する者が増加していることは学習意欲の著しい向上を示しているといえる。受検結果は英語の専任教員・特任講師・非常勤講師により定期的にかかれる FD 会議にフィードバックされ、教育課程、教育内容、教育方法の改善に活用されている。日本語科目の場合も、同様なことを行っている。

教養講義科目については、語学等のように、教育成果について外部的な物差しが存在するわけではなく、その検証はきわめて困難である。しかし、履修学生による授業アンケートにおける、授業に対する理解度に関する設問への回答は、一つの検証材料になる。また匿名で行なわれるアンケートの自由記述欄には、授業や教員個人に対する、率直な、時には辛辣な意見が述べられていることが多い。アンケートの記述内容は事実とは言えない場合も少なくないが、教員はそこから、授業改善に結びつく意見を組み上げる努力を行なっている。

### ＜7＞21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムでは運営委員会をはじめ、別項で述べた教員懇談会や小委員会、さらに各年次「チュートリアル」担当教員の会合などでしばしば教育成果の検証を行い、その結果を教育内容や授業編成方針に反映させている。少人数教育のため、個々の学生の最近の学習姿勢・動向にまで立ち入って、情報や成果を関係教員の間で共有することができる。今後は、関係教員間の連携と協力をさらに効果的に推進すべきであろう。

### ＜8＞経済学研究科

修了者の絶対数が少ないこと（2004～10年度の学位取得者数は修士39名、博士7名）、入学動機や修了後の進路が多様であること（留学生、シニア）などから、数値化されたデ

## IV章－3．教育方法

### 2．点検・評価

一タによる教育成果の測定は本研究科にはなじまないが、過去7年間(2004～10年度)に標準修業年限に達した学生の学位取得率は修士課程 88.6%、博士後期課程 38.5%で、教育成果についてはかなりの水準に達していると考えられる。定期的な検証を行うための特別な規約や制度は特に存在しないが、研究科委員会では随時、検証が行われている。

学位取得率はかなりの水準に達してはいるが、論文執筆が進捗しない学生も存在する。これについては研究科委員長が「個別研究指導」に当たっている指導教員から適宜事情を聴取し、個別に対応策を検討している。したがって教育成果についての定期的検証を教育内容や方法の改善に結びつけるための制度的、組織的取り組みは目下のところ行われていない。

#### < 9 > 経営学研究科

各科目のシラバスは毎年改訂するように求めている。これによって、これにより教員個々に教育内容や教育水準の定期的な検証を求め、その結果に基づいた改訂を求めている。

#### < 10 > コミュニケーション学研究科

毎年実施される論文計画発表会は、学生の研究指導を計画的に進める上で重要な役割を果たしている。このような形で学生の研究成果を公にすることによって、逆に教員の側の指導方法や指導内容の適切性も問われることになる。したがって、計画発表会や完成発表会は、個々の教員にとって授業内容や方法の改善を図るための研修・研究の場にもなっている。

#### < 11 > 現代法学研究科

少人数であるため、教育成果に関する定期的な検証制度を設けていない。実質的には、修士論文作成中間報告会や修論審査における議論を通じて、教育成果が検証されている。

## 2．点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### < 1 > 大学全体

本学ではシラバスは教員全員が一律の基準である『シラバス原稿記入要領』【根拠 4-37】に基づき作成しているため、同一の書式・項目で学生にわかりやすく明示できている。

また「講義別成績集計」【根拠 4-58】等を『教学資料』【根拠 4-59】として毎年度取りまとめ、全教員に配付することで、教員の授業改善やFD活動に役立っている。

また全学的に授業アンケートを実施し、その結果を教員個々にフィードバックしていることが、授業改善に大きくつながっている。

#### < 2 > 経済学部

経済学部における教育目標を達成するために適切な授業形態がもちいられており、また学生の学習成果の修得を促進するための相談・支援体制がとられている。

経済学部においては十分な内容のシラバスが作成されており、授業内容はおおむねシラバスと一致して行われていると言える。

経済学部における成績評価は、評価方法・評価基準を明示したうえで厳正に行われている。また、単位認定、および既修得単位の認定が各種取扱規程、細則、および要領に基づき適切に行われている。

経済学部は教育成果について定期的な検証をおこない、またそのために必要な情報やデータを収集し、報告し、検討している。さらに、全学のおよび学部独自のFD活動を通じて、授業改善を図るための組織的な研修を実施している。

### ＜3＞経営学部

「基礎セミナー」では2回無断欠席をした学生がいた場合に担当教員は学務課担当者に連絡することになっており、学務課担当者は当該学生に個別に電話で出席するよう働きかけることになっている。こうした対策によって、入学早々に大学に来なくなってしまう学生の数を抑えられている可能性が高いと思われる。

また、学生が主体的に授業に参加するための心構えを入学後早々に形成してもらうために、「基礎セミナー」では学生に発言をさせることを学部教授会において確認している。

さらに、シラバスの項目として到達目標や準備学習が追加されたことにより、学生はもちろん、教員自身も学部カリキュラムにおける自らの授業の位置付けをより明確に意識することができるようになった。

なお、授業アンケートの実施率は高く、授業アンケートにおける5段階評価全学平均値はほとんどの質問項目について4点以上である。

### ＜4＞コミュニケーション学部

TKUポータルサイトを利用した履修登録が開始され、登録作業中にも、容易にシラバスを閲覧できるようになった。シラバスは、TKUポータル、もしくは、本学ウェブサイトでも容易に閲覧できる。

### ＜5＞現代法学部

開講科目全体の単位認定と成績分布が教授会で報告されており、教員が自己の単位評価を相対化するための参考となっている。

学生への「授業アンケート」によって、授業技術面の工夫（話し方、書き方など）・改善の必要性が、教員に伝わっている。

### ＜6＞全学共通教育センター

教員はシラバスの作成を通じて、計画的な授業展開を行っている。またシラバスに成績評価方法が明記されるようになり、よりは厳密に成績評価が行われるようになってきた。また全学共通教育センター会議で、全教員の授業クラス別の成績分布表が公表されるとともに、履修者の多いこともある教養講義科目において、過剰にS評価やA評価を出さないよう申し合わせがなされている。

年2回の授業アンケート実施が定着している。結果は、択一式の回答部分のスコアと自由記述欄の記述内容のコピーが各教員に返却される。その扱いは教員に任されているとはいえ、それぞれの授業の「反響」、「成果」を知る上で重要な材料となっている。

## IV章－3．教育方法

### 2．点検・評価

#### <7> 21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムでは、学生が主体的に授業を選択する必要があるため、「チュートリアル」等の個別指導の時間を活用し、「シラバス」の内容解説を行っている。このシラバスの項目として到達目標や準備学習が追加されたことにより、学生はもちろん、教員自身も学部カリキュラムにおける自らの授業の位置付けをより明確に意識することができるようになった。

#### <8> 経済学研究科

修士課程の場合、2年目はほとんど論文執筆に費やされるため、必要単位の履修は最初の1年に集中して行うのが常であり、学士課程のような履修科目登録の制限はほとんど必要とされない。学習指導については一対一の個別研究指導が中心であるため充実しており、これについては、大いに評価できる。

本研究科の場合、受験生は入学願書の提出時点ですでに研究計画を提出しなければならず、その後の選考、指導教員の決定、受講科目の選定などはすべてその研究計画に基づいて行われる。したがって個別研究指導では、研究指導計画に基づく研究指導が行われており、これについては大いに評価できる。

全員の教員が授業概要、関連授業科目、評価方法、および15回分の授業計画からなるシラバスを発表しており、それが『大学院要覧』に掲載されている。内容も充実しており、ほとんどの授業が少人数によるゼミ形式で行われているため、成績評価や単位認定はゼミでの発表や課題提出を参照に行われている。したがって一律の試験による統計的分布などは評価の視点にはなりにくい。他方、学位取得のための論文審査については主査1名、副査2名による査読、口述試験を経て、最終的には研究科委員会で全員が論文を回覧し、可否を決定するというきわめて厳格な方法で行われており、これについてはかなり評価できる。

「個別研究指導」では、個人的な質疑応答やきめ細かな指導が可能になるが、他面、指導が密室化する危険も常に存在している。したがって教育成果についての検証（ゼミの成績、学位取得率）を担当教員に還元し、教育の内容・方法の改善に結びつける組織的な努力が必要である。ただ学位取得率から見て、こうした努力は現在、各指導教員によって自主的に行われている。

#### <9> 経営学研究科

本研究科は、専門知識を修得するとともにそれらの知識を活かした問題分析能力の向上と手法の習熟を目指しているため、ほぼ個別指導に近く、個人的な質疑応答やきめ細かな指導が行っている。このようなきめの細かい教育により、日常生活を送るには十分な語学力があっても、大学院の講義に参加して修士論文を書き上げる日本語力に自信のない留学生に対しても十分な成果を上げている。

#### <10> コミュニケーション学研究科

本研究科は、コミュニケーション学を発展させると同時に、こうしたメディア環境で活躍できる職業人としての「高度なコミュニケーション専門家」や研究者の養成を図るため、少人数教育を重視している。「インターンシップ」など学外実習として行う実践的学習も重視されている。これらの科目の選択に際しては、指導教員の担当する「個別研究指導」で学生の実状に則した適切な指導が行われ、十分な成果を上げている。

### ＜11＞現代法学研究科

提供授業が多いためにほぼ個別指導に近く、きめのこまかい教育ができています。また、修士論文作成のための中間報告会を3回開催するために、複数の教員からの指導を受けられる。さらに、副査の早期決定と通知により、院生は指導教員以外の教員の指導を受けやすく、また教員にとっても指導をしやすい。

## （2）改善すべき事項

### ＜1＞大学全体

シラバスをよく読まずに授業を履修しようとする学生が少なからず存在する上に、初回のガイダンス授業も欠席する学生がいる。そうした学生への対策を検討する必要がある。紙媒体のシラバスを学生に配布しないようになったが、自宅にパソコンを持っていない学生もいるので、携帯やスマートフォン用に最適化されたシラバスを提供することも今後の検討課題である。

教員の全学のFDへの参加率が芳しくなく、改善が必要である。

### ＜2＞経済学部

教育方法についてはおおむね成果を上げているが、1年次に行われる、導入的意味合いを持つ必修授業「フレッシュマン・セミナー」担当教員より、担当や授業内容の見直しの意見もあり、検討の過程にある。

### ＜3＞経営学部

1年次第2学期に、多くの学生が履修可能となる程の少人数双方向型授業を開設できていない。

また、クラス指定の複数開講コマ授業における成績評価方法や成績評価分布の調整は、非常勤教員も担当している場合には十分に機能しない場合がある。

近年は、授業アンケートにおける質問項目を固定化しているが、回答平均値の時系列的な変化などについては意見交換を行っていない。

さらに、授業アンケートでは質問項目間の相関係数を掲載しているが、そうしたデータの利用法について意見交換が行われていない。

個々の教員が自ら示した改善策が実行されたのか、もし実行されたとしたらいかなる成果があったのかについて情報収集を行っていない。

### ＜4＞コミュニケーション学部

「演習」やワークショップ科目においては、履修者数を制限する必要がある。しかし、実際には、一部に履修希望者が集中する場合があり、選抜・調整の結果、希望のクラスに参加できない学生が多数発生する事態がある。

教育内容・方法の改善について、教授会等での専任教員間の意見交換は盛んに行われているが、非常勤講師を交えた意見交換の機会は少ない。そこで、2010年と2011年には、

## IV章－3．教育方法

### 2．点検・評価

専任教員と非常勤講師、特任講師との意見交換会を開催している。ただし、通常の勤務日以外に、本学に出校可能な非常勤教員は僅かで、十分な成果を上げるには至っていない。

TKU ポータルによるオンライン履修登録により学生の利便性が向上したが、反面、学生がシラバスを読まずに履修行動を起こしている事例が多くなった。

#### < 5 > 現代法学部

「演習」については、3年次生の履修が少ない。2年次に「演習」を履修し、単位取得を終えた場合に、演習科目群の卒業要件を満たしたということで、学生が他の科目履修に力を入れるためとも考えられるが、その前提に2年次での「演習」の履修によっては、「演習」に対応する能力が十分でなく、「演習」の履修継続の動機を見いだせないことが一因ではないかと考えられ、3年次での履修動機を高める改善努力が必要である。

#### < 6 > 全学共通教育センター

教室配当や時間割編成などの技術的問題が大きいのが、教養講義科目の履修者数上限も400名から、さらに引き下げるといった認識は教員間で共有されている。

シラバスの書き方については、なお教員によって濃淡の差が大きい。「授業計画」についても詳細なもの、年間の大雑把な項目だけが書かれたものがある。また、「評価方法」がシラバスに明記されるようになったが、それによって、学生の成績評価に対する不満が大幅に減少したかどうかについても検証が行われていない。また、一般に教養講義科目については、履修者数の年度による変動が大きく、シラバス作成時点で履修者数の予想がつかないために、人数に応じた授業展開がシラバスの記述に縛られて行ないにくいという意見もある。

英語以外の外国語や教養講義科目のFD活動が活発とはいえない。講義科目についてはそれなりに始めているが、まだ緒に就いたばかりであり、意欲的な教員の取り組みの紹介にとどまっている。今後のFD活動では、公開されている成績評価やアンケート結果の分析など、データに基づいた分析も行なう方向である。ただ講義科目では、話し方や教育技術のみならず、講義の学問的な内容や説明の明解さがより重要であり、一般的なFD活動だけで覆い尽くせるものではない。この点ではコロキウムを通じた研究の活発化や、研究のわかりやすい提示の努力が比較的有効と思われる。

#### < 7 > 21世紀教養プログラム

必修科目が多いことがきめ細かい指導につながる一方、一部の学生にとっては必修科目の多さが、単位修得に困難を感じさせ、負担となっている。

シラバスに記載する内容を学生にとってさらにわかりやすくするとともに、内容に柔軟性をもたせるべきであるとする。

#### < 8 > 経済学研究科

現在の問題は、やはり中国の留学生が大半を占めているため、経済学の基礎知識と日本語の作文能力が全般に不足していることである。教育方法と学習指導の方法は現在の形を維持しながら、チューター制度などを活用して、日本語の訓練と経済学の基礎勉強を現在よりも多く課すような追加的教育が望まれる。

授業形式と本研究科の理念・目的（高度な専門的職業人や創造的研究者の育成）に照らして現在のゼミ形式による授業と日常的参加度やレポートによる成績評価、厳格な論文審査の体制などは今後も継続すべきであり、これについては特に改善すべき点はない。したがって現在、規程上認められている研究成果報告書による修了は、今後、廃止することが検討課題となっている。

教育成果の検証と教育内容・方法の改善を進めるために、教育の内容・方法に関する学生の要望や疑問を、指導教員以外にも受けとめられるチャンネルを制度的に保証することが必要である。

### ＜9＞経営学研究科

個別指導を主体としているため、個々の学生の意見は十分に聞き取ることはできるが、それを組織として十分にくみ上げ、教育方法に反映する仕組みが構築されていない。

### ＜10＞コミュニケーション学研究科

修士論文、博士論文の計画・完成発表会に教員全員が参加することは、本研究科運営のためにも必要であるが、不参加教員も見受けられる。

### ＜11＞現代法学研究科

シニア大学院生については、パソコンの基礎的技術の習得が求められるが、十分な援助が行われておらず、支援体制の整備が必要である。

入学前に指導教員が決まるので、科目の履修に関しても指導をすることができ、指導計画としてもより充実したものとなるが、場合によっては教員と学生 mismatches が生じる。この点が改善すべき課題となっている。

## 3. 将来に向けた発展方策

### （1）効果が上がっている事項に対する発展方策

#### ＜1＞大学全体

学士課程での授業科目において、複数クラスにまたがる共通シラバスの公表により、教員間で授業内容についてのばらつきが以前よりも少なくなった。今後、複数クラス担当教員間の打ち合わせをより緊密に行っていく。

修士・博士後期課程の高い学位取得率を支えている「個別研究指導」による論文執筆は継続しながら、教育成果の検証を通じて教育の内容・方法を改善しうるような場や制度を作っていくことが必要である。

### （2）改善すべき事項に対する発展方策

#### ＜1＞大学全体

FD への参加率を上げるべく、イベントを現状に即した内容で実施する。

## IV章－3．教育方法

### 3．将来に向けた発展方策

成績評価に比べて単位認定についての議論は遅れているため、現在、全学レベルで進行中のキャップ制についての検討の中で議論を進化させていく。

#### <2>経済学部

「フレッシュマン・セミナー」を含めたカリキュラム全体の見直しについては、検討の過程にある。

#### <3>経営学部

「基礎セミナー2」の開講コマ数をできる限り増加させ、1年次第2学期における少人数双方向型授業の空白期を埋めていくようにする。

シラバスの内容と授業内容の合致度についての評価が高い一方、成績評価方法については時折、複数開講クラスの教員間、あるいは教員と学生の間で認識の相違が発生する場合がある。教員間での打ち合わせが不十分であったり、教員もしくは学生に成績評価方法に対する認識不足や誤解があったりする場合が多いようである。成績評価方法について教員・学生双方へのアナウンスを強化すると同時に、複数開講クラスに関しては担当教員間の打ち合わせを十分に行ってもらよう学部教務委員会としても促していく。

#### <4>コミュニケーション学部

学生が、シラバスを十分に読み込んだ上で授業を選択するように、シラバスの公開方法が検討課題である。シラバスの公開だけでなく、従来利用していた冊子を作成したり、学内のウェブ閲覧環境を今以上に充実させるなど、何らかの対策が必要となるだろう。

また、TKUポータルでは、携帯サイトも用意されているが、ここでは、休講などの一部の情報のみが閲覧可能で、シラバスは確認できない。こうした点で、携帯サイトのインターフェースの改善も必要だろう。

#### <5>現代法学部

3年次における「演習」履修者の減少については、「演習」履修の意義が理解できるようなガイダンスの徹底、プレゼミの開講、「演習」履修年次の変更等を具体化するための議論を行っている。

#### <6>全学共通教育センター

全学共通教育センター会議等で、シラバスの作成方法のマニュアルを提示する際に、評価方法等の記述に注意を払うことを徹底したい。また、シラバスの記述と活用は今後のFD会議の材料になりうるものである。

#### <7>21世紀教養プログラム

単位履修困難な学生に対し引き続ききめ細かい指導を続けていくことが必要であるが、それと同時に、学生の負担を適切な水準に調整すべく点検と検討を進める必要がある。

### ＜ 8 ＞経済学研究科

留学生が大半を占めているため、現在は日本人と留学生の相互交流を図ることがむしろ困難になっている。留学生たちと日本人の学生との接触機会を増やし、研究と共に日本語習得と日本文化への理解を深めることができるように、学部授業を積極的に利用する方策の検討が課題である。

現在、規程上で認められている「研究成果報告書」による修士論文の代替制度は廃止する方向での検討が求められている。

人数の少ない組織で、教育成果を教育の内容・方法の改善につなげて行くには、学生からの要望を的確に吸い上げ、それに答えていくため仕組みが必要である。

論文執筆上の問題を複数の教員と相談するための研修機会や学期末などに研究科委員長との面談機会を設けるなどの仕組み作りを検討する必要がある。

### ＜ 9 ＞経営学研究科

学部と同様に、学生への定期的なアンケート調査を計画している。これによって学生からの不満や意見を聴取することができ、大学院研究科委員会として評価・検討することができるようになる。

### ＜ 10 ＞コミュニケーション学研究科

論文の計画・完成発表会に、より多くの教員の参加を求める。

### ＜ 11 ＞現代法学研究科

教員の指導範囲と学生の研究希望範囲のミスマッチを防ぐ方法については、現在、改革委員会で検討中である。

## 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
その他の根拠資料	コミュニケーション学研究科修士論文作成ガイド	4-36
	シラバス原稿記入要領	4-37
	シラバス 経済学部 経済学科	4-38
	シラバス 経済学部 国際経済学科	4-39
	シラバス 経営学部 流通マーケティング学科	4-41
	シラバス コミュニケーション学部	4-42
	シラバス 現代法学部	4-43
	シラバス 21世紀教養プログラム	4-44
	2010年度第一学期授業アンケート集計結果	4-45
	2010年度第二学期授業アンケート集計結果	
	試験及び成績評価規程	4-46
	成績評価に関する問い合わせ取扱要領	4-47

#### IV章－3．教育方法

##### 4．根拠資料

学生留学に関する規程	4-48
学生留学に関する履修および単位認定取扱細則	4-49
短期学生海外語学研修に関する履修および単位認定取扱細則	4-50
GPA(Grade Point Average)取扱要領	4-51
「コンピュータ・リテラシー入門」における各種検定試験合格者の単位認定に関する取扱規程	4-52
総合教育科目「資格・検定に関する科目」の単位認定に関する取扱規程	4-53
経済学部「英語資格・検定」の単位認定に関する取扱要領	4-54
経済学部「中国語資格・検定」の単位認定に関する取扱要領	4-55
経営学部 各種検定試験合格者の単位認定に関する取扱規程	4-56
現代法学部「資格に関する科目」の単位認定取扱規程	4-57
講義別成績集計	4-58
教学資料	4-59
全学FD報告書（ニュース）	(3-33)

## IV章—4. 教育成果

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

##### <1>大学全体

本学では学士課程において成績評価指標として GPA 制度を導入しており、GPA(Grade Point Average)取扱要領【根拠 4-51】を定めている。値の取り扱いは課程により異なるが、学生の学習支援に活用している。

##### <2>経済学部

学習成果を測定するための学部独自の評価指標が開発されているわけではないが、全学的に GPA が学生の学業成績を総合的・客観的に評価するための指標として利用しており、学生および保護者への成績通知にも記載されている。

その他に、シラバスには到達目標や評価方法の項目があり、学生の学習成果測定のための手掛かりを与えるものになっている。

学生の自己評価に関しては、授業アンケートに個々の授業に関して学生の理解度、関心、意欲、満足度等を問う項目があり、5 段階評価において授業の理解度が 3.9 (全学平均、2010 年度第二学期)であることを除くと、他の項目はいずれも 4 以上の評価を得ている。したがって、学生の学習成果を向上させるための最大の要因は、授業における理解度を高めるための様々な工夫であると思われる【根拠 4-45】。

##### <3>経営学部

学生の全体的な学習成果を測定する指標として GPA(Grade Point Average)を導入している。本学では履修を終えた単位について、S は 4 点、A は 3 点、B は 2 点、C は 1 点、不合格の X と Z は 0 点とし、当該科目の単位に応じて加重平均した値を GPA 値として成績表に掲載している【根拠 4-51】。GPA はセメスター単位、学年単位、入学時からの通算といった異なった期間に対して計算されており、本人の学習成果の状況を時系列的に把握することが可能である。GPA は本人が参考にするばかりではなく、学習相談、ゼミ選考、オフ・キャンパス・プログラム (2011 年度カリキュラムからは企業研修プログラム) における選考など、様々な場面で教員が利用することがある。また学部教授会において入試区分別の GPA 平均値を参照し、入学前教育の在り方などについて検討する際の参考資料とすることもある。

一方、学生全体としての学習成果の状況を把握するために、授業アンケートにおいては学生自身に学習成果を含む自己評価を行ってもらう項目が含まれている。全学の授業についての 5 段階評価平均値となるが、「この授業には、まじめに意欲的に取り組んだ」が 4.2 点、「この授業の内容をよく理解できた」が 3.9 点、「この授業の内容に興味をもった/知的刺激を受けた」が 4.0 点となっている【根拠 4-45】。

学生の卒業後の評価に関しては学部として定期的な情報収集は行っていない。しかしながら、流通マーケティング学科創立 10 周年記念で刊行した基礎科目「流通マーケティング入門」用の教材『入門 流通とマーケティング』において、同学科の卒業生が同学科で学んだことをいかに活かして社会で活躍しているのかについて卒業生 10 名に執筆してもら

## IV章—4. 教育成果

### 1. 現状の説明

っている。経営学部の1年次生全員が履修する「流通マーケティング入門」の授業では、彼らが寄稿してくれた文章も取り上げるようになっており、大学での学習が卒業後の活躍にどのように関わってくるのかを伝えられるようにしている。

就職先からの評価については学部として収集は行っていないが、本学の場合、キャリアセンター主催行事などで教員が本学卒業生の就職先と接触する機会があり、そうした際に各教職員が情報を収集し、必要に応じてキャリアセンターに報告することになっている。就職先ではないが、「オフ・キャンパス・プログラム」(2011年度カリキュラムからは「企業研修プログラム」)では実習後に企業に実習生の個人評価を依頼しており、当該企業を担当する教員が企業側担当者に後日面会する際に、より詳しく確認をすることになっている。

### ＜4＞コミュニケーション学部

学生の学習成果を測定するための指標として、GPA(Grade Point Average)を導入し、学習相談をはじめ、教員が履修者の選考を行う場合などに利用されている(「演習」「インターンシップ」「ワークショップ」など)。最上位のS評価を4点として、以下Aを3点、Bを2点、Cを1点、不合格のXとZを0点として合計したものを、総履修登録単位数で割った値が用いられる(小数点以下第3位を四捨五入)。なお、編入や単位互換制度により認定されたN評価や、協定校への留学などで認めるR評価は、計算対象から除外している【根拠 4-51】。

学生の自己評価に関しては、授業アンケートで「この授業には、まじめに意欲的に取り組んだ」、「この授業の内容をよく理解できた」という項目が設けられている。2010年度第2期のアンケートでは、「この授業には、まじめに意欲的に取り組んだ」という項目の評価平均値は5段階評価で4.1、また、「この授業の内容をよく理解できた」という項目に対しては3.9という数字で、本学全体の平均値とほぼ同じ値であった【根拠 4-45】。

### ＜5＞現代法学部

学生の全体的な学習成果を測定する指標としてGPA(Grade Point Average)を導入している。また、学生の自己評価に関しては、授業アンケートに個々の授業に関して学生の理解度、関心、意欲、満足度等を問う項目が含まれている。

さらに、本学部では、卒業式当日に卒業する学生へのアンケートを実施し、大学で受けた教育への評価を調べている。このアンケート結果は教授会において回覧し、課題について教員が共有できるようにしている。教育内容については、約78%の卒業生が、5段階で5あるいは4という満足度を示している。

### ＜6＞21世紀教養プログラム

21世紀教養プログラムの在籍学生は、プログラムの趣旨からいって、企業への就職を指向する者以外に多様な意識の者が存在する。なかにはじっくりと時間をかけて教養の涵養と人格形成をはかる者もあり、そのことは必ずしも否定的にとらえることはできないと考える。

本プログラムに対する学生の評価等については、少人数教育の特性を活かして、平素から関係教員が学生と密接な関係を保ちつつ、学生からの意見の聴取に努めている。

### ＜7＞経済学研究科

少人数ゼミと個別研究指導による論文執筆を中心とする教育目標、および本研究科の入学生の規模に照らすと、学生の学習成果を客観的に測定するための評価指標の開発や適用は困難である。目下のところは、学術論文としての論文の評価が、そのまま学習成果の測定指標として用いられている。

本研究科の入学者は多様な背景と動機を持っている（留学生、シニア学生）ため、卒業後の進路が把握しにくく、またその進路を以て教育成果を測定することは適切でもない。現状では卒業後の就職先の評価や卒業生の評価を教育課程に反映させるには至っていない。

### ＜8＞経営学研究科

各科目において学生数が少なく、学習内容が専門的であるために、客観的な測定評価指標の作成は困難である。学習成果の測定評価は担当教員の経験と専門知識に基づく個別評価が、学習成果の測定指標として用いられている。

### ＜9＞コミュニケーション学研究科

本研究科において、学生の学習成果を測定するための具体的な評価指標はないが、これまで本研究科が社会に送り出してきた人材を見ると、国内外の大学教員、高等学校の教諭、IT企業の社員、出版社の編集者、ジャーナリスト等、それぞれが修めた専門分野の延長上で専門職に就いている者が多い。修了生のこうした進路・就職状況は、とりもなおさず本研究科における学習成果を証するものである。

また、博士論文を書籍化するばかりでなく、修士論文を出版物として公表する例もある。

### ＜10＞現代法学研究科

現在の本研究科の状況では、学習成果を測定するための強化指標について、きわめて個別的であるため、一般的な基準を設けることが妥当とは思われない。

現在、学生の自己評価の報告、卒業後の評価の調査は行っていない。

税理士志望者については、資格取得後の修士論文の国税庁による認定がその評価の役割を果たしているとするれば、全ての修士論文が免除のための修士論文として認定されている。

## （2）学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

### ＜1＞大学全体

学位規則【根拠 4-17】により、学位授与基準および授与手続きが明確に定められており、これに基づき、学士、修士および博士後期課程それぞれの教育内容の違いを踏まえながら学位授与が行われている。

### ＜2＞経済学部

学位授与に関して経済学部教授会は、法令および本学の諸規程に基づき学位授与の方針【根拠 4-18】を定め、本学ウェブサイトにおいて公開している。1年次から卒業年次まで、

## IV章—4. 教育成果

### 1. 現状の説明

セメスターごとに定期試験等を厳正に行い、成績評価基準によって成績評価および単位付与を行ったうえで、卒業の認定は学部教授会における厳正な判定に基づき合格した者に学位を授与している。

2010年度（2011年3月）において基準に満たずに卒業できなかった経済学部の4年次生は101名（4年次生の21%強）であり、本学の他の3学部よりも高い留年率となっている。

### ＜3＞経営学部

学則および経営学部の学位授与の方針（ディプロマポリシー）【根拠4-19】の(7)(8)において、1年次から卒業年次まで、各授業科目において定期試験、臨時試験等を厳正に行って、成績評価基準により成績評価および単位付与を厳格に行い、学部教授会においては、厳正な卒業判定を行い、合格した者には学位を授与すると明記している。

学位授与基準は4年以上在学し、本学部の教育目標に沿って総合教育科目から36単位以上、基礎科目から14単位以上、展開科目から50単位以上、自由認定枠から28単位の授業科目を修得し総計128単位以上修得した者からなる卒業対象者名簿を作成し、学部教授会にて閲覧し慎重かつ厳正な審議を経て学士の学位を授与している。

### ＜4＞コミュニケーション学部

コミュニケーション学部では、1年次から卒業年次まで、各セメスター毎、制度に則り、定期試験、臨時試験等を厳正に行い、成績評価基準によって成績評価および単位付与を厳格に行っている。学位授与（卒業・修了認定）は、学部・学科の教育研究上の目的に沿って、学則に従い、学部教授会において厳正な卒業判定を行っている。

### ＜5＞現代法学部

成績評価基準に基づき、各授業科目でのS、A、B、Cの各評価を合格として単位認定を行い、卒業要件表の基準を満たした学生に、学部教授会において厳正な卒業判定を行い、学位を付与している。

大学での履修科目以外に、「資格に関する科目」の単位認定として、社会的評価が高く、教育目的・教育内容と直接的関係のある各種資格について、その取得者に対して、適切な卒業要件区分のなかで単位認定を行っている。

### ＜6＞21世紀教養プログラム

卒業判定は修得単位総数と内容（各科目分野における卒業に必要な修得単位数）を運営委員会において審査し、各学部教授会で承認するという手続きで行っており、学位授与は適切に行われていると言える。

### ＜7＞経済学研究科

学位授与については、学則および学位規則【根拠4-17】により、以下の基準と手続きが定められている。

#### ①修士（経済学）の授与基準

経済学研究科修士課程を修了したもの（学則 13 条）。

②博士（経済学）の授与基準

経済学研究科博士後期課程を修了したもの（同 13 条）

論文の審査および試験に合格し、博士後期課程終了者と同等以上の学力を有する者（同 14 条）。

③修士の学位授与手続き

以下の手続きにより合格判定を行う。

主査 1 名、副査 2 名による論文審査および口述試験

上記審査委員の報告に基づく研究科委員会での審査

過半数の出席を得た研究科委員会での過半数の同意による合格

④博士の学位授与手続き

以下の手続きにより合格判定を行う。

主査 1 名、副査 2 名による論文審査および口述試験

上記審査委員の報告に基づく研究科委員会での審査

過半数の出席を得た研究科委員会での 3 分の 2 以上の同意による合格

3 分の 2 の出席を得た大学院委員会での 3 分の 2 以上の同意による合格

個別研究指導を行った主査以外に、2 人の副査が審査に加わることによって、審査の客観性と厳格性がかなり保証され、審査委員による論文審査と口述試験の他に、審査委員の報告を受けた研究科委員会で論文が回覧されることによって、審査の客観性と厳格性がかなり保証される。

## < 8 > 経営学研究科

学位授与は、必要単位数の取得と要求水準を満たす学位論文の完成を基準とする。

単位取得は各科目担当教員の認証による。学位論文の水準は、研究科委員会により個別に編成される学位論文評価委員会の判定による。これを研究科委員会により審議し、全員の投票により学位授与を判定する。この手続きが制度化されている。この学位審査過程によって、審査および終了認定の客観性・厳格性を確保している。

## < 9 > コミュニケーション学研究科

大学院学則は、修士の学位は「大学院に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 36 単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする」、博士の学位は、「大学院に 5 年(修士課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目について 34 単位(博士後期課程における特別講義 4 単位を含む)以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、大学院に 3 年(修士課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする」とそれぞれ規定している【根拠 4-33】。

また、学位授与にあたっては、学則に基づき、研究科委員会がその合否を決定する。上記の学位授与基準およびその手続きは、適切なものと考えている。

課程修了認定は、学則に則り、厳格に行われている。具体的には、教員 3 名による論文審査、および口頭の最終試験が行われ、その結果が研究科委員会に報告され、一定の審議を経て最終的な合否を決定する仕組みになっており、学位授与と修了認定に関して客観性と透明性が確保されている。

## IV章—4. 教育成果

### 2. 点検・評価

#### <10>現代法学研究科

学位授与については、規程に基づき行われている【根拠 4-17】。研究科委員会により、所定の要件ごとの単位を修得した旨の認定と、修士論文が合格することによって、修士号が授与される。

修士論文については、主査1名、副査2名の口述試験を含む論文審査を行い、その結果三者により修士論文単位の成績とその理由を決定する。同案は、所定の様式により研究科委員会に提案され、審議の上決定する。委員会には、主査が論文審査の経過と評価およびその理由について述べる。同時に、論文の概要と論文が提出され、これらに基づいて、審議を行う。その後、案についての決定をする。

この手続きを経ることで、主査あるいは副査の恣意的な判断を排除し、客観的で公平な判断を担保する。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### <1>大学全体

GPA(Grade Point Average)取扱要領【根拠 4-51】によって整備された GPA 制度の導入により、学生の学修状況の把握が容易となり、学修が不十分な学生を抽出し、留年対象者の傾向を把握することが可能となった。

また大学院学則および学位規則【根拠 4-17】に定める基準と手続きは公正・厳格に必要な事項を規定し、運用されており、複数の審査員による複数の段階を経た審査、およびそれに基づく修了認定の客観性・厳格性は十分に確保されている。

### (2) 改善すべき事項

#### <1>大学全体

授業アンケートにおける全学の授業についての5段階評価平均値であるが、「この授業の内容をよく理解できた」の3.9点や、「この授業の内容に興味をもった/知的刺激を受けた」が4.0点となっている。決して低い値ではないが、他の質問項目に比べるとやや低く、まだ改善の余地がある【根拠 4-45】。

また、学生への成績通知には GPA も掲載されているが、GPA の平均値や分布を伝えていないため、有効に活用されていない。学生本人が自分の GPA の意味を解釈できるような情報の提供についても検討する必要がある。

現在、全ての大学院生は、共通の修士論文審査基準が適用されている。しかし、シニア大学院生にとっては、調査や文献の読み込みあるいは判例分析などについて、一般の学卒あるいはそれに相当する能力を有する者と同様の水準を要求することが難しい場合がある。そこで、シニア大学院生の場合には、それぞれの力量に応じた努力がなされていることを基準として、修士論文の合否判定をすべきであるとする課題が提起された。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

##### <1>大学全体

現状でも少人数ゼミや個別研究指導によって、いろいろな段階の学生が直面している問題を比較的細やかに把握できているが、それを学習成果の指標として利用する工夫が今後、求められる。

現行の学位授与基準と手続きは適切に定められ、運用されており、これは今後とも維持される必要がある。ただし、大学院では、そのために入学者の選別にも比較的高い水準が要求され、入学定員の充足を困難にしている面もあるため、学位授与の基準と手続きを維持しながら、論文執筆指導をより充実したものにして、定員充足の努力も続けていく必要がある。

コミュニケーション学研究科では、2011年度に博士号取得者による体験談や現状報告を内容とする冊子を刊行し、その成果を広く教職員・学生に還元する。

#### (2) 改善すべき事項に対する発展方策

##### <1>大学全体

卒業者の数も一定数に上っているため、把握しうる卒業生に対して追跡アンケート調査を行うことは可能である。今後は多様なチャンネルを利用して、教育成果を測定する工夫が必要であり、TKU エンプロイアビリティ養成プログラム等で、卒業生の追跡調査をはじめたところである。

修士・博士後期課程において各学習段階でのアンケート調査、現在でも連絡可能な留学生や修了生からの意見聴取などを行い、教育成果を多様な観点から測定する試みが必要である。

修士・博士後期課程における入学生に占める留学生の割合が高止まりしている現在、学位授与の基準と手続きを維持していくためには、高度な日本語能力を育成するための補助教育（チューター制度の充実など）を整備していく必要がある。

### 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
その他の根拠資料	GPA(Grade Point Average)取扱要領	4-51
	学位規則	4-17
	大学院コミュニケーション学研究科履修規程	4-33
	2010年度第一学期授業アンケート集計結果	4-45
	2010年度第二学期授業アンケート集計結果	

## V章. 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### <1>大学全体

本学は、1900年に創設された大倉商業学校以来の伝統を継承し、「進一層」の気概を持ち、「責任と信用」を重んじ、「実践的な知力」を修得してグローバル社会で活躍する人材の養成のための教育を行い、専門学術の真摯な研究を通じて社会に貢献し、以って時代と社会の要請に積極的に応じて絶えざる自己変革を推進し、地域と社会に開かれた大学であることを希求している。これに各課程の求める人材育成方針を加えた「入学者受入方針(アドミッションポリシー)」にて、求める学生像を明示している。入学者受入方針は、本学ウェブサイトにて公開しており、受験生やその保護者父母あるいは高校教員方等に対して周知されている。また、大学案内誌『Space 2011』の111頁においてもアドミッションポリシーの概略を掲載し【根拠 1-6】、入試広報活動上においてもその周知を徹底している。学士課程では『学部選びにガクブック』【根拠 5-9】を発行し、入学希望者にわかりやすく求める学生像をアピールしている。大学院では、『インブッカー大学院に「IN」しよう』【根拠 5-10】を発行し、入学希望者にわかりやすく大学院での学びを紹介している。

各学部・各研究科等のアドミッションポリシーは各学部教授会、各研究科委員会等において決定されており、各課程の求める学生像や入学にあたり修得しておくべき学習内容等が明示されている。そのアドミッションポリシーに則って学生募集を行っている。

本学では、受験・就学に際して特別な配慮を希望する場合は、出願前に必ず入試課へ問い合わせよう、入学試験募集要項【根拠 5-1】に明記している。受験生からの問い合わせに対して、入試本部および入試課が個別に入学試験での特別措置について対応している。同時に、入学後の学習等に支障がないかどうかについて、教務委員および事務局の担当者を加えて、受験希望者とその保護者に十分な説明をしている。こうした手続きを踏まえた上で、入試本部および入試課が最終的な確認をした後に、受験を受け付けている。

##### <2>経済学部

本学部では、「絶えず変化する日本の経済社会、それを取り巻く世界経済、そして地球環境に関わる諸問題に常に関心を持ち、その本質を理解するとともに、国内外の様々な領域における現状の改善のために貢献し得る経済学を中心とする専門知識および情報収集力・分析力・情報発信力を具えた有為な人材を育成すること」(経済学科)あるいは「国際経済の素養、世界の諸地域の政治、経済、文化に関わる基礎知識および英語・中国語を中心とする外国語の能力を含むコミュニケーション能力を修得し、グローバル化の進む国際社会の中で、諸国民の相互理解と繁栄を追求する基本姿勢を身に付け、活躍できる人材を育成すること」(国際経済学科)を目的としており、これに基づいた「入学者受入方針(アドミッションポリシー)」を定めており、本学ウェブサイト上で公開している【根拠 5-3】。

また、本学部では障がいのある学生を受け入れており、その必要に応じたサポートを行っている。

### ＜3＞経営学部

本学部では、経営の理論と応用の徹底的教育と、企業や地域社会と連携した実践的教育とによって、広く社会に貢献する有為な人材、グローバルな経済・経営の舞台で活躍できる人材、社会の変化や次代の社会が要請する創造性と革新性を具えた人材、問題発見・解決能力とともに高い倫理観と社会的責任意識を持つ人材等の養成を目的としており、これに応じた「入学者受入方針（アドミッションポリシー）」を定めており、本学ウェブサイト上で公開している【根拠 5-4】。

### ＜4＞コミュニケーション学部

1995年の創設以来、本学部は社会におけるコミュニケーション活動全般について、その本質を理解することを基軸とし、情報の総合的な処理能力、情報に対する批判的読解能力および情報発信能力を統合したメディアリテラシーの向上を目指した実践的教育を行い、社会における多様なコミュニケーション活動に関わる分野で活躍できる人材を輩出してきた。このこれまでの実績と建学の精神に基づいた「入学者受入方針（アドミッションポリシー）」を定めており、本学ウェブサイト上で公開している【根拠 5-5】。

### ＜5＞現代法学部

本学部の「入学者受入方針（アドミッションポリシー）」は本学ウェブサイト上で公開【根拠 5-6】している。法化社会で必須の法的知識と法的思考能力、幅広い教養と国際的視野を身に付け、消費者問題、環境問題、福祉問題等の現代の諸問題を分析し、問題解決の方法を考案し、様々な領域で活躍できる良き市民、良き専門家を目指すことを大学案内誌「Space 2011」【根拠 1-6】では、身近な事例を用いて法律的な問題解決能力について案内している。

### ＜6＞21世紀教養プログラム

本プログラムでは、学部横断型のリベラル・アーツ教育を通して、既存の学部・学科の枠組みを超えた幅広い視野、現代社会の諸問題に対する強い関心、問題解決に必要な人間的資質・能力を有する人材を養成することを目的としており、これに基づいた「入学者受入方針（アドミッションポリシー）」【根拠 5-3】を定めており、本学ウェブサイト上で公開している。

また『アウト・オブ・バウンズ』を発行【根拠 5-7】し、本プログラムに在籍する学生の、入学してから現在までの足跡を追うことで、入学希望者に本課程の特色をアピールしている。

### ＜7＞経済学研究科

本研究科は以下の受入方針を明示し、ウェブサイト上に公開している【根拠 5-8】。

・専門的知識と自立的な研究能力の獲得をめざす、勉学意欲にみちた学生

□新卒者、外国人留学生、シニア学生を含む多様な背景をもつ学生

また、過去の入学試験問題を公開しており、習得しておくべき知識の内容・水準を明示している。

## V章. 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### < 8 > 経営学研究科

学生の受け入れ方針は、「大学院 経営学研究科 入学者受入方針」として本学ウェブサイトに掲載することで明示している【根拠 5-9】。この方針に、求める学生像を明記すると共に、本課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準も明示している。

#### < 9 > コミュニケーション学研究科

本研究科の「入学者受入方針 (アドミッションポリシー)」は本学ウェブサイトに明示し【根拠 5-10】、本研究科が求めている学生像を明らかにしている。

大学生受け入れのため、大学院全体の説明会において、アドミッション・ポリシーを述べるだけでなく、個別相談に応じ質問に応え、相談者の本研究科についての理解を深めている。

#### < 10 > 現代法学研究科

学生の受入方針はすでに作成し、本学ウェブサイト上で公開されている【根拠 5-11】。本研究科修士課程に入学するにあたり、修得すべき知識あるいは水準については、過去の試験問題を公開することで、志願者に周知している。さらに、大学院説明会における本研究科委員長の全体への説明および個別相談で、どの程度の知識等の水準を求めているかを説明している。

### (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

#### < 1 > 大学全体

本学の学士課程の学生募集および入学者選抜の方法は、(全学) 入試委員会が策定し、代議員会においてそれを提案し、審議・決定する事項として扱われている。学士課程の学生募集および入学者選抜の方法は、入試委員会において、毎年度、見直しを行い、不備な点や問題点などがあれば修正を加えて、代議員会に提案している。代議員会においては、全学的な観点から各学部等の学生募集および入学者選抜の方法を審議し、最終的に決定している。新規の入学者選抜方法を提案する場合は、入試委員会で審議した提案内容を各学部教授会等において予め報告し、幅広く意見等を聴取した上で、必要な修正を加えてから代議員会において審議・決定している。したがって、学士課程の学生の受入方針に基づき、全学的な観点から、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜の方法を決定している。

代議員会において決定された学生募集および入学者選抜の方法は、入試広報活動の中で、多様な媒体により幅広く周知されている。代表的な媒体は本学大学案内誌「Space 2011」【根拠 1-6】や本学ウェブサイト「入試情報」の項目、さらに受験雑誌、新聞、受験関連業者のウェブサイトの広告・掲載記事である。この他にも大学説明会、オープンキャンパスなどにおいても入試に関する広報を行っている。また、媒体広報以外にも、専任教員による出張講義、入試課員や入試本部協力委員(本学職員)を中心に、個別に全国の高校訪問をしたり、各種の進学相談会において入試広報活動を行っている。

入学者選抜は学長が議長となる(全学) 合否判定会議において、入試委員会で作成された合格者に関する原案を審議し、合格者案を決定する。それを各学部教授会等で審議した後最終決定されている。合否判定会議に諮る合格者に関する原案においては、受験生の個人情報(出身高校や受験番号等)を含めて非公開であり、受験生の入試成績(各入試種別

で受験生が獲得した得点)のみが提示され、合格か不合格かの判定材料として検討される。したがって、学長を中心とした全学的な観点から、透明性を確保するための十分な措置がとられた上で、学力本位の適切な入学者選抜を実施している。

本学では、2011年度入学予定の推薦入試・AO入試等入学手続き者604名に対して、「大学入学準備学修プログラム」を実施した。これは大学入学後に必要とされる学力を補うリメディアル教育ではなく、自主的な学習習慣の継続や大学生活を迎えるため「自主的」「自立的」な考えを持つための準備と位置づけており、本学の建学の精神である「進一層」を基軸として、入学までの過ごし方、時事テーマの問題点の整理分析や自己分析を課題として課している。提出率もおおむね100%であり、アンケート結果からも「自己分析ができた」等、大学ならではの学びについての理解が深まったと思われる。また2011年3月には試行的なものとして、2011年度入学生のうち本学と高大連携協定を結んでいる高校からの入学生を対象とした「入学前ベーシック力講座」を本学にて開講した。これは入学前に本学キャンパスにて実際に大学ならではの学びに触れることでの意識と意欲の向上を目指しており、考えを書き出し、話し合うことで頭を整理するグループワークなどが行われた。この試みは2012年にもさらに拡大して行う予定である。

大学院の学生募集要項【根拠 5-2】は本学ウェブサイトにて公開しており、入学者選抜は厳格なルールの下で行われる試験を通じて実施されている。試験問題は漏洩の危険を完全に排除した形で出題委員に作成を依頼し、運営委員会がその適切性をチェックし、数値化された評価に基づいて公平かつ客観的に行われている。

また、経済学部、経営学部、コミュニケーション学部では、成績が極めて優秀で大学院進学をめざす本学学生を対象に、3年次で学士号を取得した後、ただちに本学大学院へ進学することを可能とした早期卒業制度を機能させている。

## ＜2＞経済学部

学生募集方法は（全学）入試委員会が策定しているが、代議員会等を通じて本学部の意見を表明している。また、7～8月に開催されるオープンキャンパスにおいて、教員を主体とした体験授業や学部説明会を行い教育内容をアピールしている。

## ＜3＞経営学部

本学部の入学者受入方針に基づいた学生募集方法を（全学）入試委員会が策定しているが、その過程において本学部の意見は反映されている。また7～8月に開催されるオープンキャンパスにおいて、教員を主体とした体験授業や学部説明会を行い教育内容をアピールしている。

## ＜4＞コミュニケーション学部

学生募集方法は（全学）入試委員会が策定しているが、代議員会等を通じて本学部の意見を表明している。また、オープンキャンパスにおいて、教員を主体とした体験授業や学部説明会を行い教育内容をアピールしている。

## V章. 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### <5>現代法学部

本学部の入学者受入方針に基づいた学生募集を行っている。オープンキャンパスにおいて、本学部の特徴である「法律的な問題解決能力の養成」を教員が主体となった体験授業や学部説明会でアピールしている。

#### <6>21世紀教養プログラム

本プログラムは、全学部横断型の課程であるため、入試委員会および21世紀教養プログラムAO入試実施委員会にて、全学的に意見を聴取している。

#### <7>経済学研究科

『大学院学生募集要項』【根拠 5-2】は冊子で配布するとともに、本学ウェブサイトを通じて周知している。

入学者選抜は厳格なルールの下で行われる試験を通じて実施されている。試験問題は漏洩の危険を完全に排除した形で出題委員に作成を依頼し、運営委員会がその適切性をチェックした上で使用している。判定は厳格に行い、数値化された評価に基づいて公平かつ客観的に行われている。

#### <8>経営学研究科

学生募集は『大学院学生募集要項』【根拠 5-2】をウェブに掲載して公示すると共に、請求者には郵送あるいは手渡しにより『大学院学生募集要項』を配布している。

入学試験を年に2回、10月と2月に行い、これによって入学者を選抜している。試験問題の出題者の匿名化、試験問題の秘密保持、口述試験担当者名の秘密保持、採点時の受験者名匿名化により、受験および採点の公平性・透明性が確保される仕組みを実現している。

#### <9>コミュニケーション学研究科

コミュニケーション学研究科では、学生募集にあたって、大学院学則に基づき、『大学院学生募集要項』【根拠 5-2】を作成・公表している。募集要項は印刷物の形で作成されるほか、本学ウェブサイト上でも閲覧可能な状態にしてあり、他大学向けに『大学院案内』の送付や、学部学生に対して詳細な説明会を開くなど、学生募集に努めている。

本研究科の入学者選抜方法は10月と2月に実施する年間2回の入学試験である。修士課程の入学試験は筆記試験と口述試験に分けて行われる。筆記試験は「専門科目（基礎課題・専門課題）」と「英語」である。筆記試験で合格点に達した者に対して、口述試験を行う。口述試験は、志願者調書、研究計画書、学業成績証明書、卒業論文（学部での学習成果）などをもとに実施される。博士後期課程の入学試験においては、筆記試験（英語）と口述試験に分けて行われる。口述試験においては受験者の修士論文に基づいて実施される。合否判定は「専門科目」と「英語」そして「研究計画に係る口述試験」の合計点で行われる。合否判定の手続きとしては、運営委員会にかけられる。ついで、運営委員会の確認を経た原案が研究科委員会に上程され、そこで承認が得られれば、最終的に学長が入学許可を行うことになる。

## ＜10＞現代法学研究科

学生募集方法とその広報活動は、主としてウェブサイトと本学で開催される大学院説明会によって行っている。

入学者選抜方法は、志願方法により次のように異なる。

・本学卒業見込み者で、入試出願時に、GPA2.4以上の学生については、口述試験の選抜による。

・4年制大学卒業見込み者および4年制大学卒業者は、筆記についての問題（大学院で専門的に学びたい分野の専門に関する問題一題と法律一般問題あるいは時事問題4題のうちから一問を選択して回答する）および面接試験により選抜する。

・大学を卒業し、3年以上の社会での経験を有する者は、筆記試験（大学院で専門的に学びたい分野の専門に関する問題（一題））と面接試験により選抜する。

・52歳以上のシニア大学院生については、事前に履歴書と研究計画書を提出し、それに基づく面接により選抜する。

試験問題作成者および採点者を研究科委員会が決定し、採点者によって採点された点数をもとに、運営委員会が合否判定の案を作成し、研究科委員会が決定する。このような手続きによって、研究科の構成メンバーに対する透明性を確保している。

### （3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

#### ＜1＞大学

各学部等の全入学者数（第1年次および第3年次編入）については、各学部等とも、毎年度概ね定員の約1.1倍の入学者があり、適切に管理されている。しかしながら、各学部等とも入試種別ごとの入学者数については若干のばらつきがある。特に第3年次編入による入学者数が十分に確保できていないということは、2004年度自己点検・評価活動時の状況より悪化している。

#### ＜2＞経済学部

本学部においては、「一般入試」「センター利用入試」「AO入試」「推薦入試」それに「その他」入試のうち、それぞれの入学定員に対する入学者の比率を見ると、「センター利用入試」および「その他」入試の比率が他の入試種別と比較して著しく低い（前者は0.6倍、後者は0.7倍）ことがわかり、「一般入試」の比率が若干高い（1.3倍）こともわかる。「センター利用入試」の充足率が著しく低いのは他大学、特に国公立大学との併願者が多いために、入学手続き後の入学辞退者が多いために考えている。また、「その他」入試とは「外国人留学生入試」のことであり、問題点は既述している。これら2つの入試種別の入学者比率が低いために、結果的に「一般入試」の入学者比率が高くなっている。

#### ＜3＞経営学部

本学部において入試種別ごとの入学定員に対する入学者の比率を見ると、経済学部の場合と同じく「センター利用入試」の比率が他の入試種別と比較して低い（0.8倍）ことがわかる。この理由も経済学部と同じく、他大学、特に国公立大学との併願者が多いために、入学手続き後の入学辞退者が多いために考えられる。

## V章. 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

流通マーケティング学科の第3年次編入については、入試の募集人員枠が外枠（入学定員が定められている枠が個別に設定されている）であるが、その募集人員の枠が埋まらない状況にある。入試方式としては、「第3年次指定短期大学制推薦編入学」入試および「第3年次一般編入学・学士入学」入試があるが、志願者が極めて少なく、志願者数自体が募集人員に達していないのが現状である。

#### <4>コミュニケーション学部

本学部において入試種別ごとの入学定員に対する入学者の比率を見ると、「その他」入試の比率が他の入試種別と比較して著しく低い（0.6倍）ことがわかる。この理由も経済学部や経営学部の場合と同じく、「その他」入試とは「外国人留学生入試」のことであり、問題点は既述している。

第3年次編入については、入試の募集人員枠が外枠（入学定員が定められている枠が個別に設定されている）であるが、その募集人員の枠が埋まらない状況にある。入試方式としては、「第3年次指定短期大学制推薦編入学」入試および「第3年次一般編入学・学士入学」入試があるが、志願者が極めて少なく、志願者数自体が募集人員に達していないのが現状である。

#### <5>現代法学部

本学部において入試種別ごとの入学定員に対する入学者の比率を見ると、「その他」入試の比率が他の入試種別と比較して異常に低い（0.0倍）ことがわかり、「一般入試」の比率が若干高い（1.3倍）こともわかる。この理由も経済学部やコミュニケーション学部の場合と同じく、「その他」入試とは「外国人留学生入試」のことであり、問題点は既述している。過去においても、この入試種別での入学者はほとんどいないため、何らかの改善策が必要と思われる。この入試種別の入学者比率が異常に低いために、結果的に「一般入試」の入学者比率が高くなっていると考えられる。

第3年次編入については、入試の募集人員枠が外枠（入学定員が定められている枠が個別に設定されている）であるが、その募集人員の枠が埋まらない状況にある。入試方式としては、「第3年次指定短期大学制推薦編入学」入試および「第3年次一般編入学・学士入学」入試があるが、志願者が極めて少なく、志願者数自体が募集人員に達していないのが現状である。

#### <6>21世紀教養プログラム

本プログラムにおいて、2010年度入試まではAO入試のみで第1年次の入学者を募集していたが、2011年度入試からAO入試（募集人員6名）に加え一般入試（募集人員10名）での募集を開始した。今後、多様な入試形態を導入し、多様な志願者に対応していく予定である。

#### <7>経済学研究科

本研究科では修士課程10名、博士後期課程5名の入学定員を設定しているが、在籍学生数が収容定員を下回る状態が続いている。志願者はある程度あるが、本研究科のアドミッションポリシーを満たす志願者は少なく、合格者は少ない。当面は、留学生、特に中国

や韓国からの留学生への広報活動を強化し、定員の充足をめざすという方針のもと、対外経済貿易大学（中国）および培材大学（韓国）からの推薦留学生を受け入れている。

### ＜8＞経営学研究科

本研究科では修士課程 10 名、博士後期課程 3 名の入学定員を設定しているが、入学定員を下回る状態が続いており、博士後期課程は在籍している学生がゼロである。これは学生の学力・就学能力の評価を重視しているためと考えられる。ここでいう学生の学力とは具体的には、大学院の授業を受講するために必要な専門分野の基礎知識および、学位論文を就学期間のうちに完成させることができる資質である。また就学能力とは、全日制の履修科目で授業に毎回出席できる経済的・体力的能力である。

毎年、大学運営会議において入学者定員数を検討し決定している。さらに在籍学生数の長期的な動向を検討し、必要な場合には研究科委員会においても入学者定員数の検討を行っている。

### ＜9＞コミュニケーション学研究科

本研究科の修士課程と博士後期課程を合せた収容定員に対する在籍学生の比率は、年々減少を続けており、特に修士課程における在籍比率が減少している。これは、18 歳人口の減少と、少なくない他大学の競合的研究科の増設と考えられる。このような状況を受けて、本研究科は、2011 年度より、中国の指定校である上海杉達学院に対して、推薦学生 2 名の枠を開設した。

### ＜10＞現代法学研究科

本研究科の在籍学生数は年々減少を続けている。定員の設定については、志願者との関係で適切であったが、税理士志望者が多く、特定の教員の負担が大きくなっていった。その対策として入試条件を厳しくしたため、志願者自体が減少した。

一方、広報の不足も一因であるが、税理士志望の学生以外の志願者は、毎年度数名と定員を大きく割り込んでいる。また、留学生枠を設けていないこと、提携校からの留学について特に優先枠を設けていないことによって、留学生がほとんどいないことも、定員枠を大きく割り込む原因となっており、現在対策を検討中である。

## （4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

### ＜1＞大学全体

学生募集および入学者選抜については、毎年度、（全学）入試委員会においてそのあり方について十分な検討をし、代議員会において審議・決定している。よって、学生の受入方針（アドミッションポリシー）については、各学部の代表者である代議員および（全学）入試委員により、毎年度、公正かつ適切に確認を受けているといえる。また、入学者選抜における入試問題（一般入試、特別公募制推薦入試、外国人留学生入試、帰国生入試等の筆記試験問題）あるいは面接（面談）についても、（全学）出題委員会および入試本部会議において、その内容が適切であるか、学力を公正に判定できるのかについて、毎年度、適切に検討を行っている。

## V章. 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

次年度の入試については、過年度の入試結果（各学部等について各入試種別における志願者、受験者それに入学者あるいは競合他大学の入試結果等）を全教員が出席する全学教授会において入試委員会から報告し、意見等を聴取した上で、入試委員会において問題点があれば検討し、必要な修正等を行って代議員会で審議・決定する。新規の入学者選抜方法を提案する場合には、入試委員会、各学部教授会等、それに代議員会という3者間で調整を行い、時間をかけて慎重に決定している。

したがって、学生募集および入学者選抜については、公正かつ適切な検討が、重層的に毎年度行われている。

### <2>経済学部

本学部の学生募集の検証は、入試本部会議および入試委員会が主体となって、入試結果をもとに行っている。また、入試種別ごとのGPA追跡調査、退学者調査を行っている。

### <3>経営学部

本学部の学生募集の検証は、入試本部会議および入試委員会が主体となって、入試結果をもとに行っている。また、入試種別ごとのGPA追跡調査、退学者調査を行っている。

### <4>コミュニケーション学部

本学部の学生募集の検証は、入試本部会議および入試委員会が主体となって、入試結果をもとに行っている。また、入試種別ごとのGPA追跡調査、退学者調査を行っている。

### <5>現代法学部

本学部の学生募集の検証は、入試本部会議および入試委員会が主体となって、入試結果をもとに行っている。また、入試種別ごとのGPA追跡調査、退学者調査を行っている。

### <6>21世紀教養プログラム

本プログラムの学生募集および入学者選抜の検証は、入試本部会議および入試委員会が主体となって、入試データをもとに行っている。

### <7>経済学研究科

本研究科の学生募集および入学者選抜は、毎年度、本研究科委員会で審議に付され、必要な改善を加えた上で決定されている。2011年度に新たに導入された改善策は、過去の入試問題のウェブサイトへの掲載、入試問題の運営委員による点検、校閲等である。

このように毎回の学生募集および入学者選抜の検討過程において行われるので、定期的に検証を行っているといえる。

### <8>経営学研究科

学生募集および入学者選抜が、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについては、研究科委員会における入学試験結果の報告・入学者選抜案の決定の

際に、研究科委員長および入学試験担当者から説明しており、研究科委員会における審議によって検証を行っている。この手続は毎回の入学者決定において行われ、定期的に検証している。

### ＜9＞コミュニケーション学研究科

本研究科委員会において入試関係業務を実施し、入学者選抜を公正かつ適切に行っている。研究科委員会は、入試業務全般の管理・運営にあたり、応募に必要な事項（出願資格、試験科目、選考方法、配点等）の適切性、実際の作題に関する事項（出題の仕方、内容、水準等）がアドミッションポリシーにふさわしいものであるかどうかの確認、また、合否判定原則（得点率およそ60%以上を合格とする）等について、毎年検証作業を行っている。

本研究科における学生募集および入学者の選抜は、上記のように公正・適切に行われており、また、組織的・定期的な検証作業が行われている。

### ＜10＞現代法学研究科

学生募集および入学者選抜が、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについては、本研究科委員会における入学試験結果の報告・入学者選抜案の決定の際に、研究委員長および入学試験担当者から説明しており、研究科委員会における審議によって検証を行っている。この手続は毎回の入学者決定において行われる。

## 2. 点検・評価

### （1）効果が上がっている事項

#### ＜1＞大学

本学の学生の受入方針（アドミッションポリシー）は、全学的な改革論議の中で議論され、2009年度に制定された。この受入方針は本学ウェブサイトにも明示されており、受験生やその保護者あるいは高校の先生方等に対して広く周知されている。

本学では入試志願者数は堅調に推移しており、2008年度に総志願者数が10,153名であったものが、2011年度には12,503名と増加しており、入学定員の1.1倍程度の入学者を確保している。また予備校の公表する偏差値もこの間向上している。

入試制度全体の点検の中で、経済学部および経営学部において2011年度入試からAO入試を募集停止にした（経営学部においては、会計プロフェッショナルプログラムAO入試が別途実施されていたが、2012年度入試からは募集停止となり、現代法学部についてもAO入試を2012年度入試からは募集停止とする）。この結果、AO入試の志願者数は大幅に減少したが、一般入試の志願者数は堅調であり、入試における偏差値も向上している。求める学生像が曖昧であり、基礎学力に大きなばらつきのあるAO入試を募集停止にしたことにより、入学する学生の質的な向上を図ることができた。AO入試の募集停止に伴う影響は志願者数の減少以外にはなく、両学部全体としては適切な入学者を確保している。

V章. 学生の受け入れ  
2. 点検・評価

＜2＞大学院

学生の受入方針（アドミッションポリシー）および大学院入学試験の過去の問題が本学ウェブサイトにも明示されているため、受験生に対して本学入学にあたっての情報を的確に伝えることでできている。

また、入試の出題、採点の体制、守秘義務の徹底、公平性などは十分に適切に配慮されている。

留学生やシニア学生に対しても積極的に門戸を開いており、特に中韓の提携校（対外経済貿易大学、上海杉達学院、雲南大学、培材大学）との関係強化、奨学金制度の充実などは成果を上げており、2011年9月にも中国の指定大学推薦から、経済学研究科に1名、経営学研究科に2名、コミュニケーション学研究科に2名の学生が入学した。

コミュニケーション学研究科では、2011年度に博士後期課程開設10周年を迎えるにあたって、教員による専攻分野の学問論・研究活動や博士号取得者による体験などを内容とする冊子を刊行するため、これによって受験生が本研究科への理解が深まることが期待される。

（2）改善すべき事項

＜1＞大学

各学部とも第3年次編入学のアドミッションポリシーは明確ではない。しかしながら、2013年度入試からは、新規に基礎学力を確認する筆記試験を経営学部、コミュニケーション学部、現代法学部で募集している「第3年次指定短期大学制推薦編入学」入試において導入することが決定しており、編入学の議論を深めていく。

障がいのある学生の受入方針は、もう少し実績を積み上げたうえで、明示できるように努めていきたい。現時点では、入試本部および入試課への問い合わせ件数が少ないため、各学部等における「障がいのある学生の受入方針」を策定するまでに至っていない。障がいのある学生への対応方法にも不十分な点がある。入学者選抜において、障がいのあるなしにかかわらず受験生すべてについて、その個人情報とは非公開としている。現時点では、可否が確定した段階（各学部教授会等の審議・承認後）で、合格者の中に障がいのある学生が入っていれば、入試委員会および入試課から各学部等へ事後的に情報提供をしている。入試における公平性の観点からは当然の対応ともいえるが、入学者選抜において透明性が過剰に確保されている側面もあるので、今後の検討課題としたい。本来は障がいのあるなしにかかわらず、勉学の機会が保障されていれば十分であると入試委員会では考えているが、各学部教授会等では異論もあるのが現状である。

外国人留学生に対して、外国語（英語や中国語など）の入試に関する募集要項を作成していない。本学ウェブサイトの大学案内においては、英語、中国語それに朝鮮・韓国語（ハングル語）版をそれぞれ作成している。しかしながら、外国人留学生入試の対象者を日本在住者（在留資格「留学」の者）に限定しているため、また入学後の授業科目の多くが日本語で行われているため、あえて外国語による入試に関する募集要項を作成していない。こうした対応を外国（人）から見れば、本学には一貫性がないと受け取られる可能性が高く、適切な学生募集をしているとは必ずしも言い切れない。外国人留学生に対して入試の募集人員枠が明示されている入試種別があり、志願者数が減少傾向にあるので、募集方法や外国人留学生に対する入試広報についても、再考の余地がある。

成績優秀者を数多く確保するため、経済学部および経営学部の「センター利用入試」での成績上位の入学者を増やし、その入学定員充足率を上げる方法は今後も模索する。「その他」入試である「外国人留学生入試」についても、2012年度入試については、入試日程を変更し、「日本留学試験」が実施される日程と異なる週に設定した。これまでは、多くの外

国人留学生が受験している「日本留学試験」(11月実施)の前日(土曜日)に「外国人留学生入試」の第一次選考を行ってきたが、留学生の負担を考慮して日程を変更し、本学の入試に志願をしやすくした。また、第3年次編入の募集人員確保についても、引き続き努力をしていきたい。

次年度入試の学生募集および入学者選抜の方法を検討する際に、過年度の入試結果を全教員が出席する全学教授会において入試委員会から報告しているが、入試種別が多様になり、教員がそのすべてを十分に理解することが困難になりつつある。学生の受入方針(アドミッションポリシー)に基づき、学生募集および入学者選抜の方法を検討しているが、その対応関係を学内教職員により周知するための学内広報を充実させる必要がある。

## <2>大学院

収容定員に対して在籍学生数が少なく、定員未充足状態が長期に続いており、適切とは言えない。この点では今後の改善努力が必要である。質を落とさない形での定員充足を目指すために、優れた留学生の確保、学部との一貫教育システムの整備、社会人・シニア学生への広報活動、定員の引き下げなどの検討を引き続き行う。

また、一般入試でも外国人学生の割合が高まっている現状では修士課程の一般入試と留学生入試の分類の合理性について再検討が求められている。その中でも現代法学研究科では、税理士志望者の入試志願者の数が激減しているが、教員の負担との関係で合格者を増やせないという現実の要請が、主要な要因の一つとしてあげられる。税理士志望者の扱いを含めて、現在見直しを行っている。

出願資格では障がい者を排除しておらず、障がいのある学生でも受験しうることが間接的に表現されてはいるが、明確に受け入れ方針が明示されておらず、改善の必要がある。

ウェブサイトによる大学院広報の、より一層の充実を図るほか、シニア学生などについては多様な媒体(地域の広報誌、同窓会雑誌など)を利用した広報活動も展開していく。

大学院開設当時には学部からの進学者が相当数いたが、ここ数年はきわめて少ないのが現状である。その対応策として、大学院に進学することを条件に2010年度に「早期卒業制度」を設けた。この制度による学生の入学は2013年度からである。2010年度から学生に告知をして希望者を募っているが、希望者は数名である。今後も学生に対する告知や説明の仕方など、改善に向けての検討を進める。

# 3. 将来に向けた発展方策

## (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

### <1>大学

2008年度より入試志願者数および偏差値が向上するなど、入試広報が一定の成果を収めており、今後も入試制度の絶えざる改革を実施していく。

広報面では、各学部等の学生の受入方針(アドミッションポリシー)をパソコン経由で本学ウェブサイトアクセスするだけでなく、携帯電話やスマートフォン等からもアクセスできるよう今の時代にあわせた対応を行っていく。また大学案内『Space2011』【根拠1-6】においても学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)をこれまで以上に広く理解しやすい内容で掲載することを意識していく。

## V章. 学生の受け入れ

### 4. 根拠資料

#### <2>大学院

学生募集および入学者選抜については、透明性や公平性は保たれており、年度ごとに前年度の問題点を検証し、改善策を講じていく体制を今後とも維持していく必要がある。定員の未充足状態が続いている現在、いっそう積極的な広報活動を行う必要がある。入試に関しての提携校との関係強化については徐々に成果がでていっているので、今後ともこの努力を続ける。

経済、経営、コミュニケーションの各学部が実施している学士課程早期卒業制度は今後の修士課程発展の要のひとつであるので、そのための必要な策を講じる。

#### (2) 改善すべき事項に対する発展方策

##### <1>大学

受験生（志願者）の気質や受験生（あるいはその保護者）が本学に求めていること等は、毎年のように変化している。よって、毎年度、求める学生像と実際に受験して入学してくる学生の様子を見ながら、その隔たりを適宜調整・修正していく必要がある。現時点では、各学部教授会等の求める学生像と受験生の気質についての議論は、数年に一度行われるかどうかという状況である。また、入試制度については入試委員会で審議した提案内容を各学部教授会等において予め報告をし、幅広く意見等を聴取した上で、必要な修正を加えてから代議員会において審議する状況である。このように議論された内容が入試政策にすぐに反映されにくい環境にあるため、今後は各学部教授会等がアドミッションポリシーを、毎年度検討し直し、そこで検討された内容に沿った学生募集および入学者選抜の方向性を、速やかに入試委員会に提示できる制度の構築を検討していく。このために学内教職員に入試制度等を周知するための学内広報を充実させる。

##### <2>大学院

経済発展を続ける中国、あるいはグローバル化する韓国などから、優秀な留学生を大学院に募集するための国際的な広報活動の方法（中国語、韓国語による広報、提携大学の拡大等）を検討していく。今後は、中国の他の大学、韓国、東南アジアの大学からも広く大学院入学希望者を募るための広報活動を検討していく。

障がいのある学生の受け入れについての議論を深めていく。

## 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	入学試験募集要項	5-1
	大学院学生募集要項	5-2
その他の根拠資料	Space2011	(1-6)
	入学者受入方針（アドミッションポリシー）経済学部	5-3
	入学者受入方針（アドミッションポリシー）経営学部	5-4
	入学者受入方針（アドミッションポリシー）コミュニケ	5-5

ーション学部	
入学者受入方針（アドミッションポリシー）現代法学部	5-6
入学者受入方針（アドミッションポリシー）21世紀教 養プログラム	5-7
大学院経済学研究科入学者受入方針	5-8
大学院経営研究科入学者受入方針	5-9
大学院コミュニケーション学研究科入学者受入方針	5-10
大学院現代法学研究科入学者受入方針	5-11
アウト・オブ・バウンズ	(1-13)
大学の学部・学科に関する一般入試難易度の推移	5-12
学部選びにガクブック	5-13
インブック ー大学院に「IN」しよう	5-14
2011年度大学院案内	(1-7)

## VI章. 学生支援

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生の入学から卒業までを、全学をあげて組織横断的に総合的に支援するために「学生支援会議」を設置し、学生支援の方針を明確化している。学生支援会議は、学生の諸活動を管轄する「学生委員会」「学生相談委員会」「人権委員会」「国際交流委員会」「就職委員会」「全学教務委員会」「学習センター運営委員会」「国際交流会館運営委員会」の各委員長と学生支援部長・学生課長・キャリアセンター長により構成され、「学生支援会議規程」の第1条で「学生生活支援およびキャリア形成支援を図るために、学生支援の政策立案、実施等に関わる事項についての協議を行うこと」と目的を定めている。学生支援担当副学長が議長を務め、2008年度以降は、過年度の取組の総括と当年度の課題を「教学支援」「学生生活支援」「サポートが必要な学生対応」「国際交流支援」「就職支援」「キャンパス整備」「危機管理」「その他」の8項目に分類し、会議の構成員となっている各委員会および関連する事務部署の固有の課題と会議として取り組むべき「横断的・総合的な」課題とに整理するとともに、それぞれ項目について対応済みの課題と将来的な課題とに分け、年度毎の活動方針を明確にしている。

また、この「総括と課題」は、全学の各種改革課題の検討と立案を行う改革推進本部会議の場で報告することになっており、全学的な共有が図られている。

#### (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

##### <1> 留年者・休退学者への対応

2010年度の留年率は、昨年度はに比べ高くなっており、この間の就職氷河期が影響していると考えられる【根拠 6-9】。特に、経済学部国際経済学科の留年率が、4割を超え、突出している。これは、2年次へ進学の際に、経済学科と国際経済学科に割り振る制度をとっているが、経済学科への進学希望者が多く、国際経済学科にどちらかと言えば、成績の芳しくない学生が進学することが、影響していると考えられる。経済学部では、今後割り振りのあり方を検討することになっている。

2010年度の休学者は1期・2期合わせて200名である。例年に比してやや多いものの、ほぼ、200名前後で、この間推移している。休学の理由として、進路模索が、半数を超えており、これは、例年通りである。休学者で注意を要するものは精神面を理由とする休学で、30名を数えており、この間漸増傾向にある。また、発達障害と思われる学生も少数ではあるが、入学してきて、彼らへの支援が必要になってきている。

2010年度の退学者は172名である。その理由は、経済的事情によるものと、進路に関わるものが、半数以上を占め、これは、毎年の傾向と言える。ここで注視すべきことは、学習意欲の喪失を理由とする退学者が26名に上ることである。

## ＜2＞奨学制度

次に、奨学金制度であるが、東京経済大学独自の奨学金として、月額3万円の給付奨学金制度がある。学業・人物ともに優れ、かつ学費の支弁が困難な学生に給付されるもので、採用人数は、160名である。また、家計支持者の死亡や病気・失職、災害罹災等により学費負担が困難になった学生に向けて、学生緊急経済支援制度がある。その事情に応じて、授業料の全額、半額、1/4の減免措置をとっている。2010年度には、31名が、その援助を受けている。同じ理由に因る父母の会（在学生の父母の組織）就学支援奨学金もある。

この度の東日本大震災の被災学生に対し、特別措置として、実家の家屋の罹災レベルに応じて、「全壊・大規模半壊」の場合は、1年生については、入学検定料・入学登録料・授業料・教育充実費の全額免除、2年生以上の在在学生については、授業料・教育充実費の全額免除、「半壊」の場合には、1年生については、入学検定料・入学登録料の全額免除と授業料・教育充実費の半額免除、2年生以上の在在学生については、授業料・教育充実費の半額免除、「一部損壊」の場合には、1年生については、入学検定料・入学登録料の全額免除と授業料の10万円免除、2年生以上の在在学生については、授業料の10万円免除の措置を行っている。また、福島原発事故により国が指定した3種の区域より避難した場合には、1年生については入学検定料・入学登録料の全額免除と授業料の半額免除、2年生以上の在在学生については授業料の半額免除を行った。震災直後の3月に卒業した学生についても、被災レベルに応じて、お見舞金を支給し、休学者には、在籍料の免除も実施した。2012年度においても特別措置を検討している。

また、入学試験の上位合格者には、入試特待生制度による授業料減免がある。その他、入学後の正課授業の成績によって「学業成績優秀者表彰制度」が、さらに課外の学芸活動、資格取得、課外活動などの優れた学生諸活動に対する「TKU進一層表彰制度」が設けられている。

その他、入試特待生のキャリアサポート講座受講料免除制度や建学の理念をベースにした各種国家試験・難関資格等の奨励・表彰を行う「安城記念奨学金制度」も導入している。

【根拠 1-12 P41】

## ＜3＞学習支援

2004年度に設置した学生支援会議において、入学から卒業までのトータルな学生支援を検討してきたが、特に社会人基礎力の育成を目的に下部組織として「ベーシックプログラム委員会」を発足させ、その活動の拠点となる「学習センター」を構想した。2007年9月には、文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に選定され、同10月より、学習センターの活動を開始した。

学習センターの役割は、学習センター規程第2条において「学習センターは、本学の学部学生を対象として、各種の学習支援活動を行うことを目的とする。」と規定されている。具体的な学習支援活動としては、TKUチャレンジシステム（アドバンスプログラム、各学部教育、ベーシックプログラムの3層構造から成る本学固有の教育システム）の中のベーシックプログラムを中心に展開・推進し、大学での学びの土台づくりを支援し、大学を卒業し社会に出てからどのような分野においても応用がきく10項目を「TKUベーシック力」として身につけることを目的としている。

学習センターでは、学生に「TKUベーシック力」を理解してもらうために『TKUベーシック力ブック』を作成し、各学部で必要なキーワードの修得、ノートの取り方やレポートの書き方、ゼミでの発表方法などをわかりやすくガイドしているが、これは1年生ゼミ等でも活用されている。また、10の力を具体的に楽しく理解させるための講座やイベントも数多く実施している。

## VI章. 学生支援

### 1. 現状の説明

さらに、学習センター運営委員（本学の教員）や本学大学院生、学外の専門相談員（英語、ベーシック力講座）により、学生対応の個別相談業務（補充教育および発展的学習支援）も行っている。

「補習・補充」教育であるが、本学では正規科目群「ベーシック科目」として位置づけている。なかでも、学生への修学支援の一つの鍵は読み書き能力の涵養であり、「文章表現基礎」「日本語表現」といった、日本語運用能力の向上を目指す科目を設置しており、多数の履修者を集めている。社会科学系大学での学びにつながる、現代史、政治・経済分野に関する高校までの学習の不足を補う役目を担うのが、「現代社会の基礎知識」である。これは現代史、政治・経済分野に関する高校までの学習の不足を補う科目である。数的な考え方を補う科目として、「文系のための基礎数学」が設置されている。

【根拠 6-10,11,12】

#### <4>障がいのある学生への対応

本学では、受験の段階から、就学に際して特別な配慮を希望する場合は、出願前に必ず入試課へ問い合わせるよう、『入学試験募集要項』【根拠 5-1】に明記している。入学後の学習等に支障がないかどうかについて確認を行った後、入学を許可している。

障がいのある学生や特別の事情のある学生に対する修学支援に関しては、1995年に他大学に先んじて非加熱の血液製剤によって HIV に感染した学生を受け入れるなど積極的に取り組んできている。

身体に障がいのある学生に対しては、それぞれの障がいの内容を踏まえて、授業時のサポートと学習支援を実施している。また学生の保護者と連絡をとり、必要な支援内容を話し合っ、実施するようにしている。これらの措置の適切性に関しては、関連の事務部局ばかりでなく、学部や全学の教務委員会なども連携して対応している。また、必要に応じて関係する教員への個別的要請や学部教授会における報告が行われている。

また、学生に対する個別の対応に留まらず、全学的なバリアフリー化や車椅子利用に配慮した教室施設の整備なども進められている。

精神面の事情から、学修に困難を抱える学生に対しては、全学での取組のために設けられている学生相談室や医務室と連携して、心理面でのバックアップと、教育関係の履修支援を行っている。

これらの取組は、関係する教員と事務部門が協議を進め、実施しており、実施に先立ち、教授会で報告了承を得て、教員が課題と方策への共通認識を持てるようにしている。

#### (3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

##### <1>心の健康保持・増進

「大学における学生相談体制の充実方策について」（日本学生支援機構、2007年）において指摘されているように、学生相談とは、教育の一環として位置づけられると共に、総合的な学生支援の中で、その独立性と独自性を保ちながら、同時に他の学内支援組織との連携・協働をはかることが求められている。本学の学生相談は、これまで学生のありとあらゆる相談に応じてきたが、学内支援組織が分化した現在は、学業、就職といった特定の問題の現実的解決を図るのではなく、学生生活、対人関係、性格、動機、自己評価など全てを含む、「その人の丸ごとの姿全体」を扱い（「全人的支援」）、学生の精神的な成長を目指す相談に力点を置いている。

学生相談活動には3つの活動が含まれる。

①学生相談（カウンセリング）：原則として、1回50分から60分対面して行う個別相談。嘱託の精神科医による精神衛生相談を含む。

②学生対応：止まり木として学生相談室を利用したり、近況を報告に来たり、サロンでスタッフと語り合うなど、①の学生相談（カウンセリング）のような密度の高い面接ではないが、関わりという点で重要な意味を持っている相談活動である。

③サロン活動：学生相談室の一角をサロンとして開放し、学生同士の交流やスタッフとの関わりを行う活動。年4,5回の「出会いの会」と名づけた集まりも開催している。

2010年度では、①学生相談（カウンセリング）は1,242件、②学生対応1,661件、③サロン活動1,073件、合計で年間相談件数は3,179件にのぼっている。特に、対人関係や家族関係、社会への適応、将来の展望などについて継続的な面接が必要となる「心理」と分類される相談が増加傾向にある。

学生対象の広報・啓発活動としては、①新入生オリエンテーションやウェブサイトでの広報・啓発活動、②ゼミでの啓発教育を行っている。教職員対象の広報・研修・啓発教育としては、①学生相談研修会、②学生相談室報告書の発行、③職員研修への協力などを行っている。

学生相談の質を向上させるために研修や情報交換が必要である。日本学生相談学会、全国学生相談研修会をはじめとして、学生相談関係の研修参加や、心理臨床関係の学会・ワークショップ、研修会への参加を行っている。特に、他大学の学生相談室との交流は、最近の学生の動向、他大学での効果的な学生相談の実践・新たな試みなどを知る貴重な機会となっている。

また、学生相談室は、東日本大震災の影響によりケアを必要とする学生が増加することが予想されたことから、来室を促す呼びかけを積極的に行なっている。

【根拠 6-5】

## <2> 身体健康保持・増進

身体健康管理のセンターとして医務室（国分寺キャンパス・村山キャンパス）を設置し、学生の健康管理を担当し、怪我や身体の不調時に応急手当を行い、必要に応じて医療機関と連携し対応している。また、健康診断を定期的実施することにより学生の健康の保持・増進を図っている。学生の定期健康診断受検率は、2010年度は全体で83%、1年生については約98%の受検率である。定期健康診断の結果に基づく二次検査は、胸部レントゲン・尿・心電図検査で年間延べ500名程度の学生が対象になり再検査を受けている。健康相談、負傷・感冒・頭痛など応急処置の件数は、年間延べ2,000件余りである。国分寺キャンパス医務室においては、学校医が週2回来校し健康相談、健康管理や専門医を紹介するなどのアドバイスや教育実習、介護等体験および留学予定の学生にも学校医面談を設定し、事前の健康相談を行っている。学生相談室においては、嘱託精神科医が週1回来校し健康相談を行っている。

在学生は全員学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付帯を含む）に加入し、授業・課外活動・通学途上時に発生した傷害等には対処している。2010年度、この保険の適用を受けた事例は21件である。教育実習・インターンシップ・介護体験活動等に関しては学研災付帯賠償責任保険に加入し、万に備えている。この他授業・課外活動中に発生した傷害による医療費の初診料補助制度があり、特にスポーツ系サークルに所属している学生が多くその適用を受けている。

AED（自動体外式除細動器）は、国分寺キャンパスに3台および村山キャンパスに2台が医務室や各守衛所等に設置されており、毎年、本学で実施の防災訓練時や救急救命講習時には、学生・教職員のAED操作を含めた実技体験も行っている。

全学的な危機管理体制の整備と並行し、学生支援会議においても、学生トラブルに関わる危機対応のあり方について整理を行ない、学生支援会議および学生支援部の内部資料と

## VI章. 学生支援

### 1. 現状の説明

してとりまとめた。また、具体的な事象への対応として、キャンパス内や女子寮のセキュリティ強化を推進することにも努めた。

その他、新型インフルエンザ防止ガイドライン制定による新型インフルエンザ感染防止対策、新入生の定期健康診断時のほしかの予防接種歴調査などによる感染症予防対策、その他学生健康調査、学生ポータル・掲示等による熱中症対策の周知、新入生オリエンテーションやサークル代表者会議・サークル指導者説明会等での飲酒・薬物・HIV 等への対応などの啓蒙活動も実施している。

### ＜3＞ハラスメント防止

本学では、「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン（以下、セクハラ防止ガイドラインと呼ぶ）」【根拠 6-1】、「同アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメント防止ガイドライン（以下、アカハラ防止ガイドラインと呼ぶ）」【根拠 6-2】を制定し、「人権委員会および人権コーディネータに関する規程」【根拠 6-3】に基づき、組織的なセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害の防止と救済をおこなっている。ハラスメント防止のための措置は以下の通り。

- ・人権相談室を常設し、月曜日から金曜日の週 5 日、ハラスメント対応のための訓練を受けた専門の人権コーディネータを配置、学生、教職員等の相談、申し立てに対応している。

- ・2005 年度以降、学部 1 年生に対し人権コーディネータを講師として各学部の 1 年次ゼミ 1 コマを利用した人権啓発教育を行っている。2010 年度は 91 コマ、1,361 人が受講しており、受講者数は 1 年生の全在籍者の 87%にあたる。

- ・教員向け講演会を毎年実施しており、2010 年度は教員 39 名の参加があった。

- ・新入学生、新入教職員（非常勤、非正規職員含む）に対し、入学時、入職時ガイダンスの際「セクハラ防止ガイドライン」「アカハラ防止ガイドライン」「人権委員会リーフレット」を配付。また、同様の内容を本学ウェブサイトに掲出している。

- ・人権コーディネータによる夏合宿前のハラスメント研修実施（3 クラス実施）。

### ＜4＞課外活動支援ほか

課外活動は正課の教育課程と並んで大学教育の両輪を成しているという立場に立って、その支援の強化に取り組んだ。体育会に対する助成制度は長らく改革の手を入れてこなかったため、現状との齟齬を生じているという判断の下に、2010 年 4 月に「体育会加盟学生団体の活動助成に関する実施基準」と「同実施要領」【根拠 6-13,14】を改正し、指導者に関する助成のあり方を最近の各部の実績に基づくものに改め、さらに、インセンティブとして機能することを期待して、助成額を毎年度に見直すこととした。また、2006 年度以来実施してきた体育会加盟 3 部（端艇部、硬式野球部、陸上競技部）に対する特別助成について、根拠規程が未整備であることから、「体育会特別指導者招聘制度内規」【根拠 6-15】を定め、効果を定期的に検証しつつ、制度の適用対象の交替を含め、公正な運用ができるようにした。

体育会活動の支援という限定的な目的を持つものではないが、スポーツ活動の教育的および社会的な重要性に鑑み、2010 年 4 月に、「TKU スポーツ憲章」【根拠 6-16】を定め、本学が学生スポーツを推進することを高らかに宣言した。

東日本大震災の対応に関しては、学生支援会議が主導した事柄としては、学生のボランティア活動と授業実施とを両立させるための何らかの方針策定がある。これに関しては、学生委員長名で「東日本大震災に伴う学生のボランティア活動について」をウェブサイト上に掲出し、学生にボランティア参加に際する注意事項を示すとともに、授業を欠席する

場合に担当教員に提出する「東日本大震災ボランティア活動による欠席届」の様式を定め、学生の利用を促した。

2009年度からスタートしているマナー向上キャンペーンにより、通学時のマナー改善を呼び掛けている。

#### (4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

##### <1>進路指導

現在の本学における進路支援の起点となっているのは、2004年に策定された「東京経済大学『就職改革への指針』」である。この改革提案の多くは実施に移され、就職実績を伸ばさせる原動力になった。その結果、社会環境の一時的な改善もあり、本学卒業生就職率(%)は2005年度から2008年度の間、全国大学卒就職率(%)を11.5ポイント以上の差をつけることが出来た。特に「職業観や勤労観の涵養」という観点から、卒業生団体との連携やインターンシップが軌道に乗ったことは力となった【根拠 1-12 P62】。

しかし、2008年秋のリーマンショック以降、就職環境は急激に変化し、本学の就職率もそれに連動する結果となった。2010年度就職委員会は、この状況を受け、「指針」の諸施策の実施状況を検証し、その検討結果に基づいて、キャリアセンターによる緊急の支援強化策を実施した。

1) 多様化した個性に対応するため、個人指導体制を強化  
年度途中から常勤カウンセラーを1名から3名に増員した。なかでも4年生専属カウンセラーを配置したことは、学生の動向把握、企業窓口の一本化などに効果があった。また、専任職員(8名)のキャリアカウンセラー資格取得にも力を入れ、通算5名が有資格者となった。

2) 4年生支援サイクルの確立

・学内合同企業説明会や就活生応援ガイダンス等の4年生支援企画を授業期間中は毎月(4年次の5月より実施。可能な限り複数回)実施した。

・この参加者を「積極的な未内定者」とし、母集団として重点指導した。

・この集団を集中的に支援したことで、内定者を増やしていった。

・また、何らかの理由でこの支援に参加できなかった「消極的な未内定者」を励ます電話かけを4,333件行った。

・この地道な励ましにより、「積極的な未内定者」の母集団を逐次補充した。

・この支援サイクルを卒業まで行い、秋以降も内定者を出すことができた。

3) このほかに就職情報会社との共催による合同企業説明会、ウェブによる無料筆記試験の提供、大手町サテライトへのカウンセラー配置等を実施した。

##### <2>資格取得支援

本学は、1977年、国家試験や資格試験の受験を志望する学生に対して指導を行うため、「特修コース」を設置して多くの成果を上げてきた。現在は[簿記会計]、[法律]、[公務員]、[ビジネス実務法務] [情報処理] などに関連する25種34講座をもつ。これらを利用し学生は学内で、専門学校と同じ内容の講座を、比較的低廉な受講料とテキスト代で受講している。

これら講座受講生の総数は、会計プロフェッショナルプログラム発足年度の2007年度を境に急激に増え、以降毎年増加し、2010年度は約1,400名に上った。講座ごとの受講生数の構成を見ると、簿記関係の講座に47.8%、法資格関係に10.3%、情報関係に9.0%となり、以下、ファイナンシャルプランナー(6.7%)、公務員(6.5%)、販売士(5.9%)の講座の受

## VI章. 学生支援

### 2. 点検・評価

講生が占めている。簿記3級、2級、法学検定4級、ファイナンシャルプランナーの講座受講生の増加は、CSC講座の受講料の安さや学生の資格取得志向もあるが、アドバンスプログラムの設置による波及効果が大いと思われる。

これらの講座の運営を担うキャリアサポートコース（以下、CSC）は、大学の財政的・事務的な支援と、国家試験や資格試験の受験のノウハウを持つ専門学校と連携することによって、一般学生には正規授業での学業の成果として資格取得を支援し、一方、経営学部の会計プロフェッショナルプログラム、現代法学部の法プロフェッショナルプログラムの正規授業と連携して、会計・法律の専門職や公務員を目指す学生の学習を支援している。また、公務員講座を設けることによって、地方自治体職員の採用試験の学習も支援している。

毎年、新入生ガイダンスと開講するすべての講座説明会の開催やパンフレットの作成・配布、教員を通じた広報、講座の見直しなどにより、受講者の増加を図っている。その他に、提携校の講師によるマスコミ受験指導、簿記・会計専門職説明会、公務員ガイダンスや公務員講座個別相談会を実施している。さらに、2009年度より資格取得を目指す学生を表彰する「進一層表彰制度」を学生支援センターの支援の下に発足させ、本学が指定した資格の取得者を表彰している。

【根拠 1-12 p41～ p90～】

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### <1>大学全体

「横断的・総合的」な学生支援を行うためには、学内の関連部署の連携が不可欠である。この連携の体制を常時アップデートしておくために、学生支援会議は不断にその構成を更新するように努めている。2008年には、学習センター運営委員会委員長を、また、2011年には、国際交流会館運営委員会委員長（学生委員長が兼務）を構成に加えることによって、学生支援に関わる諸委員会の議事を漏れなく反映させるように配慮した。

また、会議の構成員である諸委員会の報告に際しては、議題書を資料として提出することを原則とし、学内で行われている学生支援に関わる議論が包括的に概観できるようにした。

#### <2>奨学制度

学生生活支援のうち、経済支援については、近年における経済事情の悪化に対応するため、その改善を図った。まず、2008年度以降、東京経済大学奨学金の支給対象者数を従来の120人から漸次引き上げ、2010年度には160人とした。また、同じく2010年度に、「学生緊急経済支援制度」を改正し、従来の事由に加え、家計支持者の「倒産・失職」による家計悪化をも救済対象とするとともに、救済の期間についても、家計がさらに悪化した場合には、2年目まで制度を適用できるようにした。

また、大震災に伴う支援では、家屋全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、福島原発事故避難に該当する学生に支援を行った。この支援に因る大学からの支援金は、約4,000万円を予定しており、大学としての役割は果たせたかと思われる。さらに、被災学生への支援ではないが、震災地域へのボランティアに赴く学生に対して、ボランティア保険の保険料を全額援助している。これも、ボランティア活動を勧める上では、一定の効果をあげている。

2009年4月に、本学の建学以来の教育理念を冠した「TKU進一層制度」を発足させた。これにより、学生の資格取得を中心とした各種活動が活性化するとともに、従来注目されることの少なかった学生活動も掘り起こされることとなった。

### ＜3＞学習支援

学習センター開設4年目を迎え、利用者が増加傾向にある。とりわけ、相談件数の増加が目立つ。多様な学生のニーズに応じており、要支援学生のたまり場としても機能し始めている。

また大学のユニバーサル化や入試制度の多様化に伴い、大学が受け入れる学生が多様化し、学修活動や大学生活を円滑に行うことができない学生が増加しつつあることから、そうした「要支援学生」への対応に取り組んだ。個人情報保護の観点から支障を生じない範囲において、学内諸部署間での情報共有を進め、言わば、各部署単独での“点”の支援から支援の“ネットワーク”を構築することが主たる狙いであった。これに関しては、会議自体で繰り返し情報交換を行なった他、「要支援学生への対応」をテーマとした研修会（2010年12月24日）等の取り組みを行なった。また、「要支援学生への対応」のみを目的としたものではないが、2007年度に作成した『教職員用学生対応ハンドブック こんなときどうする？』を毎年改訂し意識向上につなげている。

正規科目群「ベーシック科目」として位置づけている「文章表現基礎」「日本語表現」といった、日本語運用能力の向上を目指す科目は多くの履修者を集めており、学生の日本語力向上に寄与している。

### ＜4＞障がいのある学生への対応

障がいのある学生は、授業への出席状況および履修状況から、適切な学習支援を実施できていると考えられる。

### ＜5＞心の健康保持・増進

新入生対象のオリエンテーションやウェブサイト、ゼミでの広報・啓発活動によって、多くの学生が学生相談室の存在とその意義を知って後日の来談に結びついており、サロン活動によって、対人関係やコミュニケーションが苦手な学生の支援が可能になった。

臨床心理士（専任および嘱託）による困難をかかえた学生に対する長期の専門的カウンセリングが可能になった。

また教職員に対しては、学生相談研修会等での啓発活動によって、学生の問題に関して理解が深まっている。

### ＜6＞身体健康保持・増進

学生トラブルに関わる危機対応のあり方について整理を行ない、キャンパス内や女子寮のセキュリティ強化し、トラブルが減少した。

現状の健康管理以外にも学生団体・サークルへ応急手当に関するアンケートを実施し、学生の応急手当への不安や認識不足などの問題を把握した。この対応策として応急手当ガイドの各サークルや関係部署への啓蒙活動などを実施し、問題の解消を図っている。

### ＜7＞ハラスメント防止

1年次ゼミを活用した人権啓発教育では9割近くの1年生に対し啓発研修が行われており、これがハラスメント等の人権侵害の防止につながっているといえる。

### ＜8＞課外活動支援ほか

2010年度に制定した、体育会特別指導者招聘制度内規により活動成果を定期的に検証しつつ、部活動の活性化を図ることができた。マナー向上キャンペーンは、通学時のマナー改善を呼び掛けることで、学生のマナー意識の改善に一定の効果を挙げたと言えることができる。業務委託による警備員の配置の効果と相まって、通学マナーに発する近隣とのトラブルは減少傾向にある。

### ＜9＞進路指導

就職支援は、本来的には、就職委員会とキャリアセンターの連携によって推進されるべき業務であるが、就職活動の早期化・長期化によって授業実施との調整が必要になっていくこと、また、就職支援と密接に関連するキャリア形成支援が正課の教育課程の一部として実施されるようになってきていることから、学生支援会議の重要な課題となっている。2010年度から、全学的に1年次科目を利用したキャリア・ガイダンスを実施し大きな成果をあげているが、これは就職支援と教学の連携によって実現したものである。

年間220回以上の支援行事により学生との信頼関係が強化され、相談件数は、過去最高の6,501件となった。その結果、2010年度の就職活動は次の2つの特徴を持つこととなった。

- ・就職率の緩やかな落ち込み

本学就職希望者就職率、本学卒業生就職率ともに低調な数字であることは間違いないが、大卒求人倍率の落ち込みと比較し、落ち込み幅は小さい。

- ・粘り強く活動した東経大生

10月以降の決定率(10月以降の就職決定者数/全体の就職決定者数)が、30.3%(271名)と高い数値になった(2009年度20.2%(176名)、2008年度13.4%(140名))。この要因には、企業の内定出しが遅くなったこと、長期化・通年採用化が慣例化してきたことがあげられるが、4年生支援サイクルが奏功したと言える。

### ＜10＞資格取得支援

会計プロフェッショナルプログラムの開設が契機となり、受講生数の伸びとともに合格者も概ね増加傾向にある。簿記会計・法律分野の資格志向のすそ野は広がっているようである。いわゆる大型資格といわれる公認会計士、税理士、法科大学院入学者も多くなった。ファイナンシャルプランナー合格者も近年多くなってきている。

## (2) 改善すべき事項

### <1>留年者・休退学者への対応

経済的理由による退学者については、学費未納者に対して、退学決定後1ヶ月以内(1期は15日以内)に学費を納入した場合には退学取り消しの猶予措置をとってはいるが、休学・退学者を減らすまでには至っていない。

### <2>奨学制度

緊急経済支援の問題では、予算の許す限り、現行では、失職や離婚による支援は、授業料の1/4減免である。しかし学生委員会では、失職や離婚に困って収入が絶たれるわけなので、家計支持者の死亡と同じように全額免除の措置が必要ではないかという意見がある。

### <3>学習支援

本学では、成績不振者に対して、毎年次、個別面談して、学習指導を行っているが、それにも関わらず、留年率が2割強という現実は、考慮すべき点であると思われる。成績不振者に対する、きめ細かな指導が必要と思われる。ややもすれば、成績不振者は、大学に出てこない場合が多い。如何に彼らを大学に来させるかが、問題を解決していくのに重要と思われる。学生を網の目から取りこぼすことなく、教職員の誰か一人でも、その学生を知っている、学生も相談ができる教職員を一人でも知っている、そういう体制をつくるのが求められていると思われる。また、精神的な支援を必要とする学生に対して、教職員の方でも、発達障害やうつ病の学生にどう対処すべきかの学習を進めていくことが、求められていると言えよう。

学習センターを利用している教員はまだ少ない。学内広報により、学習センターの活動内容を理解してもらえるように努めたい。

正規科目群「ベーシック科目」として位置づけている「文章表現基礎」および「現代社会の基礎知識」は希望学生を全員受け入れる体制が整っておらず、開講コマ数の増加を模索する。

### <4>障がいのある学生への対応

身体的な障がいへの対応ばかりでなく、徐々に増えてきていると思われる発達障害学生への全学的な連携支援の強化が課題である。

### <5>心の健康保持・増進

精神的な問題を抱える学生に対して、学生相談室を中心にして、その支援を講じているが、毎年1名程度の自殺者が出るなど、まだまだ問題を抱えている。発達障害者に対する接し方についての教職員の勉強会も開いているが、まだその緒に就いたばかりである。

また「相談環境」に関する問題が大きくなっている。①面接室が防音でないため、室外の声が室内に聞こえてくる。相談学生が自分の話が室外に漏れていないか気にすることがしばしばあり、落ち着いた相談環境を提供できていない。スタッフ同士の相談に関するミーティングの内容が漏れないように注意する必要がある。②面接室が実質的に2部屋しかないため、同時には学生2人しか面接ができない。そのため、緊急に相談に訪れた学生がいても待っていてもらうか、後日の再来談を予約してもらう場合もある。③学生の交流を

## VI章. 学生支援

### 2. 点検・評価

はかるためサロンを設けているが、室内が狭いため、同時に座ることができるのは 10 数名であり、対人関係が苦手な学生を距離を置いて座らせるなどの配慮ができないなどの不都合な点がある。④相談室全体が狭いため、来談学生は相談時間まで待っているスペースが少ない、学生のことで相談に訪れた教員が相談室にいる学生と顔を合わせてしまうなど都合の悪い状況が生じている。

#### <6>身体 の健康保持・増進

精神的に不安を抱える学生に対する学生相談室と医務室との相互関係が個人情報との関係もあり不十分である。

学生・教職員から指摘されている受動喫煙防止のための喫煙に対する対策が不十分である。

#### <7>ハラスメント防止

教員向けの人権講演会は希望者の参加となっていることから、参加者が専任教員（教授・准教授・専任講師）の 29%の出席にとどまっており、本来もっとも啓発活動の対象とすべきハラスメントに無関心な層の参加を増やすことができているため、対応が必要である。

#### <8>課外活動支援ほか

課外活動支援に関しては、体育会支援に努力を傾注し、制度改革を実現することができたが、文化会、学生会等の他の学生諸団体については、有効な改善策を実施するには至らなかった。また、未加盟のサークルが昨今の課外活動において大きな比重を占めていることから、何らかの形で支援の対象とすべきではないかとの認識は有ったものの、具体的な検討にまで進めなかった。言うまでもなく、学生諸団体の活動は自治を原則としている。しかし、万事を学生の自己改善に委ねるといことは、現在の学生の実態に照らすと、適切な方針とは言えず、支援の手を差し延べる必要がある。

#### <9>進路指導

就職委員会にて 2010 年度緊急支援体制の経過と結果を分析した。経過において、電話かけ、ハガキ送付、メール等の勧奨に消極的な層が存在すること、また、結果においてもその層が就職率を下げている（約 3 割程度と把握している）と分析した。「消極的学生の活性化」が今後の課題であることを確認し、①低学年からの意識づけ・社会人とのふれあい、②就職活動該当年次への意識づけ、③キャリアセンターを利用しやすい環境づくり、④専任職員の個別技量の向上、⑤卒業生団体との交流強化、⑥企業との連携強化等の対策を講じた。

#### <10>資格取得支援

さらなる簿記会計・法律分野の資格志向のすそ野を拡大するため、導入的な資格、特に日商簿記 2,3 級、法学検定 3,4 級受講生の拡大と合格者の増加が求められている。公務員採用試験における実績の向上を目指すための施策が必要である。

また受講手続きが煩雑なため、申し込み時間が長くかかり、学生の負担になっている。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

##### <1>奨学制度

東日本大震災の被災と福島原発事故による避難生活については、2012年度の新入生にも2011年度と同様の経済支援を行い、2年生以上の在校生は、家屋の損壊が半壊以上または、福島原発事故による避難者に対して、継続して2年度目の経済支援を行うこととした。

また、一般学生を対象とした本学独自の奨学金制度として、効果をあげている給付型の東京経済大学奨学金の採用枠については、さらに2012年度より4ヵ年計画で毎年10名ずつ増員し、最終的には、200名を目標としている。

##### <2>学習支援

「要支援学生」への対応の問題は、制度整備ではなく、現状把握と情報共有を進めることで解決すべきであるとの判断から、そうしたことを目的とした研修会を開催したが、試験的な意味もあり、参加者は学生対応を業務とする職員と学生支援会議の構成員の教員に限った。FDを活用するなどにより、同様の会合を教員をも含めて継続的に開催すれば、情報共有の範囲が拡大し、『教職員用学生対応ハンドブック こんなときどうする?』を実効あるものにする事ができると期待できる。

また学習センターにおいては多様な学生に対して提供できる多彩な学習支援メニュー(講座イベントなど)を年々増やしている。今後とも、教職員が一丸となって、多様な学生にきめ細かく対応できるように、学習支援のメニューを充実させていきたい。

正課授業の中の日本語に関する科目が、現在の「ベーシック科目」に位置づけられたのは2009年改訂のカリキュラムからであり、それらの内容や運営については、受講生の状況を見ながら、適宜改革がなされており、今後も継続的に検討していく。

##### <3>心の健康保持・増進

①相談環境の改善のためには、学生相談室の移転(面接室の増設と防音工事、学生サロンの拡張、学生のプライバシーに配慮できる待合室の設置等)が必要である。②啓発教育: 新入生だけでなく在学学生を対象とした啓発・予防教育を継続的に行う。③教職員研修の機会の増加: 現在年1回行っている研修会の機会を増やし多くの教職員が参加できるようにする。

##### <4>身体 の健康保持・増進

精神的に不安を抱える学生対応として、医務室や学生対応部署における学内・学外研修への参加や学生相談室カウンセラーによる指導で医務室看護師の学生対応能力向上が図られている。

## VI章. 学生支援

### 3. 将来に向けた発展方策

#### <5>ハラスメント防止

学生に対する研修が1年次前期のみとなっており、上級年次も含めた学生向けの人権啓発活動の機会を増やすことを検討したい。

#### <6>課外活動支援ほか

大学の公認団体である「体育会」「文化会」よりも未公認サークルへの学生参加が増えていく現状をふまえ、これらの学生活動の把握と支援方法の確立が急務となっている。

#### <7>進路指導

就職活動に消極的学生の活性化を図るためには、低学年からのアプローチが欠かせない。それにはキャリアセンターだけの取組では限界がある。正課教育や諸種の課外活動により学生が知的にかつ人間的に健全に成長することである。「TKU エンployアビリティ養成プログラム」の全学部拡大、初年度教育やゼミ教育の改善、課外活動の活性化等の対応策を模索する。

#### <8>資格取得支援

現在のパソコンソフトによる業務管理から、キャリア・サポート講座の運営のための情報システム開発を検討中である。

### (2) 改善すべき事項に対する発展方策

#### <1>留年者・休退学者への対応

経済的理由による休退学者については、奨学金制度の改善を、精神的な理由による休退学者については、学生相談室の相談体制の強化をともに2012年度から実施予定である。

#### <2>奨学制度

緊急経済援助のうち家計支持者の失職、離婚に因る援助の増額が必要になって来るであろう。とりわけ、福島原発事故に伴う失職が今後多数生まれてくることが予想されるので、この課題は、2年目以降の対応を含め、緊急に取り組まなければならない課題である。

#### <3>学習支援

全教員（非常勤講師等を含む）が、学習センターの役割を正確に認知しているとは思われない。学習センターが発足して4年経過したが、学内の認知度としては発展途上といえ、正課授業と学習支援の連携をより進めるための、学内広報を実施していく。

#### ＜4＞心の健康保持・増進

2012年度より嘱託職員のカウンセラーを1名増員し、平日の臨床心理士の2名常駐体制と新規に土曜日の相談対応を実施する予定である。また、臨時の相談スペースの確保も検討している。

#### ＜5＞身体の健康保持・増進

医務室には身体の不調と共に精神の不調を訴える学生も多く訪れる。この精神的に不安を抱える学生対応として、学生相談室のカウンセラーとの連携強化による学生の身体面・精神面の実態把握やサポート体制をより充実させる。

禁煙教育などの学生の健康管理に関する継続的な啓蒙活動を行う。

#### ＜6＞ハラスメント防止

より多くの教員が参加できるよう人権講演会の開催時間、案内等の工夫を行う。

#### ＜7＞課外活動支援ほか

体育会支援に続き、文化会支援のための準備段階として文化会本部学生との懇談会を始めている。また、学生委員会では、未加盟サークルの支援方法についても検討を開始した。

#### ＜8＞進路指導

学生支援会議の目的の一つは、上述のように、「キャリア形成支援」である。キャリア形成は、自己認識、仕事理解、啓発的経験を経て、適職を選択するという職業選択の過程と学業による知性の発達と様々な活動を通じた人間的成長を遂げていく過程の合わさった複合的な過程であり、従来の就職支援の範疇を大幅に超えた支援を要求する。キャリアセンターによる支援だけではカバーし切れるものではなく、正課の教育課程、課外活動との連携が不可欠となってくる。このうちキャリアセンターと課外活動については学生支援会議内での調整によって連携は可能であるが、正課教育との連携は、全学教務委員長が構成員として参加しているとは言え、個々の学部の方針に依存するため、容易ではない。「キャリア形成支援」に関しては、学部をも含めた全学的な調整機能を持つ機関における検討を模索する。

就職実績の回復には、2つの要件を満たす必要があると考えられる。1つは、キャリアセンターの増強である。キャリアセンターの為すべきことは明白であるが、昨今では、学生対応以外の付随的な業務が著しく増加しており、スタッフの慢性的な超過勤務の一因ともなっている。そうした状況はすぐには解消しがたいこともあり、人員増や課長補佐職の新設等による組織強化により、これを解消する。

もう一つは、就職問題は単なる“出口”の問題ではなく、大学教育の根幹に関わる問題であるということである。このことはもはや教育界の常識であり、大学は入学した若者にどれだけの付加価値を付け、新卒就職市場に送り出すか、を問われているのである。正課教育全体の改革、それも単なるカリキュラム改革ではなく、FDを通じた授業担当者間の目的意識の共有等を含む、ソフト面の改革を含む抜本的な改革を模索していく。

## VI章. 学生支援

### 4. 根拠資料

#### < 9 > 資格取得支援

「受講手続きの簡略化のために、2012年度より受講料の納入方法をネットとコンビニエンスストア収納の利用で改善する予定である。

### 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
ハラスメントの防止に関する規程等	セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン	6-1
	アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメント防止ガイドライン	6-2
	人権委員会および人権コーディネータに関する規程	6-3
学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	人権委員会リーフレット	6-4
	学生相談室の利用案内	6-5
学生の進路支援に関する資料	就職手帳(ガイダンス編)	6-6
	就職手帳(データ編)	6-7
	就職手帳(体験記)	6-8
その他の根拠資料	留年率推移	6-9
	2011 父母のための東京経済大学ガイドブック	(1-12)
	学習センター利用ガイド	6-10
	学習センター 4年度の活動報告書 2007~2010	6-11
	TKU ベーシックブックゼロ 10のチカラ入門	6-12
	入学試験募集要項	(5-1)
	体育会加盟学生団体の活動助成に関する実施基準	6-13
	体育会加盟学生団体の活動助成に関する実施要領	6-14
	体育会特別指導者招聘制度内規	6-15
	TKU スポーツ憲章	6-16

## Ⅶ章. 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

## Ⅶ章. 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

##### <1>教育研究等環境の整備に関する方針

毎年教員に対して教育関係および研究関係の環境に関する要望を取りまとめるアンケート調査を実施し、次年度の予算決定に反映させている。また、その調査結果を教員にフィードバックしている。教育関係予算については、①「演習」指導や個々の授業実施に関わる事項、および②教室設備や AV 機器等について調査している。なお、教室内の AV 機器やパソコン等の情報機器に関しては、情報システム課、AV センター、およびメディア工房スタッフの意見を聴取した上で更新等を行っている。

以上の項目の他に、全学の AV ソフト購入予算および教育用消耗品購入費、学部・全学共通教育センター（および 21 世紀教養プログラム）ごとに学部教育推進費という予算がある。学部教育推進費は各学部の成績優秀者の表彰やプロフェッショナル・プログラム行事、資格試験受験料補助等に支出されている。これらの費用は全学教務委員会の承認を経て支出される。

教育の ICT 支援として、教材作成支援機能の AV センター業務の強化のため、2010 年には動画収録システムの導入、双方向型授業支援システムとして、「クリッカー」の導入により授業方法の改善にも取り組んでいる。また、パソコンの計画的リニューアル、サーバの更新、図書館システムのリプレイス、各教室の映像機器の更新など年次計画の中に織り込み、学生の学習意欲の向上を目指している。

【根拠 7-5,6】

##### <2>校地・校舎・施設等の設備に係る大学の計画

本学は学長のもとに置かれた改革推進本部会議を中心にキャンパス整備計画【根拠 7-7,8】を進行中である。

校地については学生収容定員に対して十分な面積を有しており、国分寺キャンパス、武蔵村山キャンパス、小平寮、戸田艇庫、白馬山荘を合わせて 145,058.64 平方メートルとなっている。また 2011 年 1 月に国分寺南斜面の隣接地 275.23 平方メートルの土地を取得した。また、2011 年 9 月には本年 1 月に取得した土地の西側隣接地 251.23 平方メートルの土地を取得し、今後も大学に隣接する土地については取得する計画である。

校舎については、2001 年度より新規校舎の建設計画を立案し、第 2 号基本金の組入れ計画を策定し、途中の組入れ計画の変更を経て 2012 年度までに 43 億円を組入れる予定である。これに基づき国分寺キャンパス第 1 期建設整備計画の詳細を立案し、新 5 号館、新図書館の新設および現図書館の改修計画をすすめている。新図書館の完成までの代替施設として大教室 2 室からなる仮設校舎を建設し昨年より利用に供している。また、現在、スポーツ施設として利用している武蔵村山キャンパスは、その活用について議論を重ねてきたが、昨年 11 月、武蔵村山キャンパス活用計画について学長宛答申が提出され改革推進本部会議での議論を経て、法人の中長期計画のなかでその実効性等について検討が継続されている。

施設・設備については、毎年度の予算会議において当該年度の整備計画を確認しているところであるが、2011 年度は今後の 10 年を見据えてのキャンパス整備計画を策定し、今後の財政計画にも活かすこととした。具体的にはトイレ改修の年次計画により 2011 年度は 1

## VII章. 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

号館全フロアの改修を実施、各校舎の空調設備の年次計画により 2011 年度は葵陵会館、学生会館、守衛所の整備を行った。今後設備の耐用年数の到来に応じ、計画的に改修を実施することとしている。因みに、昨年度は 1 号館全館の空調設備の改修を実施している。

### ＜3＞環境への取組方針

2010 年 10 月、創立 110 周年記念事業の一環として、環境への取り組みを強化するために、エコキャンパス宣言をした。この取り組みは、全学的な改革へ向けての取組である「TOKYO TOP30」計画の一環である。

国分寺崖線に位置して武蔵野の自然を保護してきた大学として、自然との共生の重要性を認識し、持続可能な社会の構築に積極的に寄与することが本学の重要な役割であるとして、以下の 9 つの環境方針を示し、これを具体化するために、現在エコキャンパス推進委員会にて中期計画（案）を策定中である

1. キャンパスの生態系を健全な状態に維持する。
  2. 水循環に配慮したキャンパスづくりをすすめる。
  3. エネルギー使用量の削減に努め、2020 年までに使用量 10%削減を目標とする。
  4. 環境負荷の少ない製品の利用、リサイクルの強化を図り、ゴミ排出量については 25%の削減を目標とする。
  5. 騒音や排ガスをできる限り低減し、学内全面禁煙をすすめ、清浄で人に優しいキャンパスづくりを目指す。
  6. すべての学生が、共通教育、専門教育および課外活動を通じて、環境マインドを身につけることを目標とし、それぞれの専門において環境知識を習得し、持続可能な社会づくりに貢献できるよう、環境教育を充実する。
  7. 持続可能な社会づくりに貢献する研究活動を充実する。
  8. 良好な地域環境の再生・創造を目的とした地域連携や地域への貢献を強化する。
  9. 総合的かつ計画的に環境方針を実現するために、エコキャンパス実施計画を策定し、教職員、学生をはじめとするキャンパス内の関係者と情報を共有し、計画の実現に努める。
- 【根拠 7-4】

## （2）十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

### ＜1＞校地・校舎およびキャンパスアメニティの整備

2006 年に葵陵会館の改修を行った。改修の概要は、食堂・喫茶室を充実させラウンジ機能の強化、学生・教職員・卒業生等がともに利用できるホール・集会室等の共通スペースの確保、全館のバリアフリー化、トイレの改修、および LAN 配線の施設等の IT 化への対応を行い、キャンパス・アメニティの向上を図ることにあった。1 階に新設したメディアラウンジには PC10 台と大型電子掲示板、経済情報ディスプレイを設置した。大学食堂は座席数が 430 席から 503 席へと増加するとともに、昼食時の混雑解消を見込み、導線の改善を図った。また、昼食時のメニューの多様化のため 2 階の業者の入れ替えも行った。2010 年からはコンビニエンス機能を持たせた焼き立てパンの店舗を設置し、1 階の食堂との差別化を図っている。

2007 年 10 月からは新教学情報システムが稼動し、ウェブサービスが提供されている。このシステムによりウェブ上で履修登録や成績表を参照することが可能となった。また、学生用ポータルサイトを通じて学内の情報提供が可能となり、学生の利便性が格段に向上することとなった。

喫煙環境については、分煙の推進の観点から喫煙場所の指定を行い、構内 10 箇所としていたが、2011 年度からは、5 号館の建設工事にあわせた喫煙場所の統廃合や再配置を行い、現在 6 箇所とさらに縮減し、健康と環境の保護のために、全学禁煙をめざしている。

## ＜2＞校地・校舎等の維持管理・安全衛生

構内の施設設備の管理・保守業務については管財課に専任職員を 2 名配置しているが、2007 年度に警備・清掃・設備管理業務において、従来、それぞれ個別の業務委託契約を行っていたものを一括契約とし、施設管理部門との連携強化を含め管理体制を整えた。警備は 24 時間体制をとり、非常時には夜間、休日でも学内の非常時緊急連絡網により対応が可能となっており、災害時等には、学長のもとに危機管理本部を設置し、当面する課題に対応することとしている。

国分寺キャンパスでは、防災体制については消防法に則り、年 2 回の防災訓練（避難訓練）を実施し、自衛消防隊を組織している。地元の国分寺消防署、国分寺市、社会教育協議会と連携し毎年 1 回、本学主催による防災セミナーを開催し、本学学生・地域住民の参加を得て防災意識を高めている。また、2011 年 4 月からは国分寺市より、市内では 17 番目の地区防災センターに指定され、災害時には 100 周年記念館、葵陵会館に合わせて 1,980 名の被災者、帰宅困難者を受け入れることとなっており、地域の防災の拠点ともなっている。本学の全ての建物は現行の耐震基準を満たしており、地震に対する対応にも万全を期している。

## ＜3＞環境への取り組み

環境方針に基づいて、エコキャンパス推進委員会が責任をもって、環境に関する諸活動を集約し、政策化するようになってきている。電力使用量等のキャンパスの環境情報の公開（月ごと）、キャンパスの自然調査、外来種であるシュロの伐採、教職員・学生によるグリーンウォールの政策維持、ゴミリサイクルのためのゴミ消しくんの導入、ごみ箱の一新あるいは紙ゴミのリサイクル促進、容器包装の削減のための冷水器の導入、啓発活動としてのエコバックデザインコンテストなどを行ってきた。また『環境報告書 2010』【根拠 7-4】を発行し、総括を行った。この環境報告書は毎年度発行する予定である。

環境教育として、これまでも共通教育、経済学部、現代法学部における講義とともに、特別企画講義「企業・自治体の環境経営」を開講した。

### （3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学図書館の蔵書冊数は、2010 年度末で 72 万 8 千冊を超えている。学術雑誌は、同年度末現在和雑誌 1,460、洋雑誌 654、計 2,114 タイトルを学内外大学等からの寄贈を含め、継続入手している。これらの資料については「東京経済大学図書館収書・選書方針」（1987 年施行、1997 年および 2000 年、新学部新学科設置に伴い一部改訂）にのっとり、本学独自の歴史的蓄積の上に立つ、体系的な収集・整備を継続して行なっている。こうした従来通りの資料に加え、近年著しく増加しているのが電子ジャーナル、オンライン・データベース等の電子資料である。利用者の需要も増加しており、図書館として今後さらに充実させて行くべき部分である。

現図書館は、地上 1 階、地下 2 階の総面積約 5,000 m<sup>2</sup>の構造である。1 階にはカウンターがあり、新刊書を中心とした開架書架、新着雑誌コーナー、閲覧席（72 席）などの基本的設備に加え、検索用端末 16 台（うち蔵書検索専用 4 台）を設置するなどサービス機能

## Ⅶ章. 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

を集中させている。地下には主に閲覧室（406 席）と書庫が配置され図書館機能の基盤となっている。開館時間は月曜～金曜 9：00～21：10、土曜 9：00～20：00 を基本とし、日曜祝日を除き年間約 260 日開館しており、年間の述べ入館者数は約 20 万人である。司書資格保持者 7 名を含む専任職員 10 名に加え、業務委託スタッフの導入によって必要とされる各種サービスを随時提供しているが、築後 43 年を経ており施設としての陳腐化は否めないため、2014 年 4 月の開館予定を目指して新図書館の建設計画が進行中である。

図書館相互協力（ILL）業務については、国立情報学研究所（NII）の NACSIS-ILL システムに参加しており、閲覧および相互協力サービスの一環として定着している。

また、大学間協力としては、1995 年 4 月に発足した「多摩アカデミックコンソーシアム」（TAC）による相互協力サービスが安定して稼働している。学生証・身分証明書による相互利用、赤帽便を利用した貸出・返却のシステム（図書の大学間宅配便）等を実施し、各大学の所属者すべてを対象としてサービスを提供している。本学、国際基督教大学、国立音楽大学、津田塾大学、武蔵野美術大学（2001 年 4 月より加盟）の 5 大学の図書館の総蔵書数は約 240 万冊を超え、これらを簡便な手続きで利用できるというメリットは極めて大きい。

【根拠 7-1】

### （４）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

#### ＜１＞教育課程の特徴に応じた施設設備の整備

2010 年 5 月 1 日現在、授業に利用可能な施設は、1 号館、2 号館、3 号館、4 号館、6 号館、仮設校舎の 6 棟であり、その他に図書館と研究棟 3 棟がある。講義室総数は 48 室であり、学部学生 6,460 人に対する 1 人あたり面積は 1.05 ㎡である。演習室は 40 室、学部学生用自習室は 4 室、大学院生用研究室は 4 室ある。

本学の多様な授業形態に対応するために次のような教室を整備している。

- ・英語 e ラーニング用教室：3 号館の 4 教室に各々 39 台の PC があり、計 156 台ある。
- ・LL 教室は 3 号館に 2 室、計 110 席ある。
- ・PCL 教室：3 号館に 5 教室（自習室 1 室含む）、6 号館に 6 教室（自習室 1 室含む）、計 1 教室あり、PC 設置台数は合計 442 台である。これらの実習用 PC には数十種類のソフトウェアがインストールされている（Windows 対応）。各教室の PC 台数とソフトウェア等は情報システム課ウェブサイトに記載されている。
- ・その他の PC 設置場所：メディア工房には Macintosh の PC がある。また、葵陵会館、学生厚生会館、図書館、学習センター等には学生が自由に使える PC が約 1,000 台あり、ほとんどの場所で無線 LAN を使用できる。
- ・メディア工房、ディベート室、スタジオ：これらは 6 号館地下に設置され、主にコミュニケーション学部の授業で使用されている。
- ・模擬法廷用設備：主に現代法学部の授業で使用するための設備であり、D101 教室に設置されている。
- ・大学院用設備：主にコミュニケーション学研究科で使用する施設として、3 号館に全国紙・地方紙・専門紙を常備したニューズルーム、および統計ソフト入り PC 約 10 台を設置した社会調査室がある。また、主に現代法学研究科で使用する法令判例資料室が第三研究センター内に設置されている。
- ・体育施設：体育館の総面積は 9,750.5 ㎡である。国分寺キャンパスには講堂を兼ねた体育館（百周年記念館）が 1 棟あり、バスケットコート 2 面分のアリーナと、卓球場、柔道・剣道場、トレーニングルームを備えている。さらに村山キャンパスには多くの体育施

設があり、体育館、卓球場、温水プール、弓道場、武道場、クラブハウスなどの建物の他に、野球場、サッカー場、テニスコート、ゴルフ練習場などの屋外施設がある。

・その他の施設・機器等：教員向け貸出用ノート PC が第一研究センター内の教員室と 3 号館内の AV センターに数台ずつ設置され、非常勤講師を含む教員が授業用に利用できる。また、出席カード読取機と OMR リーダー（マークシート読取機）が各 2 台ある。その他に授業を録画できる動画収録システム（2010 年度導入）とクリッカー（2011 年度導入、教室内で学生が教員の質問等に応答できるシステム）3 組（1 組 50 個）がある。

・TKU ポータル：学生への事務連絡、および教員から科目履修学生への連絡を行うためのネットワーク・システムがある。これにより、教員個人が履修者名簿のダウンロードや学生から提出された課題の閲覧等を行うことができる。

### ＜2＞TA・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

本学における TA の主な業務は教員の授業補助であり、配布資料作成、出席管理、課題採点等を行う。応募資格は修士課程以上の大学院生であり、その詳細は「ティーチング・アシスタント実施要領」に記載されている。2006 年度から 2010 年度まで、TA 採用枠の総数は 53 名、TA1 人あたり労働時間は 1 ヶ月 20 時間以内となっている。本学では大学院生の数が 80 名程度と少ないため、近隣の大学にも募集案内を出し、また教員個人が他大学院生を探す努力もしている【根拠 7-9】。

またその他授業支援スタッフとして、次の体制を整備している。

・PCL 教室ヘルプデスク：7 名の職員（業務委託）がローテーションで担当し、3 号館に 2 名、6 号館に昼間 2 名・夜間 1 名が常駐して学生の質問に答える体制を整えている。

・メディア工房、ディベート室、スタジオ：映像・音響システムの維持管理および利用サポートを行うスタッフが時間帯により 1～3 名いる（4 名の業務委託）。

・AV センター：授業中のパワーポイント使用や AV 機器操作などの教員補助や教材作成補助等を行う。8 名がローテーションで常時 1～4 名が勤務している（業務委託）。

・PC 保守：PC 教室等に設置された PC について、ハードウェアの点検・障害対応、ソフトウェアの調整作業等を行うスタッフが 1 名おり（業務委託）、週 3 回勤務している。

・学習センター：学生からの個別相談に応じるスタッフが常駐している。総合相談を担当する学習センター職員 2 名、専任教員相談員 7 名・学外の英語学習アドバイザー 2 名（1 日 1 名）、SPI 対策等の外部専門相談員（講座実施時のみ）、入試・学務・就職等の各部署に勤務する職員サポーター 9 名、論文作成等を指導する大学院生サポーター 4 名（1 日 1 名）がいる。

### ＜3＞研究費・研究室および研究専念時間の確保

各教員には個人研究費（45 万円/年）、学会年会費特別研究費（5 万円/年）、学会出張旅費および研究用複写印刷費が支給されている。そのほか各教員の申請に基づく個人研究助成費 A は、1 名当たり 35 万円であり、その定員数は 35 名である。そのほか共同研究助成費（150 万円/3 グループ以内）の制度もある。

国外・国内研究員制度は、各教員にとってまとまった研究時間の確保と調査と論文の執筆を実施する上で重要な制度である。国外は長期（1 年）、中期（半年）であり、国内は長期（1 年）である。各年度の定員は国外では長期 3 名以内、中期 1 名以内であり、国内は 8 名以内である。国外研究員制度の長期については、申請と審査により最長 2 年間、中期は最長 1 年間、それぞれ延長が認められ、若手と中堅の教員にとって研究時間の確保の面で、効果がありかつ好評で長期において 2 年に延長する者が多い。

## VII章. 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

研究個室の大きさであるが、現在専任教員 144 名に対して専任教員用研究個室は 144 室で、その大きさは、約 30 m<sup>2</sup> 27 室、約 24.5 m<sup>2</sup> 41 室、約 22.5 m<sup>2</sup> 76 室で、文部科学省の定める基準以上は確保されている。

### (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

#### < 1 > 研究倫理に関する学内規程

本学では、2000 年 10 月 18 日に、学外提携研究に関する倫理基準が制定された。この倫理基準が制定された背景として、学外提携研究を、あくまでも大学本来の目的である人々の福祉の増進と社会の健全な発展のために役立てられるべきであり、学外提携研究はそうした大学本来の活動を歪めるものであってはならないとする本学の考えがあげられる。この倫理基準の中で提携研究の倫理基準は以下の様に定められている【根拠 7-10】。

第 1 条 本学は学外提携研究について、次のような倫理基準を定め、学外提携研究に従事する教員等は、活動にあたってこの基準に従わなければならない。

①学問の自由と独立の原則を守ること。

②人事の決定などに際して、学外提携研究が大学の自治を侵さないこと。

③学外提携研究の承認審査では必要な資料が開示され、その決定が民主的になされること。

④研究成果は公開を原則とすること。ただし、知的財産権取得等のために、共同研究者又は研究委託者との信頼関係に基づいて、成果公表の時期を合理的に制約することを認めることがある。

⑤軍事目的に役立つことを目指す学外提携研究、又は差別、抑圧若しくは人権侵害につながる反人道的な学外提携研究は行わないこと。

この倫理基準の改廃に関しては、第 3 条で学術研究センター運営委員会の議を経て、代議委員会がこれを決定し、理事会の承認を得ると規定されている。この倫理基準が他の規程と関わる分野では、学術研究センター規程がある。この規程の中で第 5 条に学術研究センターが取り扱う個人研究プロジェクト、共同研究プロジェクトおよびプロジェクト研究所の中で他大学・他研究機関・行政・企業等との共同・提携研究プロジェクトと学外からの受託研究プロジェクトは、第 6 条の中で別途「倫理基準」を作成するとあり、これが前述した倫理基準にあたる。

#### < 2 > 研究倫理に関する学内審査機関

学内審査機関として審査委員会が設けられており、学外提携研究に関する取扱規程【根拠 7-10】の 5 条に定められている。以下は第 5 条である。

第 5 条 学外提携研究の承認および、学外提携研究に関する倫理基準等の運営を適正かつ円滑に行うために、学長の下に審査委員会を置く。

2 審査委員会は、学長に提出された学外提携研究プロジェクトの事前審査を行う。

3 審査委員会委員は、若干名とし、プロジェクトごとに学術研究センター長の推薦により、学長が指名する。

4 審査委員会の委員長は、委員の互選による。

本学の倫理基準としては、前述の規程があるが、研究倫理としては社会学系の大学として、第 1 条の(5)に関連して反人道的な研究、テロ活動を煽る研究はしないことを基本とし、かつ個人研究の研究費の支出においても不正は行わず適切で透明性の高い経理処理を求めている。

学術研究センター運営委員会ではこれ以外の研究の倫理基準について、2011年の会議において、より詳細で総体的な研究倫理基準の作成を検討すべきではないかとの意見が出されているが、先の学外提携研究に関する倫理基準の第1条第5号において、研究倫理を順守するためのルールが明記されていることから、差し当たり本学においては現状では必要な措置をとっているものと考えられる。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### <1>教育研究等環境の整備

教育関係予算により、ゼミ合宿や見学、論文集作成、ゲスト講師招聘等が可能となっている。また、毎年アンケート調査をすることにより、教育関係予算の執行方法、および教室設備の改善に結びついている。たとえば、2009年度には宿泊を伴うゼミ合宿に対して1泊につき学生1人に3,000円の補助が支給され、2010年度より1人2泊分まで補助額が増加された。

教室数と設備については1995年に6号館、2000年に2号館が建設されたことにより、大幅に改善された。6号館にはコミュニケーション学部の授業で使用されるメディア工房やディベート室、スタジオが設置され、特色ある教育を行いやすい環境が整備されている。語学教育でも、全学生必修の「英語eラーニング」に対応した教室が4室設置され、多様な方法で教育を行えるようになっている。

#### <2>校地・校舎・施設の設備

国分寺キャンパス第1期整備計画は、一時、東日本大震災による計画の遅延が憂慮されたが計画どおり進行している。第1期整備計画は、武蔵野の緑豊かな自然地帯である国分寺崖線の真上に位置する本学の立地条件を活かし、環境に配慮した「森のキャンパス」をコンセプトとしており、自然景観を守る意味とエコキャンパスの実現に向けて建物のグリーンウォール化を進めている。このコンセプトには「国分寺市まちづくり条例」にも合致するものとなり国分寺市、近隣住民からも理解を得られている。

従来から施設・設備について基本的な考えは示されてきたが、改革推進本部会議を中心とした検討により、今後の10数年を見通した具体的な整備計画が示されたことは大いに意義のあることであり今後の財政計画を策定する上でも有効である。

2007年の新教学情報システムの再構築により教員・学生・事務との情報共有が進み、シラバス、履修登録、試験、成績発表等の教学の流れがスムーズになった。学生ポータルシステムの開設により、学生は学内のどこからでも、自宅からでも教学システムにアクセスすることが可能となり利便性が格段に向上している。従来、履修登録に際しての学生の行列も常態化していたが現在ではそれも解消されている。

年1回開催の防災セミナーでは、国分寺消防署の協力により、学内で起震車による地震の体験や、同時に普通救命士の講習等も行っており、学生、地域住民ともに防災の意識が高まっている。また、地区防災センターに指定されたことにより、地域住民から大学への期待が高まり、以前から生じていた近隣住民からの苦情も減少し、地域からの理解が得られるようになっている。

## VII章. 教育研究等環境

### 2. 点検・評価

#### < 3 > 環境への取組

これまでも、教職員・学生有志の組織であるエコミーティングが、独自に長らくキャンパス内の環境改善のための活動してきた。環境政策の立案および点検を役割とする「エコキャンパス推進委員会」が設置され、環境方針が示されることにより、明確な目標の基に、またバックボーンを得ることで、より積極的な活動が可能となった。

マイカップ運動、落ち葉の堆肥化、ゴミ削減等環境への取り組みは、着実に進められている。

#### < 4 > 図書館、学術情報サービス

近年増加の一途をたどっている電子資料について、現代の図書館としては従来資料以上に充実させていくべきものであり、予算面でも重視して提供可能タイトルを増加させてきた。特にオンライン・データベースに関しては市場も成熟してきており、本学図書館においてなくてはならない基本コンテンツともいえるタイトルも増えている。新入生向けのガイダンスでもこうした基本データベースの紹介・実習は必須であり、今後も本学の教育に寄与しうるデータベースおよび電子資料を増加し、より使い勝手のよい利用環境を整えていく必要がある。

#### < 5 > 研究費・研究室および研究専念時間

個人研究助成費の募集人数に対する充足率は 100%で、国外研究員は定員通り、国内研究員は各学部間の格差なく公平に決定されている。

### (2) 改善すべき事項

#### < 1 > 教育研究等環境の整備

1 年次必修科目や「演習」等では少人数教育を行っているが、一般講義科目の履修定員は 2009 年度より上限を 400 名に設定したまま据え置かれている。2012 年 1 月に新 5 号館が完成し、中規模教室数が増えることから、履修定員の引き下げに取り組む環境が整ってきた。新棟建設により 100~250 名程度収容できる中規模教室が 6 室増加する。これにより、中規模授業の開講がさらに容易になる。

授業をサポートするための技術スタッフが充実している一方で、大学院生が少ないために TA が新学期開始とともに決まらないという問題がある。過去数年間にわたり、学外の大学にも募集案内を出す範囲を拡大しているが、依然として問題が残っている。

#### < 2 > 校地・校舎・施設の設備

第 1 期整備計画を進めるにあたって、「国分寺市まちづくり条例」の情報が不足していたため当初の建設計画の根本的な変更を余儀なくされた。具体的には上記条例より建築物の高さの上限が指定されていたためである。施設の得葬、維持管理にあたる管財課や地域連携との窓口である秘書課、広報課等における日常的な行政情報、地域情報の確実な入手を心がけている。

利便性の向上した教学システムであるが、反面、操作性向上のため、毎年の改修費用が嵩んでいる。利用することによって発見できることもあり、致し方ない部分もあるが設計当初にもう一段の作りこみが必要と感じている。

大学食堂の改修により座席数が増えたことにより、学生等の利便性は向上したが、2 時限授業終了時の混雑は今も解消できていない。今後改善のための検討を進めていく予定である。

### ＜3＞環境への取組

環境活動について、生協学生委員会、フェアトレードのための学生団体、複数のゼミが協力してくれているが、より広範な学生の積極的な関わりをどのように引き出すかが課題である。学生の参加を引き出すには、様々な場面での教育啓発活動を行っていく必要がある。学部教育についてみると、カリキュラムの面では一定の評価ができるが、自主的活動にどのようにつながっていくかの評価が必要である。研究についても同様であるが、組織的取り組みも求められる。さらに、教員への働きかけもまた重要である。

エネルギーについては、無駄な電力を使わないという意味での省エネルギーの観点から対策を講じてきた。より積極的に風、水、緑の利用による省エネとエネルギー転換を政策化することが求められている。

### ＜4＞図書館、学術情報サービス

書庫の狭隘化が著しく進行しているため、本館以外の 2 か所の書庫への資料の分散保管を余儀なくされており、利用者サービスの点では非常に効率が悪くなっている。また、築 43 年という古さのため、バリアフリーや危機管理といった面は全く想定されておらず、さらには ICT 環境への対応も不十分であるため、現代の大学図書館としては機能的にみて著しく劣化している。これまでに集積してきた大量の資料および現在増加している電子資料の双方を有効に利用するためには、改善すべき問題点が多い。

### ＜5＞研究費・研究室および研究専念時間

本学では、科研費等への応募が少ない現状を改善するため数年前から研究資金を外部から調達することを強く奨励するようになった。その効果は徐々に現れはじめているが、まだ他大学に比べて多いとは言えない。教育とともに研究に時間が割ける体制の整備が検討課題の一つである。

## 3. 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

#### ＜1＞教育研究等環境の整備

教育関係予算が充実し、その執行方法についても教職員の意見を反映して改善されている。今後の方策として、各学部・全学共通教育センターの学部教育推進費（毎年度 100 万円）を有効利用することにより、さらに学部等の独自性を高めることができる。たとえば、

## Ⅶ章. 教育研究等環境

### 3. 将来に向けた発展方策

学部・センター独自の講演会や学生による研究発表、見学等を増加させることにより、学生の知的関心を一層高めることができる。

1995年以降の新棟建設に続き、今後は図書館の改築と村山キャンパスの整備が予定されている。この一連のキャンパス整備により、学生の教育環境はさらに改善されると期待される。また、PCL教室および英語eラーニング教室の設備更新を逐次行うことにより、コンピュータと外国語のリテラシーを高めることが期待される。

#### <2>校地・校舎・施設の設備

国分寺キャンパス整備計画では、2014年の第1期計画の実施終了に伴い、第2期計画のための資金計画の策定が必要となる。2011年9月理事会において2012年度からの学費の改定が決定しており、財政計画の実現にむけた基盤が強化されている。

武蔵村山キャンパス活用計画として、「村山キャンパス整備計画答申」が提出され、2009年12月10日に教職員説明会が行なわれた。また、2011年4月28日には村山キャンパス整備基本計画（答申）が出された。答申に基づいた具体的な検討は、今後法人との連携においてすすめられるが、それを支える財政計画についても、国分寺キャンパス第2期計画と同様に法人の中長期財政計画において検討される。

学生の利用が急増しているスマートフォン等の最新の情報端末への接続が現行のシステムでは未対応となっており、早急な対応が求められている。また、教員の教育・研究業績等の情報公開が求められているが、データベースが構築されておらず、システム対応によるデータベース化が急がれている。両件についても2012年度の予算で実現すべく積算中である。

#### <3>環境への取組

環境方針についての中期計画とアクションプランを策定することで、環境方針をさらに進めることができる。また、毎年度の報告書を作り、実施したことを見直すことで、さらに環境への取組を進める。

無駄なエネルギーを使わない、リサイクルをする、という点での活動も盛んであり、この点では効果が上がっているので、現在の体制を維持しつつ、より積極的に推進することが求められる。

職員を主体とする自主的組織であるエコミーティングが積極的に環境改善を実施しているが、参加型環境改善として、さらに学生等の積極的な参加を得て、全学的な環境活動主体として発展させる。

#### <4>図書館、学術情報サービス

オンライン・データベースをはじめとする電子資料は非常に高額なものが多いが、需要としては伸び続けているので、教員や学生などの利用者の期待に応える。

### (2) 改善すべき事項に対する発展方策

#### <1>教育研究等環境の整備

1年次必修科目を中心に少人数教育を実施しているが、新5号館が2012年度に竣工することを期に、初年次教育のさらなる充実と大規模講義の解消に向けた改善を検討する。

中規模以上の教室内で教員と学生が双方向のコミュニケーションを取りやすくするための改善として、2011年度にはクリッカーが導入されたが、その数が計150個と限定的である。今後はインターネットを介した双方向コミュニケーションや、自由な机のレイアウト変更などにより学生が能動的に授業に参加しやすい環境づくりに配慮する。

TA不足については、他大学への募集拡大に加えて、学部学生による補助(SA)も検討課題とする。

## ＜2＞校地・校舎・施設の設備

食堂の混雑解消等、キャンパスアメニティの向上に向けて、第2期国分寺キャンパス整備計画ばかりでなく、アドホックな改修においても検討課題とする。

## ＜3＞環境への取組

東日本大震災を期に学内のエネルギー対策を見直し、より強力に新エネルギー対策等を推し進め、リサイクルについても、省資源の方向をより推進していく。また、教育研究活動についても積極的な計画立案を促していく。

エネルギー対策の転換等は、全学的な対応が必要となるので、学長の主導等全学的なガバナンスの検討の中で検討を進める。

## ＜4＞図書館、学術情報サービス

現図書館が包含している多くの問題点をすべて解決するものとして、新図書館建設計画が進行中である。2014年4月の開館(利用開始)を目標に、現在は設計作業に取り組んでいる段階である。新図書館は地上4階・地下1階建てで、約90万冊を所蔵可能である。現図書館では7万冊にすぎない開架図書が新図書館では40万冊と飛躍的に増加し、利用者の利便性が大いに向上する。また、資料のIC管理を予定しており、自動貸出や書庫管理などの機能面における充実を図ることができる。さらには、グループ学習室・個人学習室・個人閲覧席など、さまざまな利用環境を設定することにより、利用者の多様な需要への対応を可能にすることを目指している。

このような新図書館を実現させることにより、より多くの利用者の来館が促進され、本学の学習・研究の拠点となる。

## 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
図書館、学術情報サービス利用に関する資料	図書館利用案内	7-1
	学内PC・ネットワーク利用の手引き	7-2
その他の根拠資料	守ろう！情報セキュリティ	7-3
	2010年度環境報告書	7-4
	教育関係費手続一覧	7-5
	教育機器の設置場所一覧	7-6
	(仮称)東京経済大学新5号館・新図書館新築工事	7-7

VII章. 教育研究等環境  
4. 根拠資料

	村山キャンパス整備計画答申	7-8
	ティーチングアシスタント実施要領	7-9
	学外提携研究に関する取扱規程	7-10

## Ⅷ章. 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

##### <1>産官学等との連携方針の明示

本学は、「専門学術の真摯な研究を通じて社会に貢献すること、また、100年を越えた伝統と経験を踏まえ、時代と社会の要請に積極的に応えて、絶えざる自己改革を推進し、地域と社会に開かれた大学となることを目指す。」旨、理念として定めている。

今日、大学の使命として教育・研究に加えて社会貢献が挙げられ、大学の社会的存在意義が重視されたことにより、大学は、保有する資産・資源を広く社会に還元することを求められている。このことによって本学が取り組むべき課題を具体的に列挙してみると、生涯学習を前提とした公開講座の開講や授業公開、学内施設の開放、環境保護活動、教育・研究面での産・学・官等との連携事業の展開等が挙げられる。

##### <2>地域社会への協力量針の明示

本学は、国分寺市に本部キャンパスを有する唯一の大学であり、1946年に東京都心から国分寺市に移転して以降、60年以上の長きにわたり、国分寺市役所はじめ地域諸団体、企業、市民等との多様な交流を深めてきた。例えば、本学に所属する各種専門分野の研究者を市の審議会、委員会等へ委員として派遣し、さらに国分寺地域諸団体主催の各種講演会等への講師派遣等、人的資源を生かして国分寺地域の発展のための一翼を担ってきた。

こうした背景を持ちながら、2004年10月には、本学、国分寺市役所、国分寺市商工会、国分寺地域諸団体および国分寺地域企業とで「東京経済大学・国分寺地域連携推進協議会」を設立した。同協議会は、本学と国分寺地域の諸団体および市民との連携・協働を推進し、それによって国分寺地域における経済、産業、文化等の諸活動を発展させること、並びに本学の学生の現代的教育ニーズを充足させることを目的としているものである。

従来地域交流は、双方におけるそれぞれの必要な事情の発生に伴って、随時一方からの申し入れによって行われてきた。このような交流の方法は、多くの地域交流において一般的であるが、今日、大学にとっても地域にとっても、より積極的かつ戦略的に連携と協働を推進すべき事情が生じていることから、本学は、これまでの交流の蓄積を糧として、双方の連携ニーズに積極的に対応するため、上記の「東京経済大学・国分寺地域連携推進協議会」を有効に機能させていきたいと考えている【根拠 8-1】。

##### <3>国際社会への協力量針の明示

本学の「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」の中に、国際社会における社会連携・社会貢献そのものを重視する姿勢は読み取れるものであり、これによって国際社会への協力を行ってきた。学部等目的規程の第2条（建学の精神）によれば、「グローバル社会で活躍する人材の養成」を謳い、「専門学術の真摯な研究を通じて社会に貢献」する姿勢を謳い、「時代と社会の要請に積極的に応じて行く」姿勢を明確にしている。

本学は2001年から2003年にかけてベトナムの外国貿易大学に置かれた「日本人材協力センター」における起業家育成プログラムの開発のために、JICAから当該大学の教員の

## Ⅷ章. 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

研修を委託され、5回にわたって18名を研修員として受入れた。また、本学教員がベトナムに行って当地において講演や短期の講座を担当し、国際社会の協力を実践している。

2003年には外務省日中知的交流支援事業として、当時の中国のWTO加盟後加速する同国の「世界の工場化」、FTAへの展望と課題をテーマに日中双方を会場にセミナーを行い、経団連会館ホールでは大規模な国際シンポジウムを開催している。続いて、JBIC関連の国際社会への協力実績では、2004年、中国の西安で開かれた「中国『内陸部・人材育成事業』ワークショップ」に本学関係者が参加し、多くの中国関係者と交流を果たした。2005年、「JBIC資金による委託調査」のために、復旦大学・雲南大学・貴州財經学院を訪問し、内陸部の大学の実態調査と東部沿岸都市の大学との比較研究を行い、JBICに報告書を提出している。同年前期には、客員研究員として貴州財經学院をはじめ中国各地の大学から7名を受け入れ、後期も5名を受け入れている。翌2006年前期には2名を受け入れている。更に2005年、「JBIC公募の提案型調査 短期研修コース『市場経済コース』」を開設するための調査』をテーマに本学教職員6名のチームがJBIC公募の提案型調査に応募し、調査を委託されている。

本学は2006年以降に短期研修コース「市場経済コース」を開設・実施することを目標とし、中国内陸部の大学での市場経済に関する教育・研究の実態を調査するため、2005年に3回にわたって調査を行い、報告書をまとめJBICに提出している。この時の調査活動が機縁となり、「市場経済研修コース」および「大学管理運営研修コース」を2006年より2008年にかけて数次にわたって開催し、江西省、貴州省、雲南省から29の大学・官庁から400名近い大学・教育関係者が研修に参加している。本学は、日本および日本の大学事情、本学の教育研究・大学管理運営の経験・蓄積により研修を行い、参加者との意見交換・交流を行うことによって、本学もまた多くのことを学ぶ機会ともなっており、貴重な経験を積み、日中交流の一端を担った。

欧州との関係では、本学プロジェクト研究所である「東京経済大学現代ドイツ問題研究所」が、2006年、「日本におけるドイツ年」記念行事の1つとして、112番目の学術行事にあたる国際シンポジウム「領域統合・分化過程における国家と地域—日独比較」を開催して日独交流の一環を担った。

他にも、本学プロジェクト研究所の「国際歴史和解研究所」や「雲南研究所」が研究活動を通して国際交流を推進している。「雲南研究所」は2010年で一旦活動を終了しており、これまでの研究活動の成果を出版する計画を持っている。

## (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

### <1>地域交流事業への積極的参加

2004年10月に、本学、国分寺市役所、国分寺市商工会、国分寺地域諸団体および国分寺地域企業とで設立した「東京経済大学・国分寺地域連携推進協議会」には、具体的な作業を遂行するために、①協議会運営委員会、②国分寺地域産業研究委員会、③国分寺地域インターンシップ・学生地域参加実施委員会、④国分寺地域総合学習委員会、⑤史跡周辺おもてなし事業実行委員会、以上5つの専門委員会を設置している。この専門委員会は、本学、国分寺市役所、国分寺市商工会、その他地域の関係団体および市民からそれぞれ選出された者をもって組織され、活動している。同専門委員会では、それぞれの立場・視点から活発な意見が出され、協議会全体の運営が活性化されることにもつながり、有効に機能している。

本学が国分寺市と協力して市民の生涯学習を推進することは、市民ひとり一人が社会の進歩・発展に対応するための問題解決能力を養い、心豊かな自己の実現と生活の質的向上、職業上の能力向上を目指し、市民の生涯学習への契機となることを目的としている。産・

学・官の意見を積極的に取り入れながら、教育研究の成果を直接的に社会に還元する市民大学講座のあり方は、本学の社会的責任を果たす上で、重要な役割を担っている。

なお、市民の生涯学習を支援する市民大学講座等のほか、商店街との交流、審議会・委員会への参画等、地域との連携・協力により、本学の教育研究の成果は、国分寺市のまちづくり、活性化に貢献している。

## ＜2＞教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

本学は、『東京経大会誌（経済学）』『東京経大会誌（経営学）』『コミュニケーション科学』『現代法学』『人文自然科学論集』の5つの紀要の発行を年10回程度刊行し、学外研究機関へ送付する他、学内数カ所で紀要を置くことで学生以外にも誰でもが持つていくことができるようにしている。また、ウェブサイトでも執筆者の承諾の下に掲載論文を公表しており、本学の教育研究活動を社会へ還元するというサービスを行っている【根拠 8-2,3】。

本学の学術研究センターは1企画80万円までの予算が付く学術フォーラムを年間3回まで実施し、400万円までの範囲で国際シンポジウムを1回又は2回実施しており、すべて学外者へも公開しており、最新の研究活動の成果を社会へ還元するというサービスを行っている。また、学術研究センターは、上記フォーラムやシンポジウムの成果を含めた年報を年1回発行し、学内外に公表している【根拠 8-5】。

正課授業とは別に開講される特別企画講義を4つの学部、全学共通教育センター会議がそれぞれ2企画まで開講することができ、学外者へも公開しており、新しい試みの教育を社会へ還元している。

演習などを除いたほとんどの科目において、担当者の許可が得られれば、低廉な聴講料を納めることによって学外者は科目聴講をすることができる。また、学生と同様に試験その他の評価を受けて単位取得を希望するならば、それを可能とする特別科目聴講制度も完備している。

授業公開という点では他に、年に2回、学生の保護者、高校教員、生徒等へ授業を公開していることが挙げられる。

本学は長年国分寺市と提携し、国分寺市民を対象に市民大学講座、市民サテライト・ゼミを開いてきた。2011年度は、東日本大震災をテーマに市民大学講座を開いている。この講座の聴講経験者は「樗友会」という組織を作って独自の講座を開いているが、本学は講師派遣、施設提供などで協力している。上述の科目聴講では、国分寺市委託科目聴講生制度があり、市民は聴講料の半分の負担で大学での勉学を楽しんでいる【根拠 8-4,6】。

また、本学の総合運動場を持つ武蔵村山キャンパスが所在する武蔵村山市においては、本学独自の企画によって市民対象に武蔵村山キャンパス公開講座を開催している。市民大学講座受講者のシニア層の多さ、シニア層の熱心な聴講姿勢、大学院での社会人受け入れでのシニア層の優秀性についての大学院関係者の評価から、本学は大学院にシニア研究生制度を2002年から導入し、入試選抜の方法をシニア層向けに変えて優秀なシニア層を受け入れている。更に、2006年からは大学院にシニア大学院生の制度を設けて、入試選抜の方法をシニア層向けに変更して優秀なシニア大学院生を受け入れている。

## ＜3＞学外組織との連携協力による教育研究の推進

本学と国分寺市の間では「東京経済大学・国分寺市地域連携推進協議会」を運営するなど地域連携事業を行っているが、その一環として、2004年から本学のプロジェクト研究所制度を用いて「国分寺市地域産業研究所」が活動を行ってきた。当研究所は5年の活動

## VIII章. 社会連携・社会貢献

### 2. 点検・評価

期限を迎えた後は学長直属の研究所として活動を継続し、国分寺市と連携しながら、地域の活性化のために教育研究活動を展開している。

本学は、野村証券との提携で2003年から、「資本市場の役割と証券投資」を開講し、多くの聴講生を得てきている。また、本学経営学部流通マーケティング学科創立10周年を記念してファッション協会と連携して「ファッションのマーケティング」を2008年度から開講し、現在に至っている。2011年度からは経営学部で東京工業品取引所・東京穀物商品取引所・日本商品先物振興協会との連携で「現代商品市場論」を開講している。

#### <4>国際交流事業への積極的参加

対外経済貿易大学（中国）とは26年前に協定を結んで以来、交換教員、交換留学生、本学大学院への推薦入学等の交流を行い、本学学長、副学長等関係者が多数渡航している。グローバルキャリアプログラムにより、本学学生を対外経済貿易大学へ1 Semester相当期間派遣することを毎年行っているが、来年度から同大学国際貿易学院からの学生研修団を1 Semester受け入れることになっている。

雲南大学（中国）からは瀧本記念奨学金により2008年度から大学院への研究生を毎年1名受け入れている。同じく中国・雲南師範大学文理学院、山東財経大学、天津外語大学浜海外事学院から短期留学生を受け入れている。

雲南師範大学（中国）とは短期留学生受入協定を締結しており、今後受入れの実績が生じるものと展望している。

上海杉達学院（中国）からは毎年本学大学院へ推薦入学生を受け入れている。また、マカオ大学と本学は交換留学生の交換を断続的に行っている。

オーストラリアの大学とは、グローバルキャリアプログラムにより、本学学生をシドニー大学など複数の大学へ派遣しており、西シドニー大学とは交換留学生の派遣および受け入れを行っている。

チチェスターカレッジ（イギリス）には、毎年3週間の語学研修団の派遣、1年間の留学派遣を行っている。ポーツマス大学へも1年間の留学派遣を行っている。

米国ケネソー・ステート大学とはゼミ交換を行っており、語学研修や交換留学生の実現に向けて交渉を行っている。ペース大学へも本学のゼミが研修で訪問している。

他に、ドイツのヴィッテンヘルデッケ大学から半年間の短期留学生受入れを行っているが、ヨーロッパ大陸との交流は研究者レベル以外は、ほとんど行われていないのが現状である。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### <1>地域連携

地域社会との連携は、主として2004年10月に発足した「東京経済大学・国分寺地域連携推進協議会」の下で推進している。この間の効果的な取り組みとしては、学生の地域参加プロジェクトで、これは学生の地域参加を単位認定すべく、2010年度より、「学生の地域貢献」（特別講義）が、通年授業で2単位科目として開講したことである。この授業は、国分寺地域を中心に、国分寺市役所、社会福祉協議会、商店会連合会など、公益性のある機関・団体が主催する各種事業に、学生ボランティアとして参加することによって、「地域を学ぶ」ことを目的に開講される特別授業で、履修学生数は30名以内を前提にスタート

し、初年度の履修者は18名、2年目を迎えた2011年度の履修者数は36名であった。今後の履修者の広がりを期待している。

本学は、既に1982年から、国分寺市と共催で「市民大学講座」を開講しているが、2004年10月の「東京経済大学・国分寺地域連携推進協議会」の設立後は、国分寺市役所との連携により、毎年度、従来に増して改善・工夫がなされ、開講内容・時期等の見直しが円滑に行われている。また、時節を捉えた講座テーマの設定と多彩な講師陣により、受講者アンケート調査では、講座内容に対する高い評価を維持しており、リピーターも多い。

## ＜2＞国際連携

本学は国際社会への協力方針によらずに本学の「建学の精神」そのものに則ってかかる社会連携・社会貢献を行ってきた。その効果といえば、中国内陸部人材育成事業活動をきっかけに、本学は、中国・雲南大学および貴州財經学院と友好校協定を締結している。また、5年間の期間限定で研究活動を展開した本学プロジェクト研究所「雲南研究所」と、研修団として来校した雲南省の研究者との共同研究の基盤が構築され、その絆は現在も続いている。2007年度には、関係教員が、海外ゼミ研修で、雲南大学を訪問し、同大学の学生と本学学生の交流活動を行った。また、2008年度からは、瀧本記念奨学金制度の創設とあわせて、雲南大学から、大学院経済学研究科において来日前入学許可研究生の受け入れと研究生終了後は同研究科修士課程へ入試を経て進学するコースが開始され、2011年秋入学生1名と合わせてこれまでに5名の研究生を受け入れ、修士課程への進学も順調に進んでいる。こうした中国の大学との教育研究交流の深まりと広がりの勢いは現在も維持されており、雲南師範大学、雲南師範大学文理学院、山東財經大学、天津外国語大学浜海外事学院から短期留学生の受け入れや上海杉達学院から本学大学院コミュニケーション学研究科への推薦入学受け入れなどの実績を蓄積しつつある。

協定締結から30年近い年月がたつ対外経済貿易大学との交流も一段と拡大と深化を遂げつつある。

## ＜3＞社会貢献

学術フォーラムや国際シンポジウムなどには数十人から数百人規模で学外からの参加者があり、また、本学の教育研究活動を広報する機会ともなっており、本学の存在理由を社会へアピールする効果を上げている。特別企画講義や国分寺市委託科目聴講生、市民大学講座の市民の参加者は一定数あり、また、毎年参加する市民もおり、市民の学びのニーズに答えていると思われる。授業公開でも、本学学生・高校生の保護者からリピーターも一定数あり、アンケート記述内容によって好評を得ていることを知ることができるし、本学の教育改善に繋がる意見を得ることができる。

学外組織との連携による教育研究という点で、幾つかの授業の例を前項で挙げているが、本学の資源では行えない内容の授業展開が行われ、学生および市民の履修者も多く、社会への還元に寄与している。

## (2) 改善すべき事項

### ＜1＞地域連携

本学は、一定期間を目処にプロジェクト研究所として「国分寺地域産業研究所」を設置しているが、地域貢献、社会連携の重要性に鑑み、また、地域連携の重要拠点ともなりう

## VIII章. 社会連携・社会貢献

### 3. 将来に向けた発展方策

ることから、これを本学の付置研究所とするなど、「東京経済大学・国分寺地域連携推進協議会」と密接に連携した常設の研究所として、その位置付けを明確化していく必要がある。

市民大学講座は、質的には、毎年高い評価を得ているものの、受講者は減少傾向にあり、講座内容の維持・改善と同時に、受講者数の増強をはかる必要がある。また、仮に受講者数は多くなくとも、特色ある講座として地域に定着する講座の開講も検討すべき課題のひとつである。

#### < 2 > 国際連携

本学は「建学の精神」によって国際社会への協力事業を行ってきたが、今後この分野での一層の発展を期するには、「建学の精神」を土台に、これまでの経験を生かして国際社会への協力の方針を宣言するなどの可視化が必要な時期にきている。

#### < 3 > 社会貢献

研究成果を公開するという点では、紀要の発行だけでなくウェブサイトでの公表が時代の趨勢としては求められてきていると思われる。本学の場合は、著者の諾否に基づいての論文公表が現状であり、改善の余地があるのかどうかを含めた公表のあり方をめぐっての議論が必要である。市民への教育研究の還元という点では、エクステンションセンターのような組織による統一された本格的な取り組みは行われておらず、組織的対応の改善が検討されてよい。学外と連携しての授業展開の他に、外部資金による研究活動も拡充の取り組みが必要である。国際交流の面では、引き続きアジアでの努力を継続しつつ、欧米地域での交流の拡充が必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

#### < 1 > 地域連携

国分寺市内のお鷹の道（江戸時代のお鷹場に由来する遊歩道）周辺を拠点に、2007年度から活動が展開されてきた「おもてなし事業」は、2009年10月から、「おたカフェ」としてあらたなスタートをきった。これは、それまでの「東京経済大学・国分寺地域連携推進協議会」の下での事業の一環としての活動から、国分寺市の委託を受けた事業運営へと本格稼働したことを意味する。また、この取り組みは、こうした活動を含めた学生の地域参加活動を単位認定すべく、前にも触れた2010年度からスタートした特別講義「学生の地域貢献」の導入へとつながる結果となった。

1982年の第1回市民大学講座の修了者の有志が、1983年に自主学习グループとして「樗友会」を結成し、市民大学講座閉講中の1月から7月の間、土曜日の午後、政治、経済、文化、教育等、幅広い分野からテーマ設定して活発に学習会を開催している。会場には、本学施設を開放し、講師には、毎回、本学専任教員を活用している。勉学意欲旺盛な市民は、年々増加傾向にあり、会員数は既に300名を超えている。本学は、従来から、本学の持つ人的・物的資源を最大限活用できるよう、その運営に協力しており、今後もさらに連携強化して支援を継続していくこととしている。

## ＜2＞国際連携

本学は中国、韓国のみならず、ベトナム、タイ、マレーシアなどのアジア、米国、欧州など欧米、オセアニア等多くの大学と友好校、協定校等の関係を作っている。海外ゼミ研修、グローバルキャリアプログラム、短期語学研修その他、こうした幅広い国際交流の可能性を更に推し進めることによって本学の教育研究の国際化が進みつつある。かかる教育研究の国際化の進展から、将来の国際社会への協力の実践が生まれるものと展望している。

## ＜3＞社会貢献

授業公開、市民大学講座を聴講する市民の勉学の熱意は学生にもよい影響を与えるものであり、聴講経験者による組織が活動しているなど、本学のステークホルダーと見做してよい重要な存在となっている。

学外との連携による授業展開も、本学の人的資源では実現できない内容となっており、学生等には学修のモチベーションを高めることとなっている。

## （2）改善すべき事項に対する発展方策

### ＜1＞地域連携

地域との連携の仕組みとして、従来から、大学内に正式な連携窓口としての事務担当部署がなく、個々の事業は、これまで各部署単位で対応してきた。そのため、全体の事業が把握しきれていないという実情があり、このことが結果として情報発信の不足となり、地域連携が活発化しない要因でもあった。前に触れた「国分寺地域産業研究所」の運営とも関連させて、大学内に事務担当部署として、「地域連携センター」（仮称）を設置するなど、具体的な対応策を検討しなければならない。

市民大学講座の内容が受講者の満足度を高めていることは、受講後のアンケート調査等から確認されていることであるが、受講者層が60歳代以上と、高齢化している。近年の講座の運営方法が、統一テーマを定めて全8回程度の講座を個別の講師が担当して展開する方式をとっているため、幅広い受講者ニーズに対応できないのが現状である。

### ＜2＞国際連携

米国ケネソー・ステート・ユニバーシティとの教育研究上の本格的な交流の端緒が開きつつある。本学の場合、欧米諸国との交流が不十分であり、今後の拡充・充実が必要である。こうして地球全体のバランスのとれた国際交流の中から、新たな国際社会への協力が実践できる。

### ＜3＞社会貢献

エクステンションセンターのような組織や前に触れた聴講経験者対策の組織的対応を可能とするような、教育研究の成果を適切に社会に還元するための体制作りが必要である。前項で記述した学外との連携を可能とする部署、体制の機能を強めるための改善策を検討し実現していく必要がある。

## VIII章. 社会連携・社会貢献

### 4. 根拠資料

## 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
その他の根拠資料	国分寺地域連携推進協議会規約	8-1
	「学会誌」・「論集」・「コミュニケーション科学」・「現代法学」編集内規	8-2
	東京経済大学「学会誌」・「論集」 ・「コミュニケーション科学」・「現代法学」発行規則	8-3
	市民大学結果報告（受講者アンケート）	8-4
	学術研究センター年報	8-5
	榊友会ウェブサイト	8-6

## IX章—1. 管理運営

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### <1>中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

法人の健全な運営や適正な事業の遂行を推進するとともに、設置された大学の建学の精神・教育理念に基づく教育・研究活動を将来にわたり永続的に発展させるため、法人と教学組織が一体となり、共通の現状認識に基づく一致した基本政策の立案・策定と推進を図っている。

年々の予算編成方針や事業計画、事業報告や大学改革にかかわる課題など法人や大学の方針や取り組み中の改革課題やその審議過程、進捗状況については学内の各会議体への報告、ウェブサイトなど各種媒体を通じて行われるが、学内教職員に向けた広報誌として2008年10月に発刊された『TKU VISION』（発行者・学長）により学長の意思や方針について大学構成員へ周知を図るよう努めている【根拠 9-20】。

##### <2>意志決定プロセスの明確化

本学における意思決定は、すべて、関連する会議体にかかわる規定等に則った厳正な手続きが執られている。

法人の意思決定は理事会によってなされ、大学（教学）の意思決定は教授会組織によってなされるが、本学独自の意思決定組織として大学運営会議が置かれ、学長に委ねられた大学運営にかかわる諸課題が審議される【根拠 9-13】。

##### <3>教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

教学組織（大学）の責任と権限については後述するが、法人組織（理事会等）の責任と権限については、各理事の所管を定め業務処理を行う体制を構築している。

本学の理事長は「学長による大学運営を尊重するとともに、理事会と大学の円滑かつ良好な関係を維持・発展させるため」「（学生定員、学生入学者数、学部・学科の設置、教職員の採用、任免など）理事会に付議すべき事項の立案を学長に委託」している（「寄附行為施行規則」第6条）。

本学寄附行為施行規則では「大学運営会議」（第7条で学長に委託された業務の遂行につき、学長を補佐すると規定。）と「常務理事会」（第8条で理事会に付議する大学経営の基本事項、理事会決定事項の執行、法人の日常業務の執行に関する協議、決定および連絡調整を行うと規定。）についても、それぞれの役割を明記している。理事会においては、学長へ立案を委託した事項のうちから学生生徒納付金、手数料に関する事項、教職員の給与・勤務条件に関する事項、大学の施設・設備の管理および改善に関する事項を削除する等の措置をとり法人の執行力を高めつつも、本学の伝統である教学意思の自立への配慮がなされている。

【根拠 9-11,12】

## IX章—1. 管理運営

### 1. 現状の説明

## (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

### <1> 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

学校教育法第93条(教授会)の「大学は、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」とする規定を受けて、本学では学則第9章「教授会、代議員会および全学共通教育センター会議」の章の中の第56条(教授会)第1項において「本学に教授会を置き学長、教授、准教授および専任講師をもってこれを組織する」と規定して構成員を明らかにし、同条第2項において「学長は全学教授会を招集しその議長となる。学部長は学部教授会を招集しその議長となる」と規定し、教授会を全学教授会、学部教授会と2分類として、それぞれの責任体制を明確化している。

また、学校教育法施行規則第143条第1項の「教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(次項において「代議員会等」という。)を置くことができる」および第2項「教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる」とする規定を踏まえて、学則第8条の2の規定によって代議員会を設置し、学長が議長となって運営されている。更に、本学には全学部生を対象とする総合教育科目を展開しており、こうした科目を担当する教員は4学部に所属することとなるが、一堂に会して総合教育科目の運営を行う必要上、全学共通教育センター会議を設置し、全学共通教育センター長が議長となって運営されている。

このように本学の管理運営のために教授会等の機関に関する規程が完備しており、教学関連の管理運営に関する権限と責任は明確となっており、一方では教学運営を尊重する伝統も維持されているため、大学の理念・目的の実現に向けて運営されている。

### <2> 学長、学部長・研究科委員長および理事(学務担当)等の権限と責任の明確化

学長は、校務を総覧し、所属職員を総督する(学則第52条)。したがって、学長の権限は、大学運営に係る校務および教職員人事の全体に及ぶこととなる。学部長は、学長を補佐しそれぞれの学部を管掌し、学長および副学長に事故あるときはその職務を代行する(学則第54条第3項)。大学院研究科委員長は、研究科委員会の定めた方針に基づいて研究科の運営にあたる(大学院学則第38条第5項)。理事(学務担当)については、本学の場合、副学長がこれにあたり、副学長は、学長が行う大学の運営全般に関して学長を補佐し、学長の委任する職務を代理又は代行する(副学長規程第3条第1項)。また、学長に事故あるとき又は学長が欠けたときは、学長の職務を代理又は代行する(副学長規程第3条第2項)。

### <3> 学長選考および学部長・研究科委員長等の選考方法の適切性

学長は、「学長選挙規程」および「学長選挙規程施行細則」【根拠 9-1,2】により、学長候補者が選考され、「寄附行為」第19条に基づき、評議員会に諮問した後、理事総数の3分の2以上の賛同による決議をもってこれを選任している。学部長は、「学部長選出規程」【根拠 9-14】に基づき、学部教授会の選挙より選出している。また、大学院研究科委員長は、その研究科の専任教員で組織する研究科委員会で互選により選出する旨、「大学院運営組織規程」【根拠 3-18】第38条第2項および第3項で定めている。以上のとおり、学長等の選考は、各規程に基づき、適切に行っている。

### (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

#### <1>事務組織の構成と人員配置の適切性

本学の事務組織は「寄附行為施行規則」【根拠 9-12】および「事務組織分掌規程」【根拠 9-15】によって定められており、理事長のもとにある監査室のほか、学長の総理のもとで5つの部、15の課が編成され法人および大学の事務を扱っている。学長を補佐して事務局を統括する事務局長以下109名の専任事務職員が業務にあたっているが、学長室と総務部は、法人業務を含む管理的業務を主に担当し、学務部、学生支援部、図書館は、それぞれ教育研究遂行の日常的業務・教学改革に関わる事務、教授会や各委員会事務などを担当している。

#### <2>事務機能の改善

大学改革を教員とともに担う必要のある今日の大学職員には、組織決定を待つて受動的に実行するだけでなく、能動的な行動も期待されるが、教学テーマを中心とした重要な戦略課題等の企画立案を担っている改革推進本部においても職員が各プロジェクトに積極的に参加している。

本学の事務局の意思決定・調整機関として事務局会議がある。事務局会議は、「事務局会議に関する申し合わせ」(1988年12月)【根拠 9-16】によって運営されており、事務局長の招集により隔週に開催されている。事務局会議では所管業務の連絡・調整の他、重要な事項については、大学運営会議(隔週開催)に諮られる。事務局会議は事務案件について自律的に対応する一方、法人や大学の運営にかかわる事項との関係では、常務理事会や大学運営会議の下部機構としての側面を持っている。なお、事務組織再編案、勤務体制変更案など重要案件については、事務管理職者による管理職研修などでの集中議論を含め検討に十分な時間をかけている。

#### <3>業務内容の多様化への対応策

本学は1980年代に事務組織の効率的運営、計画的採用および現業業務の外注化方針などを主な内容とする「職員人事計画」を定め、これを、今日に至るまで修正を加えながら職員組織運営の基本方針として、人事異動や採用にも適用してきた。業務内容の多様化へ対応する観点から専任職員数を見直すなど組織運営に柔軟性を持たせつつ、今後ともこれを堅持する。

職員採用計画や事務職員人事異動方針を決定している。課・室の統合、専任職員業務の非専任職員への切り替えおよびアウトソーシングの推進により、業務繁忙や事務情報システムの改善、として、これまで当面目指して来た専任事務職員数100人体制については年代構成是正の必要などから採用計画の見直しを行う方針である。

#### <4>職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

職員の採用は「事務局会議に関する申し合わせ」【根拠 9-16】に基づき、事務局会議が主体となり行っており、総務課が担当している。「職員人事計画」に基づいた「職員採用計画」を策定し、事務管理職者から構成される採用委員が選考にあたっている。また、職員の昇格は、「職員任用基準」【根拠 9-19】に基づいて行われ、適正に運用されている。

職員は勤続年功制に基づく給与体系のもとにあり、評価制度や人事考課については十分確立されているとは言えない。事務職員の給与は、一般職(1級)、副参事(2級)、参事

## IX章—1. 管理運営

### 2. 点検・評価

(3 級) に区分された俸給表に基づき支給される。人事考課は、賞与（期末手当年 2 回 6 月、12 月）支給時に行われる。

#### (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

##### <1>人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

人事諸制度の改革は、2008 年 11 月の新職員人事システムの構築をめざした事務局長諮問を契機に検討を再開したが進捗していない。職員が担うべき役割の変化、職員の意識の変化、社会一般の人事制度の動向等を確認するなかで、典型的年功給制度からの脱却を図り給与制度、評価制度、昇格・異動、能力開発・育成が機能的に連動する人事制度の構築に向けて検討を継続する。

本学職員の定期人事異動は例年 6 月に実施され、その際に昇格も検討されることが多い。異動にあたってはまず「職員人事異動の基本方針」を事務局全体に示し認識を共有している。その後「異動等に関する調書」を全事務職員に記入させ、現在の担当業務の内容や分量や、適性、職場環境や本人の希望について把握し、また、希望があれば総務部課長との面談も実施し、各部署や職員個々人の状況や事情を把握した上で人事異動を行っている。

##### <2>SDの実施状況と有効性

2004 年に事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策のひとつとして、職員研修制度を大幅に改正した。制度目的として職員の人材育成、キャリア養成・開発並びに職務遂行能力の向上を掲げ、実施に努めている。研修区分と研修名は以下の通りである。

###### (1) 一般研修

①基礎知識研修（夏季授業休止期間、各種テーマで 4～8 コマ実施 全職員 2 コマ必須参加）

②年代別研修（夏季授業休止期間に 2 日間実施 40 歳まで年代層毎 3 年に 1 度参加）

③IT 研修（必要ある者に実施）

④業務別研修（A：課内研修、B：課長指名による外部研修、C：関連資格取得研修）

⑤自主研修（申請の上、研修委員会で認められれば費用の半額まで補助 [上限 5 万円]）

⑥外部研修（研修委員会で検討の上、職場管理職からの推薦で参加）

⑦語学研修

###### (2) 管理職研修（夏季授業休止期間等に 2 日間実施）

人材育成のためには、配置部署における OJT も必要不可欠であることを認識し、推進している。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### <1>管理運営方針

実質的に改革課題の検討や立案を担う現学長の下での改革推進本部会議には、理事長を除くすべての常務理事、学内理事が参画しており、理事会レベルでの改革課題の共有に資している。また学長・副学長・事務局長打合せを緊密に行うとともに、理事長と学長の打合せも定例化し法人と大学の連携を深めている。

本学の教学関係に関する責任と権限を有する教授会等の教学機関に関しては必要な規程が完備されており、長年の運営実績の蓄積も加わり、教学関連の管理運営は大過なく遂行されている。大学の理念・目的に向けての管理運営方針が明確であるため教授会等の既存の会議、新たに設置されている諸会議との間の連携・調整は遅滞なく行われている。

## ＜2＞事務組織

社会や学生の急激な変貌に対応すべくカリキュラム編成をはじめとする制度改革が続いている。こうした教学改革に合わせて事務組織も臨機に改編を行いながら、職員数の減少にもかかわらず、教学の日常の業務や、多くの教学改革関係の業務に対応してきた。長年に渡る改革努力により事務局会議を中心に各事務組織が有機的に機能していると判断できる。

本学の研修制度は、ほぼ整備されている。その中でも年代別研修は、ワークショップ、ロールプレイング、ディスカッション、発表を中心とした参加型研修を基本として、毎年年代層にあったテーマを選択し、実施しているとともに、同じ職場で働く同世代間のコミュニケーションを図る場として効果を上げている。

## （2）改善すべき事項

### ＜1＞管理運営方針

大学の議論過程と意思形成過程から決定に至るまでには相当の時間と労力を割くが、これを慎重にかつ丁寧に進めることを失うことなく、迅速さを実現できる仕組みが必要とされている。

### ＜2＞事務組織

事務局会議の活発化促進とともに、部内会議、課内ミーティングの制度化、定例化による一層丁寧なコミュニケーション向上の努力が必要とされている。職員の意識向上、職員組織の活性化を図るためには、職員各々の業務への努力が大学の発展に直接結びついていくという一体感と目標達成感を持って業務にあたるのが肝要である。また、大学において、職員に期待される役割が大きくなっているが、一層の課題発見、職務遂行能力の向上が必要である。

また、教学対応の強化、入学者確保、キャリア支援の重視と強化の必要性により、専任職員数は、学務課 17 名、入試課 10 名、キャリアセンターは資格支援部署のキャリアサポートセンターを含めて 10 名と増員して来た。増員にあたっては、他の部署（特に管理部門）の人員を削減し、対応してきたが管理部門の職員数削減も限界に達している。

「教育力」を各大学が競い、学生生活を支援する立場から学生サービスを向上させる競争が開始されているなか、現行組織の点検を継続し、こうした諸課題を可能とする組織改編を柔軟に絶えず進めていくことが重要となっている。各部署について必要な体制をとりつつ、限られた人材の活用により、効率的で創造的な業務展開を可能とする努力が引き続き求められている。

また、人事異動のルール化や役職への昇格・降格基準の整備、明文化（可視化）等が対応を急ぐべき事項である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

#### <1>管理運営方針

本学の理念・目的に向けて新たな制度導入や改革を行う際の中心的役割を担ってきたのは、2005年から発足している改革推進本部会議であり、これと教授会をはじめとする既存機関との円滑な意思疎通、連携によって実現してきた。今後もこの改革推進本部会議と既存機関との両輪で本学の理念・目的に向けての管理運営方針は求められる実績を生み出していくものと期待する。

学長が強力なリーダーシップを発揮するためには、細部にわたる決定権を学長に集中することなく、学長の職務権限を副学長やその他の執行機関の長に委譲しながら、なおかつ一元的な意思決定を可能とする全学的な運営体制を作り上げていくことが必要である。本学では、スタッフ機能にとどまる学長補佐制度に加えて、2004年度期中から、副学長制度を発足させて学長が行う大学運営全般について補佐し、学長の委任する職務を代理又は代行することとした。

#### <2>事務組織

1998年度から管理職に実施している上長との面談制度、目標管理制度を一般事務職まで広げる方策が有効と思われるので早期に実現する。

また、課長補佐制度を2004年度より導入し、現在は学務課に2名、学生課に1名を配置し効果は上がっている。事務組織文章規程にもあるように必要に応じて各課なので、今後必要であれば担当課長なども視野に入れ、対応を検討する。

学生や教員への支援、サービス向上をはかりながら、専任事務職員数の削減を行ってきた。その結果、職員一人一人のパフォーマンスを上げざるを得ない状況になっている。

### (2) 改善すべき事項に対する発展方策

#### <1>管理運営方針

学長の交代、副学長、学部長ら役職者の交代を経る中で、改革推進本会議のあり方も変化し、下部作業部会が多く作られてきている。そこには幅広い叡智の結集と共に一層の効率性、実効性が求められており、既存機関との連携の強化が図られなければならない。また、副学長等への権限委譲と一元的な意思決定体制が検討されてよい。

#### <2>事務組織

適材適所の観点と人材育成の観点からの人事異動と研修プログラムをさらに進展させる。

職員の採用については「職員採用委員会」が採用予定者を選考しており、現場の感覚をいかながら有為の人材を確保している。管理職登用などの昇格・降格に関しても公正に実施されているが、手続きが明確でないとの指摘もあり、諸規程の整備とその適切な運用が急務となっている。

大学職員に対するニーズの多様化、業務の専門化をふまえた人事政策の見直しが急務となっている現在、職員ひとり一人のパフォーマンスやモチベーションを上げる方策と同時に新たな改革にチャレンジするための余力（職員増）も必要となってきた。

## 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
学長選出・罷免関係規程等	学長選挙規程	9-1
	学長選挙施行細則	9-2
寄附行為	寄附行為	9-11
	寄附行為施行規則	9-12
その他の根拠資料	大学運営会議規程	9-13
	学部長選出規程	9-14
	大学院運営組織規定	(3-18)
	事務組織分掌規程	9-15
	事務局会議に関する申し合わせ	9-16
	職員研修要項	9-17
	参事および副参事に関する規程	9-18
	職員任用基準	9-19
TKU-VISION	9-20	

## IX章—2. 財務

### 1. 現状の説明

**(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。**

#### **<1> 中長期的な財政計画の立案**

大学の管理運営方針を定めるにあたって、また、教育研究を安定的に遂行するためには、中・長期の財政計画を策定することが必須となる。本学は2010年に、創立110周年という節目に当たり、「TOKYO TOP30計画」として、教育、研究、学生支援、就職、環境、社会貢献、国際化という7つの重点分野において首都圏の有力大学として確固たる地位を築くことを宣言し、次の10年の発展を誓った。また、これを法人レベルで支援するために理事長のもとで中長期の財政計画の策定を進めている。

財政計画策定にあたっては、2011年内を目標に策定を急ぐが、大きな財政負担となる①国分寺キャンパス整備計画、②村山キャンパス活用計画、③国分寺・村山キャンパス中期設備計画、④第2号・第3号基本金組入れ計画の強化、を盛り込む必要がある。また文部科学省からの退職給与引当金の計上基準の変更への対応などの財政圧迫要因もあるが、財政運営にあたっては、従来からの方針に従い一層の経費の節減と有効利用を図るとともに、学費の一部（教育充実費）の改定を2012年度新入生から行い、上記重点項目の実行性について、財政的裏付けを確固たるものとする。

#### **<2> 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況**

本学は社会科学系の大学ということもあり、外部資金とりわけ科学研究費補助金についての受け入れ状況は充分とは言えない。過去5カ年の採択件数は継続を含め、2007年14件、2008年10件、2009年8件、2010年14件、2011年18件に留まっている。教員対象の説明会等も実施しているが毎年の申請状況も20件に満たない。

#### **<3> 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性**

財務関係比率については、毎年度の事業計画・事業報告時に公表している。主なものは、人件費比率、教育研究経費比率、帰属収支差額比率、学生生徒等納付金比率、補助金比率、負債比率、基本金比率、内部留保資産比率等である。前年度分の資料として私学振興・共済事業団より公表されている医歯系法人を除く全国大学比率を参考値として同時に比較している。概ね良好な水準にあると判断しているが、教育研究経費比率、学生生徒等納付金比率において全国平均を下回っている。しかしながら経営の健全性を示し自己資本の充実度を示す帰属収支差額比率は、全国平均で比較すると大幅に上回っている。

## (2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

### <1> 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査

毎年度の予算編成は、理事会において策定した「予算編成方針」にそって行われる。予算編成は、各予算単位および予算単位区分毎に予算積算書を作成し、予算事務局会議で事前査定を終えたうえで、理事長を議長とする拡大予算会議で原案を決定し、評議員会の意見を聞いた上、理事会での審議を経て、予算として確定する。予算の積算（要求）に当たっては、各予算単位毎の事業を目的別に予算集計することとなっているが、その際、予算の所管部署である経理課において、目的別の予算の上限額を予め決定し、その予算の枠内での積算（要求）を原則としている。また、積算の内容により、経常予算、臨時予算に区分し、予算編成に重要度に応じた増減を行っている。

予算執行は、決められた年度予算に基づき、各予算単位および予算単位区分のもとで執行される。各予算単位の責任者は事務部門の各部長であり、予算単位区分の責任者は課長である。予算執行に際しては、会計伝票を予算単位区分ごとに作成し、各予算単位区分責任者（課長）の認印押印のもとで執行する（経理規程第9条）。ただし、1件の金額が100万円を超える場合は予算単位責任者（部長）の認印を必要とする。

実際の執行にあたっては、予算に計上されていない事項、定められた予算額を超える支出が必要となることもある。計画性の欠如から発生する項目もあるが、多くは予定外の新規事業のためやむを得ないである。前者のケースは、次年度まで待つか、特に緊急な場合は、毎年11月に行う補正予算まで待つよう指示するが、特に緊急を要するケースについては、理由を示して稟議決済により執行する。なお通常の範囲の支出に関する最終決裁者は財務担当理事である。

予算の執行にあたっては、各予算単位毎に予算目的別・細目毎に伝票起票により執行される。予算所管部署の経理課では毎月、予算単位区分毎に集計された予算執行状況を配布し、経理課内では各予算単位区分毎の予算執行状況のチェックを行なっている。また、各予算単位においても、現在の予算執行率を把握するのに役立っている。次年度の予算編成時にも当該年度の予算執行状況を参考にしつつ、次年度予算積算の参考としている。

### <2> 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

内部監査制度については2010年度に規程が整備され、今年度より本格的に稼動することとなり、2011年度の決算は、監事監査、監査法人（公認会計士による）、内部監査の三様監査により実施されることになる。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### <1> 財政的基盤

各財務指標が良好な水準にあることは先に触れた。予算編成時からこれらの比率を意識し編成作業を行うという体制が整っている。堅牢な財務構成が維持されている。

## Ⅸ章—2. 財務

### 3. 将来に向けた発展方策

#### <2> 予算編成および予算執行

予算編成は、大学運営上予算執行を伴う全ての項目について審議しており、大学執行部をはじめ予算関係者が予算を詳細にわたって審議することは大学運営全体を掌握することには大いに役立っている。

予算執行上、最も重要な点のひとつは、不正が発生しない仕組みを持つことである。本学では、詳細な予算書に基づき、予算上の支出根拠を確認しながら会計伝票が作成され、予算書に記載のない事項については稟議決済を必要としている。また、経理課において会計伝票の予算根拠その他のチェックを行っているので、執行の厳格性は常に保たれているといえる。

#### (2) 改善すべき事項

##### <1> 財政的基盤

従来から問題視されている点であるが、学生生徒等納付金比率は全国平均を下回っており（依存比率が高い）、収入構造の硬直化に繋がりがかねない。特に、寄附金比率、補助金比率が全国大学平均に比べて著しく低い値となっており、学生生徒等納付金に頼らざるを得ない状況となっている。収入構造の多様化を目指すことが必要である。

##### <2> 予算編成および予算執行

予算査定において、個別事項にわたり細かく審査する方法を採用することにより、執行の厳格性は常に保たれているが、予算積算・査定に要する時間が膨大なものとなり、概括的に行なう部分と詳細に査定する部分とに分けるなど、改善の必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

##### <1> 財政的基盤

適切な定員管理を行っているが、安易な学費改定、また資金運用収入や寄付金収入に期待できない経済環境にあり 2005 年度の事業計画で掲げた学生数 7,000 名の実現に向けた努力が改めて必要となる。

なお 2008 年度には経済学部において 30 名の入学定員増を実施し、また 2009 年度には経営学部において 50 名の入学定員増を行っている。学生数 7,000 名を実現するためには、教育内容の充実と総合大学としての充実を図る意味でも、学部・学科構成の多様化は有効であり、各学部教授会での一層の議論が必要である。

## 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
財務関係書類	財務計算書類(写) 2006(平成 18)～2011(平成 23)年度	9-4

財政公開状況を具体的に示す資料	監査報告書 2006(平成 18)～2011(平成 23)年度 (監事)	9-5
	監査報告書 2006(平成 18)～2011(平成 23)年度 (監査法人)	9-6
	事業計画書	9-7
	事業報告書	9-8
	財産目録 情報公開	9-9 9-10

## X章. 内部質保証

### 1. 現状の説明

**(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。**

#### **<1>自己点検・評価の実施と結果の公表**

本学では、1993年度に自己点検・評価規程【根拠 2-3】を制定し、1994年度に中間報告書『東京経済大学の現状と課題』を作成した。1996年度には、大学評価制度が導入されたこともあり、(財)大学基準協会の相互評価申請資料として、自己点検・評価報告書『東京経済大学の現状と展望』を作成し、1997年度に第1回の申請を行い、同協会が定める「大学基準」に適合しているものとして、「相互評価の認定を行うことが適当である」旨の評価結果を受けた。また、2001年度には相互評価の中間年(当時は10年周期)として『自己点検評価資料』(学内資料)を作成している。

さらに、学校教育法の改正により、2004年度から認証評価機関による大学評価が義務付けられたこともあり、2004年5月1日を基準日とした自己点検・評価を行い、2005年度に2回目の相互評価を申請し、2006年3月29日、「東京経済大学に対する相互評価結果ならびに認証評価の結果」として、「適合」の評価を受けた。その『自己点検・評価報告書』および「評価結果」は、冊子として関係機関に配布するとともに、ウェブサイトに公表している。その際指摘された、助言、勧告に関する『改善報告書』を2009年度に提出し、学内に広く周知している。

なお、2010年3月末には、第2回認証評価への中間時点であるということもあり、「自己点検・評価中間報告書」を作成し、教職員の自己点検・評価活動に対する理解・認識を共通にするため、学内で閲覧可能なウェブサイトに公表している。

また2008年度からは、各年度ごとに、重点項目を中心に、「事業計画」を策定し、年度終了後には「事業報告」を作成している。2008年度、2009年度は、「事業報告」のみをウェブサイト上で公表していたが、2010年度からは、「事業計画」も公表するようになった。

#### **<2>情報公開の内容**

情報公開については、個人情報保護の観点から問題ない限り、重要な情報は公開することとし、「教育研究上の目的」「教育研究上の基本組織(財務状況を含む)」「教育組織、教員数、各教員の学位・業績」「アドミッションポリシー、入学者数、在学者数」「卒業生数、進学者数、就職者数およびその他進学・就職状況」「講義内容および教育課程編成の方針」「学位授与の方針および卒業・修了認定基準」「校地、校舎の施設・設備、その他学生の教育研究環境」「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用」「学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援、修学支援」の10分野61項目にわたって本学ウェブサイト上で情報を公開している【根拠 9-10】。

#### **<3>方法の適切性、情報公開請求への対応**

本学では個人情報保護規程【根拠 10-3】を定め、教職員等が個人情報を取り扱う業務の実態に応じた個人情報保護のための管理体制を確立すると共に、個人情報の取

得、利用、提供において所定の規程に従い適切に取り扱っている。また、個人情報保護委員会を設置して、個人情報に関する事項を全学的に審議している。

個人情報に関する情報主体の権利を尊重し、情報主体から自己情報の開示、訂正若しくは削除、又は利用若しくは提供の拒否を求められたときは、社会通念や慣行に照らし妥当な範囲でこれに応じている。

また、「問い合わせ」に対応する体制も用意し、問い合わせ方法を本学ウェブサイト上で公表している。

## (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

### <1>内部質保証の方針と手続きの明確化

自己点検・評価については、1993年度に自己点検・評価規程【根拠 2-3】を制定し、その第1条は、自己点検・評価の目的を「学則(大学、大学院)第1条に定める目的の実現をはかるため」に行うと規定している。すなわち、学則第1条は、本学が「学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し知的、道徳的および応用的能力を展開させ、併せて文化の発展に寄与すること」を目的とすると定めている。

また自己点検・評価規程は、第2条以下で自己点検・評価の手続きをも明確にしている。自己点検・評価を行うために、自己点検・評価運営委員会と自己点検・評価実施委員会を設置し、自己点検・評価運営委員会が、自己点検・評価について包括的な企画と立案を行うとともに、自己点検・評価実施委員会を統括し、点検評価項目を設定する。その点検評価項目に基づき実施体制、実施方法を定め、担当実施委員会を指定する。各実施委員会は、各点検項目毎に個別に自己点検・評価を行い、運営委員長に報告することになっており、運営委員長は、その報告を総括整理し、『自己点検・評価報告書』としてまとめ、学長および理事長に提出することになっている。

自己点検・評価に基づく改革・改善方策は、学長が議長となり、副学長、各学部長、全学共通教育センター長、事務局長、事務の各部長、法人財務担当常務理事によって構成され、隔週に開催されている改革推進本部会議において毎年度策定される「事業計画」によって明らかにされ、その実施状況は、同じく改革推進本部会議、あるいは、やはり隔週で開催され、学長が議長であり、改革推進本部会議とほぼ同様の構成員からなる大学運営会議で、随時点検され、年度末には「事業報告」によって総括することになっている。

### <2>内部質保証を掌る組織の整備

自己点検・評価規程【根拠 2-3】によって、自己点検・評価は、自己点検・評価運営委員会の下で行うことになっており、運営委員会は、以下の者によって構成されている。

- (1) 学部長および全学共通教育センター長
- (2) 研究科委員長
- (3) 図書館長並びに全学教務、研究、学生および入試の各委員会委員長
- (4) 事務局長並びに学長室、総務部、学務部および学生支援部の所属長並びに図書館副館長および秘書課長

運営委員会は、その作業を円滑に進めるために、必要に応じて委員による小委員会を設置することができる。

実施委員会は、各点検項目ごとに、既存の各種委員会および事務組織(課・室等)をあてることになっており、具体的には、次のとおりである。各学部・センター教務委員会(教務主任)、大学院委員会(学長)、各研究科委員会(委員長)、全学教務委員会、研究委員会、入試委員会、学生委員会、就職委員会、図書委員会、国際交流委員会、人権委員会、学生

## X章. 内部質保証

### 1. 現状の説明

相談委員会、情報ネットワーク委員会、メディア委員会、CSC運営委員会、生涯学習推進委員会、学術芸術振興会、インターンシップ推進委員会。

なお、個別の自己点検・評価実施責任者は、学部長、研究科委員長、委員会委員長、事務組織の所属長であり、運営事務は、学長室秘書課が担当している。

### <3>自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

自己点検・評価によって明らかになった改革・改善課題は、学長が議長となり、副学長、各学部長、全学共通教育センター長、事務局長、事務の各部長、法人財務担当常務理事によって構成され、隔週に開催されている改革推進本部会議において毎年度策定される「事業計画」によって明らかにされ、その実施は、同じく改革推進本部会議、あるいは、やはり隔週で開催され、学長が議長であり、改革推進本部会議とほぼ同様の構成員からなる大学運営会議で方針化され、課題ごとに各担当責任者を通して、学部あるいは各種委員会、事務組織によって実施に移される。その実施状況については、各部署で随時点検され、責任者を通して、改革推進本部会議ないしは大学運営会議において、点検され、年度末には「事業報告」によって総括され、次年度へ向け、課題を確認している。

### <4>構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

全教職員に『教職員用学生対応ハンドブック こんなときどうする?』【根拠 10-5】を配付し、ハラスメントは誰にでも起こりうる人権侵害であり、広範な相談窓口を準備し人権コーディネーターによる対応を行っていることを、周知している。このハンドブックには、個人情報の保護についても明記されており、教職員の意識向上に努めている。

また、研究費の利用や研究モラルに関わって、学外提携研究に関する倫理基準である「東京経済大学学外提携研究に関する倫理基準」を定め、次のような基準を設定している。

- (1) 学問の自由と独立の原則を守ること。
- (2) 人事の決定などに際して、学外提携研究が大学の自治を侵さないこと。
- (3) 学外提携研究の承認審査では必要な資料が開示され、その決定が民主的になされること。
- (4) 研究成果は公開を原則とすること。ただし、知的財産権取得等のために、共同研究者又は研究委託者との信頼関係に基づいて、成果公表の時期を合理的に制約することを認めることがある。
- (5) 軍事目的に役立つことを目指す学外提携研究、又は差別、抑圧若しくは人権侵害につながる反人道的な学外提携研究は行わないこと。

科学研究費の利用にあたっては、不正な支出がないように学内規則を整備し、その徹底のため、全学教授会において、毎年、説明する機会を設けている。

### <5>内部監査の適切性

本学における監査は、法人の役員である監事による監査および内部監査規に基づき設置されている監査室による内部監査があり、定期的に行われている。

これは、業務遂行の適正化、効率化および教職員の業務に関する意識の向上を図り、もって本学の健全な運営と社会からの信頼の保持に資することを目的としている。監査は、本学の業務全般について法令および本学諸規程並びに社会規範に則り、公正不偏かつ客観的な立場で検討および評価を行い、本学の業務遂行の適正化と効率化に資するための改善提案等を行っている【根拠 10-1】。

### (3) 内部質保障システムを適切に機能させているか。

#### <1>組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

組織的な内部質保証へ向けた自己点検・評価活動は充実してきている。個人レベルでの教育研究についての自己点検・評価は、緒についたところであり、FDを中心にした経験交流の中で、方向性を模索しているところである。

職員には研修制度を通じて、組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動を充実させ、実質化に取り組んでいる。「稟議取扱基準」実施細目に基づいた、学長宛に提出する「業務改善提案書」制度があり、業務改善を行うことにより、業務執行の効率化をはかり、教育・研究サービスの充実に資することを目的としている【根拠 10-2】。また教職員が予算にとらわれず、いつでも自由にアイデアを出し合うことにより、本学の質的充実をはかることのできる「企画提案書」もある。

2010年度に創立110周年を迎えたのを期に、学長主導のもと「TOKYO TOP30」計画【根拠 10-6】を宣言した。これは教育品質、研究実績、学生支援、就職満足度、国際性、社会貢献および環境の7つの分野で上位15%のポジションをめざそうというビジョンである。それぞれの分野につき順次、これまでの成果を点検・確認するとともに、新たな試みを積極的に展開している。例えば、前者では、環境について、環境白書の2010年度版を取りまとめ、本学のキャンパス環境やエネルギー使用量や環境負荷を点検し、今後の目標を定めることができた。また、後者については、2011年度から学内GPを募集し、有意義な計画については順次、実施してきている。例えば、社会貢献分野においては、基準日以降の実施であるが、東日本大震災を期に災害復興研究所を設立し、東経大ボランティア隊を支援した。

#### <2>教育研究活動のデータ・ベース化の推進

教育研究活動のデータベース化は進みつつあり、毎年度、全教員のデータの更新が行われ、この情報は本学ウェブサイト上でも公開している。

さらに『学術研究センター年報』【根拠 8-6】を毎年発行し、学術研究センターの活動をデータベース化し、公表している。

本学では、毎年度株式会社格付投資情報センターによる格付けを受けており、毎年A+の評価を受けているが、その際に大学基礎データを作成する作業を2003年度から続けており、定期的にデータを収集する体制が整っている。

#### <3>学外者の意見の反映

学外者の意見の反映は、認証評価機関による評価のほか、理事会における学外理事・監事の意見が反映されるようになってきている。また、従前から、プロジェクト研究所の研究活動については、終了にあたって外部評価委員による評価が義務づけられてきた。

さらに、毎年度の自己点検・評価についても、外部評価委員による評価を受ける体制を用意するための検討を行っている。

## X章. 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### <4>文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

2005年度に実施された大学基準協会による認証評価に際して、「評価結果」において指摘された「勧告」1件、「助言」24件については、2009年に「改善報告書」を提出しており、その概要を示せば以下のとおりである。

勧告1件は、経済学部 の 収容定員に対する在籍学生数比率が、1.32と高かったことであり、その後入学定員超過率を是正したことにより、解消した。

助言24件の1件目は、コミュニケーション学部 の 選択外国語登録者数の伸び悩みであり、「英語eラーニング」やTKUベルリッツプログラムにより、解消した。

2件目は、現代法学部 の 民法総則に相当する科目が設置されていないとの指摘であったが、「民事法基礎」「民法(契約法)」にて実質的に行っていることを内容を示して説明した。

やはり現代法学部について、コア科目のカリキュラムの見直しについての指摘に対しては、コア科目の履修負担を18単位から14単位に軽減することで対応した。

全学的な課題としては、社会人が学びやすいような日時の授業を開講の必要性が指摘されたが、継続して学生の履修しやすい時間帯での開講に努めている。

2年次以上の履修制限単位数が56単位と多い、との指摘については、48単位に減らし、問題は解消した。

FDが不十分であり、授業アンケートも不十分、との指摘については、全学FD会議を設置し、授業アンケートも学期ごとに実施し、教学改善に利用できるようにした。

多人数講義を解消するという課題については、1授業400人定員制を設け、解消している。

海外との単位互換実績が不十分、との指摘については、継続的に解消へ向けての動きを行っている。

経営学部について、国際交流制度を利用する学生が少ない、との指摘については、減少傾向にあるものの一定人数は確保されており、海外ゼミ研修は特にのびている。

コミュニケーション学部 の 選択外国語履修学生が減っている、との指摘は、問題であるという認識はない。

現代法学部は留学生の受け入れが不十分、との指摘については、学問領域の特殊性が要因と考えられるが、今後受け入れる方向もあり得る。

さらに、現代法学部 学部における外国語教育の拡大については、国際学プログラムが稼働している。

コミュニケーション学研究科について、茨城大学との単位互換が活用されていない、と指摘については、物理的問題であり、改善方向について相互で検討中である。

全学的に編入生の受け入れ比率が低い、との指摘については、志願者が減少傾向にあるが、引き続き確保に努力する。

サバティカル制度の活用については、規程を改正し、活用教員が増加している。

研究業績の評価基準が明確でない、との指摘については、区分や表記を明確にした。

科研費や学内の研究助成制度への応募が少ない、との指摘については、科研費は少ないが、学内研究助成制度の利用は制度変更により向上している。

経営学部 の 教員年齢構成のバランスが悪い、との指摘については、解消に努めている。

コミュニケーション学部 の 教員数が少ない、との指摘については、客員教授の活用等、さらに改善に努めていく。

現代法学部について、主要六法を担当する教員が不足しており、教員年齢構成にも問題がある、との指摘については、新規採用により、是正した。

全学的な専任教員の持ちコマにアンバランスがある、との指摘については、改善に努めていく。

特任教授が集中講義を行うことには問題がある、との指摘については、現在では解消している。

大学院教員の採用・昇任基準がない、との指摘については、大学院独自の専任教員の採用を行っていないためであるが、必要なものは順次規程化していく。

図書館収蔵方針がない、との指摘があったが、収集方針は存在している。

その他、2006年11月10日に行われた文部科学省学校法人運営調査委員会による実地調査では、次の指摘を受けた。①学部長選考の具体的方法を規定化すること、②理事会、評議員会の委任状を一括方式から、議題ごとの委任状にあらためること。

この指摘に基づき、学部長選出規程および全学共通教育センター長候補者選出規程を定め、理事会、評議員会の委任状の書式を改めた。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

大学基準協会など外部評価を伴う認証評価機関による評価に際してのみならず、年度毎に作成している「事業計画」「事業報告」は、全学的な視点での情報収集と確認に基づいて、報告・検討を行って作成しており、内部質保障に効果的であり、外部へ公表も行っている。各年度毎の点検・評価としては、重点項目を中心にしているとはいえ、各年度毎の取り組みの内容が計画とその実施状況によって明らかにされており、継続的な内部質保障への取り組みとして十分な内容になっている。情報公開も、可能な限り多岐にわたって実施しており、それ以外の情報についての問い合わせにも可能な限り応える体制を用意している。

組織的な内部質保証体制は、整備されており、監査体制が整備されることによって教職員のコンプライアンス意識も徹底されており、監査も適切に行われている。

また、大学運営に関わる基礎データについて、教育研究活動に関するデータも含めてデータベース構築への方向性も明確にしてきた。

そのような中で、2005年度の認証評価で指摘された事項の改善も進めることができた。

### (2) 改善すべき事項

内部質保証の体制は、実質的に整備されているが、全学的なシステムを、認証評価機関の認証評価とも連結させながら機能的に運営するためには、自己点検・評価運営委員会をさらに有効に機能するようにするとともに、事務局レベルでの対応態勢を組織的にさらに整備し、継続的に内部質保証体制を機能させる役割を担う担当者をおくことを必要としている。

また、内部質保証の体制を有効に機能させるためには、全構成員の恒常的な自己点検活動の必要性・意義についての認識の共有化が不可欠であり、そのために自己点検に関わる動きを日常的に周知する広報活動を担う媒体を用意する必要がある。

さらに、認証評価の『自己点検・評価報告書』、認証評価の中間でさらに広い領域にわたって実施する『自己点検・評価中間報告書』、および各年度の「事業計画」「事業報告」について、外部評価委員会を設けて、より広い学外者の点検評価を受ける体制づくりが必要である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項に対する発展方策

本学のこれまでの内部質保証制度は、学長を中心とした組織体制で効果的に機能してきた。その機能は大きく分けて次の3つに分かれる。

一つ目は、改革推進本部会議を中心とした「事業計画」で実現のための取り組みを実施・支援し、「事業報告」において、検証および改善を行う動きである。

二つ目は、各教学組織を中心とした教育目標実現のための取り組みと改善を行う仕組みである。例えば学士課程における「教学資料」は、教育活動の実態を把握するのに有効であり、目標達成と成果点検に大きな役割を果たしている。

三つ目は、教職員個々の動きである。FD や SD はもとより、教職員の自発的取り組みを支援する「学内 GP」が有効に機能している。

本学における自己点検・評価活動の今後の課題は、これまでの内部質保証制度を踏まえた上でこれら3つの改革に向けた動きを、今後はより多くの教職員がかかわり、情報を共有し、本学の改革・改善に向けた議論をさらに深め、PDCA サイクルを実践していくことが必須である。そのためには、より自己点検・評価運営委員会の役割を明確にする必要があり、次の5つの機能を明確にしていくことが、本学の内部質保証制度を有効に機能させる上で重要である。

- ①これまで以上の学内情報の収集、問題点の共有化
- ②毎年度の全体計画、行動計画の策定および学内諸機関への助言
- ③各教授会、各委員会との合同中間点検、問題意識の共有化
- ④計画に必要な問題点の分析、成果の点検内容を関係者で共有するための仕組み作り
- ⑤質保証は大学の責務であるという意識のこれまで以上の浸透

#### (2) 改善すべき事項に対する発展方策

まず、内部質保証のPDCA サイクルを有効に機能させるという視点から、これまでの体制を組織的に整備する必要がある。自己点検・評価運営委員会を改組し、大学運営のルーチンワークへの組み込みと、それを下支えする事務組織（大学評価室など）の設置が必要であり、検討過程にある。

また、内部質保証に関わる大学内の認識の共有化を図るために、内部質保証に関わる教育研究活動や経営に関する諸情報を日常的に学内に広報することが重要であり、そのために既存の学内広報紙『TKU-VISION』【根拠 9-20】を利用することとしている。

本学における教育研究活動を含めた大学運営の透明性・公開性は十分に担保されているが、これをさらに高めるために、外部評価制度を導入する方向性が自己点検・評価委員会で確認されている。外部評価の視点を導入することは、効果を測定するだけでなく、新たな視点の発見による教職員に意識の改革につながる契機となる。

### 4. 根拠資料

添付資料種別	資料の名称	資料番号
自己点検・評価関係規程等	自己点検・評価規程 学外提携研究に関する倫理基準	(2-3) (7-10)

X章. 内部質保証  
4. 根拠資料

その他の根拠資料	内部監査規程	10-1
	稟議取扱基準	10-2
	個人情報保護規定	10-3
	情報公開	(9-10)
	教職員用学生対応ハンドブック こんなときどうする？	10-5
	TOKYO TOP30 計画	10-6
	学術研究センター年報	(8-6)

# 終章

1992年に本学が本格的に全学的な自己点検・評価に取り組むようになってから、19年の月日が経過した。この間、学校教育法の改正により、2004年度からすべての大学が7年に一度、その総合的な状況について認証評価機関による評価を受けることが義務付けられた。その2回目の認証評価が2011年度から始まるのに伴い、大学基準協会は2009年度に大学基準の改正と、評価システムの変更を行った。新評価システムでは特に、自己点検・評価体制が整備され確実に機能しているか、つまり、自己点検・評価に基づいた改善が行われるためのPDCAサイクルが機能している状態にあるかが評価されるようになった。

2012年度に2度目の認証評価申請を控える本学は、自己点検・評価運営委員会において、本学におけるこれまでの自己点検・評価の経緯や方針を整理し、点検・評価体制の強化を学長に提案し、2010年9月の大学運営会議に提案し了承された。その趣旨は、大学自らがその理念・目的に基づき、PDCAサイクルを機能させながら、大学の質の維持・向上を実現するため、自己点検・評価運営委員会に副委員長（新設）を追加し、さらに、運営委員会のメンバーに学部長・研究科委員長、全学教務委員長、研究委員会委員長、事務部局の部長を構成員とする新たな体制に移行させ、点検・評価活動の効率化を図り、評価結果を改善計画につなげる仕組みとした。

2011年度は、自己点検・評価運営委員会に自己点検・評価運営小委員会を設け、同小委員会を中心に認証評価申請プロジェクトを組織し、集中的に本報告書の作成に取り組んだ。同プロジェクトは、各学部・研究科、各事務部局等において各学部長、各学部教務委員、各研究科委員長、各委員会委員長など実務を担う担当教員や、各事務部局の職員責任者などと緊密な連携を図り、原稿執筆の依頼やその取りまとめに努めた。

本報告書は、各学部・研究科等および各事務部局の自己点検・評価による記述に基づき、自己点検・評価運営委員会が学長の責任のもとで、その内容等を全体的に調整して作成したものである。

一方で、各学部・研究科等が自律的に自己点検・評価をすることによって、自らの組織や取組みに問題意識を持ち、今後の改善の方向を認識し模索していることは、自己点検・評価の本来の機能が有効に働いている証でもある。本学の理念・目的に基づき、大学の質の維持・向上を実現するため、今後も各学部・研究科、各事務部局が行った自己点検・評価を尊重し、指摘された問題点をもとに大学全体としての改善に役立てていきたい。

以下、各評価基準ごとの状況、全体的な目標の達成状況、そして本学として取り組むべき課題、今後の展望についてまとめ、終章とする。

## 1. 各評価基準ごとの現状

各評価基準の現状を要約し説明すれば、次のようになる。

### I章. 理念・目的

2008年3月14日付で、本学は東京経済大学学部・学科等の教育研究上の目的に関する規程（以下、「学部等目的規程」と略す。）を制定し、「建学の精神」を引き継いできた歴史の延長線上において、4学部教授会、全学共通教育センター会議、21世紀教養プログラム

運営委員会等での議論を経て規程制定の形で本学の学部・学科の理念・目的を明確にしている。

かかる学部等目的規程ではこの「建学の精神」を受けて各学部および学部横断プログラムである 21 世紀教養プログラム等の「教育研究理念」の定義が記述され、更に「建学の精神」および「教育研究理念」を受けて各学部および学部横断プログラムである 21 世紀教養プログラム等の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」が定義されている。

また大学院では、2009 年 4 月 1 日付けで東京経済大学大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程（以下、「大学院目的規程」と略す）を制定し、学部と同様の条文構造によって大学院における理念・目的を明確にしている。

「進一層・進取の観念」、「責任と信用」を重んずる建学の精神は、いつの時代にあっても価値を失うものではなく、「実践的な知力」も各学部等で創立以来の校風を形作りつつ展開されてきており、グローバル時代にあつて国際的視野の育成を重視した本学の教育研究上の姿勢も一層の重要性を増しているものと本学は認識している。また、本学の長い歴史の中で「建学の精神」は、教育研究の実践の中で再確認を繰り返してきており、本学の個性化、校風の継承において重要な核心部分を担ってきたと言える。

学部、大学院のための 2 つの「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」に関する規程を制定する過程で、教員は学部教授会、全学共通教育センター会議、代議員会、研究科委員会、大学院委員会等での議論・決定に実際に参加しており、理念・目的については十分に熟知する機会を経ている。また、制定後に本学教員に就任した新任教員には、新任教員 FD で本学の歴史、「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」、特色について周知する機会を設けている。また、各学部での教育改革の議論、FD 活動等を通じて、大学・学部・研究科等の理念・目的を振り返る機会を設けている。

職員の場合は、教学部門に関わる職員のみならず全職員が新人教育、在職中の各種研修等で、本学の歴史と理念・目的、特色を学ぶ中で、規程化された内容の周知が行われている。また、教職員については、学内外を対象とした印刷物も配布されており、ウェブサイトとあわせて十分な情報を得る環境にある。

学生に対しては毎年発行する『学生手帳』に「東京経済大学の理念・目標および教育目標」が最初のページに掲載されている。特に新入生には入学時のガイダンスにおいて、大学・学部・研究科等の「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」が周知される機会を十分に用意している。また、教養教育科目の一つとして「近代日本史における東京経済大学」（2006～2008 年度開講）や「語り継ぐ東京経済大学の 110 年」（2010 年度開講）といった特別講義を開講し多くの受講者を得ており、2012 年度にも「東京経済大学の 111 年の歩み」を開講する予定である。こうして正課教育の中でも、本学の歴史と「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」を教育するよう努力を重ねている。また、就職活動と関連して 3、4 年生にはキャリアセンターの各種ガイダンスにおいて、本学の歴史と理念・目的、特色についてアイデンティティの確認という観点から力を入れて指導している。

ウェブサイトでは大学・学部・研究科等の理念・目的に関する詳細な情報を提供しており、学部と大学院の理念・目的を規定した 2 つの目的規程も誰もが閲覧できるようになっている。更に、「TOKYO KEIZAI UNIVERSITY MUSEUM」を設けて、ウェブサイト上にアーカイブを開設し、その中で本学の理念・目的を見ることができる。また、主に受験生層を対象にして毎年発行される大学案内『東京経済大学 Space』や『学校法人案内』においても大学・学部・研究科等の理念・目的に関する情報を提供している。

定期的検証という点では、本学の場合は、自己点検規程に定められているように 7 年毎の自己点検・評価活動のまとめの機会がそれに当たる。また、創立の年数による 5 年あるいは 10 年といった区切りによる周年事業の際に必然的に行われる本学の歴史と現状と将来が深く考究される過程において、「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」は検証さ

れることになる。こうした7年毎の自己点検・評価活動や創立周年事業の過程において大学・学部・研究科等の「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」の中で「建学の精神」の適切性に疑問を投げかけ変更を必要とするといった議論はこれまでのところでは一切出ていない。

## II章. 教育研究組織

本学の教育研究組織の歴史的経緯から見れば、現状の本学の教育研究組織の編制原理の一つ目は、「建学の精神」、理念・目的を羅針盤として、「建学の精神」の柱の1つを構成する「進一層」の精神に則り、時代と社会、学術の要請に応え時には未来を先取りする形で教育研究組織を編成することである。2つ目は、教学改革の蓄積を土台にして、諸法令に則り学制改革に呼応する形で教育研究組織を編制することである。

経済、経営両学部における教育研究の充実・成熟と、様々な学問分野を包括した一般教育の発展を土台に、そして本学の「建学の精神」としての「進一層」の精神を発揮する将来計画として、創立100周年前後を展望しつつ社会科学系総合大学の像を押し出し、その実現を次々に実践していった。1995年には、日本で初めての名称である社会学分野に軸足を置くコミュニケーション学部を設置し、創立100周年の2000年には法化社会に対応できる人材の養成を掲げて現代法学部を設置した。更に「進一層」の精神は新学科設置にも生かされ、1998年には経営学部に通商マーケティング学科を設置し、2002年には経済学部国際経済学科を設置している。2004年には自分で選んだテーマに沿って、総合教育、4学部の学問分野を横断的に学んで卒業する21世紀教養プログラムを設置した。こうして本学は創立100周年を迎えて4学部6学科1プログラムの社会科学系総合大学へと変貌するチャレンジを遂行した。

また本学は学則の「深く専門の学術を教授研究」する機能を発展させるために各学部を基礎にしてより高度な教育研究を展開する4つの研究科をもつに至った。

研究面では、本学の教育研究の蓄積の上に学術研究の進展と社会の要請に応え、併せて本学の教育研究の活性化に資するためにプロジェクト研究所制度を発足させて、学内外の研究者による共同研究の展開が行われており、現在は、災害復興研究所、アカウンティング・リサーチセンター、国際歴史和解研究所および学長の下に置かれている国分寺地域産業研究所の4つが設置されている。これは大学の使命の一つである学術研究活動の社会への還元、地域連携、社会貢献の実践であり、本学学則でいう「文化の発展に寄与する」(学則第1条)実践でもある。

1990年代半ば進められている法制度の大規模な再編により、法がいつそう重視される「法化社会」の到来に対応するため、2000年に現代法学部を設置し、法的素養・法的知識を持つ人材を育成している。また2002年には経済学部国際経済学科を設置し、グローバル化の進展する経済社会における多様な諸問題を分析し、その解決に努め、諸国民の相互理解と繁栄を追求する基本姿勢を身に付け、活躍できる人材を育成している。

自己点検規程に基づき、1994年『東京経済大学の現状と課題』、1996年『東京経済大学の現状と展望』の公表において自己点検・評価活動を纏めており、その中で教育研究組織の適切性について検証を行ってきた。その後学校教育法の改正により「自己点検・評価および認証評価」が義務化されるに伴い、7年毎に自己点検・評価活動を行うこととする自己点検規程の改正を行い、2004年『自己点検・評価報告書』の中で教育研究組織の適切性について検証を行っている。2011年現在、自己点検・評価活動の最中にあり教育研究組織の適切性について検証を行っているところであり、7年毎に定期的に検証を行うとする自己点検・評価規程の規定を履行している。

## III章. 教員・教員組織

本学が教員に求める能力・資質については、学校教育法第 92 条、大学設置基準第 10 条、第 12 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 15 条、第 16 条の内容を前提にして、本学の教員に求める能力・資質等を、教員資格規程、教員資格規程内規、教員任用規程の諸規程に定めている。また、募集時には各学部、全学共通教育センター会議において担当予定科目に相応しい能力・資質を更に詳しく定めた募集条件を公表している。また、本学は、4 つの学部それぞれを基礎とする 4 つの研究科を設置しており、大学院の講義、学位論文等を担当する教員については、各学部の専任教員の中から、規程に基づいて担当教員を各研究科委員会決定している。

大学設置基準第 7 条、第 10 条を前提に、第 13 条および別表第一、別表第二により専任教員を確保し、原則として主要授業科目に教授、准教授をあてるようにしている。各学科毎に必要な別表第一の教員および大学全体で必要とする別表第二の教員数は必要最定数を余裕をもって上回るよう毎年度の教員採用で努力し、別表第二の教員の各学部・学科への配置はバランスを保つように心がけている。毎年度の授業計画や将来構想により毎年度の教員採用方針を各学部、全学共通教育センター会議での議論を経て、学長・副学長・学部長・全学共通教育センター長で構成される学部長・センター長会議で策定し、その配置先も明確にした上で、全学教授会で決定し、これに基づいて教員採用人事が、各学部、全学共通教育センター長会議で進められている。年度途中で採用計画に変更を要する場合は、代議員会で変更を決定している。

年齢構成、男女比は方針を明文化しているわけではないが、近年の傾向として、各学部、全学共通教育センターでは人事採用を進めるにあたって、年齢のバランスを考慮し、女性教員比率の向上を心がけ、学部長・センター長会議においてもその方向を了承している。

学長は、全専任教員が構成員である全学教授会を年 4,5 回のペースで主催し、大学の重要事項の審議を進めている。また学長は、各役職者と各学部から選出された代議員で構成される代議員会を月 1 回のペースで主催し、定められた事項の審議を進める。更に学長は、2 名以内の副学長を指名しその承認を全学教授会で得、副学長は教学、就職、入試、広報、学生支援等を 2 人で担当して学長を補佐している。学長は、副学長と共に学部長・センター長会議をひらき、全学教授会および代議員会の運営について意見調整を行うと同時に、教育に関する課題、問題点について大学執行部としての意見の調整を行っている。

また、4 つの学部に学部長を置き、全学共通教育センター会議にセンター長を置き、これら役職者は各組織の責任者となり、学部長は学部教授会をセンター長は全学共通教育センター会議を主催し、定められた事項の審議を進める。各学部、全学共通教育センター会議には、それぞれ教務主任を置き、学部長、センター長の会議運営を助けるとともに、各学部、全学共通教育センターの教務委員会を主催する。

この教務主任と全学教授会で選出される全学教務委員長と学長指名の全学教務副委員長とが全学教務委員会を構成し、当委員会を全学教務委員長が主催し定められた事項を審議し、各学部、全学共通教育センターの教務課題、全学の教務課題の審議を進める。全学教務委員会の正副委員長と各学部、全学共通教育センターから選出された委員によって全学 FD 委員会が構成され、慣例で全学教務副委員長が全学 FD 委員会委員長となり、全学の FD 活動を運営している。全学教授会で選出された教員資格審査委員長は、各学部から選出された委員によって構成される教員資格審査委員会を主催し、学長から諮問される教員人事に関わる事項の審議を進めその結果を学長に答申する。

全学教授会で選出された研究委員長兼学術研究センター長は、各学部、全学共通教育センターから選出された委員によって構成される研究委員会および学術研究センター運営委員会を主催し、本学の学術研究にかかわる事項の審議を進める。各種委員会は審議の結果について、適宜、諸規程に則って学部教授会、全学共通教育センター会議、代議員会、全学教授会等での議題に挙げていく。予算に絡む事項については、大学運営会議の議題とし場合によっては理事会の議題とする場合もある。こうして、本学は、大学設置基準第 7 条

第2項でいう「大学は教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に関わる責任の所在が明確になるように教員組織を編成するものとする」旨を実行している。

大学院においても学部と同様に、学長を最高責任者として、学部の全学教授会および協議員会に相当する大学院委員会、学部教授会に相当する各研究科委員会、学部の教務委員会に相当する各研究科運営委員会が編成されそれぞれの役割・責任を明確にして運営されている。

本学の専任教員数は143名であり、大学設置基準上必要な専任教員数133名を満たしている。教員組織の編成方針は、全学教授会で決定され、その教員人事計画に基づき、各学部、全学共通教育センターで採用を進めている。授業科目と担当教員の適合性については、各学部等において慎重に審議した上で、教員資格規程、教員資格規程内規に基づき審査される。既に授業担当している科目と異なる科目を新たに担当する場合も、同規程に基づく資格審査を行い、教授会で審議の上担当科目追加を承認している。

専任教員の募集に関する規程はないが、各学部等の教授会等が募集の都度、募集方法を決定している。しかし、余人をもって代えがたい場合などを除いて募集に当たっては公募を採用することが多くなっている。また、専任教員の採用は、教員任用規程に従い行われる。選考に際しては教員資格規定を基準としている。また、専任教員の昇格は、教員昇任規程によりその手続きが明確化されている。

教員の資質の向上を図るため、年に数回、全学FD会議を全学教授会の前後に教員の関心の高いテーマで開催し効果を上げている。また、各学部でも学部FD会議をかなりの頻度で開催している。さらに、各学部では学科ごとの教員組織はないものの、教育課程編成の目的を具体化するための専門科目群ごとの授業計画会議があり、編成の連絡・調整や教育課程の検討なども行われ、学部教務委員会に反映されている。

また、教員の教育活動については、全学教務委員会がセメスターごとに授業アンケートを実施しており、各教員は最低1科目についてアンケートを実施することが求められている。アンケートは科目ごとに集計され、当該教員に集計結果が返却される。集計結果には質問項目ごとに当該科目の平均値と全科目の平均値が併記されており、当該教員は容易に自らの担当科目の状況を把握できるようになっており、各教員はそれに基づいて改善策等を検討し、任意ではあるが学務課にそれを書面にて報告するようになっている。授業アンケートは教員自らが授業を改善していく際に活用されているのみならず、他教員や学生から要望があれば当該科目についての集計結果や教員側が提出した改善策などを学務課にて開示することになっている。

さらに、セメスターごとに、在学生の保護者、高大連携協定校および推薦入学指定校の生徒・教員・保護者を対象とした授業公開を実施しており、多くの教員が毎回担当科目を公開している。授業公開時に回収されたアンケートの集計結果に基づき、後日の学部教授会や教務委員会等において意見交換を行っている。

研究に関しては、全学的な組織である研究委員会が毎年全専任教員の前年度の研究活動実績を集約して『東京経済大学一覽』を毎年刊行し全学に公表している。また、研究委員会が個人やグループの申請に基づいて研究費の配分・助成を行う際にもそれぞれの申請者の研究実績を評価している。

#### IV章－1. 教育目標

本学における学位授与の基本方針は、学位規則において明確に明記している。また、本学の建学の精神を基礎とする学部等目的規程が制定されたことを期に、学士課程において学位授与方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を2010年度に規定化した。

この学位授与方針（ディプロマポリシー）において、4 学部で習得すべき学習成果を明示している。また、現在大学院改革が進行中であり、大学院でも学位授与方針（ディプロマポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を策定中の段階である。

学士課程における教育課程の編成・実施方針は、建学の精神に基づいた学部等目的規程を受けて規定化した、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）において明確に明記している。これはすべて本学ウェブサイト上に公表しており、教職員を含め広く社会に公表している。

また学士課程の教養科目を中心とした全学共通科目群である「総合教育科目」は各学部・21 世紀教養プログラムそれぞれの学位授与方針の中での総合教育科目の内容を受けて、その教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を定め、本学ウェブサイト、入試広報誌等で広く社会に向けて発信し、入学から卒業に至るまでの様々な段階において在校生に周知徹底をはかっている。

各課程におけるカリキュラムは、入学時に配付される『学習ガイドブック（履修要項）』および毎年度配付される『履修の手引き』に掲載されており、そこで科目区分や必修・選択の別および単位数等を明示している。

修士・博士後期課程でも、大学院学則において、教育課程の編成・実施の方針を明示しており、『大学院要領』にて、大学院生全員に示している。現在、各研究科委員会において、これらの要件をまとめた「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」を検討中である。

#### IV章－ 2. 教育課程・教育内容

学士課程では、全学教務委員会において毎年度「全学授業編成方針」および「全学授業時間表編成方針」が策定され、これに基づき、各学部および 21 世紀教養プログラムが、授業科目を開設・開講している。教養課程は、各学部とは別に全学共通教育センターが授業編成を行っている。

本学の理念・目標・方針にしたがい、学士課程教育にふさわしい教育内容を提供するために、地球的視座をもち、批判的思考力を身につけたよき市民のための教育を行う「総合教育科目」と各学部において専門課程を教授する「専門科目」から構成されており、学士課程において体系的・順次的な教育を行っている。

また本学では、円滑に課程教育に入学生を誘導するために推薦入試合格者を中心に入学前教育を実施している。

#### IV章－ 3. 教育方法および 4. 教育成果

学士課程では、課程それぞれがもつ教育目標の達成に向けた授業形態を適切に採用している。すべての課程において年間履修制限単位数は 48 単位と制限されており、学生が無理なく学修できる制度を整えている。また全学的にオフィスアワーを実施しており、全教員が学生と相談できる体制を整備している。

本学では教員全員が一律の基準でシラバスが作成できるよう全学共通の組織である全学教務委員会が、『シラバス原稿記入要領』を作成し、全教員に通知している。また、本学では単位制の趣旨を踏まえ、試験及び成績評価規程を制定しており、これに基づいた厳格な成績評価が行われている。またその成績評価の適切性を担保するために、授業アンケートの実施や、成績評価に関する問い合わせ取扱要領を定め、学生の側からも成績評価の妥当性について評価する仕組みを整えている。

留学に関する単位認定については、学生留学に関する規程、学生留学に関する履修および単位認定取扱細則、短期学生海外語学研修に関する履修および単位認定取扱細則の 3 つ

の規程を制定し対応している。その他、資格による単位認定や国内他大学での単位認定も規程により定められている。

学士課程横断組織である全学教務委員会において、毎年度「講義別成績分布」や履修者数などを取りまとめた『教学資料』を、全教員に配付している。この資料は授業改善のための基礎となる情報源であり、教員個々の授業の手直しやFD活動等に利用されている。この資料は学部教務委員会において検討され、また教授会においても報告されている。

さらに、全学的に授業アンケートを実施し、その結果を教員個々にフィードバックしているほか、各教務委員会、教授会でも報告している。また、全学FD会議を実施し、定期的にFD活動を行っている。

本学では全学士課程において成績評価指標として、GPA制度を導入しており、各学部により対応は異なるが学生の学修支援に活用している。

## V章. 学生の受け入れ

本学は、1900年に創設された大倉商業学校以来の伝統を継承し、「進一層」の気概を持ち、「責任と信用」を重んじ、「実践的な知力」を修得してグローバル社会で活躍する人材の養成のための教育を行い、専門学術の真摯な研究を通じて社会に貢献し、以って時代と社会の要請に積極的に応じて絶えざる自己変革を推進し、地域と社会に開かれた大学であることを希求しており、これに各課程の求める人材育成方針を加えた「入学者受入方針(アドミッションポリシー)」にて、求める学生像を明示している。入学者受入方針は、本学ウェブサイトにて公開しており、受験生やその保護者父母あるいは高校教員方等に対して周知されている。また、大学案内誌『Space 2011』においてもアドミッションポリシーの概略を掲載し、入試広報活動上においてもその周知を徹底している。学士課程では『学部選びにガクブック』を発行し、入学希望者にわかりやすく求める学生像をアピールしている。大学院では、『インブック ー大学院に「IN」しよう』を発行し、入学希望者にわかりやすく大学院での学びを紹介している。

各学部・各研究科等のアドミッションポリシーは各学部教授会、各研究科委員会等において決定されており、各課程の求める学生像や入学にあたり修得しておくべき学習内容等が明示されている。そのアドミッションポリシーに則って学生募集を行っている。

本学の学士課程の学生募集および入学者選抜の方法は、(全学)入試委員会が策定し、代議員会においてそれを提案し、審議・決定する事項として扱われている。学士課程の学生募集および入学者選抜の方法は、入試委員会において、毎年度、見直しを行い、不備な点や問題点などがあれば修正を加えて、代議員会に提案している。代議員会においては、全学的な観点から各学部等の学生募集および入学者選抜の方法を審議し、最終的な決定をしている。新規の入学者選抜方法を提案する場合は、入試委員会で審議した提案内容を各学部教授会等において予め報告をし、幅広く意見等を聴取した上で、必要な修正を加えてから代議員会において審議・決定している。したがって、学士課程の学生の受入方針に基づき、全学的な観点から、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜の方法を決定している。

代議員会において決定された学生募集および入学者選抜の方法は、入試広報活動の中で、多様な媒体により幅広く周知されている。代表的な媒体は本学大学案内誌『Space 2011』や本学ウェブサイト「入試情報」の項目、さらに受験雑誌、新聞、受験関連業者のウェブサイトの広告・掲載記事である。この他にも大学説明会、オープンキャンパスやなどにおいても入試に関する広報を行っている。また、媒体広報以外にも、専任教員による出張講義、入試課員や入試本部協力委員(本学職員)を中心に、個別に全国の高校訪問をするるとともに、各種の進学相談会において入試広報活動を行っている。

入学者選抜は学長が議長となる(全学)合否判定会議において、入試委員会で作成された合格者に関する原案を審議し、合格者案を決定する。それを各学部教授会等で審議した後、最終決定されている。合否判定会議に諮る合格者に関する原案においては、受験生の

個人情報には出身高校や受験番号等を含めて非公開であり、受験生の入試成績（各入試種別で受験生が獲得した得点）のみが提示され、合格か不合格かの判定材料として検討される。したがって、学長を中心とした全学的な観点から、透明性を確保するための十分な措置がとられた上で、学力本位の適切な入学者選抜を実施している。

本学では、2011年度入学予定の推薦入試・AO入試等入学手続き者604名に対して、「大学入学準備学修プログラム」を実施した。これは大学入学後に必要とされる学力を補うリメディアル教育ではなく、自主的な学習習慣の継続や大学生活を迎えるため「自主的」「自立的」な考えを持つための準備と位置づけており、本学の建学の精神である「進一層」を基軸として、入学までの過ごし方、時事テーマの問題点の整理分析や自己分析を課題を課している。提出率もおおむね100%であり、アンケート結果からも「自己分析ができた」等大学ならではの学びについての理解が深まったと思われる。また2011年3月には試行的なものとして、2011年度入学生のうち本学と高大連携協定を結んでいる高校からの入学生を対象とした「入学前ベーシック力講座」を本学にて開講した。これは入学前に本学キャンパスにて実際に大学ならではの学びに触れることでの意識と意欲の向上を目指しており、考えを書き出し、話し合うことで頭を整理するグループワークなどが行われた。この試みは2012年にもさらに拡大して行う予定である。

大学院の学生募集要項は本学ウェブサイトにて公開しており、入学生選抜は厳格なルールの下で行われる試験を通じて実施されている。試験問題は漏洩の危険を完全に排除した形で出題委員に作成を依頼し、運営委員会がその適切性をチェックし、数値化された評価に基づいて公平かつ客観的に行われている。

各学部等の全入学者数（第1年次および第3年次編入）については、各学部等とも、毎年度概ね定員の約1.1倍の入学者があり、適切に管理されている。しかしながら、各学部等とも入試種別ごとの入学者数については若干のばらつきがある。特に第3年次編入による入学者数が十分に確保できていないという問題は前回の自己点検・評価の状況よりは悪化していると言える。

学生募集および入学者選抜については、毎年度、（全学）入試委員会においてそのあり方について十分な検討をし、代議員会において審議・決定している。よって、学生の受入方針（アドミッションポリシー）については、各学部の代表者である代議員および（全学）入試委員により、毎年度、公正かつ適切に確認を受けているといえる。また、入学者選抜における入試問題（一般入試、特別公募制推薦入試、外国人留学生入試、帰国生入試等の筆記試験問題）あるいは面接（面談）についても、（全学）出題委員会および入試本部会議において、その内容が適切であるか、学力を公正に判定できるのかについて、毎年度、適切に検討を行っている。

次年度の入試については、過年度の入試結果（各学部等について各入試種別における志願者、受験者それに入学者あるいは競合他大学の入試結果等）を全教員が出席する全学教授会において入試委員会から報告し、意見等を聴取した上で、入試委員会において問題点があれば検討し、必要な修正等を行って代議員会で審議・決定する。新規の入学者選抜方法を提案する場合には、入試委員会、各学部教授会等、それに代議員会という3者間で調整を行い、時間をかけて慎重に決定をしている。したがって、学生募集および入学者選抜については、公正かつ適切な検討が、重層的に毎年度行われている。

## VI章. 学生支援

全学教務委員会、学習センター運営委員会、学生委員会、学生相談委員会、国際交流会館運営委員会、国際交流委員会、人権委員会、就職委員会の各委員長により構成される学生支援会議の役割は、同会議の目的を定めた「学生支援会議規程」第1条によると、「学生生活支援およびキャリア形成支援を図るため、学生支援の政策立案、実施等に関わる事項についての協議を行うこと」である。またこれまでの縦割りの自己完結型の学生サポー

ト体制」を改め、「横断的、総合的な学生生活サポート」ないし「組織横断的な学生支援」のための体制を作るという見地から、学生支援部を設置し、さらに「学生支援について横断的、総合的な協議」の場として学生支援会議を設置している。

学生支援会議は、このような役割を果たすため、2008年度以降、過年度の取組の総括と当年度の課題を「教学支援」、「学生生活支援」、「サポートが必要な学生対応」、「国際交流支援」、「就職支援」、「キャンパス整備」、「危機管理」、「その他」の8項目に分類し、会議の構成員となっている各委員会および関連する事務部署の固有の課題と会議として取り組むべき「横断的・総合的な」課題とに整理するとともに、それぞれ項目について対応済みの課題と将来的な課題とに分け、年度毎の活動方針を明確にしている。また、この「総括と課題」は、全学の各種改革課題の検討と立案を行う改革推進本部会議の場で報告することになっており、全学的な共有が図られている。

この度の東日本大震災の被災学生に対し、特別措置として、実家の家屋の罹災レベルに応じて、「全壊・大規模半壊」の場合は、1年生については、入学検定料・入学登録料・授業料・教育充実費の全額免除、2年生以上の在學生については、授業料・教育充実費の全額免除、「半壊」の場合には、1年生については、入学検定料・入学登録料の全額免除と授業料・教育充実費の半額免除、2年生以上の在學生については、授業料・教育充実費の半額免除、「一部損壊」の場合には、1年生については、入学検定料・入学登録料の全額免除と授業料の10万円免除、2年生以上の在學生については、授業料の10万円免除の措置を行っている。また、福島原発事故により国が指定した3種の区域より避難した場合には、1年生については、入学検定料・入学登録料の全額免除と授業料の半額免除、2年生以上の在學生については、授業料の半額免除を行った。震災直後の3月に卒業した学生についても、被災レベルに応じて、見舞金を支給し、休学者には、在籍料の免除も実施した。

2004年度に設置した学生支援会議において、入学から卒業までのトータルな学生支援を検討してきたが、特に社会人基礎力の育成を目的に下部組織として「ベーシックプログラム委員会」を発足させ、その活動の拠点となる「学習センター」を構想した。2007年9月には、文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に選定され、同10月より、学習センターの活動を開始した。

学習センターの役割は、「東京経済大学学習センター規程」の第2条において「学習センターは、本学の学部学生を対象として、各種の学習支援活動を行うことを目的とする。」と規定されている。具体的な学習支援活動としては、TKU チャレンジシステム（アドバンスプログラム、各学部教育、ベーシックプログラムの3層構造から成る本学固有の教育システム）の中のベーシックプログラムを中心に展開・推進し、大学での学びの土台づくりを支援し、大学を卒業し社会に出てからどのような分野においても応用がきく10項目の基礎力を身につけることを目的としている。

本学では、受験の段階から、就学に際して特別な配慮を希望する場合は、出願前に必ず入試課へ問い合わせるよう、入学募集要項に明記している。入学後の学習等に支障がないかどうかについて確認を行った後、入学を許可している。

障がいのある学生や特別の事情のある学生に対する修学支援に関しては、1995年に他大学に先んじて非加熱の血液製剤によってHIVに感染した学生を受け入れるなど積極的に取り組んできている。

また、学生に対する個別の対応に留まらず、全学的なバリアフリー化や車椅子利用に配慮した教室施設の整備なども進められている。精神面の事情から、学修に困難を抱える学生に対しては、全学での取組のために設けられている学生相談室と連携して、心理面でのバックアップと、教育関係の履修支援を行っている。

本学では、「東京経済大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン（以下、セクハラ防止ガイドラインと呼ぶ）」、「同アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメント防止ガイドライン（以下、アカハラ防止ガイドラインと呼ぶ）」を制定し、「東京経済大

学人権委員会および人権コーディネータに関する規程」に基づき、組織的なセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害の防止と救済をおこなっている。

体育会活動の支援という限定的な目的を持つものではないが、スポーツ活動の教育的および社会的な重要性に鑑み、2010年4月に、「TKU スポーツ憲章」を定め、本学が学生スポーツを推進することを高らかに宣言した。

東日本大震災の対応に関しては、学生支援会議が主導した事柄は多くない。主なものとしては、学生のボランティア活動と授業実施とを両立させるための何らかの方針策定がある。これに関しては、学生委員長名で「東日本大震災に伴う学生のボランティア活動について」をホームページ上に掲出し、学生にボランティア参加に際する注意事項を示すとともに、授業を欠席する場合に担当教員に提出する「東日本大震災ボランティア活動による欠席届」の様式を定め、学生の利用を促した。

現在の本学における進路支援の起点となっているのは、2004年に策定された「東京経済大学『就職改革への指針』」である。この改革提案の多くは実施に移され、就職実績を伸ばさせる原動力になった。しかし、2008年秋のリーマンショック以降、就職環境は急激に変化し、本学の就職率もそれに連動する結果となった。2010年度就職委員会は、この状況を受け、「指針」の諸施策の実施状況を検証し、その検討結果に基づいて、キャリアセンターによる緊急の支援強化策を実施した。

## VII章. 教育研究等環境

毎年教員に対して教育関係および研究関係の環境に関する要望を取りまとめるアンケート調査を実施し、次年度の予算決定に反映させている。また、その調査結果を教員にフィードバックしている。教育関係予算については、①「演習」指導や個々の授業実施に関わる事項、および②教室設備やAV機器等について調査している。なお、教室内のAV機器やパソコン等の情報機器に関しては、情報システム課、AVセンター、およびメディア工房スタッフの意見を聴取した上で更新等を行っている。

本学は学長のもとに置かれた改革推進本部会議を中心にキャンパス整備計画を進行中である。校地については学生収容定員に対して十分な面積を有しており、国分寺キャンパス、武蔵村山キャンパス、小平寮、戸田艇庫、白馬山荘を合わせて145,058.64平方メートルとなっている。

校舎については、2001年度より新規校舎の建設計画を立案し、第2号基本金の組入れ計画を策定し、途中の組入れ計画の変更を経て2012年度までに43億円を組入れる予定である。これに基づき国分寺キャンパス第1期建設整備計画の詳細を立案し、新5号館、新図書館の新設および現図書館の改修計画をすすめている。新5号館は、2012年3月に竣工し、2012年4月から授業教室棟として使用される。2014年3月に竣工予定の新図書館の完成までの代替施設として大教室2室からなる仮設校舎を建設し2010年より利用に供している。また、現在、スポーツ施設として利用している武蔵村山キャンパスは、その活用について議論を重ねてきたが、2010年11月、武蔵村山キャンパス活用計画について学長宛答申が提出され改革推進本部会議での議論を経て、法人の中長期計画のなかでその実効性等について検討が継続されている。

2010年10月、創立110周年記念事業の一環として、環境への取り組みを強化するために、エコキャンパス宣言をした。この取り組みは、全学的な改革へ向けての取組である「TOKYO TOP30」計画の一環である。国分寺崖線に位置して武蔵野の自然を保護してきた大学として、自然との共生の重要性を認識し、持続可能な社会の構築に積極的に寄与することが本学の重要な役割であるとして、これを具体化するために、現在エコキャンパス推進委員会で中期計画（案）を策定中である。

2006年に葵陵会館の改修を行った。改修の概要は、食堂・喫茶室を充実させラウンジ機能の強化、学生・教職員・卒業生等がともに利用できるホール・集会室等の共通スペース

の確保、全館のバリアフリー化、トイレの改修、および LAN 配線の施設等の IT 化への対応を行い、キャンパス・アメニティーの向上を図ることにあつた。

2007 年 10 月からは新教学情報システムが稼動し、ウェブサービスが提供されている。このシステムによりウェブ上で履修登録や成績表を参照することが可能となった。また、学生用ポータルサイトを通じて学内の情報提供が可能となり、学生の利便性が格段に向上することとなった。

喫煙環境については、分煙の推進の観点から喫煙場所の指定を行い、構内 10 箇所としていたが、2011 年度からは、5 号館の建設工事にあわせて喫煙場所の統廃合や再配置を行い、現在 6 箇所とさらに縮減し、健康と環境の保護のために、全学禁煙をめざしている。

国分寺キャンパスでは、防災体制については消防法に則り、年 2 回の防災訓練（避難訓練）を実施し、自衛消防隊を組織している。地元の国分寺消防署、国分寺市、社会教育協議会と連携し毎年 1 回、本学主催による防災セミナーを開催し、本学学生・地域住民の参加を得て防災意識を高めている。また、2011 年 4 月からは国分寺市より、市内では 17 番目の地区防災センターに指定され、災害時には 100 周年記念館、葵陵会館に合わせて 1,980 名の被災者、帰宅困難者を受け入れることとなっており、地域の防災の拠点ともなっている。本学の全ての建物は現行の耐震基準を満たしており、地震に対する対応にも万全を期している。

環境方針に基づいて、エコキャンパス推進委員会が責任をもって、環境に関する諸活動を集約し、政策化するようになってきている。また『環境報告書 2010』を発行し、総括を行った。この環境報告書は毎年度発行する予定である。

本学図書館の蔵書冊数は、2010 年度末で 72 万 8 千冊を超えている。学術雑誌は、同年度末現在和雑誌 1,460、洋雑誌 654、計 2,114 タイトルを学内外大学等からの寄贈を含め、継続入手している。これらの資料については「図書館収書・選書方針」（1987 年施行、1997 年および 2000 年、新学部新学科設置に伴い一部改訂）にのっとり、本学独自の歴史的蓄積の上に立つ、体系的な収集・整備を継続して行なっている。こうした従来通りの資料に加え、近年著しく増加しているのが電子ジャーナル、オンライン・データベース等の電子資料である。利用者の需要も増加しており、図書館として今後さらに充実させて行くべき部分である。しかし、現図書館は、築後 43 年を経ており施設としての陳腐化は否めないため、2014 年 4 月の開館予定を目指して新図書館の建設計画が進行中である。

また、大学間協力としては、1995 年 4 月に発足した「多摩アカデミックコンソーシアム」（TAC）による相互協力サービスが安定して稼働している。学生証・身分証明書による相互利用、赤帽便を利用した貸出・返却のシステム（図書の大学間宅配便）等を実施し、各大学の所属者すべてを対象としてサービスを提供している。本学、国際基督教大学、国立音楽大学、津田塾大学、武蔵野美術大学（2001 年 4 月より加盟）の 5 大学の図書館の総蔵書数は約 240 万冊を超え、これらを簡便な手続きで利用できるというメリットは極めて大きい。

国外・国内研究員制度は、各教員にとってまとまった研究時間の確保と調査と論文の執筆を実施する上で重要な制度である。国外は長期（1 年）、中期（半年）であり、国内は長期（1 年）である。各年度の定員は国外では長期 3 名以内、中期 1 名以内であり、国内は 8 名である。国外研究員制度の長期については、申請と審査により最大 2 年間、中期は同様に半年から 1 年間、それぞれ延長が認められ、若手と中堅の教員にとって研究時間の確保の面で、効果がありかつ好評で長期において 2 年に延長する者が多い。

## VIII 章. 社会連携・社会貢献

本学は、国分寺市に本部キャンパスを有する唯一の大学であり、1946 年に東京都心から国分寺市に移転して以降、60 年以上の長きにわたり、国分寺市役所はじめ地域諸団体、企業、市民等との多様な交流を深めてきた。例えば、本学に所属する各種専門分野の研究者

を市の審議会、委員会等へ委員として派遣し、さらに国分寺地域諸団体主催の各種講演会等への講師派遣等、人的資源を生かして国分寺地域の発展のための一翼を担ってきた。

特に、本学が国分寺市と協力して市民の生涯学習を推進することは、市民ひとり一人が社会の進歩・発展に対応するための問題解決能力を養い、心豊かな自己の実現と生活の質的向上、職業上の能力向上を目指し、市民の生涯学習への契機となることを目的としている。産・学・官の意見を積極的に取り入れながら、教育研究の成果を直接的に社会に還元する市民大学講座のあり方は、本学の社会的責任を果たす上で、重要な役割を担っている。

なお、市民の生涯学習を支援する市民大学講座等のほか、商店街との交流、審議会・委員会への参画等、地域との連携・協力により、本学の教育研究の成果は、国分寺市のまちづくり、活性化に貢献している。

本学の「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」の中に、国際社会における社会連携・社会貢献そのものを重視する姿勢は読み取れるものであり、これによって国際社会への協力を行ってきた。学部目的規程の第2条（建学の精神）によれば、「グローバル社会で活躍する人材の養成」を謳い、「専門学術の真摯な研究を通じて社会に貢献」する姿勢を謳い、「時代と社会の要請に積極的に応じて」行く姿勢を明確にしている。

本学は2001年から2003年にかけてベトナムの外国貿易大学に置かれた「日本人材協力センター」における起業家育成プログラムの開発のために、JICAから当該大学の教員の研修を委託され、5回にわたって18名を研修員として受入れた。また、本学教員がベトナムに行き、当地において講演や短期の講座担当を行い、国際社会の協力を実践している。2003年には外務省日中知的交流支援事業として当時の中国のWTO加盟後加速する同国の「世界の工場化」、FTAへの展望と課題をテーマに日中双方を会場にセミナーを行い、経団連会館ホールでは大規模な国際シンポジウムを開催している。続いて、JBIC関連の国際社会への協力実績では、2004年、中国の西安で開かれた「中国『内陸部・人材育成事業』ワークショップ」に本学関係者が参加し、多くの中国関係者と交流を果たした。2005年、「JBIC資金による委託調査」のために、復旦大学・雲南大学・貴州財経学院を訪問し、内陸部の大学の実態調査と東部沿岸都市の大学との比較研究を行い、JBICに報告書を提出している。同年前期には、客員研究員として貴州財経学院をはじめ中国各地の大学から7名を受け入れ、後期も5名を受け入れている。翌2006年前期には2名を受け入れている。更に2005年、JBIC公募の提案型調査『短期研修コース「市場経済コース」を開設するための調査』をテーマに本学教職員6名のチームがJBIC公募の提案型調査に応募し、調査を委託されている。

本学は2006年以降に短期研修コース「市場経済コース」を開設・実施することを目標とし、中国内陸部の大学での市場経済に関する教育・研究の実態を調査するため、2005年に3回にわたって調査を行い、報告書をまとめJBICに提出している。この時の調査活動が機縁となり、「市場経済研修コース」および「大学管理運営研修コース」を2006年より2008年にかけて数次にわたって開催し、江西省、貴州省、雲南省から29の大学・官庁から400名近い大学・教育関係者が研修に参加している。本学は、日本および日本の大学事情、本学の教育研究・大学管理運営の経験・蓄積により研修を行い、参加者との意見交換・交流を行うことによって、本学もまた多くのことを学ぶ機会ともなっており、貴重な経験を積み、日中交流の一端を担った。

欧州との関係では、本学プロジェクト研究所である「東京経済大学現代ドイツ問題研究所」が、2006年、「日本におけるドイツ年」記念行事の1つとして、112番目の学術行事にあたる国際シンポジウム「領域統合・分化過程における国家と地域—日独比較」を開催して日独交流の一環を担った。

他にも、本学プロジェクト研究所の「国際歴史和解研究所」や「東京経済大学雲南研究所」が研究活動をとおして国際交流を推進している。「東京経済大学雲南研究所」は2010年で一端活動を終了しており、これまでの研究活動の成果を出版する計画を持っている。

正課授業とは別に開講される特別企画講義を4つの学部、全学共通教育センター会議がそれぞれ2企画まで開講することができ、学外者へも公開しており、新しい試みの教育を社会へ還元している。演習などを除いたほとんどの科目において、担当者の許可が得られれば、低廉な聴講料を納めることによって学外者は科目聴講をすることができる。また、学生と同様に試験その他の評価を受けて単位取得を希望するならば、それを可能とする特別科目聴講制度も完備している。授業公開という点では他に、年に2回、学生の保護者、高校教員、生徒等へ授業を公開していることが挙げられる。

市民大学講座受講者のシニア層の多さ、シニア層の熱心な聴講姿勢、大学院での社会人受け入れでのシニア層の優秀性についての大学院関係者の評価から、本学は大学院にシニア研究生制度を2002年から導入し、入試選抜の方法をシニア層向きに変えて優秀なシニア層を受け入れている。更に、2006年からは大学院にシニア大学院生の制度を設けて、入試選抜の方法をシニア層向きに変更して優秀なシニア大学院生を受け入れている。

本学は、野村証券との提携で2003年から、「資本市場の役割と証券投資」を開講し、多くの聴講生を得てきている。また本学流通マーケティング学科創立10周年を記念してファッション協会と連携して「ファッションのマーケティング」を2008年から開講し、現在に至っている。2011年度からは経営学部で東京工業品取引所・東京穀物商品取引所・日本商品先物振興協会との連携で「現代商品市場論」を開講している。

中国の対外経済貿易大学とは26年前に協定を結んで以来、交換教員、交換留学生、本学大学院への推薦入学等の交流を行い、本学学長、副学長等関係者が多数渡航している。グローバルキャリアプログラムにより、本学学生を対外経済貿易大学へ1セメスター相当期間派遣することを毎年行っているが、来年度から同大学国際貿易学院からの学生研修団を1セメスター受け入れることになっている。

雲南大学からは瀧本記念奨学金により2008年から研究生を毎年1名受け入れている。雲南師範大学文理学院、山東財経大学、天津外語大学浜海外事学院から短期留学生を受け入れている。雲南師範大学とは短期留学生受入協定を締結しており、今後受入れの実績が生じるものと展望している。さらに、上海杉達学院からは毎年本学大学院へ推薦入学で受け入れている。またマカオ大学と本学は交換留学生の交換を断続的に行っている。

オーストラリアの大学とは、グローバルキャリアプログラムにより、本学学生をシドニー大学など複数の大学へ派遣しており、西シドニー大学とは交換留学生の派遣および受け入れを行っている。チチェスターカレッジには、毎年3週間の語学研修団の派遣、1年間の留学派遣を行っている。ポーツマス大学へも1年間の留学派遣を行っている。

米国ケネソー・ステート大学とはゼミ交換を行っており、語学研修や交換留学生の実現に向けて交渉を行っている。ペース大学へも本学のゼミが研修で訪問している。

他に、ドイツのヴィッテンヘルデッケ大学から半年間の短期留学生受入れを行っているが、ヨーロッパ大陸との交流は研究者レベル以外ほとんど行われていないのが現状である。

## IX章. 管理運営・財務

法人の健全な運営や適正な事業の遂行を推進するとともに、設置された大学の建学の精神・教育理念に基づく教育・研究活動を将来にわたり永続的に発展させるため、法人と教学組織が一体となり、共通の現状認識に基づく一致した基本政策の立案・策定と推進を図っている。

年々の予算編成方針や事業計画、事業報告や大学改革にかかわる課題など法人や大学の方針や取り組み中の改革課題やその審議過程、進捗状況については学内の各会議体への報告、ホームページなど各種媒体を通じて行われるが、学内教職員に向けた広報誌として2008年10月より発刊されている『TKU VISION』（発行者・学長）により学長の意思について大学構成員へ周知を図るよう努めている。

本学における意思決定は、すべて、関連する会議体にかかわる規定等に則った厳正な手続きが執られている。法人の意思決定は理事会によってなされ、大学(教学)の意思決定は教授会組織によってなされるが、本学独自の意思決定組織として大学運営会議が置かれ大学運営にかかわる諸課題が審議される。

このように本学の学部、大学院の管理運営のために教授会等の機関に関する規程が完備しており、一方では慣例等による良き伝統も維持されているため、教学関連の管理運営に関する権限と責任は明確となっており、大学の理念・目的の実現に向けて日々大きな混乱なく運営されている。

本学の事務組織は、寄付行為施行規則および、事務組織分掌規程によって定められており、理事長のもとにある監査室のほか、学長の総理のもとで5つの部、15の課が編成され、事務局以下109名の専任事務職員が業務にあたっている。

学長室と総務部は、理事会や学長・大学運営会議と直接結びついて、大学の法人業務や管理的業務などを担っている。一方、学務部・学生支援部・図書館は、学長・副学長・学部長、教授会・大学の各種委員会と結びつき、教育研究遂行の日常的業務・教学改革に関わる事務、教授会・委員会事務などを行う。したがって、教学系事務組織は、教授会や各委員会の決定に基づいてそれを実行する場合が多くなる。

大学改革を教員とともに担う必要のある今日の大学職員には、組織決定を待つて受動的に実行するだけでなく、決定に際して、継続的に業務を引き継ぎ担ってきた蓄積に立って寄与することが期待され、実際にその方向にシフトしてきている。現在、本学では教学テーマを中心とした重要な戦略課題等の企画立案については改革推進本部で提案、議論され、教授会や理事会等での所定の手続きを経て、実施に移されるが、職員が委員として積極的に参加している。

本学の事務局の意思決定・調整機関として事務局会議がある。事務局会議は、「事務局会議に関する申し合わせ」(1988年12月)によって運営されており、事務局長の召集による事務管理職者の出席により隔週に開催されている。事務局会議では所管業務の連絡・調整の他職員にかかわる様々な事項が検討に付され、重要な事項については、事務局長が学長に報告の上、大学運営会議(隔週開催)に諮られる。事務局会議は事務案件について自律的に対応する一方、法人や大学の運営にかかわる事項との関係では、常務理事会や大学運営会議の下部機構としての側面を持っている。なお、事務組織再編案、勤務体制変更案など重要案件については、事務管理職者による夏季の管理職研修などでの集中議論を含め検討に十分な時間をかけている。

2004年に事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策のひとつとして、職員研修制度を大幅に改正した。制度目的として職員の人材育成、キャリア養成・開発並びに職務遂行能力の向上を掲げ、実施に努めている。

大学の管理運営方針を定めるにあたって、また、教育研究を安定的に遂行するためには、中・長期の財政計画を策定することが必須となる。本学は2010年に、創立110周年という節目に当たり、「TOKYO TOP30計画」として、教育、研究、学生支援、就職、環境、社会貢献、国際化という7つの重点分野において首都圏の有力大学として確固たる地位を築くことを宣言し、次の10年の発展を誓った。また、現在進行中の国分寺キャンパス第1期整備計画の遂行を、法人としてこの計画を支えるべく理事長のもとで中長期の財政計画の策定を進めている。

財務関係比率の適切性について、毎年の事業計画・事業報告時に財務比率の公表を行っている。主なものは、人件費比率、教育研究経費比率、帰属収支差額比率、学生生徒等納付金比率、補助金比率、負債比率、基本金比率、内部留保資産比率等である。2010年度の比率で比較すると概ね良好な状況と判断しているが、教育研究経費比率、学生生徒等納付金比率において全国平均を下回っているものの、経営の健全性を示し自己資本の充実度を

示す帰属収支差額比率は、全国平均で比較すると大幅に上回っており財政の健全性の優位を示す値となっている

内部監査制度については 2010 年に規程が整備され、今年度より本格的に稼動することとなり、2011 年度の決算は、監事監査、監査法人（公認会計士による）、内部監査の三様監査により実施されることになる。

## X 章. 内部質保証

本学では、1993 年に自己点検規程を制定し、1994 年、1996 年および 2001 年にそれぞれ『自己点検・評価報告書』を作成し、『自己点検・評価報告書』に基づく外部評価としては、大学基準協会に大学評価制度が導入された 1997 年に第 1 回の申請を行い、同協会が定める「大学基準」に適合しているものとして、「相互評価の認定を行うことが適当である」旨の評価結果を受けた。さらに、学校教育法の改正により、2004 年度から認証評価機関による大学評価が義務付けられたこともあり、2004 年 5 月 1 日を基準日とした自己点検・評価を行い、2005 年度に 2 回目の相互評価を申請し、2006 年 3 月 29 日、「東京経済大学に対する相互評価結果ならびに認証評価の結果」として、「適合」の評価を受けた。

その『自己点検・評価報告書』および「評価結果」は、冊子として関係機関に配布するとともに、ウェブサイトで公表している。その際指摘された、助言、勧告に関する「改善報告書」を 2009 年に提出した。また 2008 年度からは、法人とも協力し、各年度ごとに、重点項目を中心に、「事業計画」を立て、年度終了後には「事業報告」を作成している。2008 年度、2009 年度は、「事業報告」のみをウェブサイト上で公表していたが、2010 年からは、「事業計画」も公表するようになった。

なお、2010 年 3 月末には、第 2 回認証評価への中間時点であるということもあり、「自己点検・評価中間報告書」を作成し、教職員の自己点検・評価活動に対する理解・認識を共通にするため、学内で閲覧可能なウェブサイトに公表している。

情報公開については、個人情報保護の観点から問題ない限り、重要な情報は公開することとし、「教育研究上の基本組織」「教育組織、教員数、各教員の学位・業績」「アドミッションポリシー、入学者数、在学者数」「卒業者数、進学者数、就職者数およびその他進学・就職状況」「講義内容および教育課程編成の方針」「学位授与の方針および卒業・修了認定基準」「校地、校舎の施設・設備、その他学生の教育研究環境」「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用」「学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援、修学支援」の 10 分野 61 項目にわたって本学ウェブサイトで情報を公開している。また、「お問い合わせ」に対応する体制も用意し、問い合わせ方法をウェブサイトで公表している。

なお、自己点検・評価の結果は『自己点検・評価報告書』としてまとめ、外部評価を受け、学内外に公表する。過去には、1994 年度に中間報告書『東京経済大学の現状と課題』を、1996 年度に（財）大学基準協会の相互評価申請資料として、自己点検・評価報告書『東京経済大学の現状と展望』を作成した。また、2001 年度には相互評価の中間年（当時は 10 年周期）として『東京経済大学自己点検評価資料』（学内資料）を作成している。

上記の他、自己点検・評価の一環として、本学の 1 年間のあらゆる活動を網羅した『東京経済大学一覽』（毎年度発行）を作成している。

また、教学・入試・学生生活の実態を把握するためのデータ・資料が定期的に作成され、これをもとに教授会などにおいて議論が行われ、問題点の認識や改善に向けた方策が講じられている。

内部質保障システムを適切に機能させる大前提として、法人の役員である監事による監査、内部監査規程に基づき設置されている監査室による内部監査が、定期的に行われており、「業務全般について法令および本学諸規程並びに社会規範に則り」行うことを強く求めている。

組織的な内部質保証へ向けた自己点検・評価活動は、法人との協力も含め充実してきているが、個人レベルでの教育研究についての自己点検・評価は、緒についたところであり、FDを中心にした経験交流の中で、方向性を模索しているところである。

職員には「稟議取扱基準」実施細目に基づいた、学長宛に提出する「業務改善提案書」制度があり、業務改善を行うことにより、業務執行の効率化をはかり、教育・研究サービスの充実に資することを目的としている。また教職員が予算にとらわれず、いつでも自由にアイデアを出し合うことにより、本学の質的充実をはかることのできる「企画起案書」もある。

教育研究活動のデータベース化は進みつつあり、毎年度、ほぼ全教員のデータの更新が行われ、公表している。この情報は本学ウェブサイト上で公開している。

学外者の意見の反映も、認証評価機関による評価の外、理事会における学外理事・監事の意見が反映されるようになってきている。また、従前から、プロジェクト研究所の研究活動については、終了にあたって外部評価委員による評価が義務づけられてきた。

## 2. 全体的な目標達成状況

各学部・研究科によって、それぞれの固有の状況に対応して目標達成状況には多少の差異が認められるが、以下、8評価基準については全体的な目標達成状況は概ね良好である。

### I 章. 理念・目的

これまで「建学の精神」はことあるごとに学内外で語られ、これに対応して学部・学科・研究科等の「教育研究理念・人材育成目的」も各種広報物、ウェブサイト上で明らかにしてきた。しかし、纏まった体系的記述は十分に行われてきたわけではなく、既述のように前回の自己点検・評価活動を土台にして、学部等目的規程および大学院目的規程を制定することで、改めて、「建学の精神」のもとに学部・学科・研究科等の「教育研究理念・人材育成目的」を明確化し再確認したことは、その制定の過程での議論を含めて、大学構成員の寄って立つ存立基盤に対する認識を深め、卒業生、在学生、受験志望者、ひろく一般社会の各方面にも本学を端的に理解してもらえる核心的な柱をたてた点で意義は大きかった。

学生のために開講した既述の「近代日本史における東京経済大学」や「語り継ぐ東京経済大学の110年」は創立100周年や110周年といった周年事業の取り組みの成果から生まれた授業であり、受講学生には大きなインパクトを与えている。

また本学のウェブサイトは大学ランキングでも高い評価を得ており、その中で発信している大学・学部・研究科等の「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」に関する詳細な情報提供は一定の浸透を実現している。

自己点検・評価活動、創立周年事業、教学改革の推進などの過程で「進一層・進取の観念」、「責任と信用」を重んずる精神、「グローバル化の進む時代に活躍する人材育成」、「実学重視」といった本学の「建学の精神」および理念・目的を検証しその意義について確信を深めてきた。それは、困難な現代社会に出ていく学生達を励まし成長させていく教職員はもとより、教育を受ける学生みずからが、本学の歴史と「建学の精神」に接することによって、多くの者が誇りと自信を持つ機会となっている。以上のことが、耐えざる現状分析と大学改革への強い意志へと繋がっている。

### II 章. 教育研究組織

建学の精神は、経済学部、経営学部においての特色づくりや教学改革において、強固な羅針盤の機能を発揮している。経済学部における国際化に重点をおいた国際経済学科の設

置、経営学部における流通とマーケティングを実践的な学問としてとらえて教育研究を行う流通マーケティング学科の設置等により両学部の教育研究の拡充と深化を導くことになっている。

また本学が充実させてきた総合教育科目の展開とそれを可能とする教師陣という学内資源の蓄積、他方、学術上の専門の深化と総合化の両立といった課題に応えるべく、創立 100 周年をにらんで本学が社会科学系総合大学を目指す方向をとり、「進一層」の精神により極めて個性的な学部を創らんとして将来計画を立てた。その最初の成果が全国初のコミュニケーション学部の設置であった。情報の収集と分析・加工する力と有効適切な多様な発信能力を統合したメディアリテラシーの向上を教育研究の中心に据えた当学部は、これまでの社会学系の先行した学部とも異なり、後続する「コミュニケーション」を冠した全国の大学の学部・学科がほとんど言語系の教学組織である点で、今なお本学の当学部は独自性の際立つ学部である。一定の受験界の評価と受験者を集めてきた。

更に 2 つ目の結実が、消費者問題、環境問題、福祉問題を主要な教育研究の 3 本柱とした現代法学部の設置である。既存の法学部との違いは言うまでもなく後続においても本学の現代法学部に類似のものは見出しがたく、しかも、コミュニケーション学部と同様に、一定の受験界の評価と受験者を集めてきた。

また、プロジェクト研究所では、学外者を加えた定期的な成果検討が行われているが、全学的にも学外者を加えて定期的な自己点検評価の検討を 2012 年度から実施すべく準備を進めている。

### III 章. 教員・教員組織

大学設置基準が定める必要教員数を余裕をもって上回ることを目指して行う人事の結果としての専任教員数と授業計画上必要とする教員数との間には差はあるものの、毎年度の採用計画を関係機関の議を経て全学教授会で合意し、その計画の下によりよき人材を確保する努力が行なわれており、学部、センターでの議論を吸い上げて全学で方針を合意し、学部、センターでの採用の努力を尊重しあうことを原則とする現状のシステムそのものは評価できる。計画達成の努力を学長、副学長、学部長、センター長の会議でも常に注視しているために、133 名の必要教員数を 10 名上回る水準にきている点は教員人事の進め方によって効果が上がっていると評価できる。

大学院担当教員に関して慣例で行っていた内容を規程に制定することで整備が行われ、可視化されたことは評価できる。

#### IV 章－ 1. 教育目標

学士課程の学位授与方針は、学部の教育目標と整合的で、学士課程の教育目標が明示され、修得すべき学習成果も示されているため、学位授与の適切な方針であると言える。

学生に対しては教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示しており、カリキュラム上の科目区分、必修・選択の別、単位数等も紙媒体やウェブサイトだけでなく、学生の学習・学生生活をサポートするコミュニケーションツールである「TKU ポータル」にて学生個々のカリキュラムに応じた情報を提供しており、より正確に学生へ伝わるようになった。

また修士・博士課程においては、各研究科の教育目標に基づいた学生個々の目標に合わせて指導体制（一对一の個別研究指導、中間発表、学生の履修要望に応じた授業の開設）が整備されており、評価できる。

#### IV 章－ 2. 教育課程・教育内容

学士課程ではいわゆる教養科目群である相互教育科目として、①教養講義科目②スポーツ科目③語学科目④ベーシック科目⑤教養演習科目と 5 つに分かれている。特に本学では

専門分野を学ぶ学部のゼミとは別に、⑤教養演習科目として総合教育（教養科目）のゼミが多くの上心ある学生を集め、大きな成果を上げています。またリメディアル教育である④ベーシック科目群が単なる授業におわらず、学習センターにおける補習活動と連携して運営することで大きな成果を上げている。

特に、学習センターでは、正課授業以外に TKU チャレンジシステムの「ベーシックプログラム」として、東京経済大学の4年間を通して、学部・学科を問わず、すべての学生に、「TKU ベーシック力 10 のチカラ」を身につけてもらうため冊子や CD 等を発行し教学・学生支援の連携を行っている。

TKU チャレンジシステムのプルトップ教育を担うアドバンスプログラムの「法プロフェッショナルプログラム」関連では、司法書士試験で現役合格者を出し、法科大学院でも合格者を複数出し、2007 年度卒業生から司法試験合格者を出している。また、「会計プロフェッショナルプログラム」関連では、公認会計士試験に現役 4 名、卒業生 4 名の合格者を出す等の成果をあげている。コミュニケーション学部で今年度から開設した「PR プロフェッショナルプログラム」は 2 年生 13 名でスタートし、11 月と 3 月に実施した 1 年生対象の募集・選考の結果、11 名を 2011 年度のプログラム生にすることを決定している。

#### IV 章— 3. 教育方法および 4. 教育成果

本学ではシラバスは教員全員が一律の基準である『シラバス原稿記入要領』に基づき作成しているため、同一の書式・項目で学生にわかりやすく明示できている。

また「講義別成績分布」や『教学資料』を毎年度取りまとめ、全教員に配付することで、教員の授業改善や FD 活動に役立っている。

また全学的に授業アンケートを実施し、その結果を教員個々にフィードバックしていることが、授業改善に大きくつながっている。

また、GPA の導入により各学生の学習状況の把握が容易となった。

大学院学則、および学位規則に定める基準と手続きは公正・厳格に必要な事項を規定し、運用されており、複数の審査員による複数の段階を経た審査、およびそれに基づく修了認定の客観性・厳格性は十分に確保されており、これについては大いに評価できる。

#### V 章. 学生の受け入れ

本学の学生の受入方針（アドミッションポリシー）は、全学的な改革論議の中で議論され、2009 年度に制定された。この受入方針は本学ウェブサイトにも明示されており、受験生やその保護者あるいは高校の先生方等に対して広く周知しやすくなっている。

本学では入試志願者数は堅調に推移しており、2008 年度に総志願者数が 10,153 名であったものが、2011 年度には 12,503 名と増加しており、また予備校による偏差値もこの間向上している。

入試制度全体の点検の中で、経済学部および経営学部において 2011 年度入試から AO 入試を募集停止にした（経営学部においては、会計プロフェッショナルプログラム AO 入試が別途実施されていたが、2012 年度入試からは募集停止となり、現代法学部についても AO 入試を 2012 年度入試からは募集停止とする）。この結果、AO 入試の志願者数は大幅に減少したが、一般入試の志願者数は堅調であり、入試における偏差値も向上している。求める学生像が曖昧であり、基礎学力に大きなばらつきのある AO 入試を募集停止にしたことにより、入学する学生の質的な向上を図ることができた。AO 入試の募集停止に伴う影響は志願者数の減少以外にはなく、両学部全体としては適切な入学者を確保していると考えている。

学生の受入方針（アドミッションポリシー）および大学院入学試験の過去の問題が本学ウェブサイトにも明示されているため、受験生に対して本学入学にあたっての情報を的確に

伝えることでできている。また、入試の出題、採点の体制、守秘義務の徹底、公平性などは十分に適切に配慮されており、これについては大いに評価できる。

留学生やシニア学生に対して門戸を開いており、とくに中韓の提携校（北京对外貿易大学、雲南大学、韓国培材大学）との関係強化、奨学金制度の充実などは成果を上げており、2011年9月にも、経済学研究科に中国の指定大学推薦より2名の学生が入学した。

コミュニケーション学研究科では2011年度に教員による専攻分野の学問論・研究活動や博士号取得者による体験などを内容とする冊子を刊行するため、これによって受験生が本研究科への理解が深まることが期待される。

## VI章. 学生支援

「横断的・総合的」な学生支援を行うためには、学内の関連部署の連携が不可欠である。この連携の体制を常時アップデートしておくために、学生支援会議は不断にその構成を更新するように努めている。2008年には、学習センター運営委員会委員長を、また、2011年には、国際交流会館運営委員会委員長（学生委員長が兼務）を構成に加えることによって、学生支援に関わる諸委員会の議事を漏れなく反映させるように配慮した。

また、会議の構成員である諸委員会の報告に際しては、議題書を資料として提出することを原則とし、学内で行われている学生支援に関わる議論が包括的に概観できるようにした。

学生生活支援のうち、経済支援については、近年における経済事情の悪化に対応するため、その改善を図った。まず、2008年度以降、東京経済大学奨学金の支給対象者数を従来の120人から漸次引き上げ、2010年度には160人とした。また、同じく2010年度に、「学生緊急経済支援制度」を改正し、従来の事由に加え、家計支持者の「倒産・失職」による家計悪化をも救済対象とするとともに、救済の期間についても、家計がさらに悪化した場合には、2年目まで制度を適用できるようにした。

また、大震災に伴う支援では、家屋全壊9名、大規模半壊5名、半壊11名、一部損壊85名、福島原発事故避難8名、計118名に支援を行った。この支援に因る大学からの支援金は、3,000万円を超えることになったが、大学としての役割は果たせたかと思われる。さらに、被災学生への支援ではないが、震災地域へのボランティアに赴く学生に対して、ボランティア保険の保険料を全額援助している。これも、ボランティア活動を勧めるのち、一定の効果をあげている。

2009年4月に、本学の建学以来の教育理念を冠した「TKU進一層制度」を発足させた。これにより、学生の資格取得を中心とした各種活動が活性化するとともに、従来注目されることの少なかった学生生活も掘り起こすことともなった。

学生が学習センターを利用する機会が増加傾向にあり、多様な学生のニーズにあった学習支援が徐々に浸透している証明といえる。

また大学のユニバーサル化や入試制度の多様化に伴い、大学が受け入れる学生が多様化し、学修活動や大学生活を円滑に行うことができない学生が増加しつつあることから、そうした「要支援学生」への対応に取り組んだ。個人情報保護の観点から支障を生じない範囲において、学内諸部署間での情報共有を進め、言わば、各部署単独での“点”の支援から支援の“ネットワーク”を構築することが主たる狙いであった。これに関しては、会議自体で繰り返し情報交換を行なった他、「要支援学生への対応」をテーマとした研修会（2010年12月24日）等の取り組みを行なった。また、「要支援学生への対応」のみを目的としたものではないが、2007年度に作成した教職員向けの学生対応ハンドブック『こんなときどうする？』を毎年改訂し意識向上につなげている。

正規科目群「ベーシック科目」として位置づけている「文章表現基礎」「日本語表現」といった、日本語運用能力の向上を目指す科目は多くの履修者を集めており、学生の日本語力向上に寄与している。

新入生対象のオリエンテーションや本学ウェブサイト、ゼミでの広報・啓発活動によって、多くの学生が学生相談室の存在とその意義を知って後日の来談に結びついており、サロン活動によって、対人関係やコミュニケーションが苦手な学生の支援が可能になった。また、臨床心理士（専任および嘱託）による困難をかかえた学生に対する長期の専門的カウンセリングが可能になった。さらに、教職員に対しては、学生相談研修会等での啓発活動によって、学生の問題に関して理解が深まっている。

現状の健康管理以外にも学生団体・サークルへ応急手当に関するアンケートを実施し、学生の応急手当への不安や認識不足などの問題を把握した。この対応策として応急手当ガイドの各サークルや関係部署への啓蒙活動などを実施し、問題の解消を図っている。

1年次ゼミを活用した人権啓発教育では9割近くの1年生に対し啓発研修が行われており、これがハラスメント等の人権侵害の防止につながっているといえる。

2010年度に制定した、体育会特別指導者招聘制度内規により、効果を定期的に検証しつつ、部活動の活性化を図ることができた。

マナー向上キャンペーンは、通学時のマナー改善を呼び掛けることで、学生のマナー意識の改善に一定の効果を挙げたと言えることができる。業務委託による警備員の配置の効果と相まって、通学マナーに発する近隣とのトラブルは減少傾向にある。

就職支援は、2010年度から、全学的に1年次科目を利用したキャリア・ガイダンスを実施し大きな成果をあげているが、これは就職支援と教学の連携によって実現したものである。年間220回以上の就職支援行事により学生との信頼関係が強化され、就職関連相談件数は、過去最高の6,501件となった。

## VII章. 教育研究等環境

教育関係予算により、ゼミ合宿や見学、論文集作成、ゲスト講師招聘等が可能となっている。また、毎年アンケート調査をすることにより、教育関係予算の執行方法、および教室設備の改善に結びついている。

教室数と設備については1995年に6号館、2000年に2号館が建設されたことにより、大幅に改善された。6号館にはコミュニケーション学部の授業で使用されるメディア工房やディベート室、スタジオが設置され、特色ある教育を行いやすい環境が整備されている。語学教育でも、全学生必修の「英語eラーニング」に対応した教室が4室設置され、多様な方法で教育を行えるようになっている。

国分寺キャンパス第1期整備計画は、一時、東日本大震災による計画の遅延が憂慮されたが計画どおり進行している。第1期整備計画は、武蔵野の緑豊かな自然地帯である国分寺崖線の真上に位置する本学の立地条件を活かし、環境に配慮した「森のキャンパス」をコンセプトとしており、自然景観を守る意味とエコキャンパスの実現に向けて建物のグリーンウォール化を進めている。このコンセプトには「国分寺市まちづくり条例」にも合致するものとなっており国分寺市、近隣住民からも理解を得られている。

従来から施設・設備について基本的な考えは示されてきたが、改革推進本部会議を中心とした検討により、今後の10数年を見通した具体的な整備計画が示されたことは大いに意義のあることであり今後の財政計画を策定する上でも有効である。

2007年の新教学情報システムの再構築により教員・学生・事務との情報共有が進み、シラバス、履修登録、試験、成績発表等の教学の流れがスムーズになった。学生ポータルシステム「TKUポータル」の開設により、学生は学内のどこからでも、自宅からでも教学システムにアクセスすることが可能となり利便性が格段に向上している。従来、履修登録に際しての学生の行列も常態化していたが現在ではそれも解消されている。

年1回開催の防災セミナーでは、国分寺消防署の協力により、学内で起震車による地震の体験や、同時に普通救命士の講習等も行っており、学生、地域住民ともに防災の意識が高まっている。また、地区防災センターに指定されたことにより、地域住民から大学への

期待が高まり、以前から生じていた近隣住民からの苦情も減少し、地域からの理解が得られるようになっていく。

これまでも、教職員・学生有志の組織であるエコミーティングが、独自に長らくキャンパス内の環境改善のための活動してきた。環境政策の立案および点検を役割とする「エコキャンパス推進委員会」が設置され、環境方針が示されることにより、明確な目標の基に、またバックボーンを得ることで、より積極的な活動が可能となった。マイカップ運動、落ち葉の堆肥化、ゴミ削減等環境への取り組みは、着実に進められている。

近年増加の一途をたどっている電子資料について、現代の図書館としては従来資料以上に充実させていくべきものであり、予算面でも重視して提供可能タイトルを増加させてきた。特にオンライン・データベースに関しては市場も成熟してきており、本学図書館においてなくてはならない基本コンテンツともいえるタイトルも増えている。新入生向けのガイダンスでもこうした基本データベースの紹介・実習は必須であり、今後も本学の教育に寄与しうるデータベースおよび電子資料を増加し、より使い勝手のよい利用環境を整えていく必要がある。

個人研究助成費の募集人数に対する充足率は100%で、国外研究員は定員通り、国内研究員は各学部間の格差なく公平に決定されている。

#### VIII章. 社会連携・社会貢献

地域社会との連携は、主として2004年10月に発足した「東京経済大学・国分寺地域連携推進協議会」の下で推進している。この間の効果的な取り組みとしては、学生の地域参加プロジェクトで、これは学生の地域参加を単位認定すべく、2010年度より、「学生の地域貢献」(特別講義)が、通年授業で2単位科目として開講したことである。この授業は、国分寺地域を中心に、国分寺市役所、社会福祉協議会、商店会連合会など、公益性のある機関・団体が主催する各種事業に、学生ボランティアとして参加することによって、「地域を学ぶ」ことを目的に開講される特別授業で、履修学生数は30名以内を前提にスタートし、初年度の履修者は18名、2年目を迎えた2011年度の履修者数は36名であった。今後の履修者の広がり期待している。

本学は、既に1982年から、国分寺市と共催で「市民大学講座」を開講しているが、2004年10月の「東京経済大学・国分寺地域連携推進協議会」の設立後は、国分寺市役所との連携により、毎年度、従来に増して改善・工夫がなされ、開講内容・時期等の見直しが円滑に行われている。また、時節を捉えた講座テーマの設定と多彩な講師陣により、受講者アンケート調査では、講座内容に対する高い評価を維持しており、リピーターも多い。

本学は国際社会への協力方針によらずに本学の「建学の精神」そのものに則ってかかる社会連携・社会貢献を行ってきた。その効果といえば、中国内陸部人材育成事業活動をきっかけに、本学は、雲南大学および貴州財経学院と友好校協定を締結している。また、5年間の期間限定で研究活動を展開した本学プロジェクト研究所「雲南研究所」と、研修団として来校した雲南省の研究者との共同研究の基盤が構築され、その絆は現在も続いている。2007年度には、関係教員が、海外ゼミ研修で、雲南大学を訪問し、同大学の学生と本学学生の交流活動を行った。また、2008年度からは、瀧本記念奨学金制度の創設とあわせて、雲南大学から、経済学研究科において来日前入学許可研究生の受入と研究生終了後は同研究科修士課程へ入試を経て進学するコースが開始され、2011年秋入学生1名を受け入れてこれまでに5名の研究生を受け入れ、修士課程への進学も順調に進んでいる。こうした中国の大学との教育研究交流の深まりと広がり勢いは現在も維持されており、雲南師範大学、雲南師範大学文理学院、山東財経大学、天津外国語大学浜海外事学院から短期留学生の受け入れや上海杉達学院から本学大学院コミュニケーション学研究科への推薦入学受け入れなどの実績を蓄積しつつある。

また、協定締結から 30 年近い年月がたつ対外経済貿易大学との交流も一段と拡大と深化を遂げつつある。

学術フォーラムや国際シンポジウムなどには数十人から数百人規模で学外からの参加者があり、また本学の教育研究活動を広報する機会ともなっている。本学の存在理由を社会へアピールする効果を上げている。特別企画講義や国分寺市委託科目聴講生、市民大学講座の市民の参加者は一定数あり、また毎年参加する市民もおり、市民の学びのニーズに応じていると思われる。授業公開でも、本学学生・高校生の保護者からリピーターも一定数おり、アンケート記述内容によって好評を得ていることを知ることができるし、本学の教育改善に繋がる意見を得ることができる。

学外組織との連携による教育研究という点で、幾つかの授業の例を前項で挙げているが、本学の資源では行えない内容の授業展開が行われ、学生および市民の履修者も多く、社会への還元に寄与している。

## IX章. 管理運営・財務

実質的に改革課題の検討や立案を担う現学長の下での改革推進本部会議には、理事長を除くすべての常務理事、学内理事が参画しており、理事会レベルでの改革課題の共有に資しており、また定例の学長・副学長・事務局長打合せを緊密に行い、理事長と学長の打合せも定例化し法人と大学の連携を深めている。

本学の教学関係に関する責任と権限を有する教授会等の教学機関に関しては必要な規程が完備されており、長年の運営の実績の蓄積も加わり、教学関連の管理運営は大過なく遂行されており、大学の理念・目的に向けて管理運営方針が明確であるため教授会等の既存の会議、新たに設置されている諸会議との間の連携・調整は遅滞なく行われている。

学部長の選出については、2007 年 3 月に学部長選出規程を制定し、これまでよりも手続きが簡略化され、学部の独立性も高まるなど、適切な選考方法を整備することで、厳正な選考方法が確立できた。

社会や学生の急激な変貌に対応すべくカリキュラム編成をはじめとする制度改革が続いている。こうした教学改革に合わせて事務組織も臨機に改編を行いながら、職員数の減少にもかかわらず、教学の日常の業務や、多くの教学改革関係の業務に対応してきた。長期に渡る改革努力により事務局会議を中心に各事務組織が有機的に機能していると判断できる。

本学は職員研修制度が整備されており、その中でも年代別研修は、ワークショップ、ロールプレイング、ディスカッション・発表を中心とした参加型研修を基本として、毎年年代層にあったテーマを選択し、実施しているとともに、同じ職場で働く同世代間のコミュニケーションをとる場として効果を上げている。

財務関係比率の適切性については、予算編成時からこれらの比率を意識し編成作業を行うという体制が整いつつある。人件費比率などは多くの場で意識されるようになり教職員の財務比率への関心の高まりを感じることができる。

予算編成は、大学運営上金銭に関わる全ての項目について審議しており膨大な時間を要するが、詳細に予算を審議することにより大学執行部をはじめ予算関係者にとって当該年度における大学全体の予算項目を掌握することには大いに役立っている。

予算執行上重要な点は、不正が発生しない仕組みを持つことである。本学では、詳細な予算書に基づき、予算上の支出根拠を確認しながら会計伝票が作成され、予算書に記載のない事項については稟議決済を必要としている。また、経理課において会計伝票の予算根拠その他のチェックを行っているので、執行の厳格性は常に保たれているといえる。

## X章. 内部質保証

大学基準協会など外部評価を伴う認証評価機関による評価に際してのみならず、法人と協力して年度ごとに作成している「事業計画」「事業報告」は、全学的な視点での情報収集と確認に基づいて、正規の機関で報告、検討を行って作成しており、実質的には、内部質保障のための「自己点検・評価報告書」にあたるものであり、公表も行っている。各年度ごとの点検・評価としては、重点項目を中心に行っているとはいえ、各年度ごとの取り組みの内容が計画とその実施状況によって明らかにされており、継続的な内部質保障への取り組みとして十分な内容になっている。情報公開も、可能な限り多岐にわたって実施しており、それ以外についても問い合わせに可能な限り応える体制も用意している。

法人とも協力しての内部質保証体制は、整備されており、監査体制の整備されることによって教職員のコンプライアンス意識も徹底されており、監査も適切に行われている。

組織的な内部質保証活動は充実してきており、大学運営に関わる基礎データについて、教育研究活動に関するデータも含めてデータベース構築への方向性も明確にしてきた。

そのような中で、2005年度の認証評価で指摘された事項の改善も進めることができた。

### 3. 優先的に取り組むべき課題

#### I 章. 理念・目的

本学は1900年創立以来、社会の要請と学内関係者の努力によって自己変革・改革に取り組んできた。そうした歴史の中で「建学の精神」および「教育研究理念」は検証されてきたのであり、いわば不動の精神であり理念と称していいものである。しかしながら、今後とも本学が改革の姿勢を堅持していく限り、学部等目的規程および大学院目的規程も改革に照らして相応しい内容であるのかの検討を行う機会が待ち受けているものと考えている。

教員、職員においては、学部、大学院の2つの目的規程を制定した後に、組織的に「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」に関する認識を深めそれを共有する機会が既述のように設けられているが、時の経過とともに十二分に確保されているとは言い難いのも現実である。そもそもその必要性についての切実な共通認識が存在しない状況も想定できる。100年を越える歴史を歩んできた大学には自ずと理念・目的は確立されるものと考えられる。しかしその認識を深めることとなると不断の努力がなければ血肉化されたことにはならず、理念・目的の再確認を行うことを意識的に組み込まんだFD活動、SD活動等が必要である。

本学はあらゆる活動実績を纏めるために毎年度『東京経済大学一覧』を発行している。また、学校法人は事業計画を策定しその総括を行っており、これらも公表されている。こうした単年度ごとの活動実績の纏めや計画策定と総括を行う機会に、本学の「建学の精神・教育研究理念・人材育成目的」も検証しその意義を確認する作業を行い、現状との乖離がないか検証することをより一層進める必要がある。

また学生に対しては、学部の理念・目的を『学生手帳』や『学習ガイドブック（履修要項）』等に、より平易な形で明記してさらに周知すべきである。

#### II 章. 教育研究組織

本学の存続、発展を長年にわたって担ってきたのはいうまでもなく、経済、経営の両学部である。そこに本学の特色である一般教育の長年にわたる充実と法学教育の重視政策を基礎に、本学の「建学の精神」、学術の進展と社会の要請に呼応して、創立100周年前後に新しい2つの学部を設置してきたのであるが、それは経済系単科大学から社会科学系総合大学へと教学組織のあり方を大きく変えたことを意味する。この状況に相応しい大学の相互協力体制、総合化の力を発揮できる仕組みと運用の経験がまだ浅いと言わねばならず、

様々な改革・改善が将来必要となると考えている。しかし、これは日々の努力を有効適切に積み重ねていくことによって、次々と解決していくものと考えている。全学教授会と各学部教授会・全学共通教育センター会議、全学教務委員会と各学部教務委員会・全学共通教育センター教務委員会、大学院委員会と各研究科委員会の運用において経験を積み重ねてきており、現状では大過なく運用されてきているが、具体的な改善点を1つ挙げるとすれば、改革推進本部会議など設置して日の浅い機関と、上述の長年実績のある常設機関との連携関係が円滑に運用されることであろう。

### Ⅲ章. 教員・教員組織

長年にわたって、経済学部、経営学部の専門科目を担当する教員は、経済学研究科、経営学研究科の科目も担当できる能力・資質を持っていることを前提に教員採用を行っている。一方、コミュニケーション学部、現代法学部では、新任教員の中から、それぞれの研究科委員会において、大学院担当者を決定している。このように4つの研究科委員会において大学院担当の決定には相違があるが、大学院担当教員の統一した資格基準の整備が必要である。

総合教育科目を担う全学共通教育センター会議に所属する教員は4つの学部配属されており、学部固有科目の担当にも関わっているが、その関わり方には学部によって違いがある。全学共通教育センター会議所属の教員が、総合教育科目の負担と配属された学部で学部固有科目の負担のあり方に関して統一基準を設ける是非について学内合意点を作る必要がある。

#### Ⅳ章－1. 教育目標

現状においても広く教職員に告知しているが、さらに教職員全員が理解を深める必要がある。学生に対しては、期を見て周知徹底しているが、一部学生の理解が不十分な点もある。

またカリキュラムの改訂等、教育改革の折には、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についてより一層吟味することが必要である。

#### Ⅳ章－2. 教育課程・教育内容

少人数で双方向的な指導が可能な演習（ゼミ）の履修は、必修ではないため履修しない学生も多い。今後は、その履修率を高め、「研究論文」（卒業論文）の履修率なども高めていく必要がある。

シラバスをよく読まずに授業を履修しようとする学生が少なからず存在する上に、初回のガイダンス授業も欠席する学生がいる。そうした学生への対策を検討する必要がある。紙媒体のシラバスを学生に配布しないようになったが、自宅にパソコンを持っていない学生もいるので、携帯やスマートフォン用に最適化されたシラバスを提供することも検討する必要がある。

なお、全学のFDへの参加率が必ずしも良くないので、改善が必要である。

#### Ⅳ章－4. 教育成果

授業アンケートにおける全学の授業についての5段階評価平均値であるが、「この授業の内容をよく理解できた」の3.9点や、「この授業の内容に興味をもった/知的刺激を受けた」が4.0点となっている。決して低い値ではないが、他の質問項目に比べるとやや低く、まだ改善の余地があると考えられる。

また、学生への成績通知にはGPAも掲載されているがGPAの平均値や分布を伝えていないため、有効に活用されていない。学生本人が自分のGPAの意味を解釈できるような情報の提供についても検討する必要がある。

卒業生についてもアンケート調査を行うことによって教育改善に必要な情報や提言を収集することが必要である。このように今後は多様なチャンネルを利用して、教育成果を測定する工夫が求められる。

現在、全ての院生に、共通の修士論文審査基準が適用されている。しかし、シニア大学院生にとっては、調査や文献の読み込みあるいは判例分析などについて、一般の学卒あるいはそれに相当する能力を有する者と同様の水準を要求することが難しい場合がある。そこで、シニア大学院生の場合には、それぞれの力量に応じた努力がなされていることを基準として、修士論文の合否判定をすべきであるとする課題が提起された。今後、早急に、議論し結論を出すことが求められている。

## V章. 学生の受け入れ

各学部とも第3年次編入学のアドミッションポリシーは明確ではない。しかしながら、2013年度入試からは、新規に基礎学力を確認する筆記試験を経営学部、コミュニケーション学部、現代法学部で募集している「第3年次指定短期大学制推薦編入学」入試において導入することが決定しており、編入学の議論を深めていく。

障がいのある学生の受入方針は、もう少し実績を積み上げたうえで、明示できるように努めていきたい。現時点では、入試本部および入試課への問い合わせ件数が少ないため、各学部等における「障がいのある学生の受入方針」を策定するまでに至っていない。障がいのある学生への対応方法にも不十分な点がある。入学者選抜において、障がいのあるなしにかかわらず受験生すべてについて、その個人情報非公開としている。現時点では、合否が確定した段階（各学部教授会等の審議・承認後）で、合格者の中に障がいのある学生が入っていれば、入試委員会および入試課から各学部等へ事後的に情報提供をしている。入試における公平性の観点からは当然の対応ともいえるが、入学者選抜において透明性が過剰に確保されている側面もあるので、今後の検討課題としたい。本来は障がいのあるなしにかかわらず、勉学の機会が保障されていれば十分であると入試委員会では考えているが、各学部教授会等では異論もあるのが現状である。

外国人留学生に対して、外国語（英語や中国語など）の入試に関する募集要項を作成していない。本学ウェブサイトの大学案内においては、英語、中国語それに朝鮮・韓国語（ハングル語）版をそれぞれ作成している。けれども、外国人留学生入試の対象者を日本在住者（在留資格「留学」の者）に限定しているため、および入学後の授業科目の多くが日本語で行われているため、あえて外国語による入試に関する募集要項を作成していない。こうした対応を外国（人）から見れば、本学には一貫性がないと受け取られる可能性が高く、適切な学生募集をしているとは必ずしも言い切れない。外国人留学生に対して入試の募集人員枠が明示されている入試種別があり、志願者数が減少傾向にある。募集方法や外国人留学生に対する入試広報についても、再考の余地が大いにあるといえる。

成績優秀者を入学させるため、経済学部および経営学部の「センター利用入試」での入学者を増やし、その入学定員充足率を上げる方法を今後も模索する。「その他」入試である「外国人留学生入試」についても、2012年度入試については、入試日程を変更し、「日本留学試験(EJU)」が実施される日程と異なる週に設定した。これまでは、多くの外国人留学生が受験をしている「日本留学試験」(11月実施)の前日(土曜日)に「外国人留学生入試」の第一次選考を行ってきたが、留学生の負担を考慮して日程を変更し、本学の入試に志願をやすくした。また、第3年次編入の募集人員確保についても、引き続き努力をしていきたい。

次年度入試の学生募集および入学者選抜の方法を検討する際に、過年度の入試結果を全教員が出席する全学教授会において入試委員会から報告しているが、入試種別が多様になり、教員がそのすべてを十分に理解することが困難になりつつある。学生の受入方針（ア

ドミッションポリシー)に基づき、学生募集および入学者選抜の方法を検討しているが、その対応関係を学内教職員により周知するための学内広報を充実させる必要がある。

大学院については、収容定員に対して在籍学生数が少なく、定員未充足状態が長期に続いており、適切とは言えない。この点では今後の改善努力が必要である。質を落とさない形での定員充足を目指すために、優れた留学生の確保、学部との一貫教育システムの整備、社会人・シニア学生への広報活動、定員の引き下げなどの検討を引き続き行う。また一般入試でも外国人学生の割合が高まっている現状では修士課程の一般入試と留学生入試の分類の合理性について再検討すべきである。その中でも現代法学研究科では、税理士志望者の入試志願者の数が激減しているが、教員の負担との関係で合格者を増やせないという現実の要請が、主要な要因の一つとしてあげられる。税理士志望者の扱いを含めて、現在見直しを行っている。

大学院についても受験資格では障がい者を排除しておらず、障がいのある学生でも受験しうるとは間接的に表現されてはいるが、明確に受け入れ方針が明示されておらず、改善の必要がある。

ウェブサイトによる大学院広報のより一層の充実を図るほか、シニア学生などについては多様な媒体（地域の広報誌、同窓会雑誌など）を利用した広報活動も展開していくことが必要である。

## VI章. 学生支援

休学者、退学者についても、学費未納者に対する部分では、退学決定後1ヶ月以内（一学期は15日以内）に学費を納入した場合には退学取り消しの猶予措置をとってはいるが、休学・退学者を減らすまでには至っていない。

奨学制度のうち緊急経済支援の問題では、予算の許す限り、現行では、失職や離婚による支援は、授業料の1/4減免であるが、失職や離婚に因って、収入が絶たれるわけなので、家計支持者の死亡と同じように、全額免除の措置が必要ではないかと思われる。

学修支援として本学では、成績不振者に対して、毎年次、個別面談して、学習指導を行っているが、それにも関わらず、留年率が2割強という現実は、考慮すべき点であると思われる。成績不振者に対する、きめ細かな指導が必要と思われる。多くの成績不振者は、大学に出てこない場合が多い。如何に彼らを大学に来させるかが、問題を解決していくのに重要と思われる。学生を網の目から取りこぼすことなく、教職員の誰か一人でも、その学生を知っている、学生も相談ができる教職員を一人でも知っている、そういう体制をつくることが求められていると思われる。

学習センターを利用している教員はまだ少ない。学内広報により、学習センターの活動内容を理解してもらえるように努めたい。

正規科目群「ベーシック科目」として位置づけている「文章表現基礎」および「現代社会の基礎知識」は希望学生を全員受け入れる体制が整っておらず、開講コマ数の増加を模索する。

心の健康保持・増進を進めるため精神的な問題を抱える学生に対して、学生相談室を中心にして、その支援を講じているが、まだまだ問題を抱えている。発達障がいのある学生に対する接し方についての教職員の勉強会も開いているが、まだその緒に就いたばかりである。

また、精神的に不安を抱える学生に対する学生相談室と医務室との相互関係が個人情報との関係もあり不十分である。

ハラスメント防止のため教員向けの人権講演会は希望者の参加となっていることから、参加者が専任教員（教授・准教授・専任講師）の29%の出席にとどまっており、本来もっとも啓発活動の対象とすべきハラスメントに無関心な層の参加を増やすことができていないため、対応が必要である。

課外活動支援に関しては、体育会支援に努力を傾注し、制度改革を実現することができたが、文化会、学生会等の他の学生諸団体については、有効な改善策を実施するには至らなかった。また、未加盟のサークルが昨今の課外活動において大きな比重を占めていることから、何らかの形で支援の対象とすべきではないかとの認識は有ったものの、具体的な検討にまで進めなかった。言うまでもなく、学生諸団体の活動は自治を原則としている。しかし、万事を学生の自己改善に委ねるということは、現在の学生の実態に照らすと、適切な方針とは言えず、支援の手を差し延べる必要がある。

就職委員会にて 2010 年度緊急支援体制の経過と結果を分析した。経過において、電話かけ、ハガキ送付、メール等の勧奨に消極的な層が存在すること、また、結果においてもその層が就職率を下げている（約 3 割程度と把握している）と分析した。「消極的学生の活性化」が今後の課題であることを確認し、①低学年からの意識づけ・社会人とのふれあい、②就職活動該当年次への意識づけ、③キャリアセンターを利用しやすい環境づくり、④専任職員の個別技量の向上、⑤卒業生団体との交流強化、⑥企業との連携強化等の対策を講じた。

## VII 章. 教育研究等環境

1 年次必修科目や「演習」等では少人数教育を行っているが、一般講義科目の履修定員は 2009 年度より上限を 400 名に設定したまま据え置かれている。2012 年 1 月に新 5 号館が完成し、中規模教室数が増えることから、履修定員の引き下げに取り組む環境が整ってきた。新棟建設により 100～250 名程度収容できる中規模教室が 6 室増加する。これにより、中規模授業の開講がさらに容易になる。

授業をサポートするための技術スタッフが充実している一方で、大学院生が少ないために TA が新学期開始とともに決まらないという問題がある。過去数年間にわたり、学外の大学にも募集案内を出す範囲を拡大しているが、依然として問題が残っている。

校地・校舎・施設の設備の第 1 期整備計画を進めるにあたって、「国分寺市まちづくり条例」の情報が不足していたため当初の建設計画の根本的な変更を余儀なくされた。具体的には上記条例より建築物の高さの上限が指定されていたためである。施設の取得、維持管理にあたる管財課や地域連携との窓口である秘書課、広報課等における日常的な行政情報、地域情報の確実な入手を心がける必要がある。

大学食堂の改修により座席数が増えたことにより、学生等の利便性は向上したが、2 時限授業終了時の混雑は今も解消できていない。今後改善のための検討を進めていく予定である。

学内環境活動について、生協学生委員会、フェアトレードのための学生団体、複数のゼミが協力してくれているが、より広範な学生の積極的な関わりをどのように引き出すかが課題である。

エネルギーについては、無駄な電力を使わないという意味での省エネルギーの観点から対策を講じてきた。竣工した新 5 号館では、屋上を利用した太陽光発電や屋上・外壁の緑化などの導入により一部実現しているが、より積極的に太陽光、風、水、緑の利用による省エネとエネルギー転換を政策化することが求められている。

2014 年 3 月竣工予定の新図書館の建設により改善するとおもわれるが、現図書館の書庫の狭隘化が著しく進行しているため、本館以外の 2 か所の書庫への資料の分散保管を余儀なくされており、利用者サービスの点では非常に効率が悪くなっている。また、築 43 年という古さのため、バリアフリーや危機管理といった面は全く想定されておらず、さらには ICT 環境への対応も不十分であるため、現代の大学図書館としては機能的にみて著しく劣化している。これまでに集積してきた大量の資料および現在増加している電子資料の双方を有効に利用するためには、改善すべき問題点が多い。これらの改善策は、新図書館の建設に関わる関連委員会と関連部署で検討が行われている。

## VIII章. 社会連携・社会貢献

地域連携について本学は、一定期間を目処にプロジェクト研究所として「国分寺地域産業研究所」を設置しているが、地域貢献、社会連携の重要性に鑑み、また、地域連携の重要拠点ともなりうることから、これを本学の付置研究所とするなど、「東京経済大学・国分寺地域連携推進協議会」と密接に連携した常設の研究所として、その位置付けを明確化していく必要がある。

市民大学講座は、質的には、毎年高い評価を得ているものの、受講者は減少傾向にあり、講座内容の維持・改善と同時に、受講者数の増強をはかる必要がある。また、仮に受講者数は多くなくとも、特色ある講座として地域に定着する講座の開講も検討すべき課題のひとつである。

国際連携については、本学は「建学の精神」によって国際社会への協力事業を行ってきたが、今後この分野での一層の発展を期するには、「建学の精神」を土台に、これまでの経験を生かして国際社会への協力の方針を宣言するなどの可視化が必要な時期にきている。

社会貢献については、研究成果を公開するという点では、紀要の発行だけではなくウェブサイトで公表が時代の趨勢としては求められてきていると思われる。本学の場合は、著者の諾否に基づいての論文公表が現状であり、改善の余地があるのかどうかを含めた公表のあり方をめぐっての議論が必要である。市民への教育研究の還元という点では、エクステンションセンターのような組織による統一された本格的な取り組みは行われておらず、組織的対応の改善が検討されていく必要がある。学外と連携しての授業展開の他に、外部資金による研究活動も拡充の取組が必要である。国際交流の面では、引き続きアジアでの努力を継続しつつ、欧米地域での交流の拡充が必要である。

## IX章. 管理運営・財務

管理運営について、大学の議論過程と意思形成過程から決定に至るまでには相当の時間と労力を割くが、今後、これを慎重に丁寧に進めることを失うことなく、迅速さを実現できる仕組みが必要とされている。

学長選挙規程は、これまで必要に応じて何度か改正されているが、長年検討課題のまま残されているものがあつた。そのため 2009 年 4 月に、学長選挙制度検討委員会を設置して、職員の学長選挙への関与のあり方、候補者確定の方法等の諸課題について検討を依頼した。同委員会からの答申を受けて、2010 年 7 月に具体的な改正案の作成を学内諸制度整備委員会に依頼し、2011 年 1 月に同委員会から検討結果の報告があつた。一方、2010 年 7 月の臨時全学教授会において、現行の学長選挙規程を改正する必要がある旨承認されており、理事会の意見も求めながら、約 2 年間をかけて、学内で議論を重ねてきたが、結果的には、教職員投票による合意は得られなかった。全学教授会において改正の必要がある旨承認されていることから、寄付行為の改正を含め、あらためて改正内容を見直し、必要な手続きを経た上で、改正を期さなければならない。

事務組織について大学の基本方針、展望等がすべての職員に十分に行き届いていないとの指摘がある。事務局会議の活発化促進とともに、部内会議、課内ミーティングの制度化、定例化による一層丁寧なコミュニケーション向上の努力がさらに必要とされている。職員の意識向上、職員組織の活性化を図るためには、職員の各々の業務への努力が大学の発展に直接結びついているという一体感と目標達成感を持って業務にあたるのが肝要である。また、大学において、職員に期待される役割が大きくなっているが、一層の課題発見、職務遂行能力の向上が必要である。

また、教学対応の強化、入学者確保、キャリア支援の重視と強化の必要性により、専任職員数は、学務課 17 名、入試課 10 名、キャリアセンターは資格支援部署のキャリアサポ

ートセンターを含めて 10 名と増員して来た。増員にあたっては、他の部署（特に管理部門）の人員を削減し、対応してきたが管理部門の職員数削減も限界に達して来ている。

「教育力」を各大学が競い、学生生活を支援する立場から学生サービスを向上させる競争が開始されているなか、現行組織の点検を継続し、こうした諸課題を可能とする組織改編を柔軟に絶えず進めていくことが重要となっている。各部署について必要な体制をとりつつ、限られた人材の活用により、効率的で創造的な業務展開を可能とする努力が引き続き求められている。

また、人事異動のルールや役職への昇格・降格基準の整備、明文化（可視化）が改善すべき事項である。人事制度については職能資格制度、目標管理制度、人事考課を含めて継続して検討をしていくことが必要である。

財政的基盤については、従来から問題視されている点であるが、寄附金比率、補助金比率が全国大学平均に比べて著しく低い値となっており、学生生徒等納付金に頼らざるを得ない状況となっている。収入構造の多様化を目指すことが必要である。

予算編成の予算査定において、個別事項にわたり細かく審査する方法を採用することにより、執行の厳格性は常に保たれているが、予算積算・査定に要する時間が膨大なものとなり、概括的に行なう部分と詳細に査定する部分とに分けるなど、改善の必要を認識している。

#### X 章. 内部質保証

今後も、各年度ごとの「事業計画」「事業報告」だけではなく、認証評価機関による認証評価の中間で、さらに広い領域にわたる「自己点検・評価中間報告書」の作成を続けるとともに、各年度の「事業計画」「事業報告」についても、外部評価委員会を設けて点検評価を受ける体制づくりを検討している。なお、「事業計画」「事業報告」について最終的に審議・決定している法人理事会は、15 名中 9 名が、卒業生をも含む学外理事であり、外部評価にもなっている。

内部質保証の体制は、実質的に整備されているが、法人と協力しての全学的なシステムを、認証評価機関の認証評価とも連結させながら機能的に運営するためには、事務局レベルでの対応態勢を組織的にさらに整備し、継続的に内部質保証体制を機能させる役割を担う担当者をおくことを検討している。

個人レベルでの自己点検・評価についてデータベースの構築に加え、教育研究の質の向上へ繋がる方法をさらに模索する必要がある。また、学外者の意見の反映についても、常設機関以外のより広い学外者の意見を反映する工夫が必要であり、検討を行っている。

個人情報保護規定第 18 条 2 項では「所管部署長は、所属員だけでなく当該部署において個人情報を取扱う全ての者に対して、その取扱いの実態に応じて個人情報の適切な保護が図れるよう必要な研修等の教育を年 1 回以上実施しなければならない」とあり、また第 18 条 3 項では「所管部署長は、前項の教育に関する計画を年度ごとに策定し、所定の教育計画書および教育実施結果報告書を毎年 4 月末日までに管理者に提出しなければならない」とあるが、実現しておらず実現に向けて努力する必要がある。

## 4. 今後の展望

このたびの自己点検・評価によって、東京経済大学における諸活動の現況について、10 の評価基準に即して自己理解が深まり、改革・改善が必要な課題が明らかになった。とりわけ、学生の受け入れ、特に、学部 3 年次編入定員と大学院の入学定員の双方の充足率の向上と、各種学生支援の一層の充実を行うために大学全体として改善方策を講じていきたい。

他の評価基準に関しても、大学全体として、また、各学部・研究科、事務部局等として、とりくむべき課題が明らかになっており、提示した改善方策に着実に取り組んでいく。効果があがっている事項については、さらに発展させる方策を講じる。

大学の根幹に関わる理念・目的については、大学組織と各学部・研究科とも、環境変化に対応して理念・目的の再検討・再定義を実施し、理念・目的の実現をより一層を図るためのカリキュラム等の改訂や教育研究組織の改編を必要に応じて行っていく。

本学は、2010年に創立110周年を迎えましたが、次の10年、創立120周年に向けて「TOKYO TOP30計画」を掲げている。具体的には、首都圏の200余りの大学において、教育品質、研究実績、就職満足度、学生支援、環境の良さ、国際性、社会貢献の7分野で上位15%のポジションをめざすプランである。すなわち建学の理念「進一層」のもと、チャレンジ精神に燃えるとともに、「責任と信用」に基づき、冷静な判断力を持ち国際社会で活躍する次世代を育てていくプランである。今後は、単なる抽象的な理念に終わらせることなく、7分野について具体的な目標を立てて取り組んでいくところである。

さらに、本学の内部質保証に関するシステムもより効率的なものとするため自己点検・評価運営委員会を中心に、新たな内部質保証システムを構築し自己点検・評価活動が特別のものではなく日常の業務を改善させていくための活動であるという意識を教職員全員が共有し、PDCAサイクルを機能させながら、大学の質の維持・向上を実現する仕組み作りとその運用を引き続き行っていきたい。

(終)